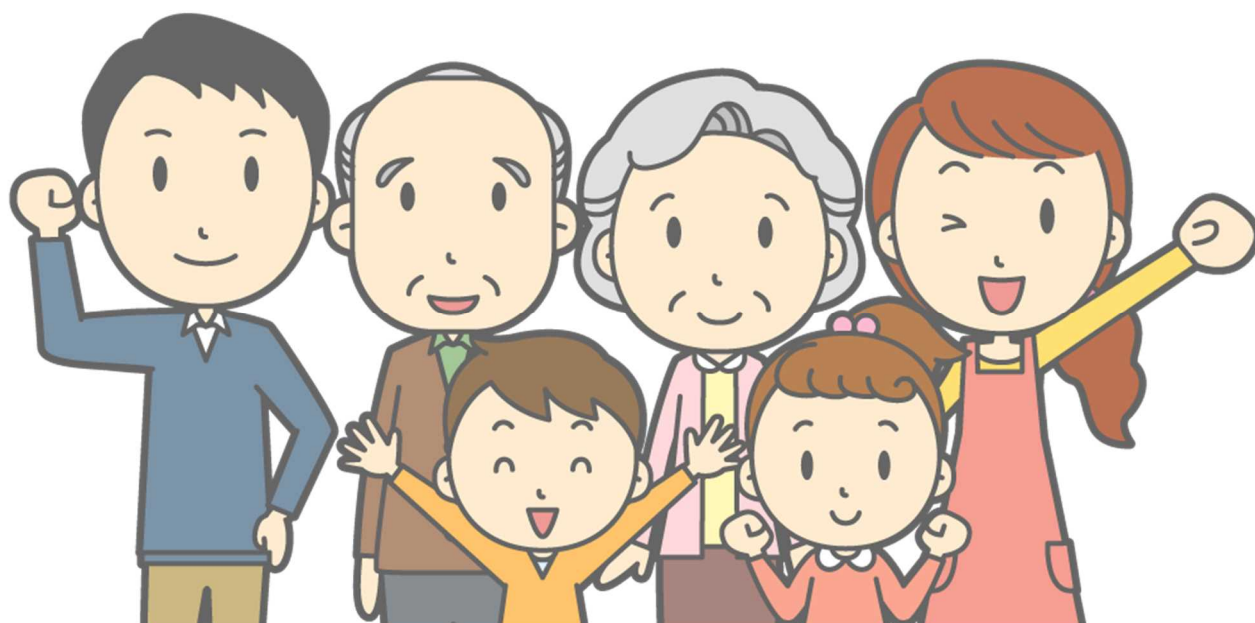


寄居町高齢者保健福祉計画

寄居町障害者計画

第7期寄居町障害福祉計画

第3期寄居町障害児福祉計画



令和6年3月

寄 居 町

ごあいさつ



寄居町では、令和3年度を初年度とする計画を策定し、高齢者・障害者（児）に関わる様々な施策を推進してまいりました。

現在、国では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進を図っております。本町においても、地域住民の課題は複雑化・複合化しており、高齢者や障害者といった対象者ごとの支援だけでは、人びとが持つ様々なニーズへの対応が困難になっています。この状況を踏まえ、様々な支援ニーズに対応するため包括的な支援体制を構築し、町民一人ひとりが役割を持ち共に支え合う地域を創り、安心して生きがいのある生活を送るため、「寄居町高齢者保健福祉計画」と「寄居町障害者・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を同時に策定し、合冊で製本いたしました。我が国の人口は高齢化が進み、本町においても高齢化率は34.9%と増加しております。そのため、健康長寿の重要性はますます高まっております。「寄居町高齢者保健福祉計画」では基本理念を「支えあい みんながともにいきいきと暮らすまち よりい」とし、高齢の方が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを目指し、介護予防・健康長寿の取り組みを推進してまいります。

また、「寄居町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」では基本理念を前計画から継承し、「すべての人が支えあう、地域共生のまちよりい」としています。障害のある方が安心して生活を続けられる地域づくりや障害のある方のニーズに合わせたきめ細かなサービスを提供する取り組みを推進してまいります。

基本理念を基に、よりよいまちづくりを行うため、本計画を推進してまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただいた寄居町地域福祉計画等策定委員会の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました町民の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

令和6年3月

寄居町長

岸克明

第 I 部

寄居町高齢者保健福祉計画

目 次

第1章 計画策定に当たって	I-1
1 計画策定の趣旨	I-2
2 計画の性格及び位置づけ	I-3
3 計画の期間	I-4
4 計画の策定体制	I-5
第2章 高齢者を取り巻く現状	I-9
1 人口・世帯等の状況	I-10
2 介護保険	I-12
3 高齢者の状況	I-15
第3章 現状を踏まえた課題	I-33
1 予防・健康づくり	I-34
2 介護・医療	I-35
3 交流・生きがい・社会参加	I-36
4 在宅生活の継続	I-37
5 安全・安心・緊急時対応	I-38
第4章 高齢者保健福祉計画の基本的な考え方	I-39
1 基本理念	I-40
2 施策の体系	I-42
第5章 高齢者保健福祉計画の施策展開	I-43
1 重点的な取り組み	I-44
基本目標1 自立支援、介護予防・重度化の防止	I-46
基本目標2 在宅生活支援の充実	I-52
基本目標3 安全・安心に暮らせる共生の地域づくり	I-66
基本目標4 サービスの基盤整備と包括的支援体制づくり	I-71
第6章 介護保険サービス等の見込み	I-85
1 大里広域市町村圏組合における介護保険サービスの利用量等の見込額	I-86
第7章 計画の推進に向けて	I-89
1 進行状況の点検及び評価	I-90
2 推進体制	I-90
資料編	I-91
1 寄居町高齢者生活実態調査結果	I-92
2 計画策定の経緯	I-119
3 用語の解説	I-120

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

わが国の総人口は、令和5年4月1日現在、約1億2,455万人（確定値、総務省統計局）で、このうち65歳以上人口（以下、高齢者人口）は約3,620万人、総人口に占める高齢者人口割合（以下、高齢化率）は29.1%となっており、前年同月に比べて総人口、15歳未満人口（以下、年少人口）、15～64歳未満人口（以下、生産年齢人口）、高齢者人口全てが減少しています。

本町においても、令和5年10月1日現在における高齢化率は34.9%で、3人に1人以上が高齢者となっています。そして、令和7（2025）年には36.1%、令和22（2040）年には42.5%に達すると見込まれており、今後も高齢化の進行が予想されます。今後一層、高齢者の単独世帯・夫婦のみの世帯や、認知症の人の増加が見込まれるなど、介護サービスの需要は更に増加し、また、多様化することが想定されます。一方、現役世代の減少はより顕著となり、保健・福祉・医療サービスの更なる連携強化、また、高齢者同士や地域において高齢者を支え合う仕組みの構築・充実と、高齢者福祉を支える人的基盤の確保が求められています。

このような状況の中、福祉における総合的な流れとして、国は障害福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた改革を進めています。

本町では、寄居町高齢者保健福祉計画において、団塊世代が75歳以上になる令和7年（2025）年を目途に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制づくりの実現を目指し、基本理念「支えあい みんながともに暮らすまち よろい」をもとに、4つの基本目標（「自立支援、介護予防・重症化の防止」「在宅生活支援の充実」「安全・安心に暮らせる共生の地域づくり」「サービスの基盤整備と包括的支援体制づくり」）を掲げ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めてきました。

令和6年度から8年度を計画期間とする新たな「寄居町高齢者保健福祉計画」においても、計画の基本理念を引き継ぎ、地域包括ケアシステムの深化・推進及び地域共生社会の実現を図ります。

2 計画の性格及び位置づけ

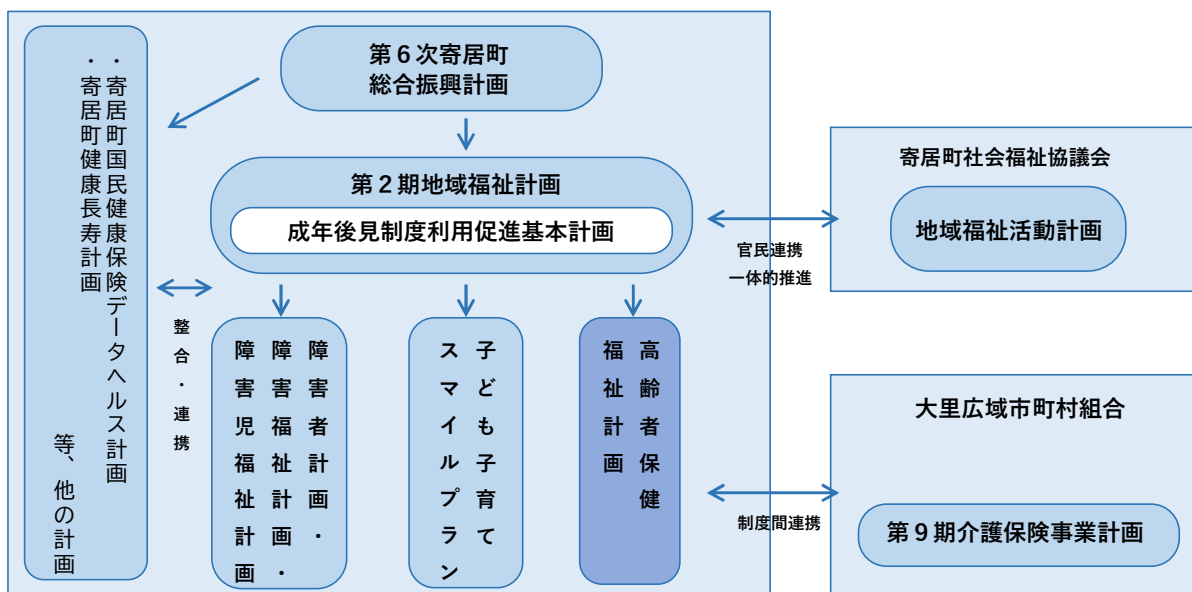
「高齢者保健福祉計画」は、『老人福祉法』第20条の8に基づき策定される行政計画で、高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、介護サービスや介護予防事業、住民による自主的活動等として実施される介護予防の取り組み、認知症等の予防のためのサービス、ひとり暮らし高齢者の生活支援のためのサービス提供等、福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。高齢社会へ総合的に対応するまちづくりの指針であるばかりでなく町民活動との連携の指針となるものです。

老人福祉法

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

なお、この計画はまちづくりの指針である第6次寄居町総合振興計画に基づき策定するとともに、福祉分野の各個別計画の上位計画として位置づけられた「第2期寄居町地域福祉計画」、大里広域市町村圏組合が策定する介護保険事業に関連する「第9期介護保険事業計画」、高齢者施策と関連する「寄居町障害者計画・第7期寄居町障害福祉計画・第3期寄居町障害児福祉計画」、「寄居町健康長寿計画」等との整合を図り策定するものです。また、埼玉県の高齢者支援計画や医療計画等との整合を図り策定するものです。

計画の位置づけ



埼玉県高齢者支援計画、埼玉県地域保健医療計画 等

3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度を初年度として、令和8年度までの3か年で、計画課題を解決するための目標を定め、その目標を実現する施策、事業の体系と事業量の数値目標を定めています。なお、ほかの計画との関係は以下のとおりです。

計画の期間

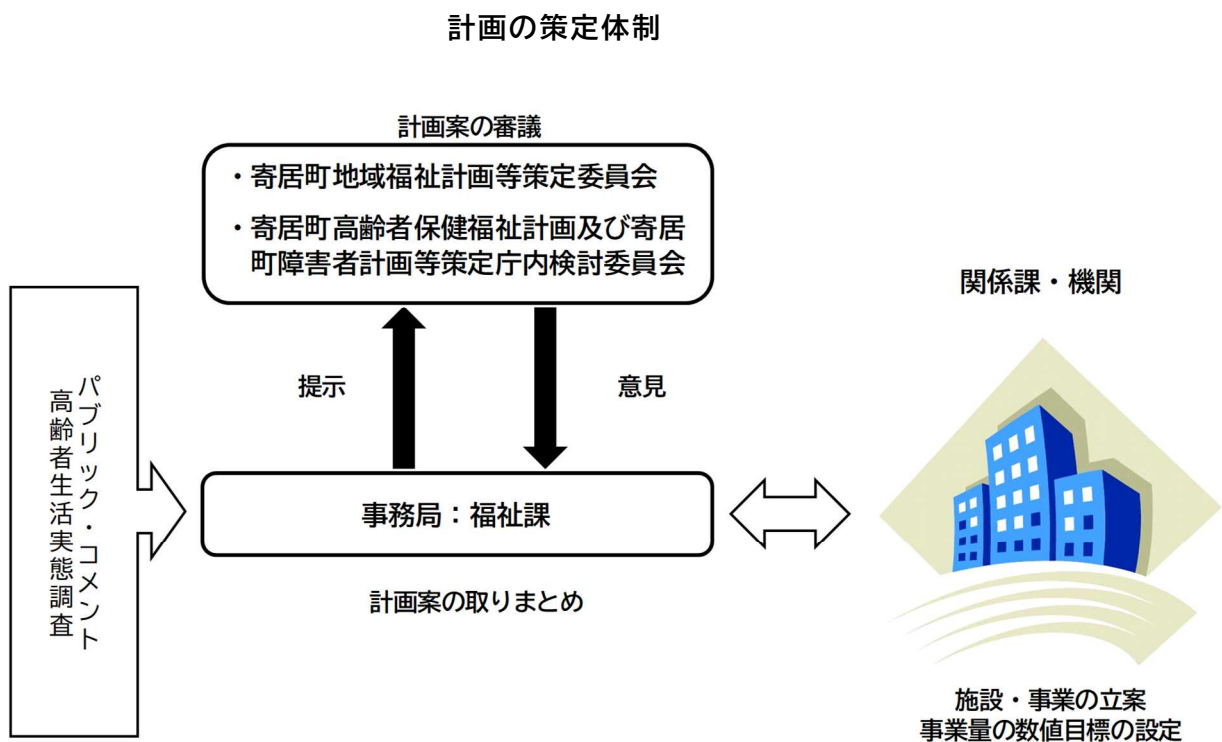
区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第6次寄居町総合振興 計画	基本構想(平成29年度～令和8年度)				次期計画	
	後期基本計画(令和4年度～令和8年度)				次期計画	
寄居町地域福祉計画	(令和3年度～令和7年度)			次期計画		
寄居町高齢者保健福祉 計画	(令和6年度～令和8年度)			次期計画		
大里広域市町村圏組合 第9期介護保険事業計画	(令和6年度～令和8年度)			次期計画		
寄居町国民健康保険 データハルス計画	(令和6年度～令和11年度)					
寄居町障害者計画 寄居町障害福祉計画 寄居町障害児福祉計画	(令和6年度～令和8年度)			次期計画		
寄居町子ども・子育て スマイルプラン	(令和2年度～令和6年度)		次期計画			
寄居町健康長寿計画 (健康増進計画) (食育推進計画) (自殺対策計画)	(令和5年度～令和9年度)				次期計画	

4 計画の策定体制

(1) 審議の過程

本計画は、町民の参画と協働を基本とした計画策定の中心機関として「寄居町地域福祉計画等策定委員会」を、また、横断的連携を図るため庁内の関係各課の職員からなる「寄居町高齢者保健福祉計画及び寄居町障害者計画等策定庁内検討委員会」を設置し、計画策定を進めました。

高齢者の生活に関係する各課、機関と連携し、施策・事業の立案と事業量の数値目標の設定を行います。



(2) 高齢者生活実態調査の実施

計画策定に当たり、要支援・要介護認定者を除く在宅の一般高齢者1,500人を対象に「高齢者生活実態調査」(以下「実態調査」という。)を実施し、健康状態や生活不安の状況、社会参加の状況などを把握しました。これらの調査結果を踏まえ、今後の施策・事業を検討するための基礎資料としました。

調査の内容と方法

調査地域	寄居町全域
調査の対象	要支援・要介護認定者を除く在宅の65歳以上の高齢者
サンプル数	1,500人(無作為抽出)
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年6月29日(木)～令和5年7月21日(金)
調査内容	1. 家族構成について (問5) 2. 保健・医療について (問6～問11) 3. 安心・安全について (問12～問16) 4. 緊急時の対応について (問17～問20) 5. 認知症施策について (問21) 6. 交流や生きがいについて (問22～問25) 7. 福祉サービスについて (問26～問27) 8. 町への要望について
回収数	859人(有効回収率=57.3%)

(3) パブリック・コメントの実施

計画素案を作成後、素案に対する町民の意見や要望等を収集するため、パブリック・コメントを実施しました。

パブリック・コメントの実施概要

意見募集案件	寄居町高齢者保健福祉計画
実施期間	令和5(2023)年12月14日(木)～ 令和6(2024)年1月12日(金)
閲覧	町公式ホームページ、福祉課、男衾連絡所(※)、用土連絡所(※)
意見を提出できる方	町内に住所を有する者、町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、町内の事務所又は事業所に勤務する者、町内の学校に在学する者
意見提出方法	郵便又は信書便、ファクシミリ、電子メール、書面の持参
意見提出者数	0人
意見数	0件

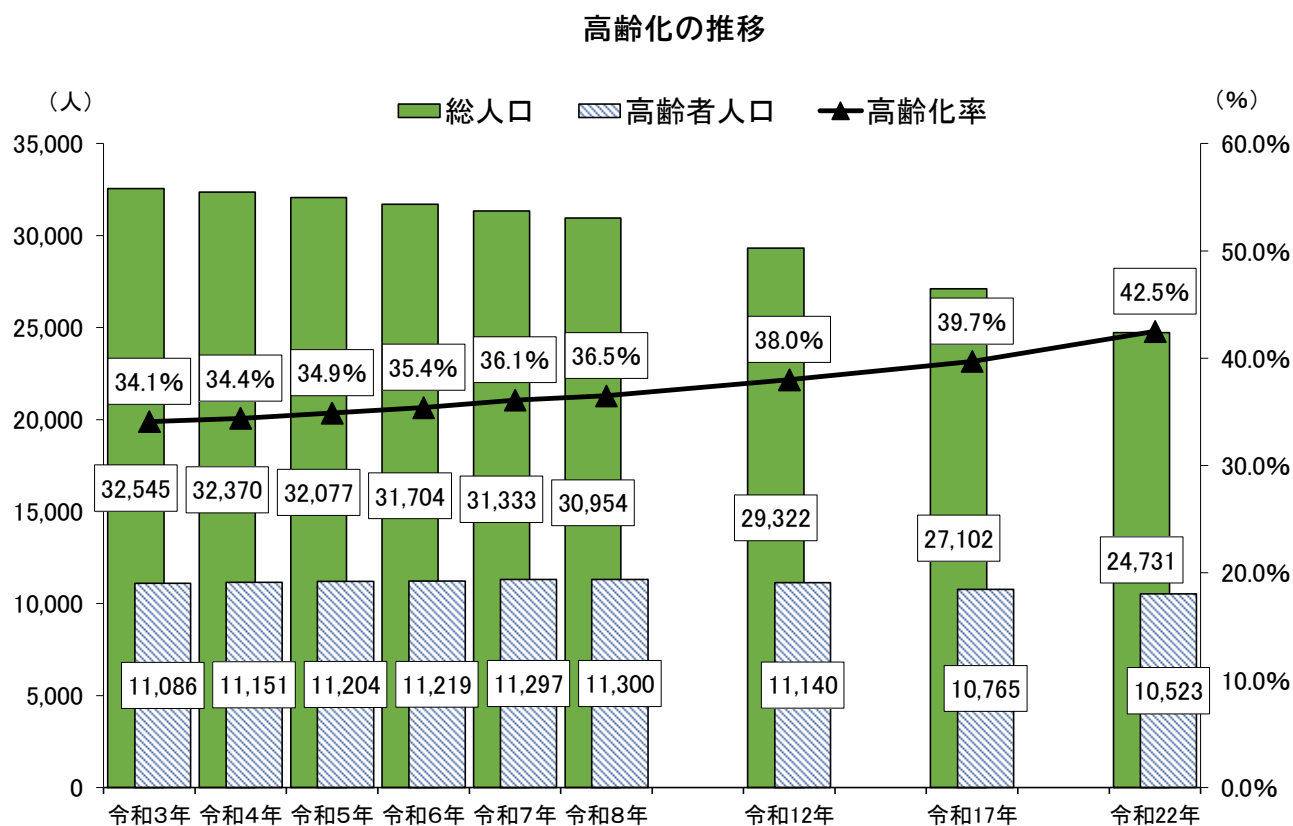
※男衾連絡所及び用土連絡所における閲覧期間は令和5年12月14日(木)～令和5年12月28日(木)。

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 人口・世帯等の状況

令和5年10月の本町の人口（住民基本台帳）は32,077人で令和3年10月から468人減少しました。一方、高齢者人口は増加傾向にあり、令和3年10月の11,086人から令和5年10月には11,204人となり、高齢化率34.9%となっています。

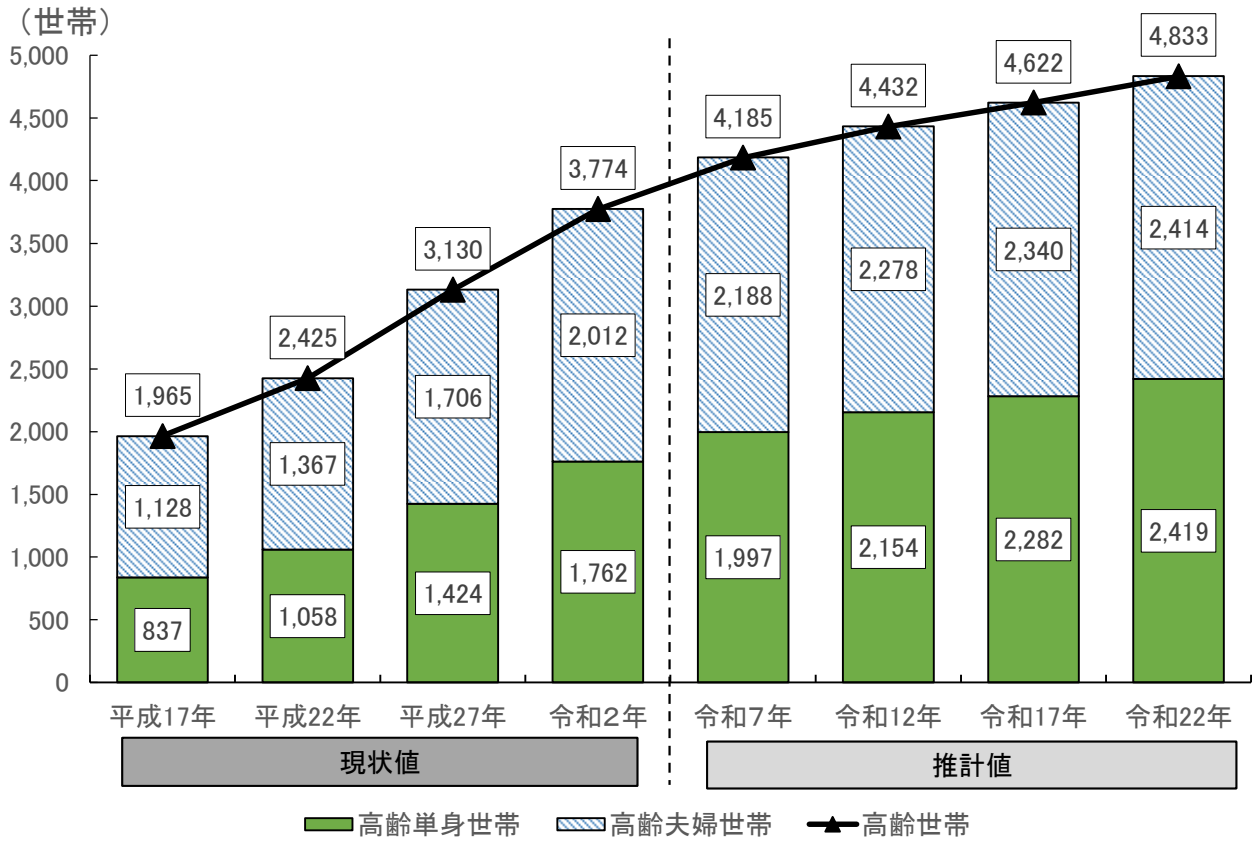
高齢世帯数は高齢単身世帯、高齢夫婦世帯とも増加しています。今後もこの増加傾向は続き、単身世帯の方がより増加傾向が高くなっています。今後もこの傾向は続き、令和22年には単身世帯、夫婦世帯がほぼ同数となることが予想されます。



※町住民基本台帳人口（各年10月1日）。

※推計値：大里広域市町村圏組合によりコーホート変化率法にて推計。

高齢世帯数の推移



資料：国勢調査、令和7年以降は推計値

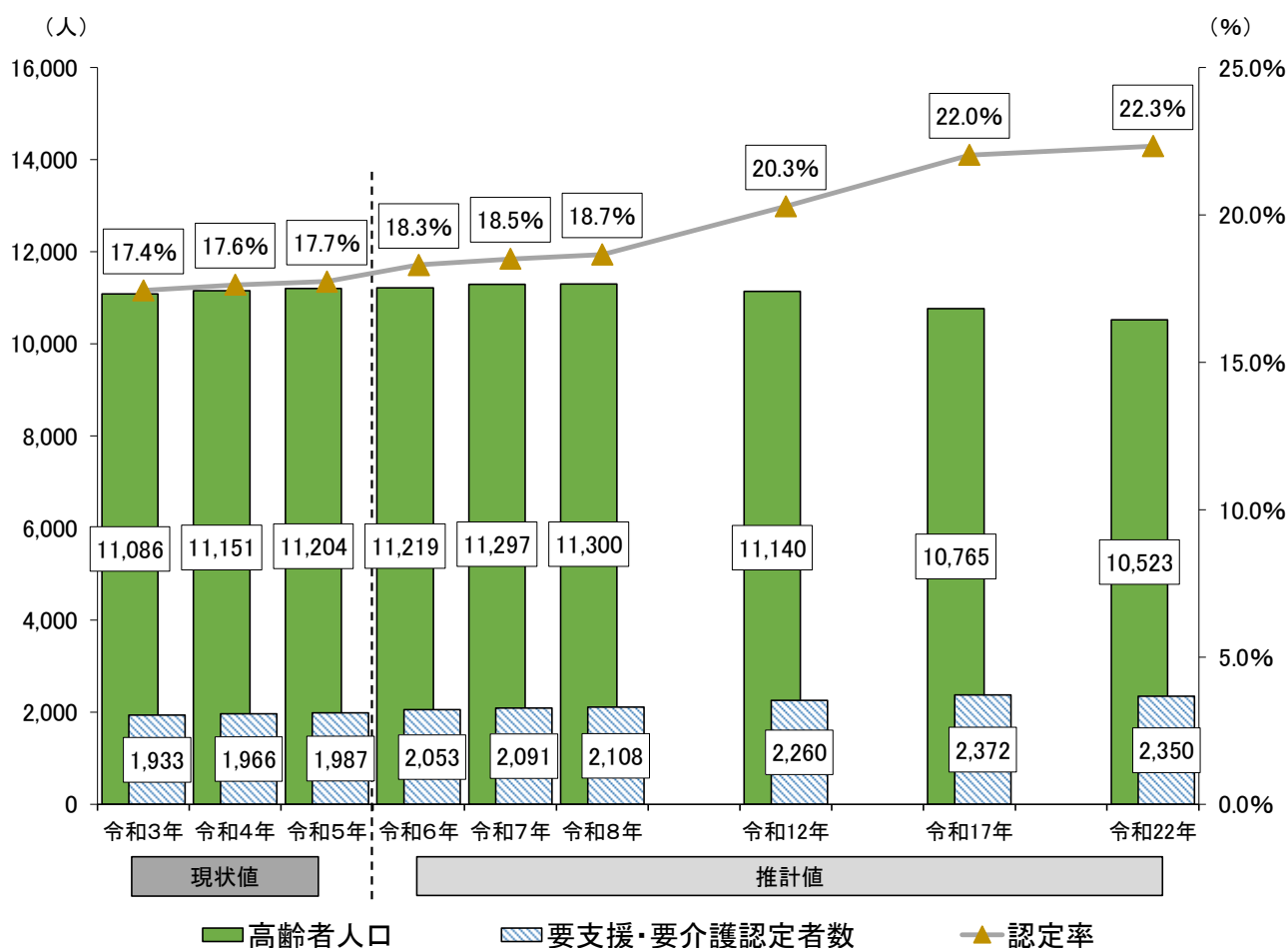
2 介護保険

(1) 要支援・要介護認定者の推移

現在、介護保険運営は、大里広域市町村圏組合で行われていますが、介護予防事業に関しては、高齢者を対象に、介護予防教室を大里広域市町村圏組合と町、地域包括支援センターとの連携により、実施しています。

令和5年10月現在の要支援・要介護認定者数は1,987人、同認定率は17.7%となっています。令和5年まで認定者数・認定率は概ね横ばいの傾向にありましたが、今後は認定者数、認定率ともに増加が見込まれています。

要支援・要介護度別の認定者数の推移

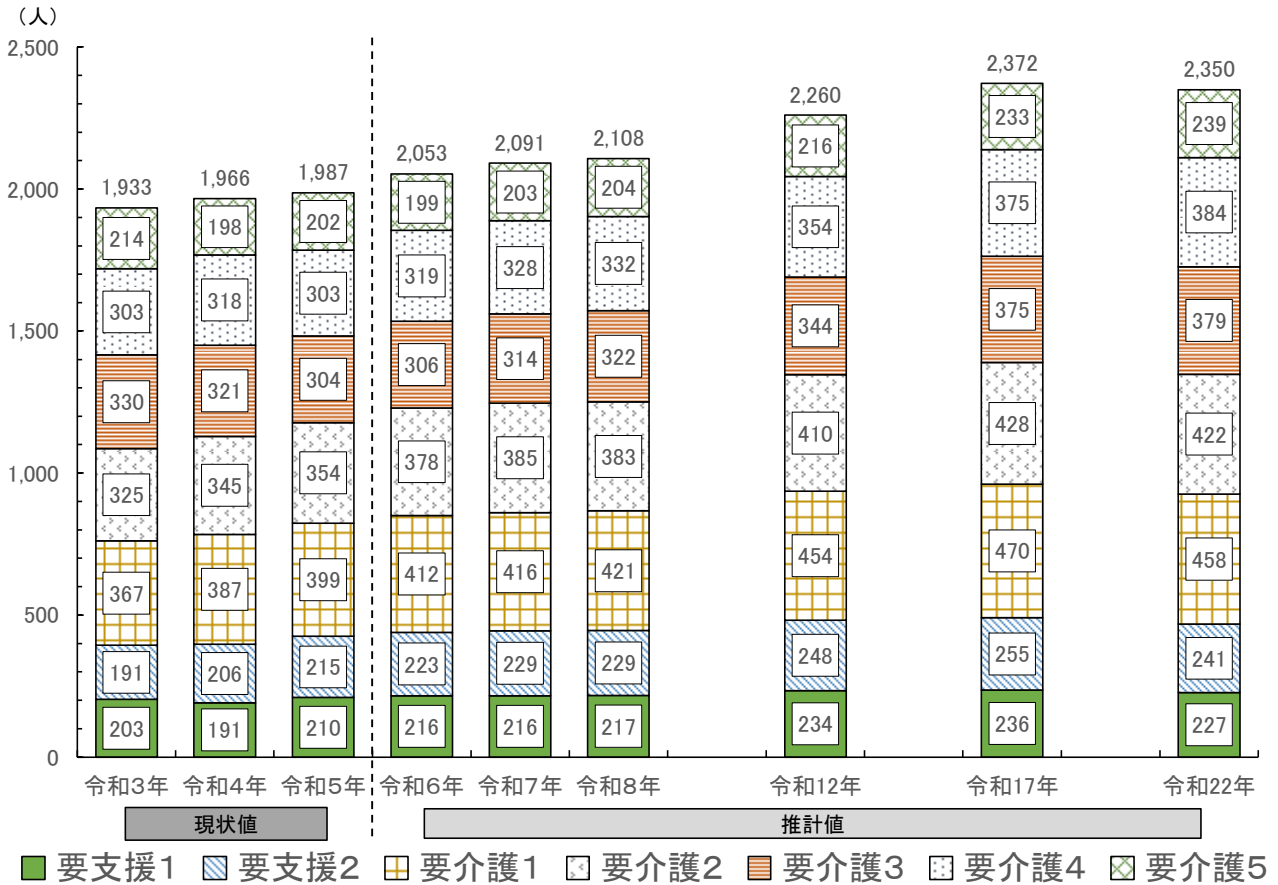


※令和5年までは各年10月の実績値、令和6年以降は推計値。

資料：大里広域市町村圏組合による圏域全体の推計値から寄居町分を算定した値。

要支援・要介護度別の認定者数の推移をみると、令和3年以降、全体として増加し、特に要介護1・要介護2（計）が増加すると見込まれています。

要支援・要介護度別の認定者数の推移



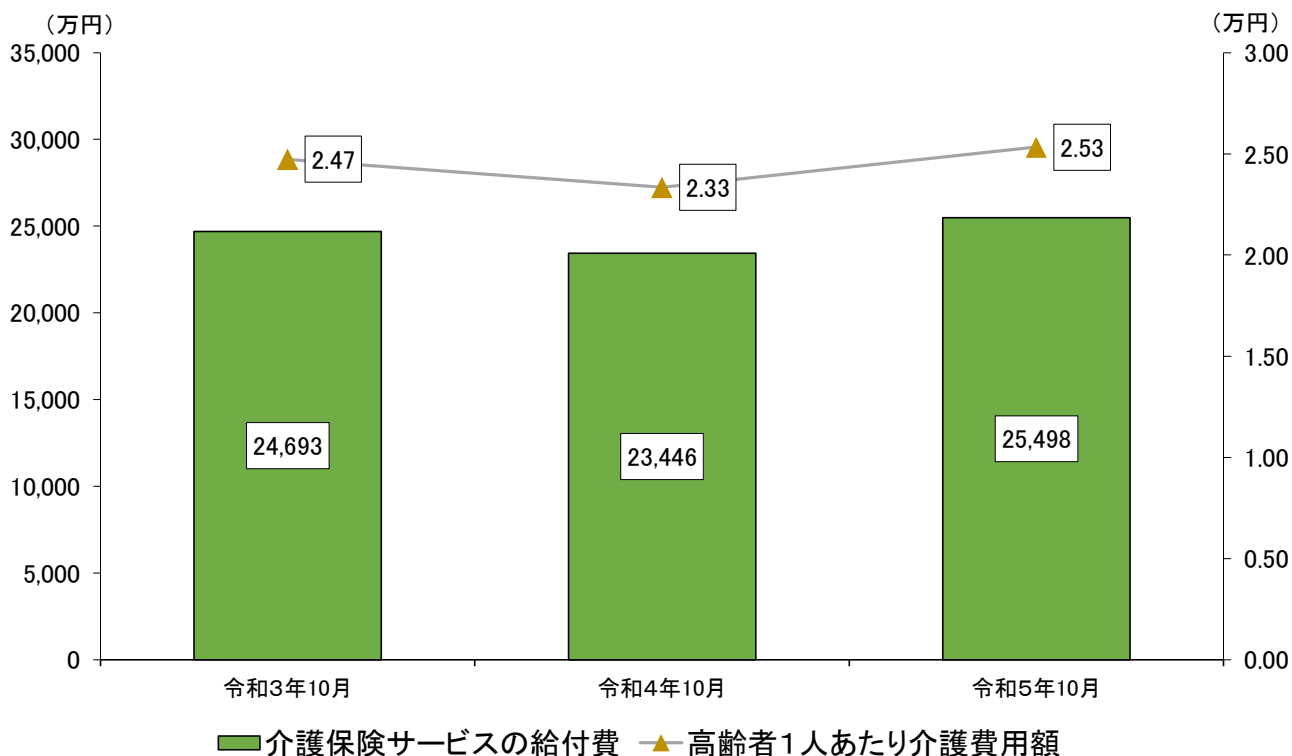
※令和5年までは各年10月の実績値、令和6年以降は推計値。

資料：大里広域市町村圏組合による圏域全体の推計値から寄居町分を算定した値。

(2) 介護保険サービスの費用と給付費の推移

令和5年10月の介護保険サービスの給付費は、2億5,498万円で、介護費用額は、高齢者1人あたり、約2万5,300円となっています。令和3年から令和5年では、一定の増加とはならず、各年で異なった金額となっています。

介護保険サービスの費用と給付費の推移



資料：大里広域市町村圏組合による。

3 高齢者の状況

(1) 介護予防・保健・医療

【町の取り組み】

◎介護予防の推進

高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者も増加することが想定されることから、介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険事業）や寄居町健康長寿計画と連携を図り、高齢者の自立支援と重度化防止に資する介護予防事業を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で感染症対策を講じながら規模を縮小する等、限定的な事業の実施となりました。

◎効果的な介護サービスの展開

在宅介護者の負担軽減や介護に関する知識の普及・啓発を図るための教室やサロンを開催しました。また、寝たきりの高齢者などに対して介護支援サービスを提供するとともに、サービス事業者のさらなる介護技術の向上に向けた支援を進めてきました。

その他、一般高齢者などを対象に意識啓発を行うことで、自らの介護予防への取り組みを後押ししてきました。

◎高齢者の健康

「寄居町健康長寿計画」を策定し、高齢者の健康づくりとして、要介護認定者数の増加の抑制、身体活動の維持・向上への取り組みの推進、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の認知度の向上、口腔機能の維持、向上への取り組みの推進に取り組んできました。

◎地域医療と介護の連携強化

医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、自宅や職場の近くに「かかりつけ医」及び「かかりつけ歯科医」を持つことを勧めてきました。また、深谷寄居医師会の協力の下、他科受診を必要とする高齢者の増加に対応するため、病診連携を強化してきました。

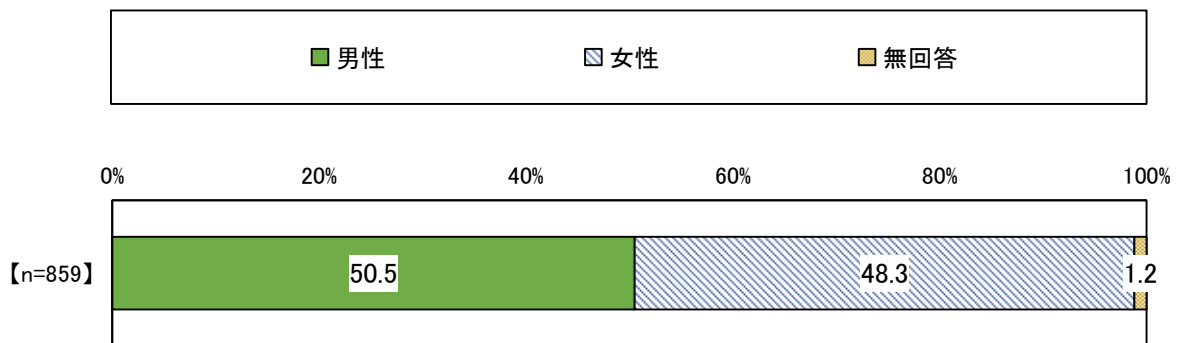
さらに包括的な地域ケア体制を構築するため、地域ケア会議の組織化と在宅医療・介護連携を推進するとともに、第1層（町全域）に続き、第2層（地域公民館単位7地区）生活支援コーディネーターも地域包括支援センターに配置しました。

【実態調査結果】

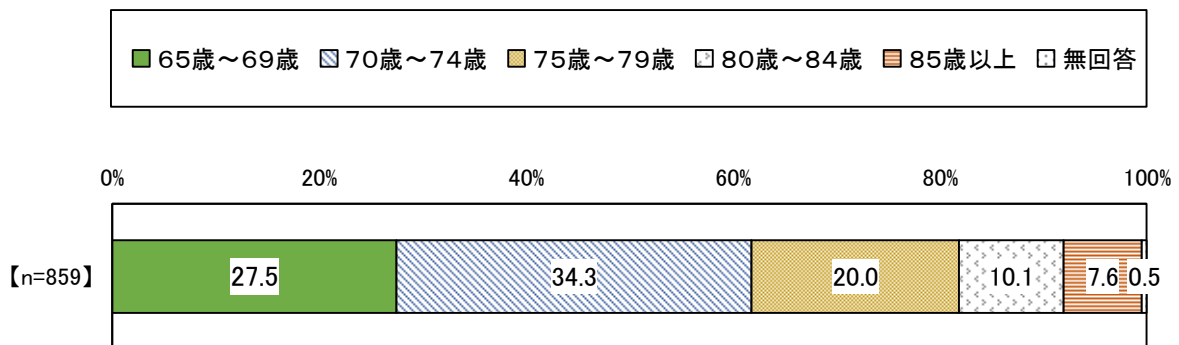
回答者の性別は、男女半々となっています。年齢では「70歳～74歳」が34.3%で最も多く、次いで、「65歳～69歳」が27.5%で多くなっています。

世帯構成は、「夫婦ふたり暮らし」が44.1%で最も多くなっています。これに「単身世帯（一人暮らし）」（12.9%）、「高齢者のみの世帯（高齢の親や兄弟と同居）」（3.8%）を合わせると、高齢者のみの世帯は合計で60.8%と6割を超えています。

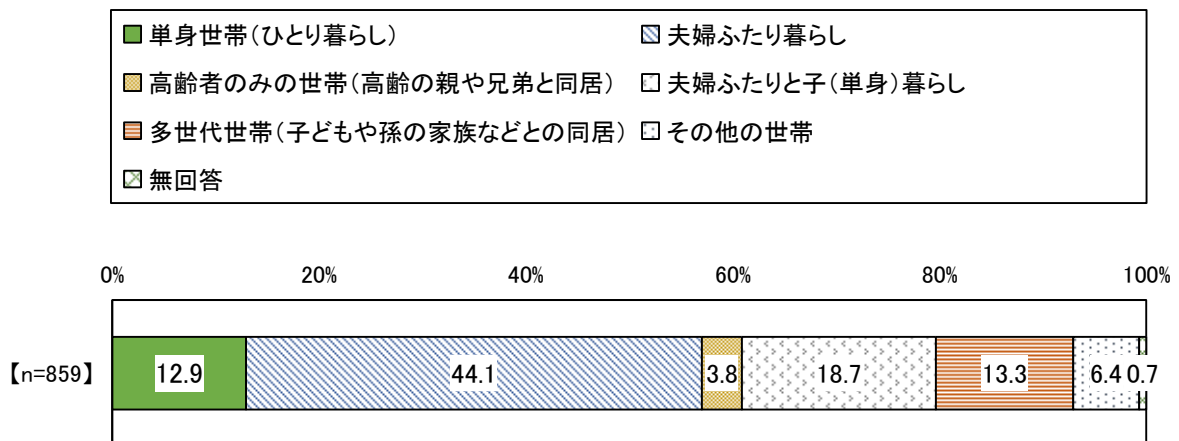
回答者の属性（性別）



回答者の属性（年齢）



回答者の属性（世帯構成）

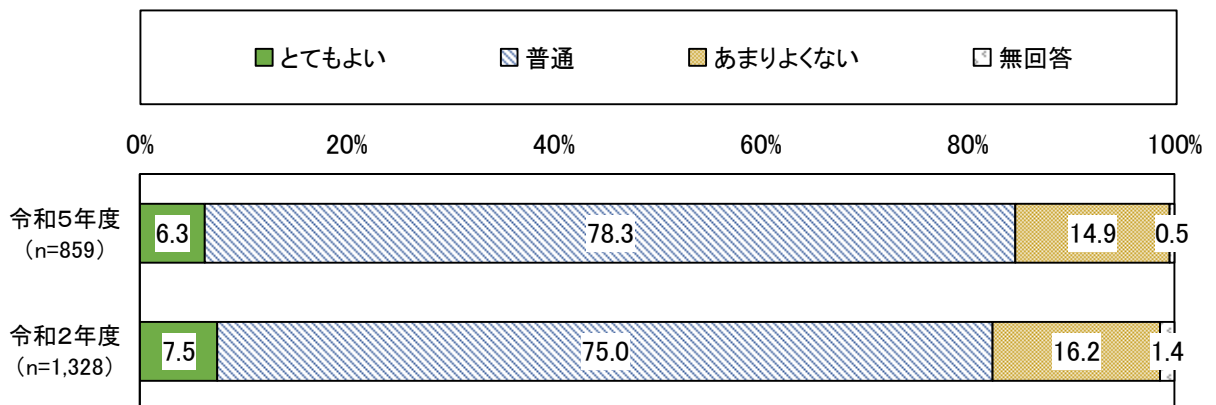


【注】アンケート結果については小数第2位を四捨五入して、割合を算出しているため、合計は100.0%にならない場合があります。

現在の健康状態は、経年でみても、大きな変動はなく、「普通」が7割を超えて最も多くなっています。性別では大きな違いが見られませんが、居住地区別では、「用土地区」で「あまりよくない」が多くなっています。

年齢別では、75歳以上の方が74歳以下の方より「あまりよくない」が多くなっています。

現在の健康状態 経年比較



現在の健康状態 性別、地区別、年齢別（人、％）

		合計	現在の健康状態			
			とてもよい	普通	あまりよくない	無回答
全体		859	6.3	78.3	14.9	0.5
性別	男性	434	7.8	75.6	16.1	0.5
	女性	415	4.6	81.2	14.0	0.2
居住地区	市街地地区	66	4.5	84.8	9.1	1.5
	西部地区	121	9.1	74.4	16.5	0.0
	桜沢地区	111	1.8	82.0	16.2	0.0
	折原地区	72	6.9	79.2	12.5	1.4
	鉢形地区	153	7.2	83.7	9.2	0.0
	男衾地区	233	6.0	79.0	14.2	0.9
	用土地区	98	8.2	64.3	27.6	0.0
年齢	前期高齢者(74歳以下)	531	6.4	80.0	13.0	0.6
	後期高齢者(75歳以上)	324	6.2	75.3	18.2	0.3

健康診断の受診状況は、男女ともに6割以上の方が「ほぼ毎年受診している」と回答しています。居住地区別に見ると、市街地地区ではほかの地域に比べて、「ほぼ毎年受診している」が少なくなっています。また、後期高齢者の方についても、「ほぼ毎年受診している」が少なくなっています。受診しない理由については、「通院中だから」が最も多く、西部地区、折原地区、また、後期高齢者の方で多くなっています。

健康診断の受診状況 性別、地区別、年齢別（人、％）

		合計	健康診断の受診状況			
			ほぼ毎年受診している	2～3年に1回の割合で受診	ほとんど受診していない	無回答
全体		859	66.4	10.9	21.8	0.9
性別	男性	434	68.2	10.4	21.0	0.5
	女性	415	64.6	11.3	22.7	1.4
居住地区	市街地地区	66	57.6	16.7	25.8	0.0
	西部地区	121	66.1	14.0	19.8	0.0
	桜沢地区	111	69.4	10.8	19.8	0.0
	折原地区	72	69.4	11.1	18.1	1.4
	鉢形地区	153	66.7	12.4	20.3	0.7
	男衾地区	233	65.2	6.9	25.3	2.6
	用土地区	98	69.4	11.2	19.4	0.0
	年齢	前期高齢者(74歳以下)	531	71.9	10.5	16.8
	後期高齢者(75歳以上)	324	57.7	11.7	29.3	1.2

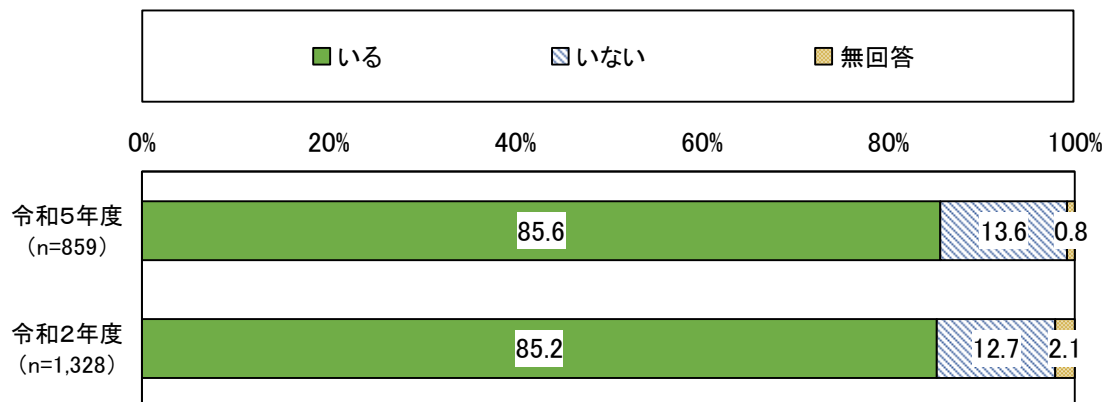
健康診断を受診しない理由 性別、地区別、年齢別（人、％）

		合計	健康診断を受診しない理由								
			忙しいから	通院中だから	会場が遠いから	忘れてしまうから	健康に自信があるから	面倒だから	その他	特に理由ははない	無回答
全体		187	2.7	39.0	1.1	2.1	4.3	11.8	10.7	25.1	3.2
性別	男性	91	2.2	36.3	1.1	1.1	6.6	15.4	7.7	26.4	3.3
	女性	94	3.2	42.6	1.1	3.2	2.1	7.4	13.8	23.4	3.2
居住地区	市街地地区	17	5.9	41.2	0.0	0.0	5.9	0.0	11.8	35.3	0.0
	西部地区	24	0.0	58.3	0.0	0.0	0.0	8.3	4.2	20.8	8.3
	桜沢地区	22	9.1	18.2	0.0	0.0	0.0	22.7	13.6	31.8	4.5
	折原地区	13	0.0	53.8	7.7	0.0	7.7	7.7	7.7	15.4	0.0
	鉢形地区	31	3.2	32.3	0.0	3.2	12.9	3.2	22.6	19.4	3.2
	男衾地区	59	1.7	40.7	1.7	1.7	3.4	18.6	8.5	23.7	0.0
	用土地区	19	0.0	36.8	0.0	10.5	0.0	10.5	5.3	31.6	5.3
	年齢	前期高齢者(74歳以下)	89	3.4	22.5	0.0	4.5	3.4	15.7	15.7	31.5
	後期高齢者(75歳以上)	95	2.1	55.8	2.1	0.0	4.2	8.4	6.3	17.9	3.2

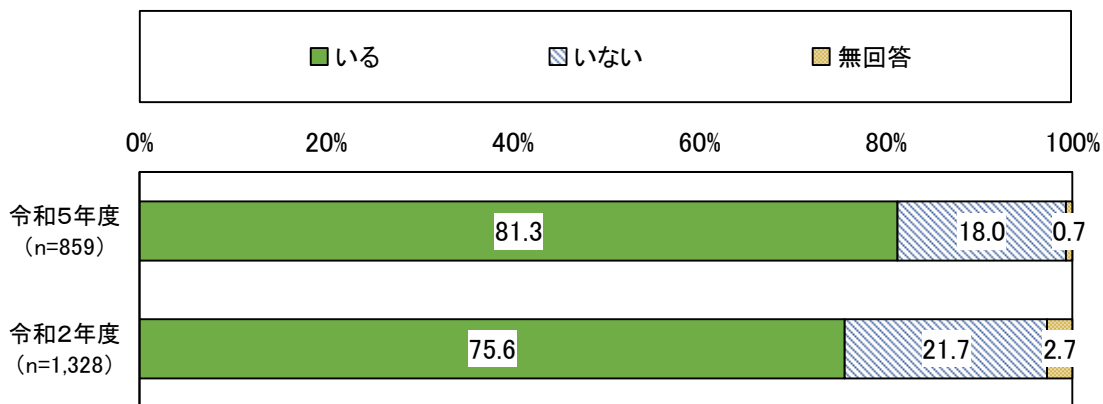
かかりつけ医が「いる」との回答は85.6%で、前回調査に比べて微増となっています。かかりつけ歯科医が「いる」との回答は81.3%で、前回調査に比べて増加しています。また、かかりつけ薬局がある方は66.0%となっています。

主観的健康感の低下を防ぐこと、定期的な健康診査の受診、かかりつけ医やかかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局をもつことは、健康の維持・増進の大切な要素となります。

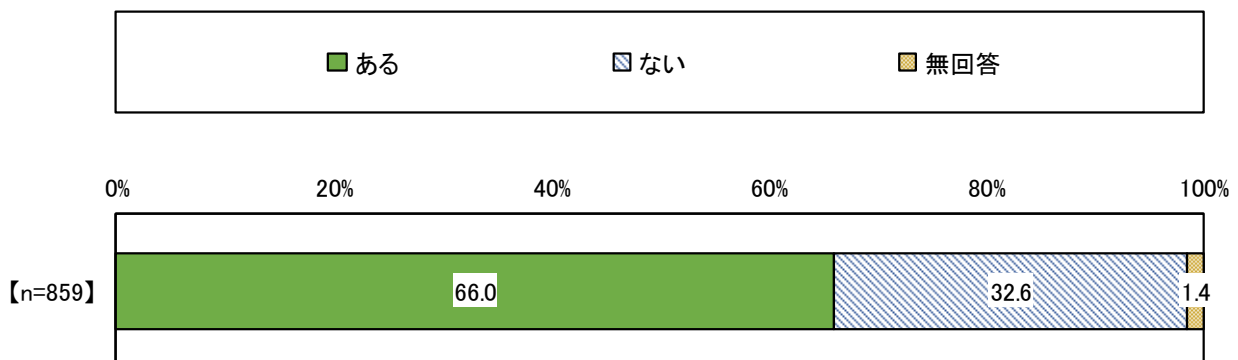
かかりつけ医の有無 経年比較



かかりつけ歯科医の有無 経年比較



かかりつけ薬局の有無



(2) 安心・安全

【町の取り組み】

◎防犯・安全対策の強化

高齢者一人ひとりが安心して暮らせるよう、悪徳商法や特殊詐欺に対する防犯・相談体制を強化するとともに、交通安全施策の確保に努めてきました。また、高齢者が安心して外出できるまちづくりを進めてきました。

また、配慮が必要な高齢者やひとり暮らし高齢者に対する地域の防災体制を強化し、災害時に安心して避難ができる地域づくりを目指してきました。

◎生活支援の充実

高齢者の安心した暮らしを支援するため、生活基盤の確保、緊急時通報システムの普及や救急医療情報キットの配布等の緊急時対応、デマンド交通システムの普及や移送サービスの推進等の交通利便性の向上に努めてきました。

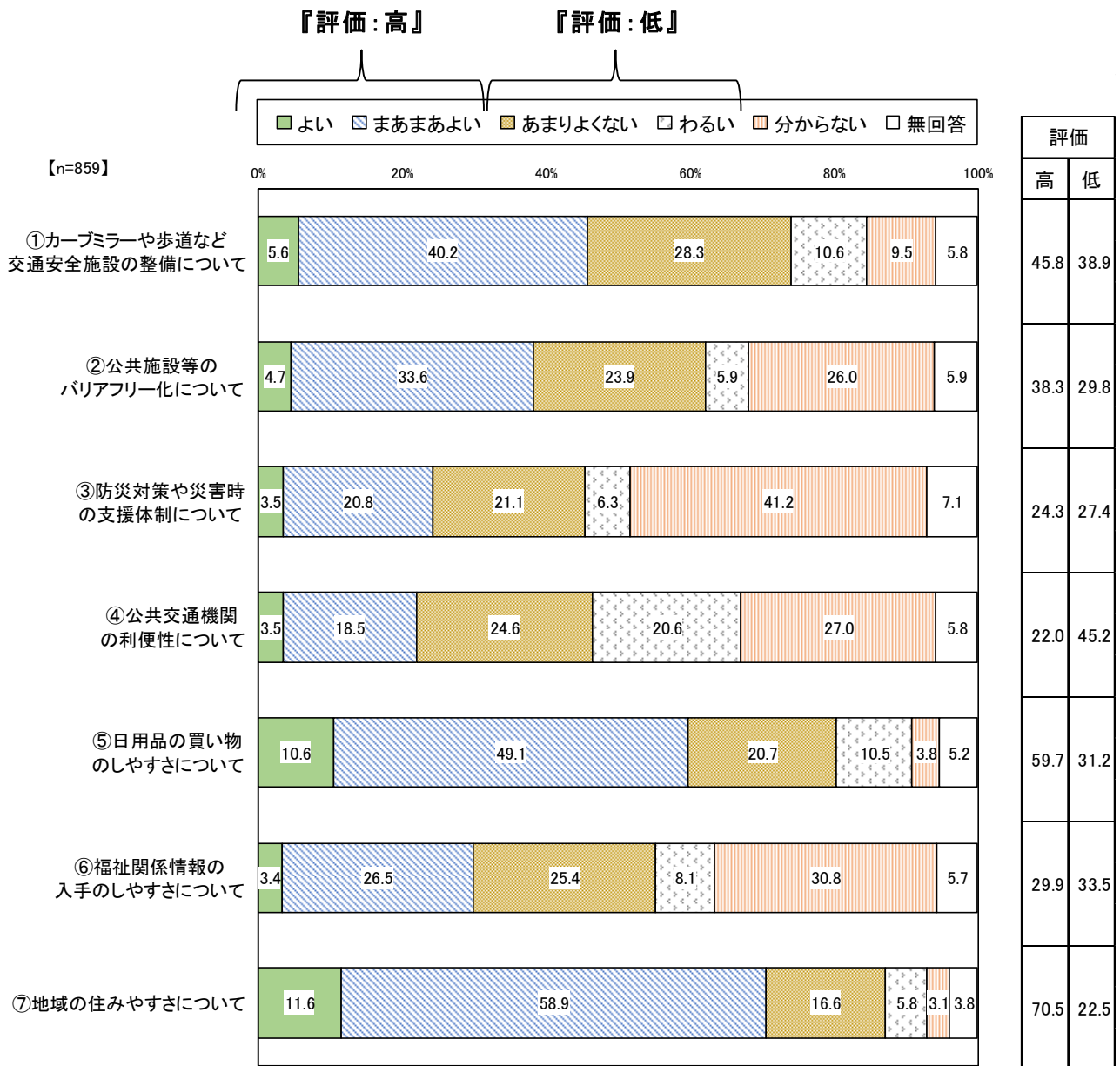
【実態調査結果】

◎地域の住みやすさ

「よい」と「まあまあよい」の回答を合わせた『評価：高』について「⑦地域の住みやすさについて」が70.5%と最も多く、次いで「⑤日用品の買い物しやすさについて」が59.7%、「①カーブミラーや歩道など交通安全施設の整備について」が45.8%となっています。

一方、「あまりよくない」と「わるい」の回答を合わせた『評価：低』について「④公共交通機関の利便性について」が45.2%と最も多く、次いで「①カーブミラーや歩道など交通安全施設の整備について」が38.9%、「⑥福祉関係情報の入手のしやすさについて」が33.5%となっています。

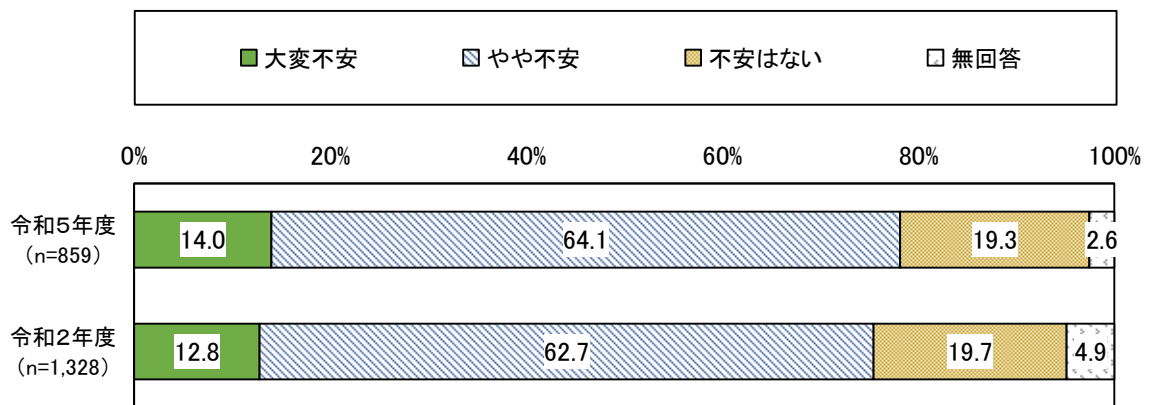
地域の住みやすさ



◎将来の不安

現在または将来の生活の不安について、「不安はない」との回答は約2割弱、約8割弱の方が「不安を感じている」となっています。前回調査に比べると、「大変不安」、「やや不安」は増え、「不安はない」は減っています。また、不安を感じる理由としては、身体機能や体力の低下、介護が必要になったときのこと、病気になったときのことなどが上位を占めています。健康面や介護面に対する不安が多くなっています。

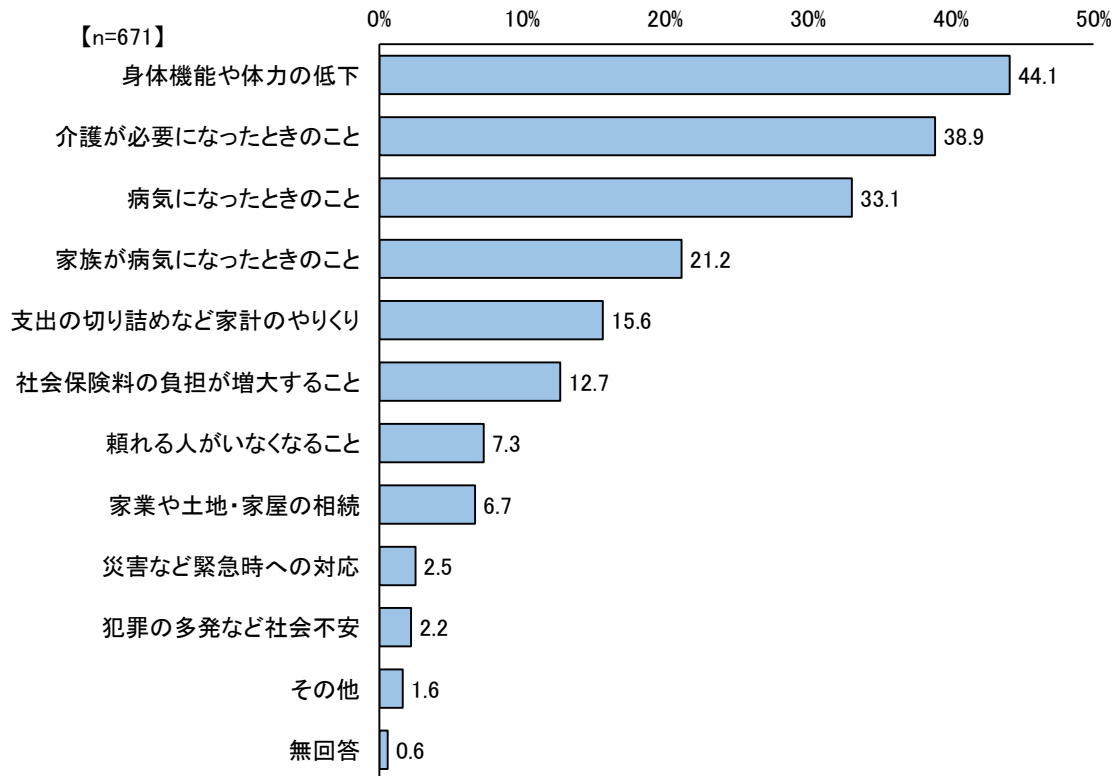
現在または将来に対する不安 経年比較



現在または将来に対する不安 性別、地区別、年齢別 (人、%)

		合計	現在または将来の生活への不安			
			大変不安	やや不安	不安はない	無回答
全体		859	14.0	64.1	19.3	2.6
性別	男性	434	15.4	59.4	22.8	2.3
	女性	415	12.8	68.7	15.9	2.7
居住地区	市街地地区	66	18.2	53.0	28.8	0.0
	西部地区	121	12.4	67.8	18.2	1.7
	桜沢地区	111	11.7	68.5	16.2	3.6
	折原地区	72	22.2	65.3	12.5	0.0
	鉢形地区	153	12.4	66.0	18.3	3.3
	男衾地区	233	13.7	64.4	18.0	3.9
	用土地区	98	12.2	60.2	25.5	2.0
年齢	前期高齢者(74歳以下)	531	13.4	69.5	15.4	1.7
	後期高齢者(75歳以上)	324	14.8	55.6	25.6	4.0

具体的な不安

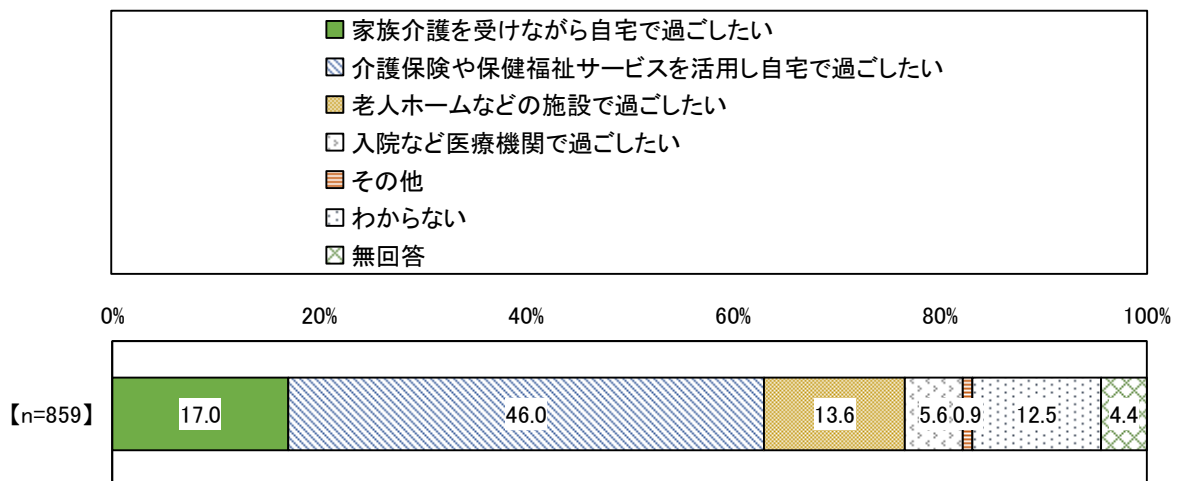


◎医療・介護を受ける際の生活の意向

『自宅で過ごしたい』（「家族介護を受けながら自宅で過ごしたい」＋「介護保険や保健福祉サービスを活用し自宅で過ごしたい」という方は約6割となっており、自宅での生活を望む方が過半数となっています。中でも4割半を超える方が行政サービスの活用をしながらの生活を望まれています。

また、「わからない」という回答も約1割あり、将来の生活スタイルをご家族の方などと話し合う機会を設けることも重要になります。

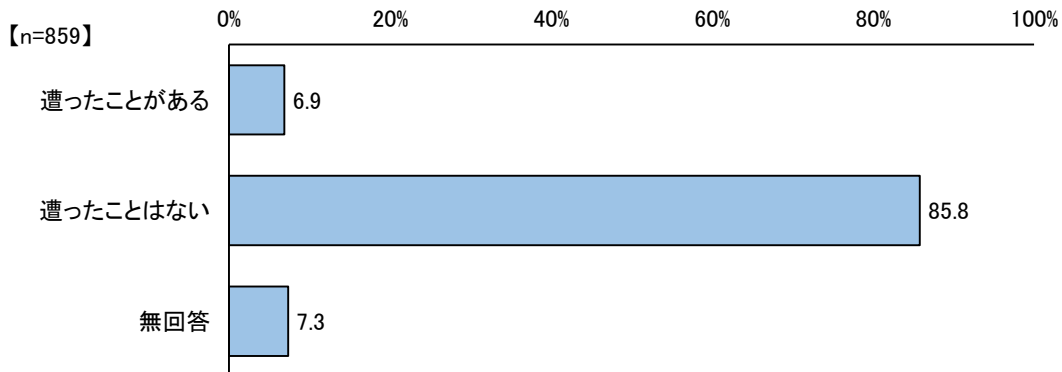
医療や介護が必要になった時に過ごしたい場所



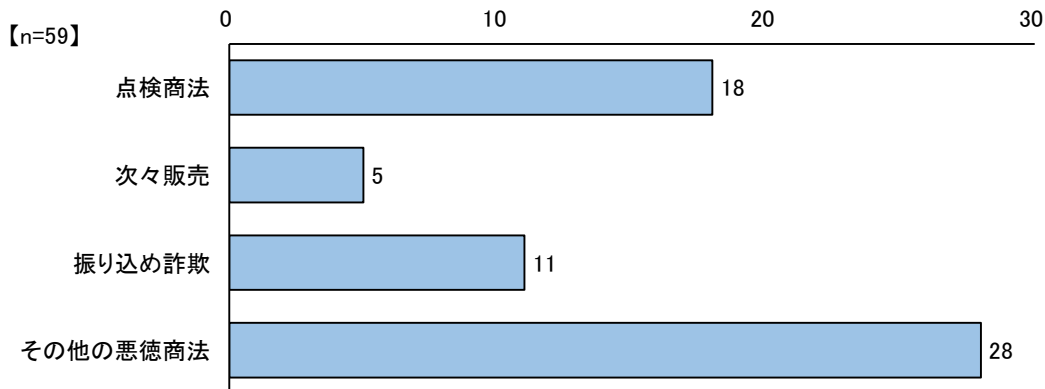
◎消費者被害

悪徳商法や振り込め詐欺等の消費者被害の経験があると回答した方は859人中の59名で6.9%でした。また、被害にあわれた方の対処方法は「警察へ通報した」が最も多くなっている一方で、「どこかに相談しようと思ったが相談しなかった」(18.6%)、「相談しようと思わなかった」(6.8%)も一定数の割合いることがわかります。

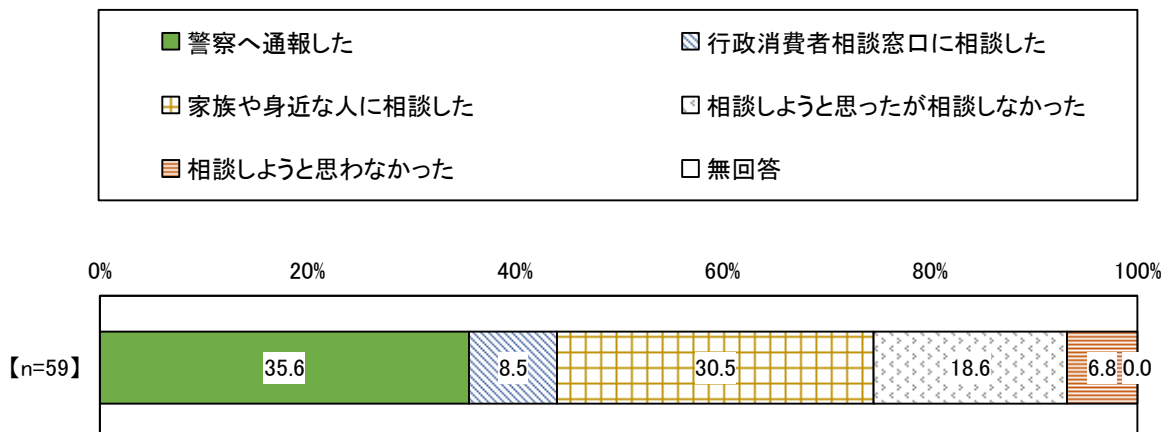
悪徳商法や振り込め詐欺等の被害経験



被害の内容（件） ※複数回答可能な設問



被害にあった際の対処法



◎運転免許

運転免許の自主返納に対する考えでは、「考えたことがない」（45.4%）が最も多くなっています。「考えたことがない」は男性の方が多く、居住地区別では用土地区が最も多く、年齢別でみると、前期高齢者の方が多くなっています。

運転免許の自主返納について 性別、地区別、年齢別（人、%）

		合計	運転免許証の自主返納について				
			考えたことがある	考えたことがない	既に返納した	もともと免許をもっていない	無回答
全体		859	40.4	45.4	5.2	7.3	1.6
性別	男性	434	29.5	63.6	3.5	2.1	1.4
	女性	415	52.3	25.5	7.2	13.0	1.9
居住地区	市街地地区	66	33.3	40.9	10.6	12.1	3.0
	西部地区	121	43.8	41.3	1.7	10.7	2.5
	桜沢地区	111	42.3	44.1	5.4	8.1	0.0
	折原地区	72	45.8	45.8	2.8	4.2	1.4
	鉢形地区	153	45.1	40.5	5.9	7.2	1.3
	男衾地区	233	39.5	46.4	6.0	6.0	2.1
	用土地区	98	29.6	60.2	5.1	4.1	1.0
年齢	前期高齢者（74歳以下）	531	39.9	52.9	2.1	4.3	0.8
	後期高齢者（75歳以上）	324	41.0	33.3	10.2	12.3	3.1

(3) 緊急時対応

【町の取り組み】

◎いざという時の備え

ひとり暮らし高齢者を対象とした緊急時通報システムの普及や救急医療情報キットの配布等の緊急時対応に努めてきました。

災害対策基本法（第49条の10）により避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたことから、災害発生時に自力で避難することが困難な方に、あらかじめ同意の上、登録していただき、その情報を消防署や警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織などと共有して、災害時の避難支援や安否確認に役立てることを目的に災害時避難行動要支援者名簿の登録を推進してきました。

【実態調査結果】

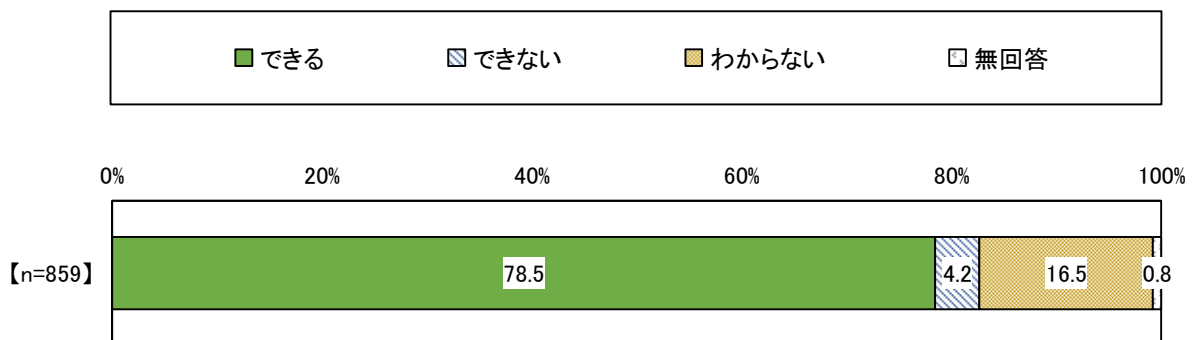
◎防災対策や災害時の支援体制

火事や地震、台風等災害時に一人で避難することが可能かでは、「できる」が78.5%でした。一方、「わからない」は16.5%、「できない」は4.2%となっています。

災害時、家族が不在もしくは一人暮らしの場合に助けてくれる人の有無について、「いない」との回答は全体で20.8%、家族構成別でみると、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯がほかの家族構成に比べて高くなっています。

災害時避難行動要支援者名簿の認知度は74.6%の方が「知らない」と回答しています。

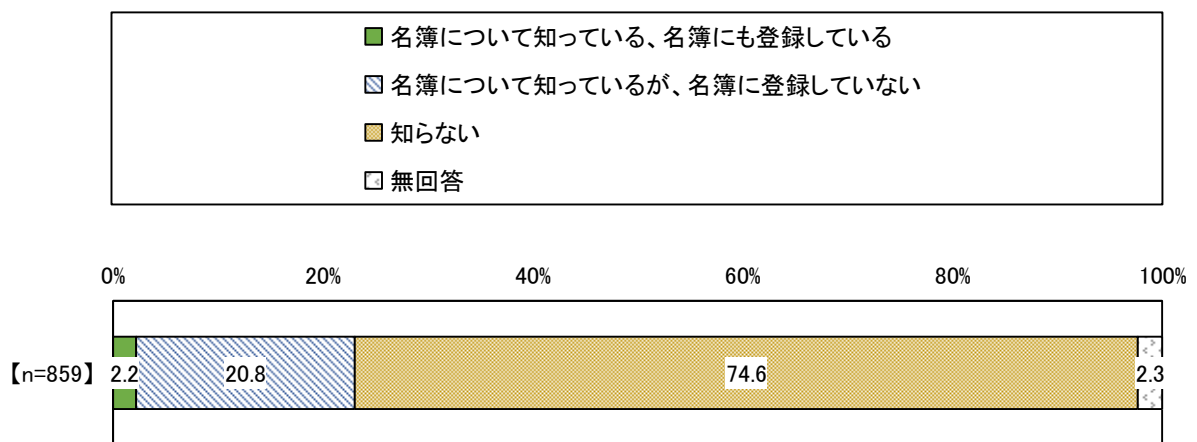
災害時一人で避難できるか



災害時一人で避難できるか 家族構成別（人、％）

		合計	災害時の避難を助けてくれる近所の人の有無			
			いる	いない	わからない	無回答
全体		859	38.6	20.8	38.0	2.6
家族構成	単身世帯（ひとり暮らし）	111	36.0	27.0	36.9	0.0
	夫婦ふたり暮らし	379	39.6	21.1	37.5	1.8
	高齢者のみの世帯 （高齢の親や兄弟と同居）	33	42.4	36.4	21.2	0.0
	夫婦ふたりと子（単身）暮らし	161	34.8	16.8	42.9	5.6
	多世代世帯 （子どもや孫の家族などとの同居）	114	48.2	16.7	30.7	4.4
	その他の世帯	55	25.5	20.0	52.7	1.8

災害時避難行動要支援者名簿の認知度



◎急な体調不良への状況

急な体調不良の際に、看病や世話をしてくれる人の有無について、「いない」は全体で12.7％ですが、単身世帯では53.2％と4倍以上になっています。

看病や世話をしてくれる人の有無 家族構成別（人、％）

		合計	急な体調不良の際、看病人の有無			
			いる	いない	わからない	無回答
全体		859	82.5	12.7	4.4	0.3
家族構成	単身世帯（ひとり暮らし）	111	37.8	53.2	9.0	0.0
	夫婦ふたり暮らし	379	89.2	7.7	2.9	0.3
	高齢者のみの世帯 （高齢の親や兄弟と同居）	33	78.8	18.2	3.0	0.0
	夫婦ふたりと子（単身）暮らし	161	93.2	2.5	3.7	0.6
	多世代世帯 （子どもや孫の家族などとの同居）	114	93.0	3.5	3.5	0.0
	その他の世帯	55	74.5	12.7	10.9	1.8

（４）認知症

【町の取り組み】

◎認知症施策の推進

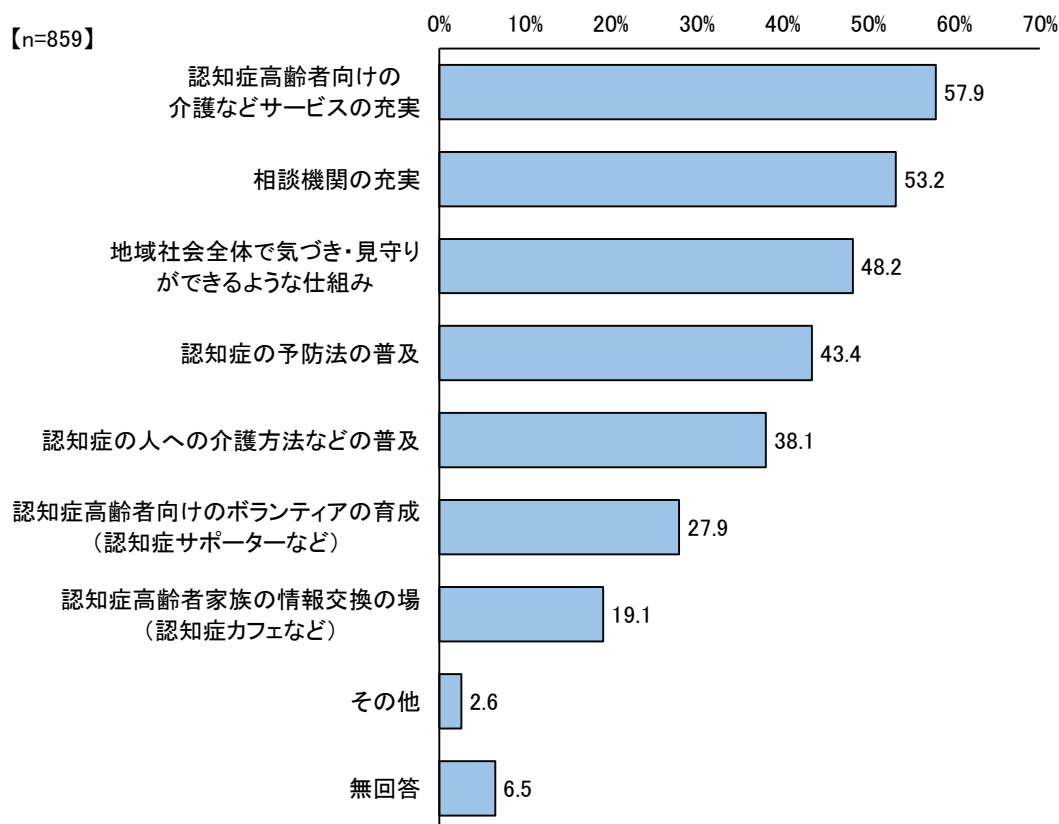
高齢者人口の増加に伴い、今後、ますます認知症高齢者が増加することが想定される中、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域における見守り、支援・相談体制の充実を図ってきました。また、認知症に対する意識の向上を図るため、認知症簡易チェックシステムの普及・啓発に努めてきました。

【実態調査結果】

◎認知症に対する取り組み

認知症に対する取り組みとして必要だと思うことは、「認知症高齢者向けの介護などサービスの充実」が最も多く、次いで「相談機関の充実」「地域社会全体で気づき・見守りができるような仕組み」「認知症の予防法の普及」と続きます。実際のサービスに次いで、相談、地域での見守り、情報提供といった取り組みに必要性を感じていることがわかります。

認知症に対する取り組みとして必要だと思うこと



(5) 交流・生きがい

【町の取り組み】

◎地域コミュニティの充実

ひとり暮らし高齢者が増加する中、高齢者が地域の中で孤立せず、安心して暮らせるよう、民生委員活動、福祉委員活動、地域支えあい活動、ふれあいサービス活動など、町民相互の支えあい活動を推進し、重層的なコミュニティの充実を目指してきました。

◎高齢者の活躍機会の拡大

元気な高齢者が地域の中で活躍できるよう、就業機会の拡大や社会貢献機会の拡大を図ってきました。

【実態調査結果】

◎人とのつながり

近所に気軽に話しができる友人の有無について、全体で「いる」が66.1%、性別でみると女性のほうが男性よりも多くなっています。

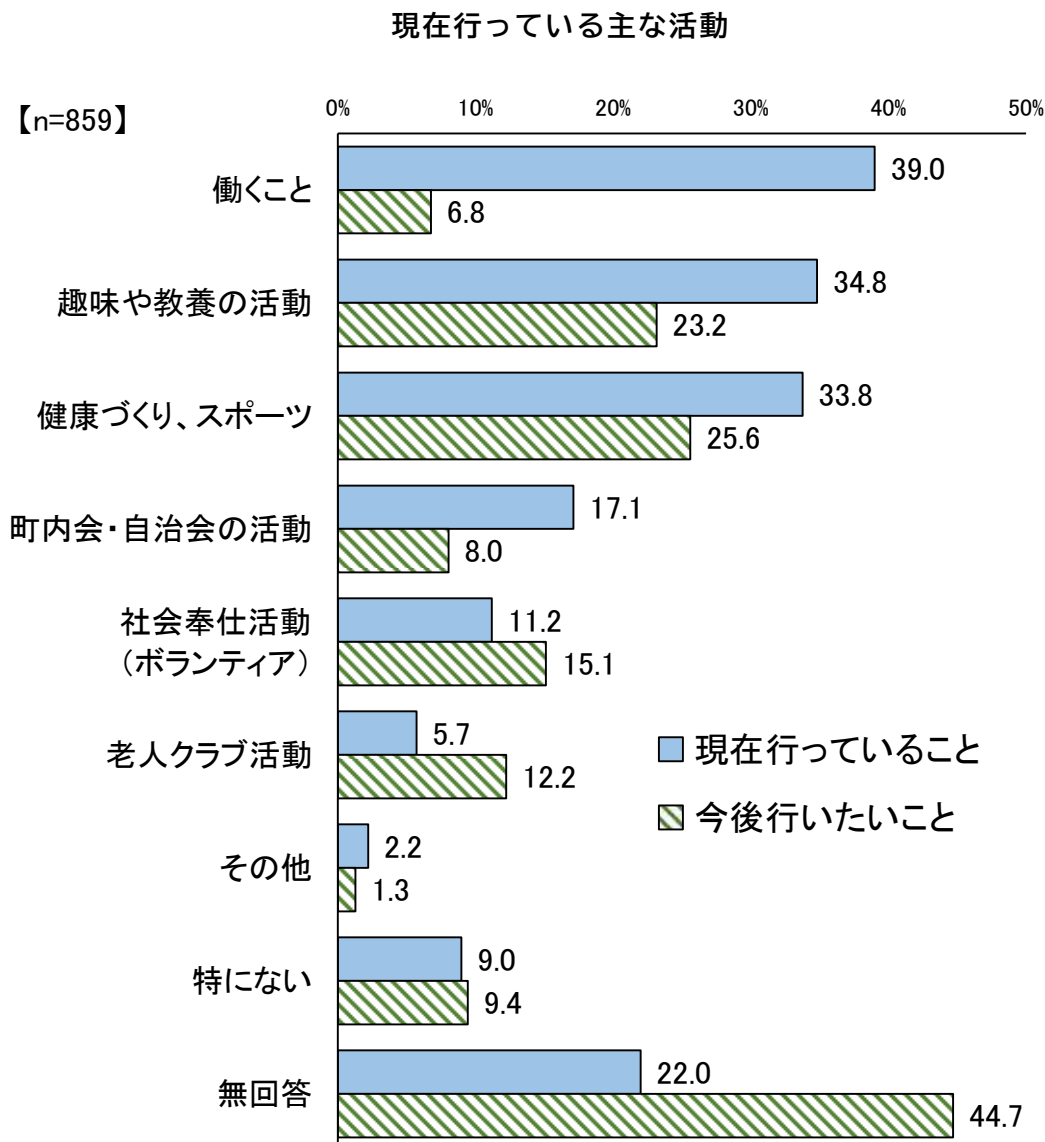
近所に気軽に話しができる友人の有無 性別、地区別、年齢別（人、％）

		合計	近所に気軽に話ができる友人はいるか		
			いる	いない	無回答
全体		859	66.1	32.7	1.2
性別	男性	434	59.0	39.9	1.2
	女性	415	73.5	25.3	1.2
居住地区	市街地地区	66	66.7	31.8	1.5
	西部地区	121	66.9	33.1	0.0
	桜沢地区	111	66.7	31.5	1.8
	折原地区	72	69.4	29.2	1.4
	鉢形地区	153	63.4	35.9	0.7
	男衾地区	233	67.0	30.9	2.1
	用土地地区	98	64.3	35.7	0.0
年齢	前期高齢者(74歳以下)	531	62.7	36.7	0.6
	後期高齢者(75歳以上)	324	71.9	25.9	2.2

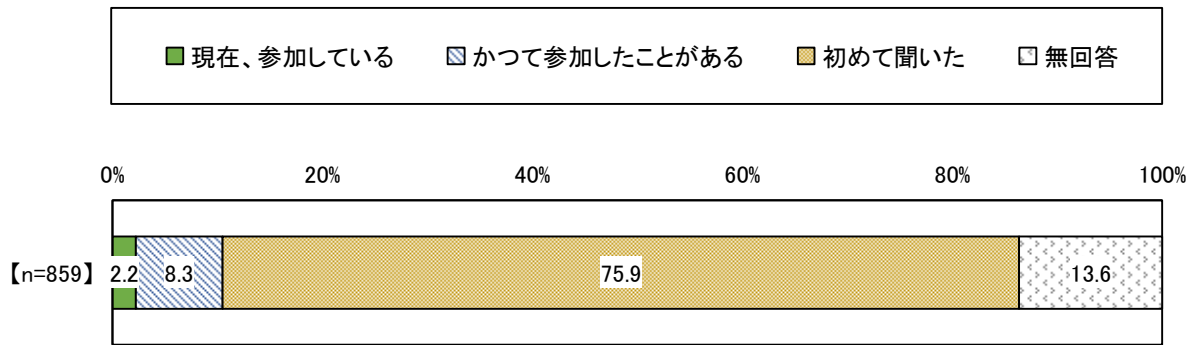
◎活動

現在行っている主な活動は、働くこと、趣味や教養の活動、健康づくり・スポーツの順、今後行いたいまたは参加したい活動は、健康づくり・スポーツ、趣味や教養の活動、社会奉仕活動（ボランティア）の順となっています。

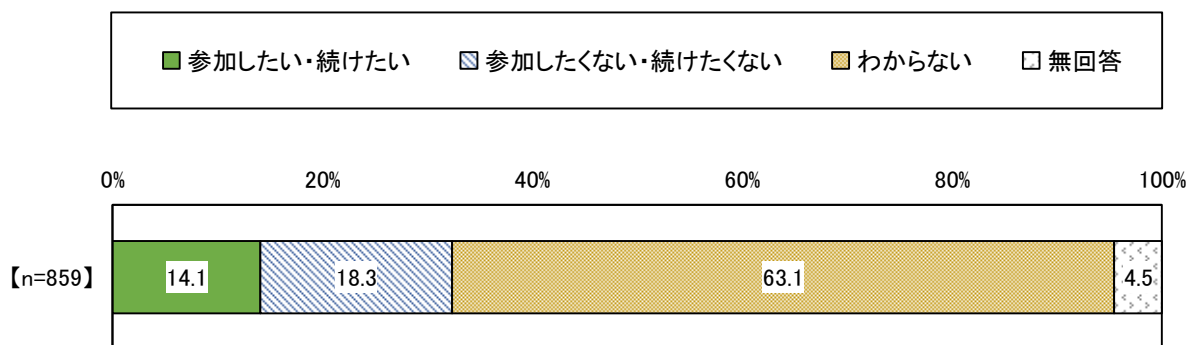
「いきいき百歳体操」の参加状況では、「現在、参加している」との回答は2.2%ですが、今後の参加意向では「参加したい・続けたい」が14.1%となっています。潜在的な需要がある一方で「わからない」との回答も63.1%いることがわかります。



いきいき百歳体操への参加経験



いきいき百歳体操への参加意向



※「いきいき百歳体操」は、準備運動、おもりを使う筋力運動、整理体操の3つで構成され、日常生活でよく使う腕や脚などの筋肉を鍛える体操。

第3章 現状を踏まえた課題

1 予防・健康づくり

高齢者の健康寿命の延伸への取り組みは一人ひとりが生きがいのある暮らしを地域社会で営むことができるだけでなく、フレイルを予防し、介護予防につながるという点で、高齢者保健福祉計画において、ますます重要となります。高齢者の状態に合わせ、自立支援・介護予防・重度化防止等の適切な医療・福祉サービスが提供できるように、高齢者の保健事業と介護予防とを一体的に実施する必要があります。

◎健康づくり・介護予防

町では特定健診をはじめとした健康づくりへの取り組み、身体活動や口腔機能の維持・向上をはじめとした介護予防への取り組みを実施しています。こうした活動の周知を行うことで、参加促進を図るだけでなく、健康意識の啓発を行い、高齢者が個々の実情に応じて、健康づくり・介護予防に積極的に取り組むことができるようにすることが重要です。従来の健康づくり・介護予防への取り組みは新型コロナウイルス感染症の影響により、前期では計画通り実施できていない状況であったため、感染症対策を行いながら、従前のように実施していくことも大切です。

◎活動的で生きがいを持てる生活環境づくり

健康状態や身体機能の維持だけでなく、活動的で生きがいを持てる生活を営むことも健康づくり・介護予防の観点で重要です。生活機能の向上とともにこうした生活環境の整備や地域づくりが求められています。

◎高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施

健康づくり・介護予防は高齢者の実情に合わせて、実施していくことが重要です。要介護状態に至るリスクが高いフレイルの予防や要介護度の重度化の予防など、提供するべきサービスは個人の状況によって異なります。そのために高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が大切です。

～フレイルとは？～

高齢者の心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態をいいます。多くの高齢者はフレイルの時期を経て、要介護状態に至ります。一方で、運動や食事などの生活習慣を改善することでフレイルの進行を食い止め、健康な状態に回復できることもわかってきました。フレイルの進行を予防するには、「運動」「栄養」「社会参加」が大切です。

2 介護・医療

第9期介護保険事業計画の策定に当たり、国の指針では介護サービスの計画的整備、地域共生社会の実現、介護人材の確保を重視しています。介護サービスについては、実情に合わせた基盤整備のほかに在宅サービスの充実が挙げられています。また、認知症基本法の制定に伴い、地域社会における認知症高齢者への理解促進を目指しています。

◎介護サービスの基盤

団塊の世代全てが75歳以上となる令和7（2025）年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えて、地域特性に応じたサービス基盤の整備を考えていくことが必要です。単身世帯や夫婦のみの世帯、認知症高齢者の方の増加から、より介護サービスの需要が多様化することも想定されます。こうしたニーズを事業者や地域と共有するとともに医療・介護の連携も重視しています。

◎在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組み

要介護状態になっても可能な限り、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療・介護連携に関する相談支援、住民への普及啓発、医療・介護関係者の情報共有の支援、医療・介護関係者の研修などの対応が求められています。また、その暮らし方がより本人の望むものとなるように、ACP（人生会議）を行い、本人・家族・医療・ケアチームの話し合いを行うことが望ましく、周知啓発の重要性が高まっています。かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことも、本人の意思に沿った暮らし方を決定する一助となります。健康状態等を随時、相談することで、早期の対応が可能となるため、在宅生活がより安心できるものとなります。また、地域の医師会等と協働して、認知症施策も含め、在宅医療・介護の連携による取り組みの強化が求められています。

◎認知症対策の強化

これまで「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づいて、各種施策を進めてきましたが、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定され、より強力に施策を進めていくことが求められています。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らしていけるよう、認知症に関する理解促進、認知症の方の権利擁護をはじめ、認知症の予防や介護サービス基盤・相談体制の整備のほかに、認知症の方が自立して暮らしていくための認知症バリアフリーについての取り組みや社会参加機会の確保についても求められています。

3 交流・生きがい・社会参加

高齢者・高齢者世帯が増加するなか、多世代交流、趣味や特技を生かし、生きがいや役割意識を持って過ごせる地域を作っていくことが大切です。本人の自発的な介護予防行動をとることを促すことや、社会参加を維持するためには、配偶者や友人・知人だけでなく、近隣の人も含め、多方面での交流のできる機会を構築していく必要があります。

◎生きがいづくり・社会参加

高齢者が地域社会で自立して生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って暮らすことが重要です。これまでに得た技能や経験を生かしたボランティア活動、就労的活動を通じて、地域貢献できる場づくりが求められています。

◎地域の担い手づくり

昨今の災害を受けて、地域の防災力の向上が注目されています。防災にとどまらず、防犯や生活支援等の機能も持つこともあり、民生委員や自治会をはじめとした地域社会の担い手の必要性が高まっています。高齢者であっても、元気な方は多く、そういった方が地域の担い手として活躍できるような地域社会への支援が求められています。

◎居場所づくり

交流することによって、高齢期における主観的健康感の低下を防ぎ、心身の健康維持にもつながると言われています。ひとり暮らし高齢者の増加に伴う閉じこもり予防の観点からも、多世代との交流の場づくりが求められます。地域社会における居場所づくりは国の「孤独・孤立対策の重点計画」でも示され、さらに令和5年5月には「孤独・孤立対策推進法」が成立しています。

4 在宅生活の継続

ひとり暮らし高齢者又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加など今後の多様なニーズへの対応をしながら、より多くの方が在宅生活を継続できるような体制の構築を目指していく必要があります。

◎多様な生活支援ニーズへの対応

ひとり暮らし高齢者又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加に伴い、見守り・安否確認、家事支援を含む日常生活上の支援が必要な高齢者も増加することが想定されます。これらの在宅生活を継続していくためにも、多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくとともに、地域のニーズや資源の把握とマッチングを行うなど、サービスを担う体制の充実・強化が求められています。

◎ケアラーへの支援

家族等の身近な人に対し、無償で介護をする人をケアラーといい、多くのケアラーは何らかの心理的負担感や孤立感を抱えていると言われていています。認知症の人を介護している家族にこの傾向が高く、ケアラーへの支援の必要性が注目されています。介護をする人もされる人も安心して在宅生活を継続していくために、ヤングケアラーを含むケアラーへの支援の充実が求められています。

5 安全・安心・緊急時対応

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくために、高齢者を対象とする悪質商法や特殊詐欺などの防止のほか、町内の交通の安全性や利便性に注力していく必要があります。また、近年多発する災害や感染症発生に備えるため個人やサービスを提供する事業者と地域社会や行政との連携強化が必要です。

◎消費者被害

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方などが在宅で安心して暮らしていけるよう悪質商法への相談支援体制の強化が求められています。また、特殊詐欺の被害を防止するため、情報提供や啓発が重要となっています。

◎移動手段の確保

高齢者が地域社会で暮らしていくために、地域公共交通の充実などの移動手段の確保が求められています。地域公共交通の充実は高齢者ドライバーによる事故の減少も期待できます。

◎災害や感染症への備え

近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえて、地域の防災力の向上や感染症対策の啓発が求められています。また、災害発生時の避難支援や感染症罹患時の生活支援などの地域での支援体制の構築も注目されています。

第4章 高齢者保健福祉計画の基本的な考え方

1 基本理念

2025年（令和7年）に全ての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、後期高齢者の増加とともに、要支援・要介護高齢者も増加していくことが見込まれています。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域コミュニティの希薄化は進み、高齢者の閉じこもりや社会的孤立は進み、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の増加、8050問題、要介護者の増加、老老介護、地域包括ケアを支える人材の不足など、さまざまな課題がまだまだ残っています。自然災害も頻発し、将来の生活に不安を抱えている方も多く見受けられます。

国では、地域共生社会という考えをもとに、制度や分野の枠や「支える」「支えられる」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とのつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って、助けあいながら暮らしていくことができる地域や社会を創ることを理念として掲げています。

本町では、「支えあい みんながともに暮らすまち よろい」を計画目標（基本理念）に掲げ、地域みんなで支えあい、高齢者一人ひとりが孤独や不安を感じることなく生活していけるまちづくりを進めてきました。本計画では前回計画の理念を継承しながら、高齢者一人ひとりが生きがいを持って生活できるまちづくりを進めるため、基本理念を「支えあい みんながともにいきいきと暮らすまち よろい」とし、本計画を推進していきます。

また、本計画目標を実現するために、国や県の動向、本町の現状、課題を踏まえて、4つの基本目標を柱とした各施策を展開していきます。

【計画目標（基本理念）】

**支えあい みんながともにいきいきと暮らすまち
よろい**

【基本目標】

基本目標1	自立支援、介護予防・重度化の防止
基本目標2	在宅生活支援の充実
基本目標3	安全・安心に暮らせる共生の地域づくり
基本目標4	サービスの基盤整備と包括的支援体制づくり

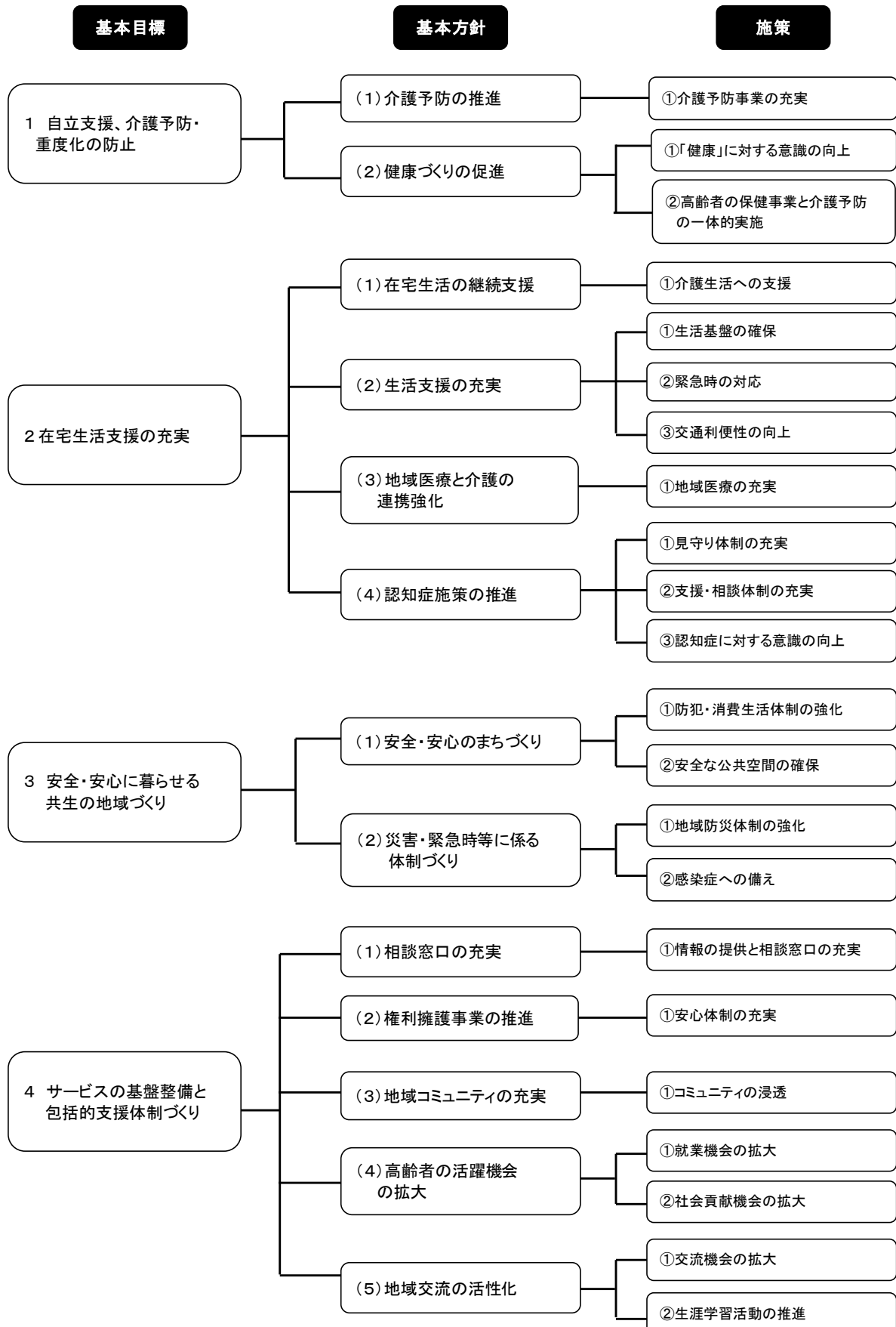
【計画の目標指針】

「現在または将来の生活への不安」に対して、高齢者が「大変不安である」という回答をされる割合を令和5年度調査の14.0%より「減少させる」ことを目標とします。

※令和2年度調査の「不安はない」という回答の割合19.7%を上昇させる目標で、令和5年度調査で19.3%と微減となっています。令和5年度となった今でも新型コロナウイルス感染症の影響が残り、また、緊迫する国際情勢もあるため、孤独や不安を軽減しながら、安心・安全に生活していけるまちづくりを目指します。

2 施策の体系

本計画では4つの基本目標に対して、以下に示す13の基本方針と22の各施策を相乗的に展開することで、本計画目標の実現を目指します。



第5章 高齢者保健福祉計画の施策展開

1 重点的な取り組み

本計画では、「基本方針」にのっとり、4つの重点的な取り組みを積極的に推進していきます。

基本目標1：自立支援、介護予防・重度化の防止

全ての高齢者の健康寿命の延伸と生活の質（QOL）の向上に向け、高齢者の心身の状態の多様性、暮らしの多様性に応じた適切な対応が求められます。自立支援・介護予防にも、一人ひとりの多様な状態に合わせて、健康・生きがいづくりからフレイル予防、介護予防、重度化防止まで切れ目のない取り組みが必要となります。

そこで、従来の取り組みに加え、高齢者の保健事業（国民健康保険、後期高齢者医療制度）と介護保険の介護予防を一体的に実施します。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進にあたっては、保健師等の専門職が連携し、地域の住民活動に積極的に関与するしくみを構築し、主体的な住民活動の支援・底上げを図りつつ、地域ぐるみで効果的に自立支援、介護予防・重度化防止に取り組みます。

基本目標2：在宅生活支援の充実

住み慣れた地域での自立した生活を支えていくため、多様な支援ニーズに対応していくことが求められます。以前より、様々な方法で支援ニーズの把握に努めてきたものの、コミュニティ機能の低下等により、支援ニーズの把握が困難になってきていることから、住民参加のもとで重層的に活動を展開し、支援ニーズの早期発見・もれのない発見に努めます。

要介護状態にある高齢者の在宅生活を継続するにあたっては、介護保険サービス以外に、生活支援や家族支援の提供も重要です。要介護高齢者一人ひとりの暮らし方に合わせて必要な支援を提供できるよう、介護、医療の連携強化を図るとともに、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、専門職・事業者・団体等の連携強化を進め、包括的な地域ケア体制の深化を図ります。深化にあたっては、専門職・専門機関と住民活動との連携強化を図ることとし、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会を中核として情報共有・協議を推進します。

また、外出や買い物等の日常生活行動に困難を抱える高齢者が少なくないことから、閉じこもりの防止、QOLの確保、身体的・精神的・社会的フレイル予防の観点を含めてニーズにそった生活支援の充実を図ります。

単身や夫婦のみで暮らす高齢者が増える中、認知症高齢者の在宅生活支援もますます重要性が高まっています。認知症の早期発見・初期集中対応により、認知症の発症・進行を遅らせるとともに、住民参加のもとで認知症への理解を深め、高齢者と家族を支え、認知症高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めます。

基本目標3：安全・安心に暮らせる共生の地域づくり

全国的に大規模な災害が毎年発生し、特殊詐欺等の犯罪が巧妙化する中、安全・安心に暮らせる地域づくりには、近年の災害・犯罪等の脅威に対応した防災・防犯体制の強化が求められます。災害や犯罪の状況は変化していることから、常に新たな情報を発信して注意喚起を促すとともに、被害の発生防止に向けて地域の体制強化を図ります。また、最近では高齢ドライバーによる交通事故も多く発生していることから、高齢ドライバーによる事故防止に向けた対策も講じます。

新型コロナウイルス感染症の流行時では、国内の高齢者施設で集団感染が発生したこと等を踏まえ、引き続き感染防止に留意しながら、各種サービスの提供に努めます。

基本目標4：サービスの基盤整備と包括的支援体制づくり

高齢者の心身の状態や暮らし方に合わせて包括的に支援していくことが求められており、包括的支援体制の整備及び支援の基盤整備を進めてきました。今後、さらなる高齢化の進行に伴って支援ニーズは量的に増大し、質的に多様化・複雑化すると見込まれることから、本町では令和5年4月に福祉総合相談支援体制を構築するための基準を定めました。福祉総合相談支援では高齢のみにかかわらず、高齢・障害・児童・生活困窮、DV被害等の分野ごとの相談支援では対応困難な課題や各制度から外れてしまうような狭間の状態となっている事例を包括的かつ総合的に支援するための制度です。

この制度では子育て支援課、福祉課、健康づくり課、人権推進課、教育指導課の関係課から支援の中心となる課を定め、その課を筆頭に複合課題等を調整するチームを作り、相談支援体制を構築するよう定められています。この制度を契機として、本町での総合的な相談体制の充実を進めます。

国では第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定しており、本町においても成年後見制度利用のニーズは高まることが想定されます。そのため、権利擁護を推進するとともに、高齢者のあらゆる困りごとに対応できるよう、総合相談窓口と各種相談窓口との連携のもと、断らない相談支援の推進を図ります。

ニーズの増大に対応できる支援提供の基盤整備の継続的推進を図るとともに、健康でいきいきと暮らす高齢者を増やすことが重要になっています。このため、介護予防等の推進と合わせて、高齢者が地域でいきいきと活躍できる機会の提供・環境づくりに努めます。具体的には、就労、地域活動、交流、学び、スポーツ等の多様な機会の提供やきっかけづくりを行います。

基盤整備における町の重要な役割として、支援の担い手の拡大が挙げられます。就労や学び等の多様な機会の提供を通じて、コミュニティ意識の高揚・参加者間のネットワーク形成を図りつつ、身近な支援の担い手の育成・確保につなげていきます。

基本目標 1 自立支援、介護予防・重度化の防止

(1) 介護予防の推進

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者も増加することが想定されます。そのような中、全ての高齢者が自分らしく生き生きと暮らせるよう、介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険事業）や寄居町健康長寿計画と連携を図り、高齢者の自立支援と重度化防止に資する介護予防事業を推進します。

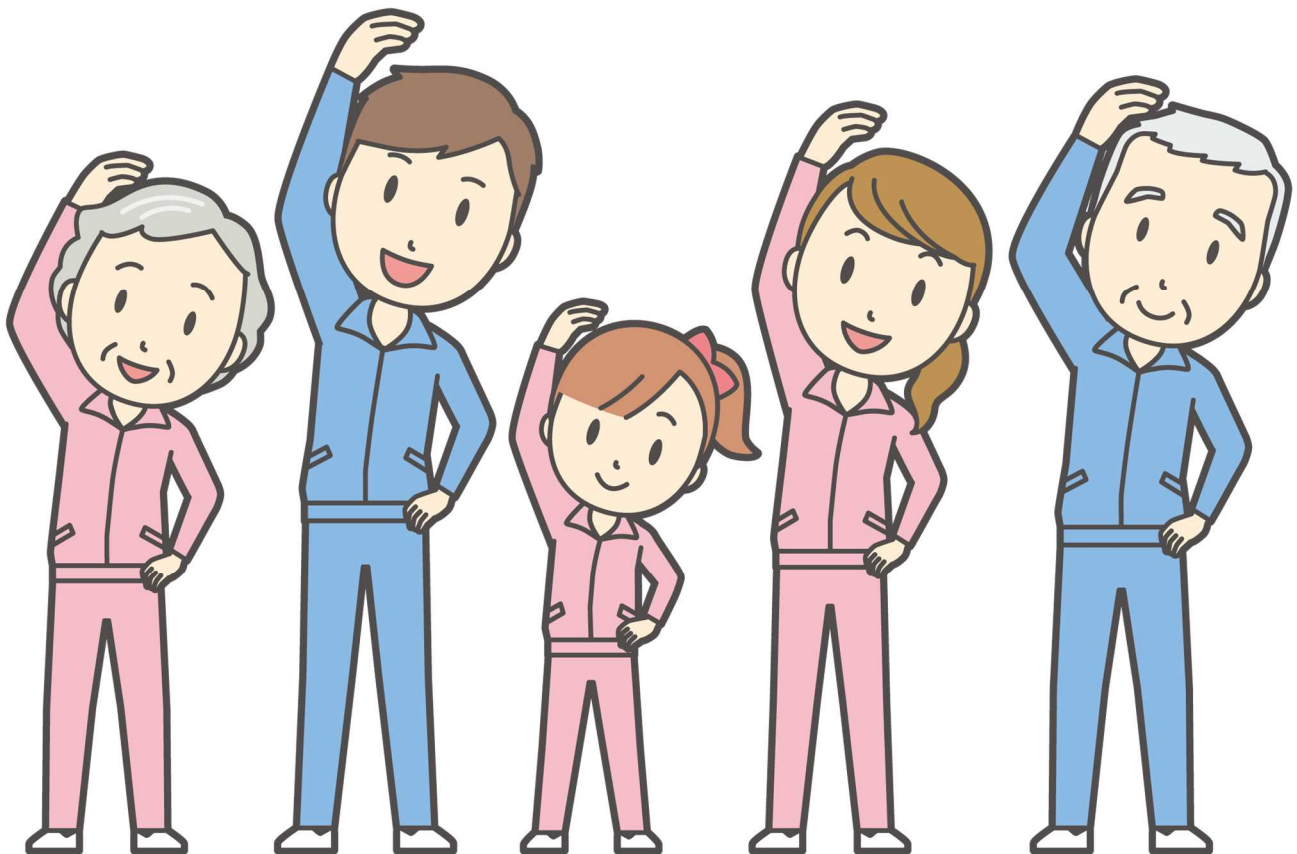
①介護予防事業の推進

①-1 介護予防事業の充実

①介護予防事業の充実

事業名	①-1 介護予防事業の充実		
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会 地域包括支援センター	担当課 福祉課 健康づくり課
	<p>各関係機関が連携し、以下の介護予防事業を推進します。</p> <p>①自立への効果が見込める要支援者等に対して専門職が居宅を訪問し「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」の相談指導等を短期集中的に実施する「訪問型サービスC」を実施します。</p> <p>②いきいき百歳体操の活動を支援するためにサポーター養成講座を修了した者を人材バンクとして登録する「寄居町健康づくりサポーターバンク」の周知を促進させ、支援を要する地域とマッチングを図ります。</p> <p>③健康寿命の延伸と自主的な介護予防活動の推進を目指して、専門職が各地域で軽体操や口腔ケアの講話・指導を行う「いきいき元気塾」を実施します。</p> <p>④認知症予防を目的とした運動や頭の体操を行う「認知症予防教室」を実施します。</p> <p>⑤介護予防・生活習慣病予防のため、「ふるさと健康体操」を実施します。</p> <p>⑥介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修を行う「よりい健康体操サポーター養成講座」を実施します。</p> <p>⑦老人クラブ等を対象に、ユウネスと老人福祉センター「かわせみ荘」を会場として、健康に関する講話、軽い手足の運動を行う「シニア健康塾」を実施します。</p> <p>⑧ふれあいいきいきサロン等地域に出向き、介護予防の体操や介護保険制度・権利擁護の普及啓発をするため「ますます元気教室」を実施します。</p> <p>⑨住民同士が身近な場所で効果的に健康づくりが行えるよう、住民主体の通いの場「寄居いきいき百歳体操」の活動支援を行うとともに、介護予防サポーターの養成・フォローアップを行います。さらに、リーダーのいない地域に対してサポーターの紹介等を行い、普及拡大を図ります。</p>		

	活 動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
事業 展 開	認知症予防教室開催回数	0クール	1クール	1クール	1クール
	寄居いきいき百歳体操 実施会場数	12か所 (活動休止中も含む)	13か所	16か所	19か所
	介護予防サポーター養成講座実施数	2クール	2クール	2クール	2クール
	訪問型サービスC	1件	9件	9件	9件
	寄居町健康づくりサポーターバンクの登録者数	20人	25人	30人	35人

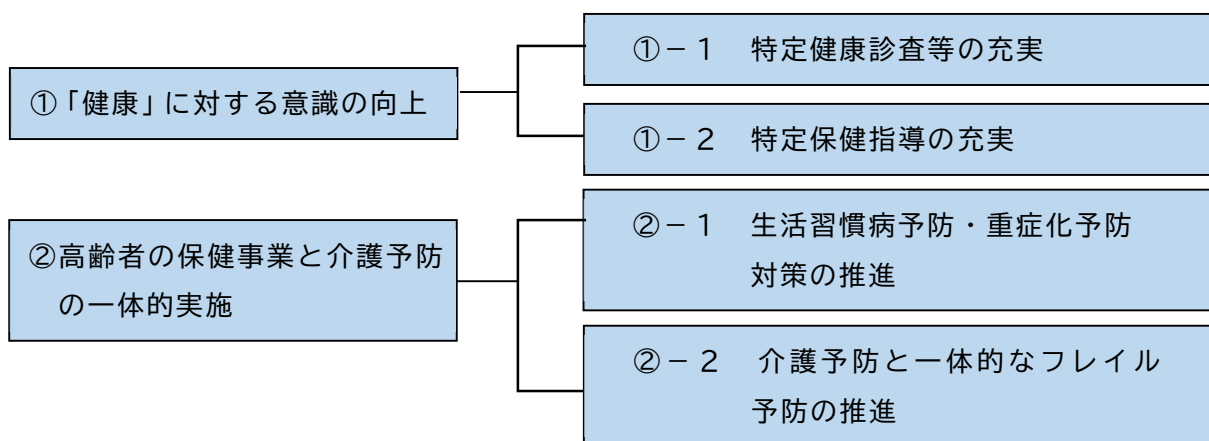


(2) 健康づくりの促進

健康管理や疾病の早期発見・治療を促進するため、国民健康保険に加入する前期高齢者に対し、生活習慣病の原因とされるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査と特定保健指導の動機付け支援等を行います。

後期高齢者に対しては、高齢者の心身の多様な状態に対応した、きめ細かな支援を実施します。

また、地域ぐるみでフレイル予防・介護予防を推進するため、高齢者の保健事業（国民健康保険、後期高齢者医療制度）と介護保険の介護予防を一体的に実施します。



① 「健康」に対する意識の向上

事業名		① - 1 特定健康診査等の充実				
事業内容	事業主体	町	担当課	町民課 健康づくり課		
	<p>40歳以上の国民健康保険被保険者を対象に、メタボリックシンドロームの早期発見と疾病予防を図るため、特定健康診査をユウネス、役場等で実施し、未受診者に対しては積極的な受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。</p> <p>また、生活習慣病の1つである糖尿病と歯周病は相互に影響していると言われていたことから糖尿病予備軍の方を対象に歯科検診を実施します。</p> <p>がん検診受診者数の増加及び精密検査受診率の向上を目指し、住民の健康長寿の促進を図ります。</p>					
事業展開	活動		(見込み) 5年度	(目標指標)		
	メタボリックシンドローム判定(40歳以上)	特定検診実施回数 特定健診受診率	43回/年 47.0%	6年度 43回/年 50.0%	7年度 43回/年 52.0%	8年度 43回/年 54.0%

	活 動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
事業展開 (続き)	歯科検診回数	1回	1回	1回	1回
	胃がん検診(65歳以上)受診率	15.0%	16.0%	17.0%	18.0%
	肺がん検診(65歳以上)受診率	25.0%	25.0%	26.0%	26.0%
	大腸がん(65歳以上)受診率	24.0%	25.0%	26.0%	26.0%
	子宮がん検診(65歳以上女性)受診率	6.0%	6.5%	7.0%	7.5%
	乳がん検診(65歳以上女性)受診率	7.0%	8.0%	9.0%	10.0%
	前立腺がん検診(65歳以上男性)受診率	24.5%	25.0%	25.5%	26.0%

事業名	①-2 特定保健指導の充実				
事業内容	事業主体	町	担当課	町民課	
	特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム該当者やその予備軍と判定された方を対象に、改善のための情報提供や特定保健指導などの支援を実施し、指導開始後3～6か月の間に改善状況の評価を実施します。				
事業展開	活 動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	動機付け支援(40歳以上)特定保健指導実施率	18.0%	6年度 20.0%	7年度 25.0%	8年度 35.0%

②高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

事業名		②-1 生活習慣病予防・重症化予防対策の推進			
事業内容	事業主体	町、埼玉県後期高齢者医療 広域連合	担当課	町民課 健康づくり課	
	<p>後期高齢者医療被保険者を対象に、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの委託により、健康診査を実施するとともに、自らの健康状態を知る機会を拡大するため各種健診をユウネス、役場等で実施します。受診率の向上を図るため、健診内容の充実や通知方法等を検討します。</p> <p>生活習慣病重症化予防対策として、慢性腎臓病（CKD）の原因ともいえる高血圧や糖代謝異常等のハイリスク者に対して、健康教室を実施し受診勧奨や生活習慣病改善に努めます。</p> <p>また、住民健診（特定健診・後期高齢者健康診査）の受診や、特定保健指導の実施の必要性・重要性について、さらなる周知に努めるとともに、後期高齢者に対しては、本人の希望に応じて健康相談等により個別に対応を図ります。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	健康診査（75歳以上） 受診率	23.5%	24.0%	24.5%	25.0%
	健診結果相談開催数	8回	10回	10回	12回
	インフルエンザ予防 接種（65歳以上）	60%	60%	60%	60%
肺炎球菌ワクチン予 防接種（65歳）	11%	15%	15%	15%	

事業名	②-2 介護予防と一体的なフレイル予防の推進				
事業内容	事業主体	町	担当課	町民課 健康づくり課	
	<p>高齢者の健康寿命の延伸とフレイル予防、介護度の重度化防止の観点から、運動、栄養、口腔、社会参加に注目し、健康相談や健康づくりイベントをはじめとした、以下の各種健康づくり活動を実施します。</p> <p>なお、健康づくりイベントは、より多くの方の参加が見込まれる産業文化祭と同日に実施し、健康に対する意識向上を目指し、健康まつり、歯科イベント等を開催します。</p> <p>また、健康相談は、健診結果を活用し、具体的な運動や栄養の相談に対応します。さらにフレイル予防として、地区での講習会や個別訪問による健康相談を行います。健康長寿サポーターについては、養成後のフォローアップも行うことで、地域での自主的な健康づくり活動を積極的に推進します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	健康づくりイベント開催数	73回	75回	80回	85回
	健康ウォーキング教室参加者数	50人	100人	120人	130人
	健康長寿サポーター養成数	20人	20人	20人	20人
	個別訪問健康相談者数	10人	10人	12人	12人
フレイル予防講習会開催数	4回	6回	8回	10回	

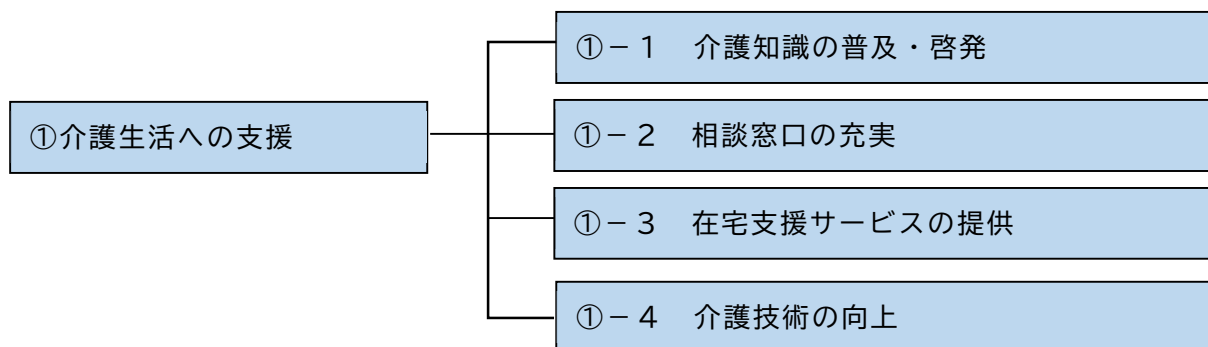
基本目標 2 在宅生活支援の充実

(1) 在宅生活の継続支援

新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、介護者や事業者の交流の場となる教室、サロンや連絡会を設けることで、在宅介護者の負担軽減や、介護に関する知識の普及・啓発を図るほか、要介護状態とならないために自主的、自発的に介護予防に取り組む高齢者が増えるよう情報提供や環境づくりを推進します。

見守り機能を持つ配食サービスを中心に在宅生活を支援します。

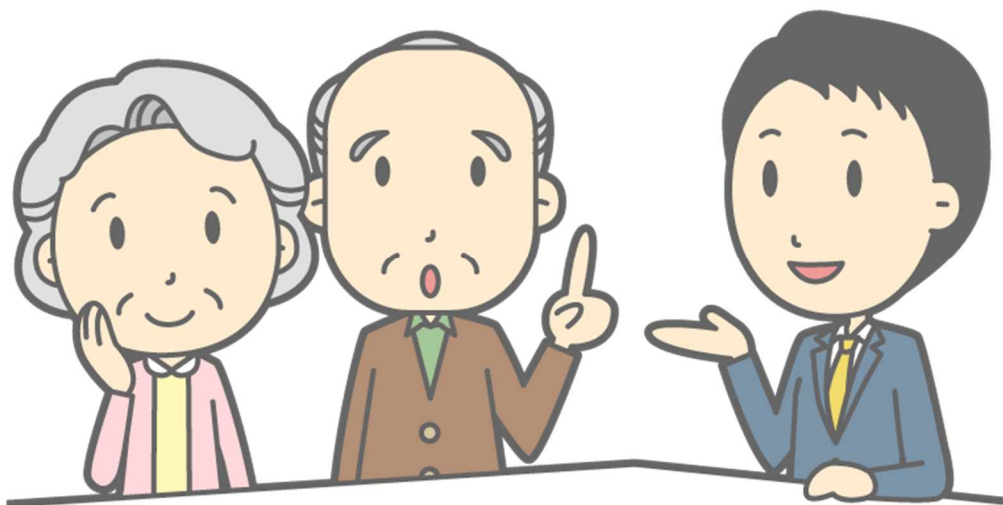
寝たきりの高齢者などに対しては、介護支援サービスを提供するとともに、サービス事業者のさらなる介護技術の向上を促進します。



①介護生活への支援

事業名	①-1 介護知識の普及・啓発				
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会 地域包括支援センター	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により縮小していた事業を再開させ、介護者等の交流の場として活用できる事業の展開を目指します。</p> <p>介護を行っているご家族（ケアラー）への支援を目的として、適切な介護知識やサービスの利用方法などの情報提供のほか、不安や心配事などを共有できる場所を提供します。</p> <p>介護者のリフレッシュや情報交換のため、在宅介護者おしゃべりサロンを開催します。</p> <p>また、過去にサービスを利用又は介護認定を受けながら、近年サービスを利用していない方や、介護状態にありながら認定を受けず家族介護を行っている世帯に対して、訪問型の介護支援活動を展開します。</p> <p>高齢者が要介護状態とならないために自主的に介護予防に取り組めるよう情報提供や環境づくりを推進します。</p>				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	在宅介護者おしゃべりサロン	6回	6回	6回	6回
	介護教室（未来学び塾）の開催	4回	4回	4回	4回

事業名		①-2 相談窓口の充実			
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会、地域包括支援センター	担当課	人権推進課 福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>日常生活上の種々の悩みや困りごとの相談に対応するため「心配ごと相談」を実施するとともに、予防・早期発見・早期対応のため、福祉課に有資格者を配置し、介護・福祉に関する支援体制を強化します。</p> <p>地域包括支援センター及び総合相談支援センターでは、総合相談を実施するとともに、必要に応じ訪問相談を行います。</p> <p>また、高齢者人口の増加に伴う認知症高齢者の増加やDV等の虐待・介護うつ、介護離職による貧困などのほか、悪徳商法等の犯罪や新型コロナウイルス感染症などの影響といった社会情勢を踏まえた相談内容など多様化・複合化する相談に迅速に対応できるよう、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実・強化を図るとともに、相談事業の周知のための啓発活動を実施します。</p>				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	心配ごと相談	12回	12回	12回	12回
	総合相談	4,500回	5,000回	5,000回	5,000回
	総合窓口の設置	適宜	適宜	適宜	適宜



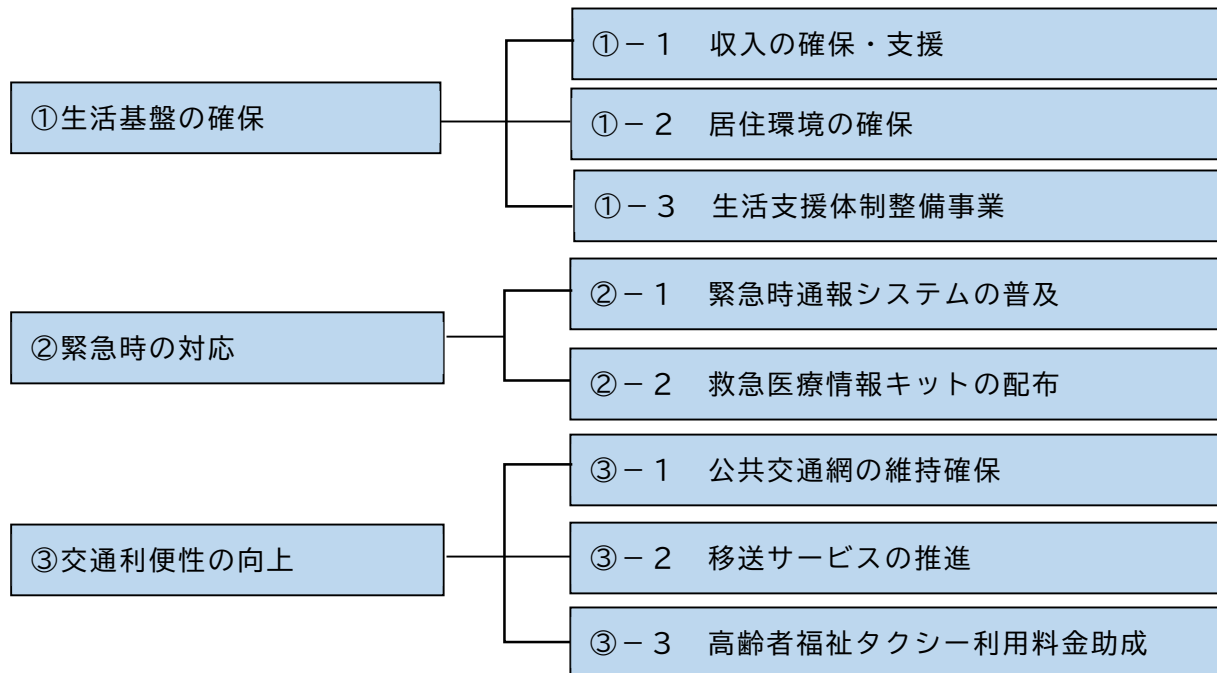
事業名		①-3 在宅支援サービスの提供			
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>ひとり暮らし高齢者、又は高齢者のみの世帯の食生活の安定と見守り活動を目的とした配食サービスを中心に在宅生活を支援します。</p> <p>寝たきりの高齢者宅へ理容師・美容師が訪問し、整髪などのサービスを提供します。また、在宅で寝たきりの高齢者に対し、紙オムツの支給を行います。</p> <p>介護保険居宅サービス利用者負担額減額助成費支給事業により在宅での介護サービス利用に助成を行います。</p> <p>また、身体上の障害のため歩行に支障のあるおおむね 65 歳以上の在宅高齢者へ歩行補助杖を支給します。</p>				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	訪問理美容サービス利用者数 (社会福祉協議会)	50人 60回	50人 100回	50人 100回	50人 100回
	紙オムツ支給事業利用者数 (社会福祉協議会)	400人	440人	440人	440人
	介護保険居宅サービス利用者 負担額減額助成費支給者数	3,200人	3,250人	3,300人	3,350人
	ふれあい配食サービス	13,500食 155人	17,100食 155人	18,810食 160人	20,690食 165人
老人歩行補助杖	60本	60本	60本	60本	

事業名		①-4 介護技術の向上			
事業内容	事業主体	地域包括支援センター	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>介護サービス提供のマネジメント機能を強化するため、ケアマネジャー連絡会を開催し、困難事例や効果的サービス提供事例などの学習を実施します。</p> <p>また、サービスを提供する事業者が抱える課題の解決や情報交換のため、新型コロナウイルス感染症等に留意しながら、サービス事業者連絡会を開催します。</p>				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	ケアマネジャー連絡会の開催	11回	12回	12回	12回
	サービス事業者連絡会の開催	1回	2回	2回	2回

(2) 生活支援の充実

高齢者の安定した暮らしを支援するため、年金制度の周知や日常的な買い物の支援などにより生活基盤の確保に努めます。また、第2層の各地区で地域の特色を生かしたサービスの提供を支援します。

緊急時に備え、ひとり暮らしを対象として緊急時通報システムの普及や救急医療情報キットの配布を促進します。さらに、高齢者の移動手段の確保に向けて、デマンド交通、移送サービス、高齢者福祉タクシー利用料金助成制度の普及・啓発を推進します。



①生活基盤の確保

事業名		①-1 収入の確保・支援			
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	町民課、福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>将来の年金受給を確保するため、広報誌等を通じて年金制度の周知を行います。また、「寄居町福祉資金貸付規程」に基づき、低所得高齢者に対し生活費の一部貸付を行うとともに、生活困窮者自立支援制度と連携した低所得高齢者支援を推進します。</p> <p>その他、彩の国あんしんセーフティーネット事業との連携を図るとともに、アスポート相談支援センターとの連携により、家計、就労など貸付以外の支援策を検討します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	年金制度の周知 (広報誌への掲載)	12回	12回	12回	12回
	貸付制度利用件数	60件	30件	30件	30件
	生活困窮者自立支援制度との 連携	20人	15人	15人	15人
セーフティーネットとの連携	3件	3件	3件	3件	

事業名		①-2 居住環境の確保			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>安全な居住環境を確保するため、火の元に不安のあるひとり暮らし高齢者に電磁調理器や火災警報器、自動消火器を給付するとともに、低所得のひとり暮らし高齢者に福祉電話の貸与を行います。</p> <p>環境及び経済的虐待等を受けて、在宅生活が難しい方については、養護老人ホーム等への措置を行います。</p> <p>養護老人ホームは本町にありませんが、近隣市町村と連携を図りながら、措置入所が必要とされる方に対して、引き続き適切に事業を推進していきます。</p> <p>軽費老人ホーム（ケアハウス）は町内に1か所となっています。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	日常生活用具の給付・貸与	1件	随時	随時	随時
	施設名	(見込み) 5年度	(利用見込み)		
			6年度	7年度	8年度
養護老人ホーム	4人	随時	随時	随時	
軽費老人ホーム(ケアハウス)	30人	30人	30人	30人	

事業名		①-3 生活支援体制整備事業			
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>高齢者の生活支援の担い手の発掘、養成及びネットワークの構築を図るため、第1層（町全域）及び第2層（地域公民館単位7地区）に協議体を設置しました。研修会の実施等により地域課題を考える機会を設けます。</p> <p>住民の互助による在宅生活の継続支援の拡大に向け、第2層の地区単位で、アンケート等を行い、支援のニーズと提供可能な支援の見える化を図ります。</p> <p>買い物に出かけるのが困難な高齢者の食料・生活物資等の調達や買い物の楽しみを支えるとともに、新型コロナウイルス感染症等に留意しながら、町内事業者と連携し、各地区のサロン等へ専門職（薬剤師）とオンラインによる健康相談等を行うことができる機能を有する移動販売を実施します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	移動販売実施地区数	2地区	40地区	50地区	50地区
	移動販売実施回数	16回	70回	250回	250回
	協議体の開催	42回	46回	46回	46回

②緊急時の対応

事業名		②-1 緊急時通報システムの普及			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	ひとり暮らし高齢者が安心して暮らせるよう、緊急通報だけでなく、心身の不安についての相談通報もできるシステムを普及し、利用対象となる高齢者が希望した場合、速やかに設置できるよう努めます。				

事業名		②-2 救急医療情報キットの配布			
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	福祉課	
	救急時のひとり暮らし高齢者の安全を確保するため、本人の医療情報を記載した用紙を収納するプラスチック容器（キット）の配布を行います。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	キット配布者数	60人	70人	70人	70人

③交通利便性の向上

事業名		③-1 公共交通網の維持確保			
事業内容	事業主体	町	担当課	都市計画課	
	<p>いつでもだれもが安心して町内外を移動できる公共交通網を確立するため、路線バスについては、引き続き、バス事業者や近隣市町村と連携し、運行の維持を促進します。</p> <p>自宅と行き先を直接行き来できる地域交通手段の確保のため、デマンドタクシーについては、引き続き、利用状況に即した運行方法の見直しを検討し、誰もが利用しやすい環境整備を推進と周知・啓発に努めます。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	路線バスの確保	3系統	3系統	3系統	3系統
	デマンドタクシーの運行	3台	3台	3台	3台

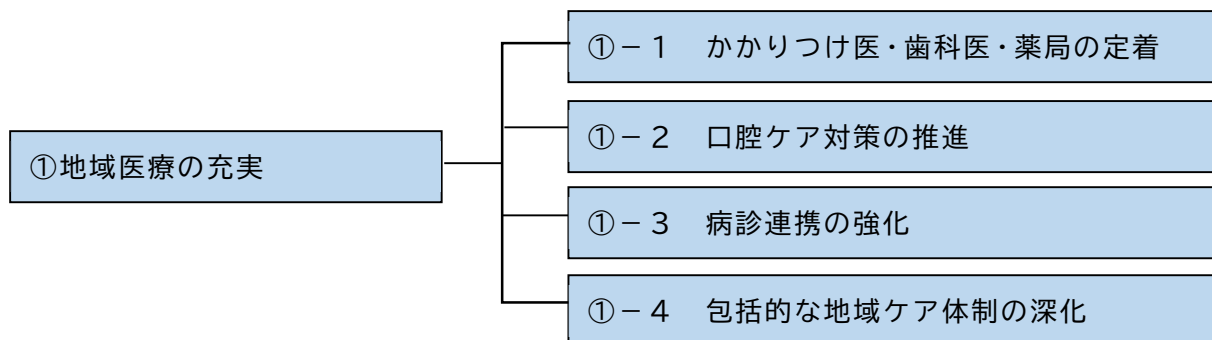
事業名		③-2 移送サービスの推進			
事業内容	事業主体	社会福祉協議会、 運転・介助友の会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>寝たきりや車イス使用の要介護高齢者を対象に、非常勤運転介助員とボランティアによる通院などの会員制移送サービスを実施します。</p> <p>また、移送サービスの拡充を図るため、新たな運転手の確保方針を検討するとともに、高齢者等の利用の促進を図るため、周知・啓発に努めます。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	延べ利用者数	180人	180人	180人	180人
	非常勤運転介助員	3人	3人	3人	3人
	運転・介助友の会	8人	8人	8人	8人

事業名		③-3 高齢者福祉タクシー利用料金助成			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>高齢者の日常生活の利便性と社会生活圏の拡大を図るため、町民税非課税世帯である方を対象として、75歳以上のひとり暮らし、もしくは高齢者のみ世帯で、介護保険法の要支援・要介護の認定を受けている方、又は、65歳以上で自動車運転免許証を自主返納した方に、高齢者福祉タクシー利用料金の助成を行うとともに、制度の周知を図り、利用を促進します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	登録者数	90人	90人	95人	100人

(3) 地域医療と介護の連携強化

疾病等へ迅速な対応ができるよう、身近な医療として「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」及び「かかりつけ薬局」を持つことを勧めていきます。また、深谷寄居医師会の協力の下、他科受診を必要とする高齢者の増加に対応するため、病診連携を強化します。

さらに、包括的な地域ケア体制の深化に向けて、地域ケア会議の組織化と在宅医療・介護連携を推進するとともに、第1層（町全域）に引き続き、第2層（地域公民館単位7地区）生活支援コーディネーターを配置し、地域活動を支援します。



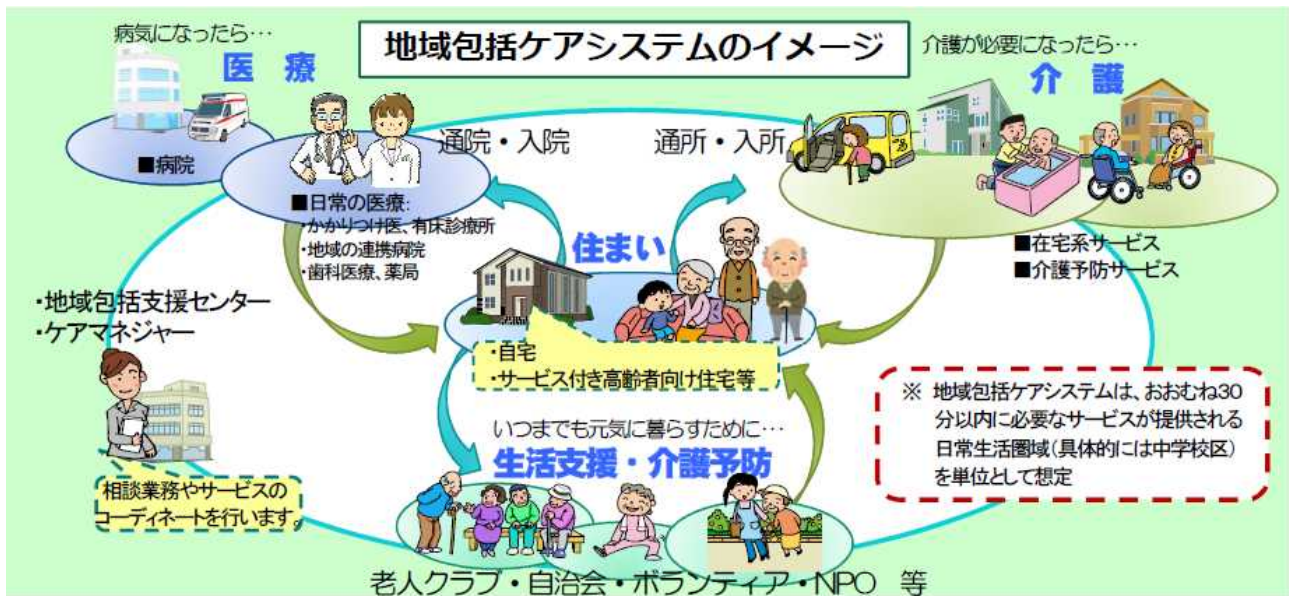
①地域医療の充実

事業名		①-1 かかりつけ医・歯科医・薬局の定着			
事業内容	事業主体	町	担当課	健康づくり課 町民課	
	最も身近な医療となる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を持つことを各種事業、広報・町公式ホームページ等で周知します。地域医療の連携強化のほかに、適切な医療受診・服薬、医療費の適正化を図ります。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	広報誌掲載回数	1回	1回	1回	1回
	かかりつけ薬局啓発チラシ配布回数	2回	12回	12回	12回

事業名 ①-2 口腔ケア対策の推進					
事業内容	事業主体	町	担当課	健康づくり課 町民課	
	口腔ケアの重要性を認識してもらうため、歯科イベント等を実施し、口腔ケアに対する啓発強化を推進します。また、口腔機能低下予防を目的として健康歯科検診の受診券を発送します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	歯科イベント等開催数	2回	2回	2回	2回
	健康長寿歯科検診受診券発送回数	1回	1回	1回	1回

事業名 ①-3 病診連携の強化					
事業内容	事業主体	町	担当課	健康づくり課	
	病院や診療所との連携を図り、医療体制の確保・充実に努めます。 また、地域の診察機能の強化のため、埼玉よりい病院の高度医療機器の共同利用を促進します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	患者紹介延べ人数	1,850人	2,200人	2,200人	2,200人

事業名	①-4 包括的な地域ケア体制の深化				
事業内容	事業主体	町、地域包括支援センター 社会福祉協議会、医療機関 居宅介護支援事業所	担当課	福祉課	
	<p>地域包括ケアシステムの深化に向けた重要施策として、地域ケア会議の組織化と多様な関係主体間の情報共有・連携強化を促進するとともに、高齢者の生活支援の担い手の発掘、養成及びネットワークの構築を図るため、第1層（町全域）に続き、第2層（地域公民館単位7地区）に生活支援コーディネーターも配置し、地域活動を支援します。</p> <p>介護予防・総合事業対象者で自立の見込める者に対して、サービス等の課題について、専門職の助言を受けることにより解決を図る「自立支援型地域ケア会議」を開催します。</p> <p>多様な関係主体間の情報共有・連携強化では、主として以下の取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携の拠点を設置し、相談対応・連絡調整・情報共有を行います。個別ケースに対する支援の検討や地域課題の抽出、自立支援ケアマネジメントの視点を取り入れた会議を開催します。 ・個別地域ケア会議で抽出された地域課題等を検討し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。 ・第1層（町全域）・第2層（地域公民館単位7地区）に協議体を設置し、多様な主体間の情報共有・連携強化のほか、地域課題の啓発を図ります。 <p>また、地域包括ケアシステムの拠点となる地域包括支援センターの重要性が高まる中、ニーズに見合う支援体制整備に向け、専門職の確保に努めます。</p>				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	地域ケア会議の開催	12回	12回	12回	12回
	地域包括ケアシステム推進会議	2回	2回	2回	2回
協議体の開催（再掲）	42回	46回	46回	46回	



資料：厚生労働省

コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

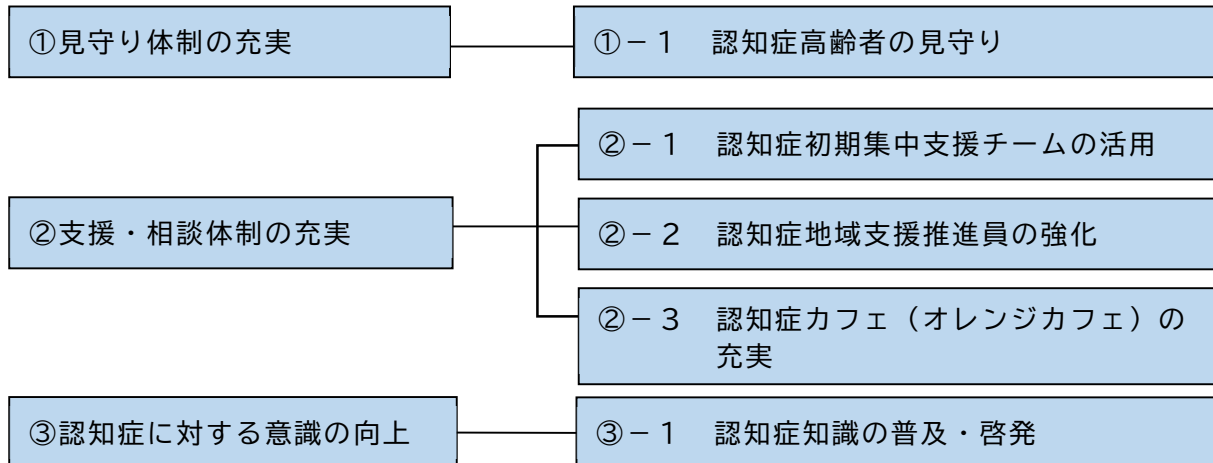
- コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
- 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
- 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
- 第3層のコーディネーターはサービス提供主体に置かれ、利用者と提供者のマッチング(利用者へのサービス提供内容の調整)を行うが、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される(体制整備事業対象外)



資料：厚生労働省

(4) 認知症施策の推進

高齢者人口の増加に伴い、今後、ますます認知症高齢者が増加することが想定されます。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域における見守り、支援・相談体制の充実等、認知症バリアフリーの取り組みを推進します。また、認知症の早期発見・早期対応に向けて、町民の意識向上を図るため、認知症サポーター養成講座の実施や認知症ケアパスの作成に取り組みます。



①見守り体制の充実

事業名	①-1 認知症高齢者の見守り				
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	徘徊高齢者等を早期発見し安全を確保するため、日常生活賠償保障を付帯した探索装置の普及啓発に努め、在宅認知症高齢者の生活の安全を確保するとともに、介護者への安心を支援します。 徘徊高齢者等を早期発見し安全を確保するため、見守りシールの配布を行います。また、住民への事業周知と利用促進に努めます。				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	探索装置利用者	2人	11人	11人	11人
	見守りシール申請件数	2件	5件	8件	10件

②支援・相談体制の充実

事業名		②-1 認知症初期集中支援チームの活用			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、初期集中支援チームにより、認知症に関する初期支援を集中的に実施します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	初期集中支援チームによる支援件数	1件	6年度 3件	7年度 3件	8年度 3件

事業名		②-2 認知症地域支援推進員の強化			
事業内容	事業主体	町、地域包括支援センター	担当課	福祉課	
	新型コロナウイルス感染症等に留意しながら、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るとともに認知症高齢者等やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、支援体制の構築を推進します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	連携会議の開催	9回	6年度 12回	7年度 12回	8年度 12回
	相談受付	220件	220件	220件	220件

事業名		②-3 認知症カフェ（オレンジカフェ）の充実			
事業内容	事業主体	町、地域包括支援センター	担当課	福祉課	
	認知症高齢者等やその家族を支援するために、誰でも参加できる集いの場として認知症カフェ（オレンジカフェ）の充実を図ります。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	認知症カフェ延べ開催回数	24回	6年度 24回	7年度 24回	8年度 24回
	認知症カフェ延べ利用者数	180人	200人	200人	200人

③認知症に対する意識の向上

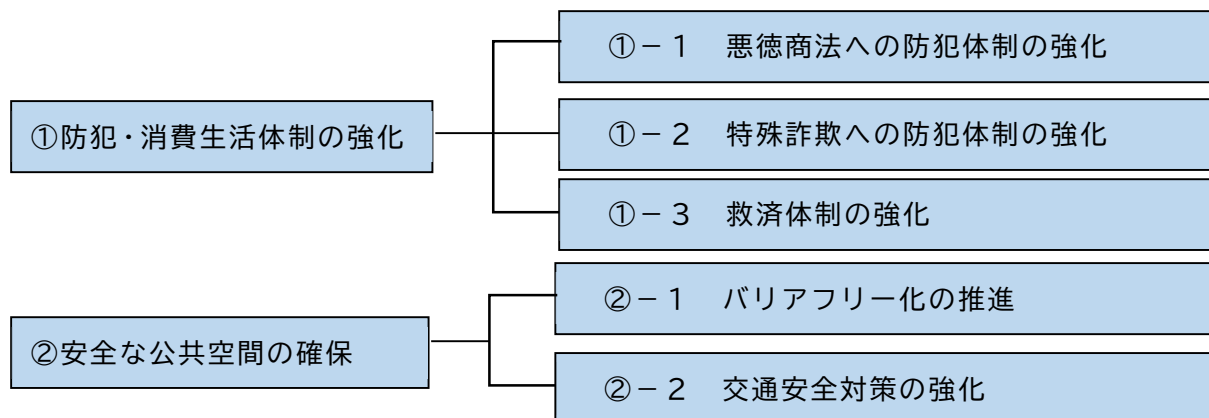
事業名	③-1 認知症知識の普及・啓発				
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会 地域包括支援センター	担当課	福祉課	
	<p>認知症に対する理解を深めるため、「認知症サポーター養成講座」を開催するとともに、認知症サポーターに対して「ステップアップ研修」を開催します。また、認知症の人とその家族を地域サポーターと多職種サポーターで支援する「チームオレンジ」をステップアップ研修修了者で結成するための検討を進めていきます。</p> <p>認知症高齢者の本人や家族が必要とする医療や介護サービスをお知らせするとともに、認知症への理解や意識向上を図るため、認知症ケアパスを作成し、その周知を図ります。</p> <p>若年性認知症及び高次脳機能障害に対する理解の啓発や利用できるサービスの情報提供を行うとともに、第2号被保険者（若年性認知症や高次脳機能障害を含む）への切れ目ない支援のため、介護保険担当、障害福祉担当、関係機関の連携を強化します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	認知症サポーター養成講座 参加者数	100人	100人	100人	100人
	ステップアップ研修修了者数	30人	30人	30人	30人
	認知症ケアパスの作成・周知	更新	更新	更新	更新

基本目標3 安全・安心に暮らせる共生の地域づくり

(1) 安全・安心のまちづくり

高齢者一人ひとりが安心して暮らせるよう、悪徳商法や特殊詐欺に対する防犯・相談体制を強化します。

また、交通安全施設の確保に努め、高齢者が安心して外出できるまちづくりを推進するとともに、高齢ドライバーによる事故防止に向けた対策や交通安全意識の向上に努めます。



①防犯・消費生活体制の強化

事業名		①-1 悪徳商法への防犯体制の強化			
事業内容	事業主体	町、警察 埼玉県消費生活支援センター	担当課	産業振興企業誘致課、生活環境エコタウン課	
	悪徳商法の被害に遭わないよう、パンフレットや広報誌のほか、町公式ホームページやSNS、防災無線などを用いて、犯罪の手口を周知するとともに、消費生活支援センター熊谷の協力の下、高齢者や民生委員向けの出前講座を開催するなど、防犯対策の強化を図ります。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	パンフレット配布	6回	6回	6回	6回
	出前講座の実施	0回	1回	1回	1回
	広報誌への掲載	4回	1回	1回	1回

事業名		①-2 特殊詐欺への防犯体制の強化			
事業内容	事業主体	町、警察 埼玉県消費生活支援センター	担当課	産業振興企業誘致課、生活環境エコタウン課	
	特殊詐欺等の被害に遭わないよう、広報誌などを用いて、犯罪の手口を周知するとともに、防犯キャンペーンを実施するなど、防犯対策の強化を図ります。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	パンフレット配布	1回	1回	1回	1回
	防犯キャンペーンの実施	4回	4回	4回	4回
	広報誌への掲載	1回	4回	4回	4回

事業名		①-3 救済体制の強化			
事業内容	事業主体	町、警察 埼玉県消費生活支援センター	担当課	産業振興企業誘致課	
	悪徳商法や特殊詐欺の被害を救済するため、警察や埼玉県消費生活支援センター等と連携し、迅速に対応できる相談支援体制のさらなる強化を図ります。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	消費生活相談窓口設置数	1	1	1	1
	消費生活相談員配置数	2	2	2	2
	相談窓口開設数	1	1	1	1

②安全な公共空間の確保

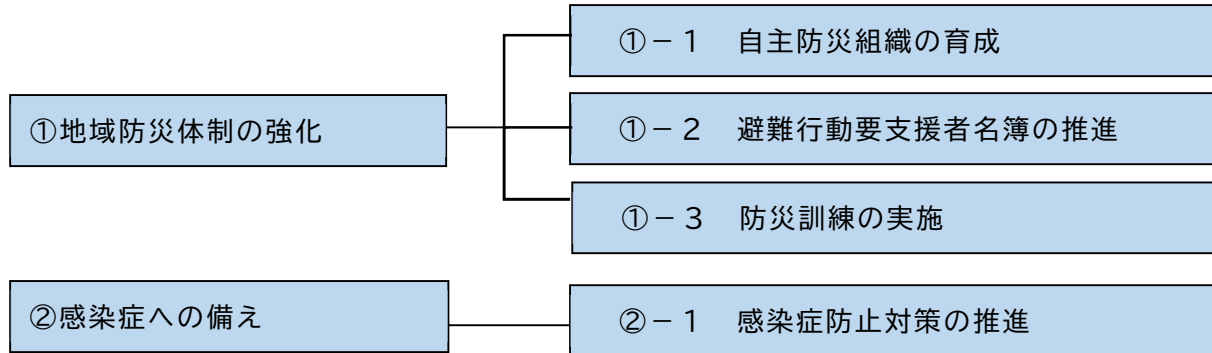
事業名		②-1 バリアフリー化の推進			
事業内容	事業主体	町	担当課	都市計画課	
	地域で安全に暮らせるよう、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、県と連携して、多くの人が集まる公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、既存歩道の拡幅や段差解消等外出しやすいユニバーサルデザイン化を推進します。【地域福祉計画より抜粋】				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	公共施設や道路等のバリアフリー化	適宜	6年度 適宜	7年度 適宜	8年度 適宜

事業名		②-2 交通安全対策の強化			
事業内容	事業主体	町、警察、社会福祉協議会 地域包括支援センター	担当課	建設課、生活環境 エコタウン課	
	高齢者の交通安全意識を高めるため、老人福祉センターと地域包括支援センターの交通アドバイス制度を継続します。 高齢ドライバーによる交通事故の未然防止の一環として、加齢に伴う身体機能の低下等のため運転に不安を感じるようになった方や免許証が不要になった方に対し、自動車運転免許証の自主返納を促します。 また、高齢者の安全を守るため、設置基準に基づき、引き続き、カーブミラーや歩道など交通安全施設を整備します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	カーブミラー設置箇所数	5箇所	6年度 5箇所	7年度 5箇所	8年度 5箇所
	歩車道分離延長	0m	0m	0m	30m
	交通安全アドバイス制度 (社会福祉協議会)	50回	60回	70回	80回
	交通安全アドバイス制度 (地域包括支援センター)	20回	20回	20回	20回

(2) 災害・緊急時等に係る体制づくり

配慮が必要な高齢者やひとり暮らし高齢者に対する地域の防災体制を強化し、災害時に安心して避難ができる地域づくりを推進します。

また、いまだ影響が残る新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症流行時における感染防止対策を推進します。



①地域防災体制の強化

事業名	①-1 自主防災組織の育成				
事業内容	事業主体	町、行政区	担当課	自治防災課	
	災害時の被害防止及び軽減を図るため「自らの地域は自ら守る」をスローガンに、町民自ら出火防止・初期消火、被害者の救護を行う自主防災組織の育成・強化を図り、防災体制の確立を促進します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	町主催の研修会への参加	57地区	6年度 67地区	7年度 67地区	8年度 67地区

事業名	①-2 避難行動要支援者名簿の推進				
事業内容	事業主体	町、行政区	担当課	福祉課	
	対象者に申請案内を送付し、避難行動要支援者名簿の周知を行うとともに、本人・家族の意向により災害時避難行動要支援者名簿への登録を行います。また、名簿を消防署や警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織に配布します。災害時には関係機関と情報共有し、安否確認や避難行動支援に名簿を活用します。 避難行動要支援者名簿の認知度上昇のため広報誌等により周知を行います。また、平成27年度の作成から8年が経過していることから、内容の見直しを行い、災害時に活用しやすい名簿となるよう努めます。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	災害時避難行動要支援者名簿登録者数	1,500人	6年度 1,500人	7年度 1,550人	8年度 1,600人
	広報誌掲載	2回	2回	2回	2回

事業名		①-3 防災訓練の実施			
事業内容	事業主体	町、行政区	担当課	自治防災課	
	防災意識の向上を図るため、地域や防災関係機関等と連携し、防災訓練を実施します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	行政区毎の防災訓練・研修の実施	50回	67回	67回	67回

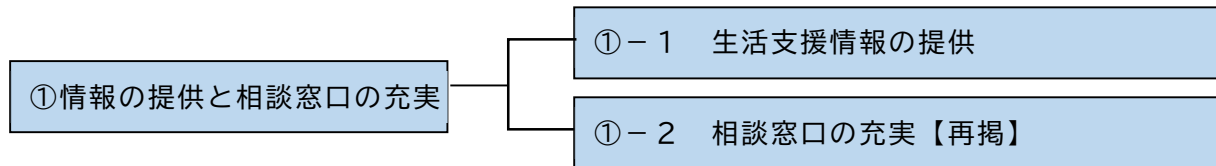
②感染症への備え

事業名		②-1 感染症防止対策の推進			
事業内容	事業主体	町、地域包括支援センター 社会福祉協議会、保健所	担当課	健康づくり課	
	寄居町新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、医療機関、保健所等関係機関をはじめ、団体・事業者等と連携し、感染症に関する情報共有を図り、消毒等の予防対策の徹底、予防・まん延防止対策を推進します。 【感染症に関する情報共有体制の維持】新型コロナウイルス感染症の対応で情報連携した関係機関の体制を保持し、継続して感染症のまん延防止に対する情報共有を推進します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	感染症に関する情報共有体制の維持	継続	継続	継続	継続

基本目標4 サービスの基盤整備と包括的支援体制づくり

(1) 相談窓口の充実

高齢者一人ひとりの生活問題を総合的に対応できるよう、生活支援情報の提供に努めるとともに、相談窓口の充実を図ります。



①情報の提供と相談窓口の充実

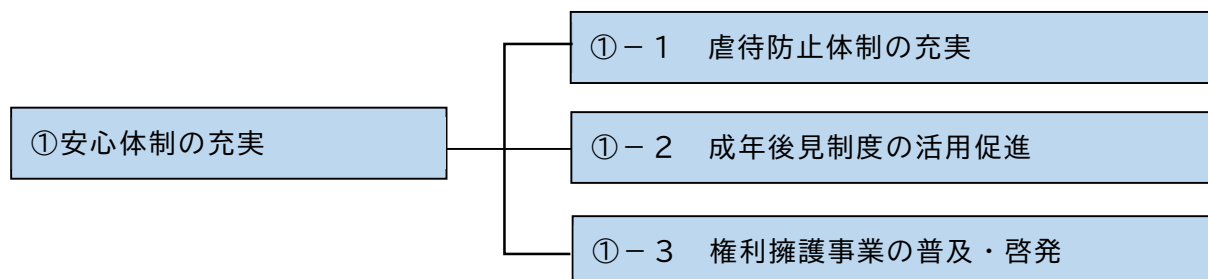
事業名	①-1 生活支援情報の提供				
事業内容	事業主体	町、大里広域市町村圏組合 地域包括支援センター	担当課	福祉課	
	<p>介護保険制度や高齢者福祉サービス事業の理解を深めるため、パンフレットの配布や、広報誌、町公式ホームページによる積極的な周知を実施します。また、これらの情報提供手段に加え、情報を必要とする方に確実に情報が行き届くよう、情報提供手法について検討していきます。特に、インターネットを介した情報伝達が広がる中、インターネットを使用する人と使用しない人との間で、支援に関する情報格差が生じないよう、インターネットの有効活用を図りながらも、ほかの情報媒体・経路でも情報提供を図ります。</p>				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	高齢者福祉事業の情報提供	随時	随時	随時	随時

事業名		①-2 相談窓口の充実			
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会、地域包括支援センター	担当課	人権推進課 福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>日常生活上の種々の悩みや困りごとの相談に対応するため「心配ごと相談」を実施するとともに、予防・早期発見・早期対応のため、福祉課に有資格者を配置し、介護・福祉に関する支援体制を強化します。</p> <p>地域包括支援センター及び総合相談支援センターでは、総合相談を実施するとともに、必要に応じ訪問相談を行います。</p> <p>また、高齢者人口の増加に伴う認知症高齢者の増加やDV等の虐待・介護うつ、介護離職による貧困などのほか、悪徳商法等の犯罪や新型コロナウイルス感染症等の影響といった社会情勢を踏まえた相談内容など多様化・複合化する相談に迅速に対応できるよう、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実化を図るとともに、相談事業の周知のための啓発活動を実施します。</p>				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	心配ごと相談	12回	12回	12回	12回
	総合相談	4,500回	5,000回	5,000回	5,000回
	総合窓口の設置	適宜	適宜	適宜	適宜



(2) 権利擁護事業の推進

地域の見守り活動により高齢者への虐待を早期発見し、関係機関との連携により問題解決に努めます。また、判断能力が不十分な高齢者等の権利を擁護し、財産の保全・有効活用を図るため、成年後見制度の活用を促進するとともに、増加が見込まれる利用者への相談体制の強化を図ります。



①安心体制の充実

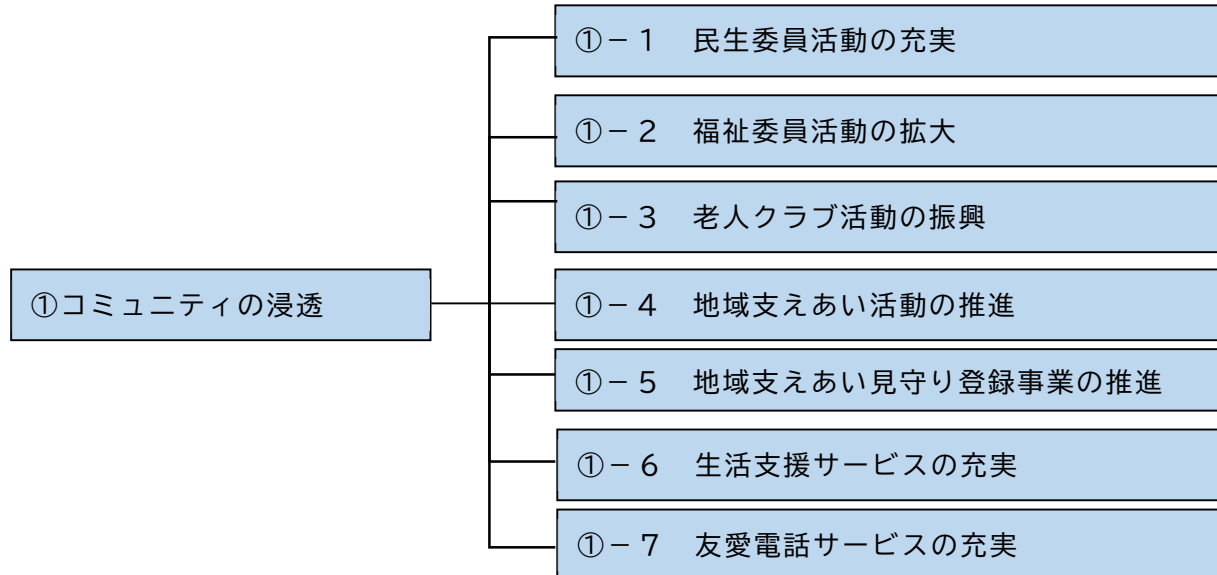
事業名	①-1 虐待防止体制の充実				
事業内容	事業主体	町、地域包括支援センター	担当課	福祉課	
	民生委員や福祉委員の見守り活動等を通して、高齢者への虐待の早期発見に努めるとともに、問題解決のためのケース会議を開催します。 また、関係機関との連携を強化し、迅速に対応できる体制を整備するほか、見守り活動のネットワークを活用し、虐待防止体制の充実を図ります。				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	民生委員、福祉委員との連携	随時	随時	随時	随時
	ケース会議の開催	随時	随時	随時	随時

事業名		①-2 成年後見制度の活用促進			
事業内容	事業主体	町、地域包括支援センター 成年後見支援センター 大里広域市町村圏組合	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>意思能力・判断能力が低下している認知症高齢者等の権利を擁護し、財産を保全・有効活用するため、寄居町成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度に関する相談や利用支援及び制度広報を推進するとともに、福祉サービスの利用手続や日常的金銭管理などの援助を行う「あんしんサポートねっと」を推進します。</p> <p>成年後見申立の親族不在者について、町長申立の積極的な対応を行うとともに、低所得の高齢者を対象に、町長申立に要する経費や成年後見人等の報酬に関する助成を行い、成年後見制度の利用促進を図ります。</p> <p>また、成年後見支援センターにおける市民後見人養成講座等により、市民後見人の育成を推進するとともに、社会福祉協議会が行う法人後見業務を支援し、制度を必要とする高齢者を支える体制の整備に努めます。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	成年後見制度の利用支援 (成年後見支援センター)	85件	85件	90件	95件
	成年後見制度の利用支援 (大里広域市町村圏組合)	5人	5人	5人	5人
	成年後見町長申立	4人	4人	4人	4人
	あんしんサポートねっと 利用者数	30人	30人	35人	40人
市民後見人養成講座の開催	7回	7回	7回	7回	

事業名		①-3 権利擁護事業の普及・啓発			
事業内容	事業主体	町、地域包括支援センター	担当課	福祉課	
	<p>町民の高齢者虐待や成年後見制度に関する知識向上を図り、これらの制度を必要とする方を地域社会全体で早期発見・早期対応できる体制づくりを推進するため、パンフレットの配布、民生委員や支援者への周知を図ります。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	広報誌掲載	2回	2回	2回	2回

(3) 地域コミュニティの充実

ひとり暮らし高齢者が増加する中、高齢者が地域の中で孤立せず、安心して暮らせるよう、民生委員活動、福祉委員活動、地域支えあい活動、ふれあいサービス活動など、町民相互の支えあい活動を推進し、地域コミュニティにおけるつながりの強化、担い手の増加を図り、重層的支援体制の充実に努めます。



① コミュニティの浸透

事業名	①-1 民生委員活動の充実				
事業内容	事業主体	町、民生委員	担当課	福祉課	
	ひとり暮らし高齢者や生活に支援が必要な高齢者を地域で見守るため、関係機関等との連携を強化し、民生委員活動の充実に努めます。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	民生委員数 (主任児童委員を除く)	73人	73人	73人	73人
	担当地区内の延べ訪問活動	11,000回	11,000回	11,000回	11,000回
	ひとり暮らし高齢者の把握	1回	1回	1回	1回

事業名		①-2 福祉委員活動の拡大			
事業内容	事業主体	社会福祉協議会、福祉委員	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>配慮を必要とする高齢者等の見守り活動・交流活動・日常生活支援活動を実施する福祉委員を配置し、高齢者の生活福祉課題の把握に努めるとともに、民生委員、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターと連携を図り、地域において対応できる簡易な日常生活支援活動を提供します。</p> <p>また、公民館単位地区ごとの地域支えあいの会連絡会で各行政区間の情報交換を促進し、取り組みの底上げを図っていきます。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	福祉委員数	374人	370人	370人	370人
	日常生活支援活動	随時	随時	随時	随時

事業名		①-3 老人クラブ活動の振興			
事業内容	事業主体	社会福祉協議会 老人クラブ連合会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>身近な地域の交流の場である「老人クラブ」への助成を行うとともに、老人クラブ友愛チームによるひとり暮らし高齢者等への友愛訪問サービスを実施します。</p> <p>また、魅力ある事業の創設や活動を検討し、老人クラブへの加入を促進することで、会員同士や地域のつながりの強化を図ります。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	老人クラブ会員数	1,057人	1,100人	1,200人	1,300人
	老人クラブ友愛チーム数	21団体	22団体	23団体	24団体

事業名		①-4 地域支えあい活動の推進			
事業内容	事業主体	社会福祉協議会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>公民館単位で組織された地域支えあいの会連絡会の支援を通じて、事業取り組みの底上げや活動の主体性を育成するとともに、地域支えあいの会の運営支援や、地域の福祉課題解決の調整を図る地域福祉コーディネーターを配置し、事業拡大に応じた体制を強化します。また、地域支えあいの会の運営強化を促進するとともに、共助のまちづくりネットワーク会議の活動を通じて、町民相互による共助のまちづくりを推進します。</p> <p>川北地区設置の常設サロン「いこいの家」、川南地区設置の常設サロン「ほほえみの家」の運営を支援し、地域の担い手育成、高齢者の社会参加へのきっかけづくりの場を提供するとともに、各中学校区における常設サロンの設置に向けて、地域に働きかけを行います。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	連絡会支援地区数	7地区	7地区	7地区	7地区
	地域福祉コーディネーターの配置	3人	3人	3人	3人
	常設サロン運営支援	2ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所

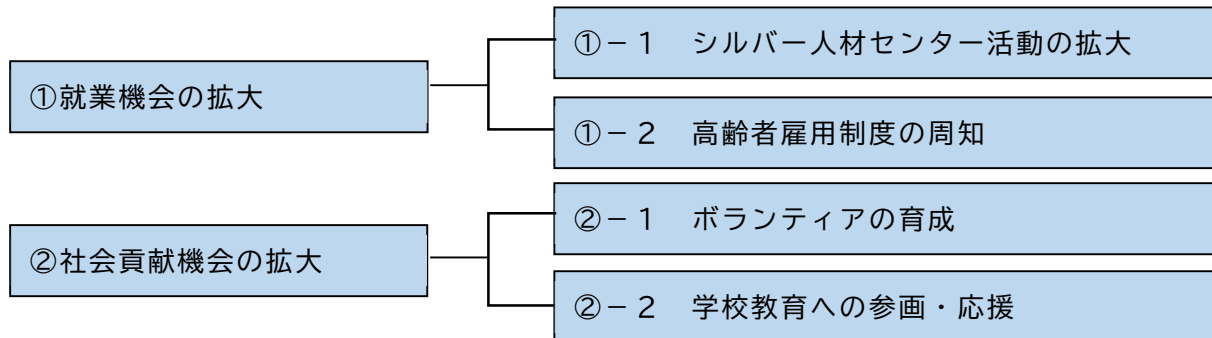
事業名		①-5 地域支えあい見守り登録事業の推進			
事業内容	事業主体	社会福祉協議会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>配慮を要する高齢者等の見守り希望者を登録し、登録者の同意を得たうえで、町、社会福祉協議会、地域支えあいの会会員である民生委員、福祉委員等がそれぞれ必要な情報を共有し、安定した見守りを提供します。</p> <p>未登録者に対しては、社会福祉協議会が作成している「ほっとライン通信」などの広報誌を活用し、周知に努めます。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	日常生活の見守り登録者数	630人	640人	650人	660人

事業名		①-6 生活支援サービスの充実			
事業内容	事業主体	社会福祉協議会 シルバー人材センター	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>日常生活を営むのに支障のある要支援・要介護認定者以外の高齢者に対し、「ふれあいサービス」（協力会員による有償の家事援助や外出付き添いサービス）を提供するとともに、介護保険事業での対応について検討します。</p> <p>また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に対し、「ふれあいサービス」では対応できない家事以外の生活援助等をシルバー人材センターでも提供します。</p> <p>さらに、ひとり暮らし高齢者、または高齢者のみ世帯の食生活の安定と見守り活動を目的とした配食サービスを行います。</p> <p>これらの活動は今後、需要の増加が見込まれるため、協力会員の確保に努めます。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	ふれあいサービス利用者数	87人	87人	87人	87人
	ふれあいサービス協力会員数	17人	17人	18人	19人
	(自立)生活援助サービス利用者数	1人	3人	3人	3人
ふれあい配食サービス(再掲)	13,500食 155人	17,100食 155人	18,810食 160人	20,690食 165人	

事業名		①-7 友愛電話サービスの充実			
事業内容	事業主体	社会福祉協議会 もしもし電話の会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>民生委員や区長を通じて積極的な広報を行い、会員数の増加を図りながら、閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者に対し「もしもし電話の会」による友愛電話サービスを行います。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	友愛電話サービス対象者	7人	10人	11人	12人
	友愛電話サービス実施回数	月1-2回	月1-2回	月1-2回	月1-2回
もしもし電話の会会員数	6人	7人	8人	9人	

(4) 高齢者の活躍機会の拡大

元気な高齢者が地域の中で活躍できるよう、シルバー人材センターなどを通して就業機会を拡大するとともに、社会福祉協議会のボランティアセンターなどを通して社会貢献機会を拡大します。活動内容の周知啓発を行い、高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進します。



①就業機会の拡大

事業名	①-1 シルバー人材センター活動の拡大				
事業内容	事業主体	シルバー人材センター	担当課	福祉課	
	高齢者の就業機会を拡大するため、町民に対しシルバー人材センター活動及び仕事内容の周知を図り、会員数の拡大及び能力を生かした就業分野の拡充を図ります。また、会員の技術向上のための研修会を実施します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	活動のPR	2回	2回	2回	2回
	会員数	360人	365人	370人	375人
	60歳以上の就業者数	360人	365人	370人	375人

事業名	①-2 高齢者雇用制度の周知				
事業内容	事業主体	ハローワーク	担当課	産業振興企業誘致課	
	事業主に対して、各種高齢者雇用制度の周知を強化し、継続雇用の増加を促進します。そのため、各種高齢者雇用制度に関するチラシやパンフレットを、事業主が集まることが想定される企業説明会などに持参し周知を図ります。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	事業主に対する啓発活動	随時	随時	随時	随時
	就労相談(60歳以上)	2,000件	1,900件	1,900件	1,900件
	就職(60歳以上)	100件	100件	100件	100件

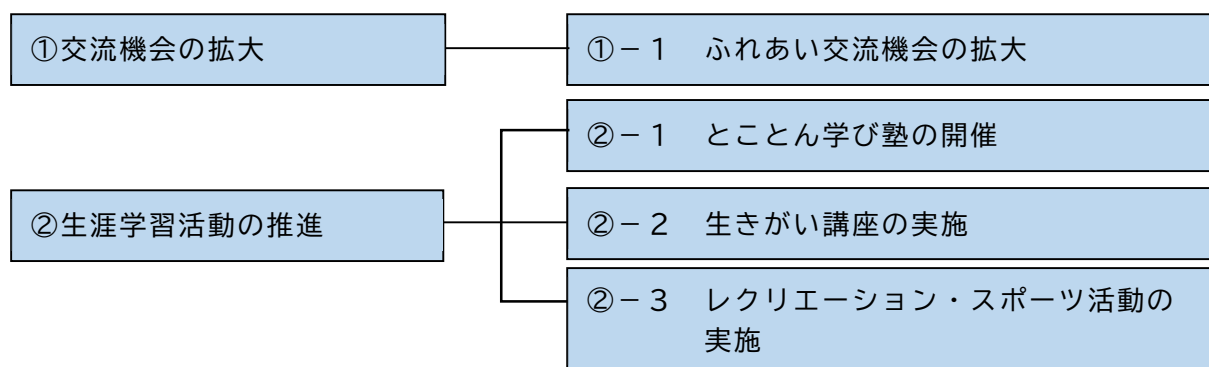
②社会貢献機会の拡大

事業名		②-1 ボランティアの育成			
事業内容	事業主体	ボランティアセンター (社会福祉協議会)	担当課	福祉課(社会福祉協議会)	
	<p>高齢者がボランティアとして地域の中で活躍できるよう、その動機付けとなる情報の提供やボランティア養成講座を実施し、活動者の増加を図ります。ボランティアの活動の場の拡大を図るため、豊富な活動メニューの構築を目指します。既に登録しているボランティアを対象としたフォローアップ講座を実施します。</p> <p>また、シニア世代を対象に高齢期の生活講座を開催し、地域活動の人材育成を推進するとともに、活動者の生きがいづくりを支援します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	ボランティアだより発行	4回	4回	4回	4回
	ボランティア養成講座の実施	3件	3件	3件	3件
	ボランティア体験プログラム	25件	25件	25件	25件
	ボランティア登録数	171人	180人	190人	200人

事業名		②-2 学校教育への参画・応援			
事業内容	事業主体	小中学校、教育委員会	担当課	教育指導課	
	<p>高齢者がこれまで培った経験や能力を地域社会で活かすため、小中学校の各教科や総合的な学習の時間などで学校支援を行う外部指導者を募集します。</p> <p>また、元気な学校作りを進めるため、町内全小学校を対象に「学校応援団」による学習支援・安全安心の支援・環境美化の支援を行えるボランティアを募集します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	社会人先生の登用	45人	90人	90人	90人
	学校応援団登録数	800人	800人	800人	800人

(5) 地域交流の活性化

「健康づくり・スポーツ」、「趣味や教養を深める生涯学習プログラム」などへの積極的な参加を促進することで、高齢者一人ひとりが自分らしく生きがいを持って暮らせるよう支援します。また、各地区の高齢者を対象とした「ふれあいいいききサロン」の拡充を図り、閉じこもり予防と地域交流の活性化を促進します。また、社会情勢に即した交流の場や交流メニューを検討し、交流の促進を図ります。



① 交流機会の拡大

事業名	①-1 ふれあい交流機会の拡大				
事業内容	事業主体	町、福祉委員、ボランティア 社会福祉協議会 老人クラブ	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>高齢者の交流機会を拡大するため、老人福祉センターと老人クラブ連合会の共催による「趣味の展示会」・「スポーツ大会」等の事業を実施します。また、閉じこもり予防と地域交流を促進するため、各地区の高齢者を対象に、福祉委員を中心に地域支えあいの会が開催する「ふれあいいいききサロン（会食会）」の充実を図ります。</p> <p>老人福祉センターは、高齢者が楽しく交流できるよう、利用料を減免し、高齢者の健康増進を推進します。</p> <p>その他、高齢者と保育所・園児が昔の遊びを行う「老人と子どものふれあい事業」や、老人クラブのスポーツ大会に小学生が参加する「世代間交流促進事業」については、従前通りの開催だけでなく、社会情勢も加味した新しい形での開催も検討します。常設サロンによる地域の担い手づくり、高齢者の社会参加のきっかけづくりの機会を提供する「アクティブシニア社会参加応援事業」を推進します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	展示会・大会延べ参加者数	2,000人	2,050人	2,100人	2,100人
	ふれあいいいききサロン延べ参加者数	3,600人	3,650人	3,700人	3,750人

事業展開 (続き)	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	「かわせみ荘」延べ利用者数	10,000人	10,000人	12,000人	15,000人
	老人と子どものふれあい事業	1回	1回	1回	1回
	世代間交流促進事業	1回	1回	1回	1回
	常設サロン運営支援(再掲)	2カ所	3カ所	3カ所	3カ所

②生涯学習活動の推進

事業名	②-1 とことん学び塾の開催				
事業内容	事業主体	町、教育委員会	担当課	生涯学習課	
	中央公民館が開講する「とことん学び塾」を通じて、高齢者の健康づくりと生きがいづくりのさらなる充実を図ります。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	「とことん学び塾」の開講	11回	11回	11回	11回

事業名	②-2 生きがい講座の実施				
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	福祉課(社会福祉協議会)	
	老人福祉センターで実施する「生きがい講座」を通じて、高齢者の健康増進、生きがいづくりや仲間づくりを支援します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
			「生きがい講座」講座数	2講座	10講座
	「生きがい講座」延べ参加者数	300人	400人	450人	500人

事業名		②-3 レクリエーション・スポーツ活動の実施			
事業内容	事業主体	町、教育委員会 社会福祉協議会	担当課	生涯学習課	
	高齢者の趣味活動として「レクリエーション・スポーツ」の振興を図ります。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	グラウンドゴルフ大会延べ参加者数	200人	200人	200人	200人
	カローリング教室延べ参加者数	30人	30人	30人	30人
	カローリング大会延べ参加者数	90人	90人	90人	90人
	ゲートボール大会開催数	1回	4回	4回	4回
	グラウンドゴルフ大会開催数	2回	2回	2回	2回



第6章 介護保険サービス等の見込み

1 大里広域市町村圏組合における介護保険サービスの利用量等の見込額

大里広域全体の給付費の見込みは以下のとおりとなります。

(1) 介護サービス給付費推計

(単位：千円)

サービス区分	第9期計画			令和12年度	令和17年度	令和22年度
	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
居宅サービス						
訪問介護	1,402,200	1,438,023	1,470,682	1,556,078	1,684,746	1,722,823
訪問入浴介護	158,249	162,258	168,764	177,361	198,159	205,213
訪問看護	690,300	725,579	752,010	794,848	856,211	872,626
訪問リハビリテーション	158,804	171,478	178,754	190,771	205,671	208,320
居宅療養管理指導	272,292	277,976	288,933	302,678	325,559	334,800
通所介護	5,686,176	5,901,952	6,072,616	6,449,932	6,961,542	7,113,507
通所リハビリテーション	1,487,838	1,554,307	1,586,958	1,709,316	1,837,489	1,856,137
短期入所生活介護	1,656,103	1,692,472	1,757,715	1,857,951	2,006,593	2,060,581
短期入所療養介護	221,710	227,844	237,593	243,878	263,695	272,724
特定施設入居者生活介護	1,300,663	1,355,729	1,498,946	1,510,583	1,627,336	1,660,756
福祉用具貸与	985,820	1,010,630	1,066,967	1,136,074	1,224,820	1,248,262
特定福祉用具購入	34,574	34,654	37,046	39,572	42,876	43,286
住宅改修	80,658	81,861	85,296	89,867	99,353	99,353
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	100,873	111,818	122,808	127,992	135,377	138,983
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	159,879	160,642	162,982	177,913	188,327	190,322
小規模多機能型居宅介護	494,454	514,298	535,833	553,834	575,231	601,726
認知症対応型共同生活介護	1,574,046	1,576,038	1,576,038	1,586,282	1,603,354	1,620,427
地域密着型特定施設入居者生活介護	8,565	8,576	8,576	8,576	8,576	8,576
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	60,651	64,138	67,548	77,433	73,850	80,670
看護小規模多機能型居宅介護	156,412	163,621	214,130	248,740	266,222	279,540
地域密着型通所介護	1,396,749	1,426,107	1,466,401	1,560,632	1,682,437	1,709,591
介護保険施設サービス						
介護老人福祉施設	6,671,075	6,878,575	6,911,821	7,592,703	8,046,958	8,334,065
介護老人保健施設	3,346,592	3,359,237	3,371,853	3,893,614	4,153,461	4,274,148
介護医療院	93,812	93,931	93,931	93,931	93,931	98,264
介護療養型医療施設						
居宅介護支援	1,712,835	1,765,153	1,820,295	1,950,462	2,099,160	2,127,717
介護サービスの総給付費（I）	29,911,330	30,756,897	31,554,496	33,931,021	36,260,934	37,162,417

資料：大里広域市町村圏組合による。

(2) 介護予防サービス給付費推計推計

(単位：千円)

サービス区分	第9期計画			令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	518	519	519	519	519	519
介護予防訪問看護	59,208	62,637	64,434	70,962	74,988	73,730
介護予防訪問 リハビリテーション	20,127	20,616	21,501	23,582	24,969	24,276
介護予防居宅療養管理指導	8,720	8,731	8,731	9,412	9,636	9,524
介護予防通所 リハビリテーション	194,932	198,329	200,333	216,635	228,967	224,464
介護予防短期入所生活介護	4,517	4,523	4,523	4,959	4,959	4,959
介護予防短期入所療養介護	112	112	112	112	112	112
介護予防特定施設入居者 生活介護	55,056	57,068	58,268	63,637	66,779	66,037
介護予防福祉用具貸与	112,638	116,166	118,802	130,546	138,017	135,161
特定介護予防福祉用具購入	8,269	8,269	8,269	9,344	9,716	9,716
介護予防住宅改修	42,049	43,168	44,447	45,726	48,124	48,124
介護予防地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型 通所介護	320	321	321	321	321	321
介護予防小規模多機能型 居宅介護	20,054	20,080	20,640	21,200	21,760	21,760
介護予防認知症対応型 共同生活介護	10,604	10,617	10,617	10,617	10,617	10,617
介護予防支援	101,868	105,636	107,853	118,485	125,250	125,649
介護予防サービスの総給付費 (Ⅱ)	638,992	656,792	669,370	726,057	764,734	754,969

資料：大里広域市町村圏組合による。

(3) 標準給付費の見込額

(単位：千円)

標準給付費(※1)	第9期計画			令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
総給付費 【合計(Ⅰ)+(Ⅱ)】	30,550,322	31,413,689	32,223,866	34,657,078	37,025,668	37,917,386
算定対象審査支払手数料	19,113	19,304	19,497	20,294	22,184	22,866
高額介護サービス費等 給付費	697,614	710,634	726,268	781,643	854,436	880,691
高額医療合算介護 サービス費等給付費	76,683	78,005	79,721	87,268	95,395	98,327
特定入所者介護 サービス費等給付費	832,111	847,523	866,170	933,790	1,020,752	1,052,117
標準給付費見込額	32,175,843	33,069,155	33,915,522	36,480,073	39,018,435	39,971,387

資料：大里広域市町村圏組合による。

※1 標準給付費は介護給付と予防給付の合計(総給付費)に特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等にかかる給付費を加えた総費用です。

(4) 地域支援事業費推計

大里広域市町村圏組合が策定した「第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)」における地域支援事業は、3年間で40億円程度が見込まれています。

(単位：千円)

事業区分	第9期計画			令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
介護予防・日常生活支援 総合事業費	891,079	901,060	911,055	923,903	950,156	977,172
包括的支援事業(地域包括支 援センターの運営)及び 任意事業費	420,330	426,131	442,288	522,541	525,460	623,400
包括的支援事業 (社会保障充実分)	70,423	70,982	71,762	73,645	75,851	78,125
地域支援事業費(合計)	1,381,832	1,398,173	1,425,105	1,520,089	1,551,467	1,678,697

資料：大里広域市町村圏組合による。

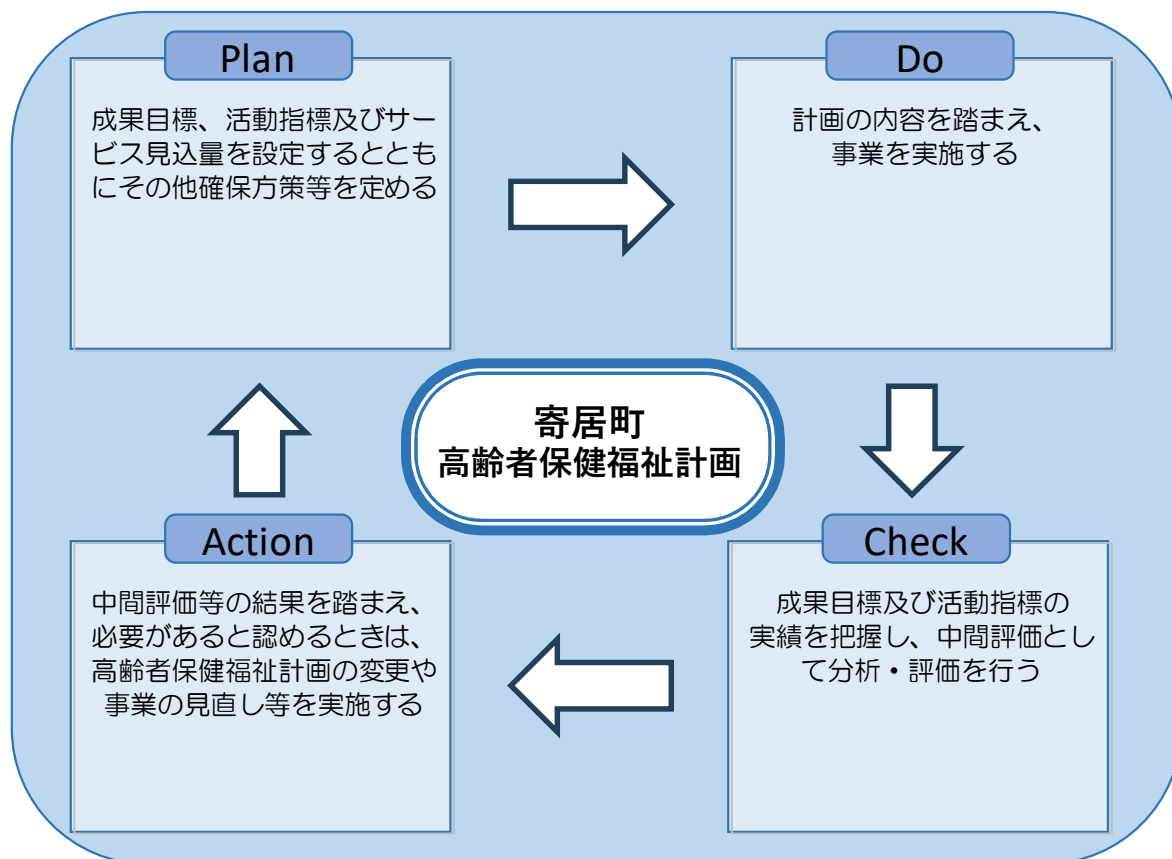
※各事業費の配分については、事業の進捗状況により合計額の範囲内で変更する場合があります。

第7章 計画の推進に向けて

1 進行状況の点検及び評価

本計画の実現に向けては、進捗状況・目標指標に対する定期的な点検・評価を実施し、それらを踏まえた課題への対応を行うなど、P D C Aサイクルの適切な運用を図ります。

計画実現に向けたP D C Aサイクル



2 推進体制

計画の推進にあたっては、庁内関係各課との情報共有及び連携を強化するとともに、町民・民生委員をはじめとした福祉関係者・大里広域市町村圏組合・埼玉県など、関係機関・関係団体等との連携・協力のもと、効果的・効率的な取り組みを推進します。

資料編

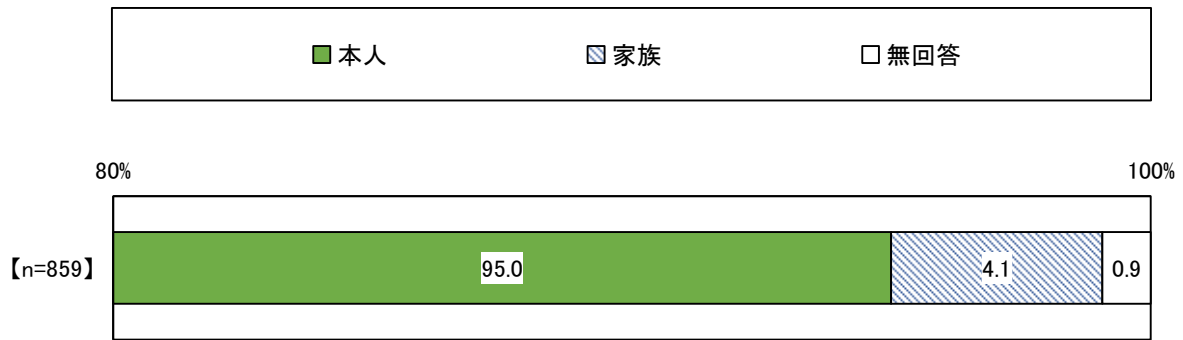
1 寄居町高齢者生活実態調査結果

【回答者について】

1. 基本属性

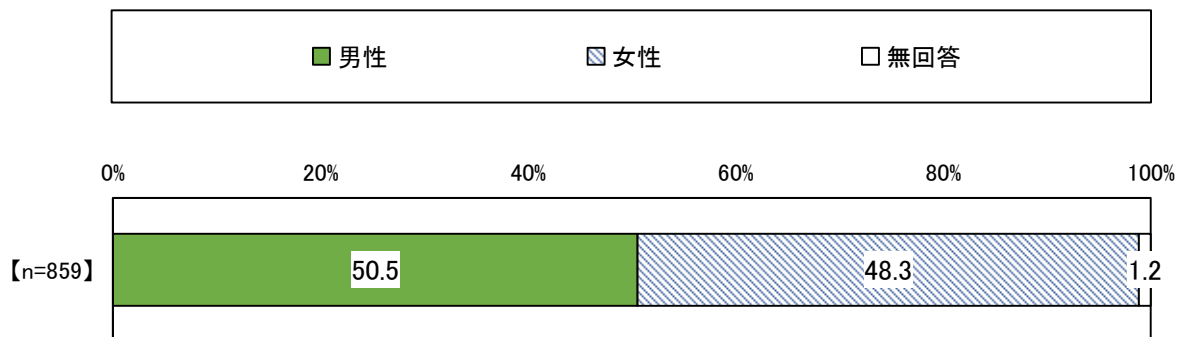
(1) 回答者

「本人」が95.0%で、「家族」が4.1%となっています。



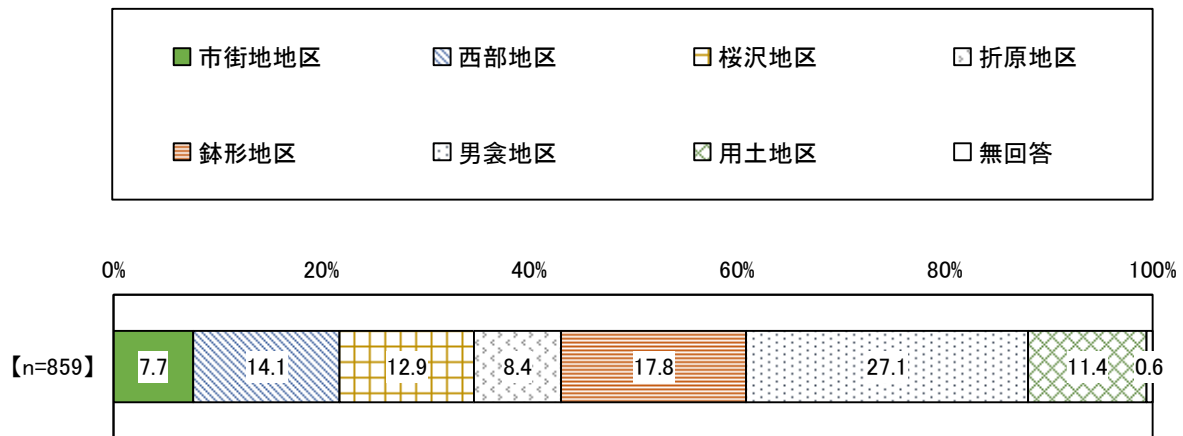
(2) 性別

「男性」が50.5%で、「女性」が48.3%となっています。



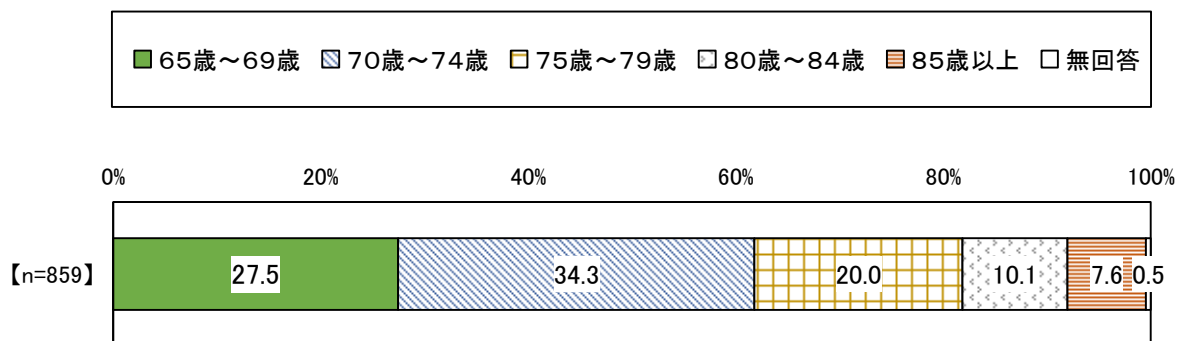
(3) 居住地区

「男衾地区」が27.1%で最も多く、以下「鉢形地区」が17.8%、「西部地区」が14.1%、「折原地区」が11.4%、「用土地区」が8.4%、「桜沢地区」が7.7%、「無回答」が0.6%などとなっています。



(4) 年齢

「70歳～74歳」が34.3%で最も多く、以下「65歳～69歳」が27.5%、「75歳～79歳」が20.0%、「80歳～84歳」が10.1%、「85歳以上」が7.6%、「無回答」が0.5%などとなっています。



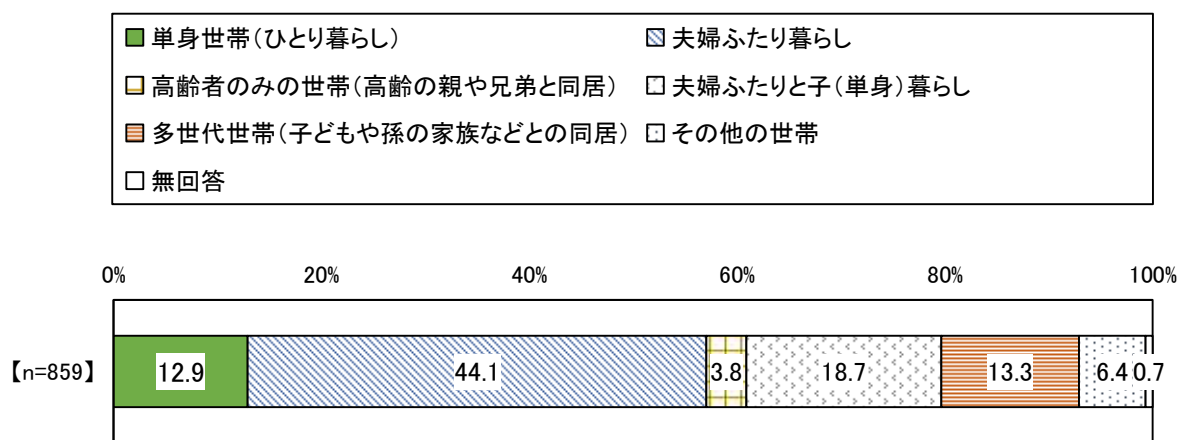
【各設問の回答結果】

1. 家族構成について

(1) 家族構成

問5-(1) ご家族についてお伺いします。現在一緒にお住まいの家族構成をお答えください。なお、同じ敷地内にお住まいの場合は同一家族としてお答えください。(1つに○)

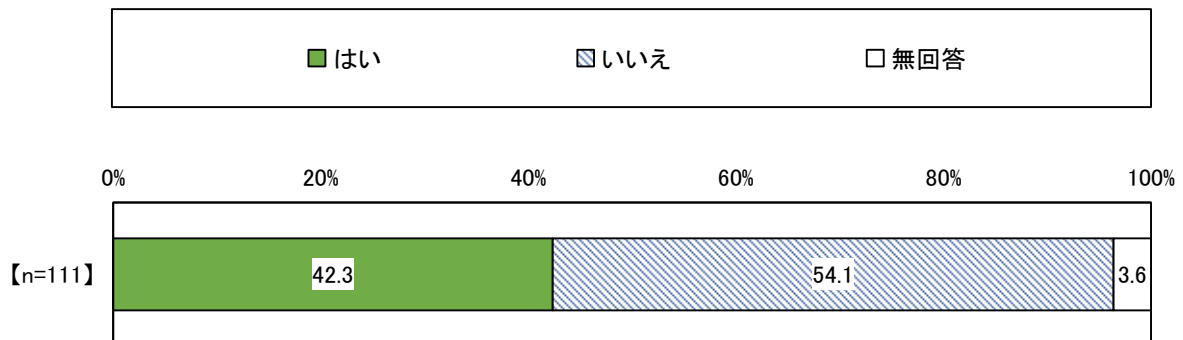
「夫婦ふたり暮らし」が44.1%で最も多く、以下「夫婦ふたりと子(単身)暮らし」が18.7%、「多世代世帯(子どもや孫の家族などとの同居)」が13.3%などとなっています。



(2) 近くに住む家族の有無

問5-(2) 問5-(1)において、「1 単身世帯(ひとり暮らし)」と回答された方にお伺いします。町内またはお住まいの近く(車で30分以内程度)に、ご家族はいますか。(1つに○)

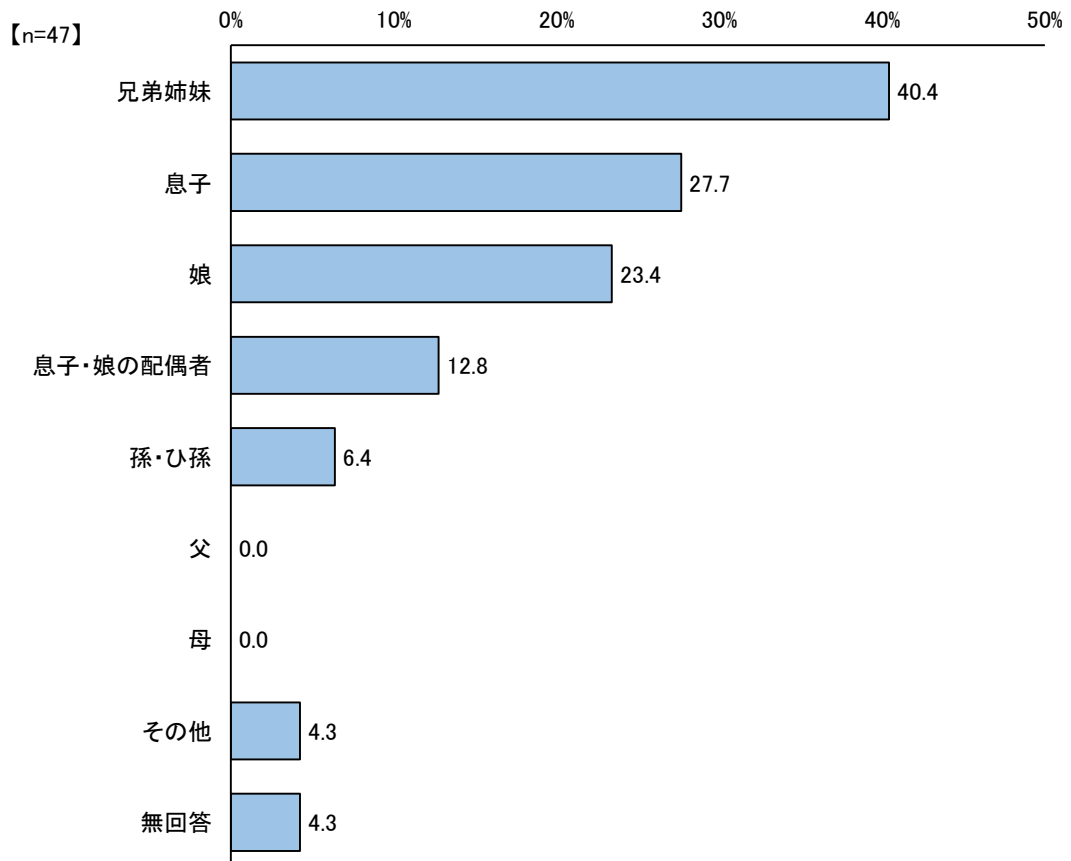
「いいえ」が54.1%で最も多く、以下「はい」が42.3%となっています。



(3) 続柄

問5-(3) 問5-(2)において、「1 はい」と回答された方にお伺いします。
それはどなたですか。(いくつでも○)

「兄弟姉妹」が40.4%で最も多く、以下「息子」が27.7%、「娘」が23.4%などとなっています。

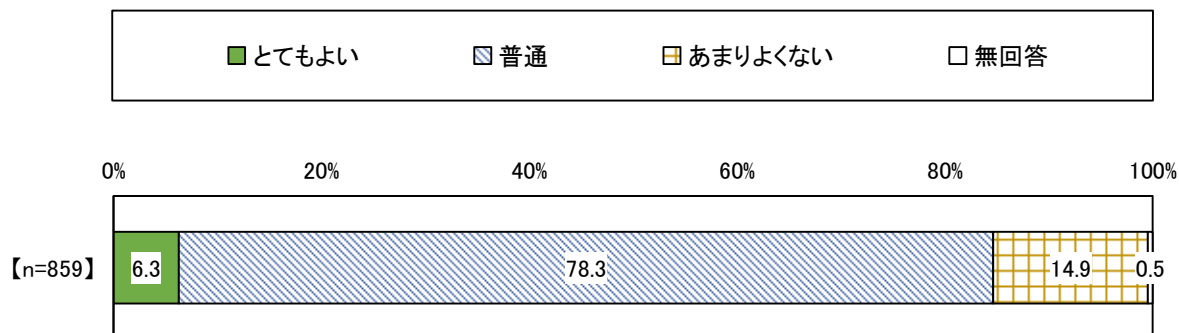


2. 保健・医療について

(1) 現在の健康状態

問6 現在の健康状態はいかがですか。(1つに○)

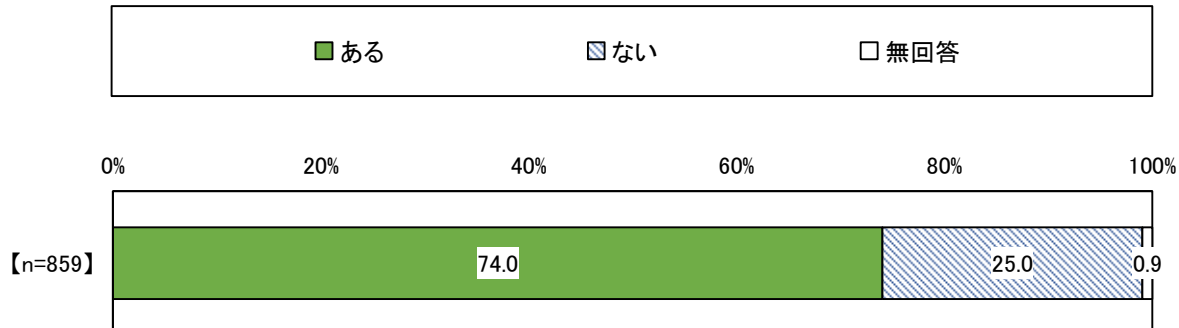
「普通」が78.3%で最も多く、以下「あまりよくない」が14.9%、「とてもよい」が6.3%となっています。



(2) 治療中の病気の有無

問7 現在、治療中の病気はありますか。(1つに○)

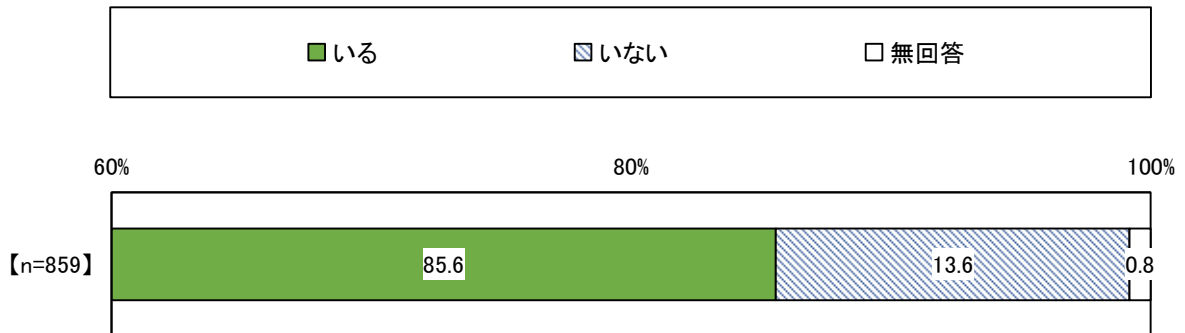
「ある」が74.0%で、「ない」が25.0%となっています。



(3) かかりつけ医の有無

問8 かかりつけ医はいますか。(1つに○)

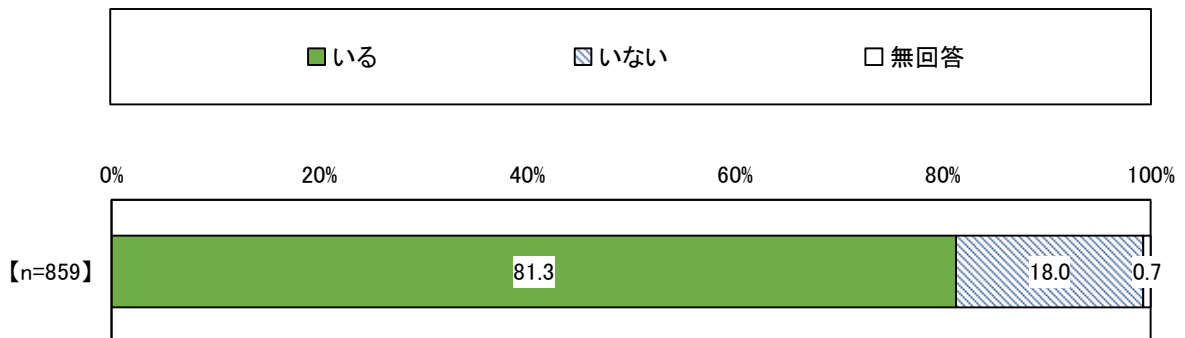
「いる」が85.6%、「いない」が13.6%となっています。



(4) かかりつけ歯科医の有無

問9 かかりつけ歯科医はいますか。(1つに○)

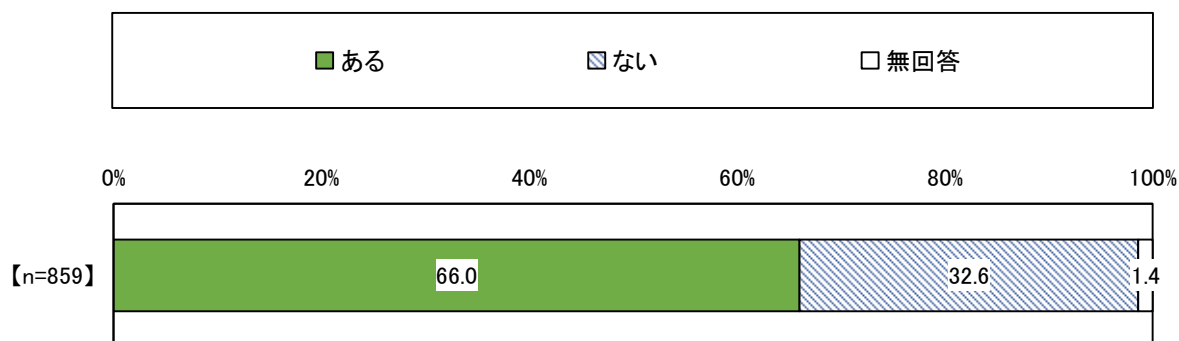
「いる」が81.3%で、「いない」が18.0%となっています。



(5) かかりつけ薬局の有無

問10 かかりつけ薬局はありますか。(1つに○)

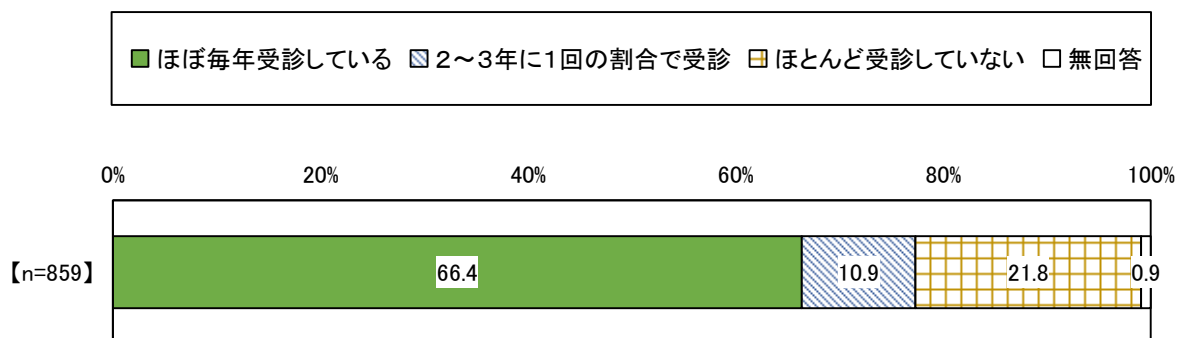
「ある」が66.0%で、「ない」が32.6%となっています。



(6) 健康診断の受診状況

問11-(1) 健康診査は定期的を受診していますか。(1つに○)

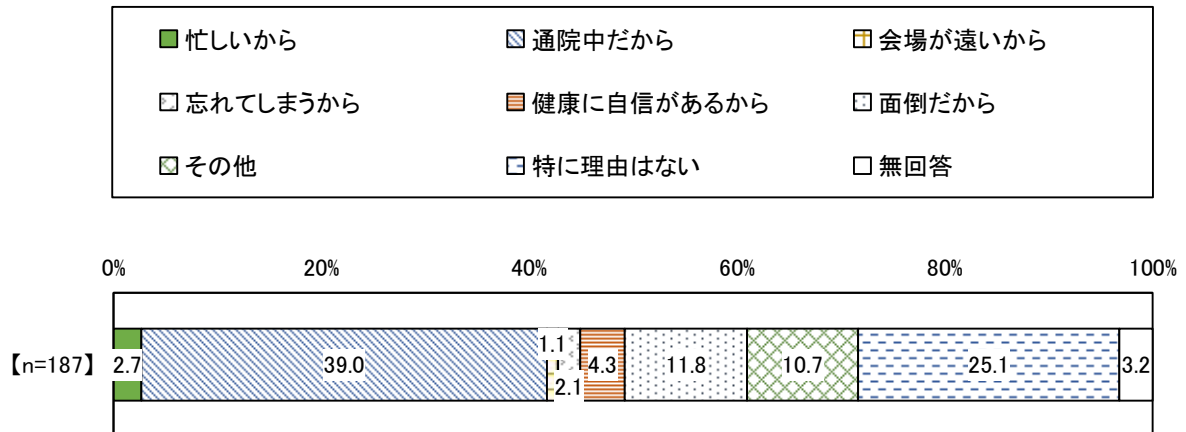
「ほぼ毎年受診している」が66.4%で最も多く、以下「ほとんど受診していない」が21.8%、「2~3年に1回の割合で受診」となっています。



(7) 受診しない理由

問11-(2) 問11-(1)において、「3 ほとんど受診していない」と回答された方にお伺いします。受診しない理由は何ですか。(1つに○)

「通院中だから」が39.0%で最も多く、以下「特に理由はない」が25.1%、「面倒だから」が11.8%などとなっています。

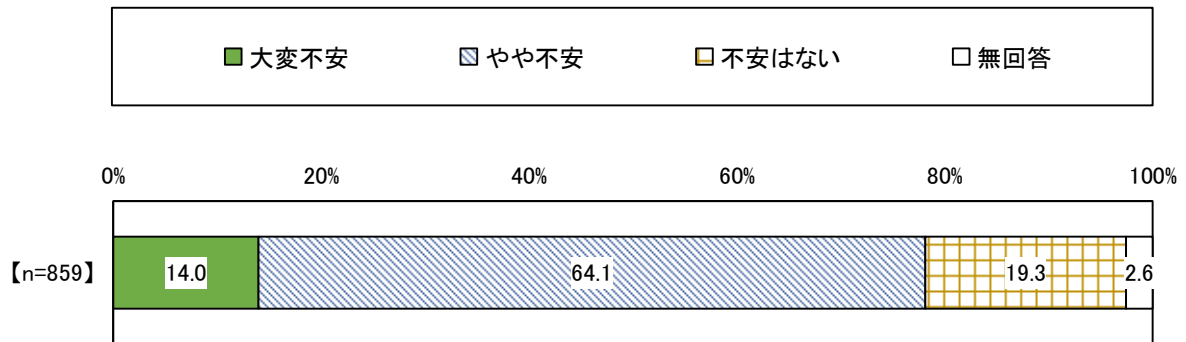


3. 安心・安全について

(1) 現在または将来の生活の不安について

問12-(1) 現在または将来の生活に不安はありますか。(1つに○)

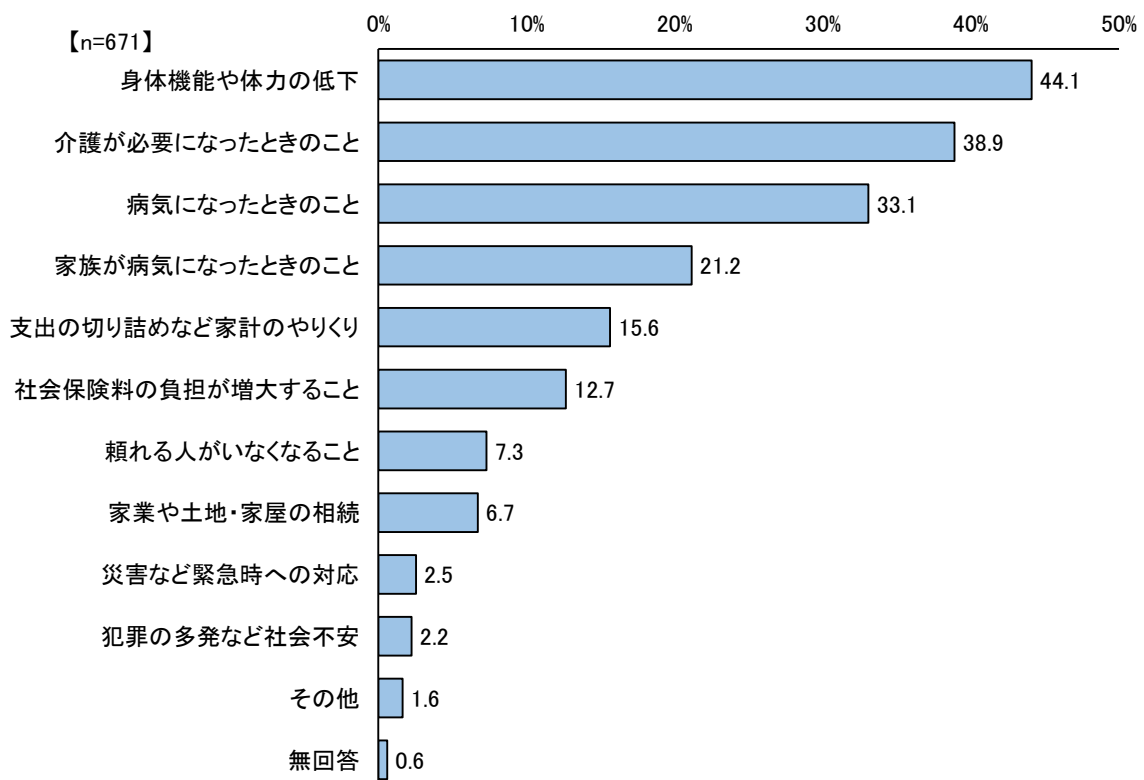
「やや不安」が64.1%で最も多く、以下「不安はない」が19.3%、「大変不安」が14.0%などとなっています。



(2) 不安を感じる理由

問12-(2) 問12-(1)において、「1 大変不安」または「2 やや不安」と回答された方にお伺いします。どのようなことに不安を感じていますか。(2つ以内に○)

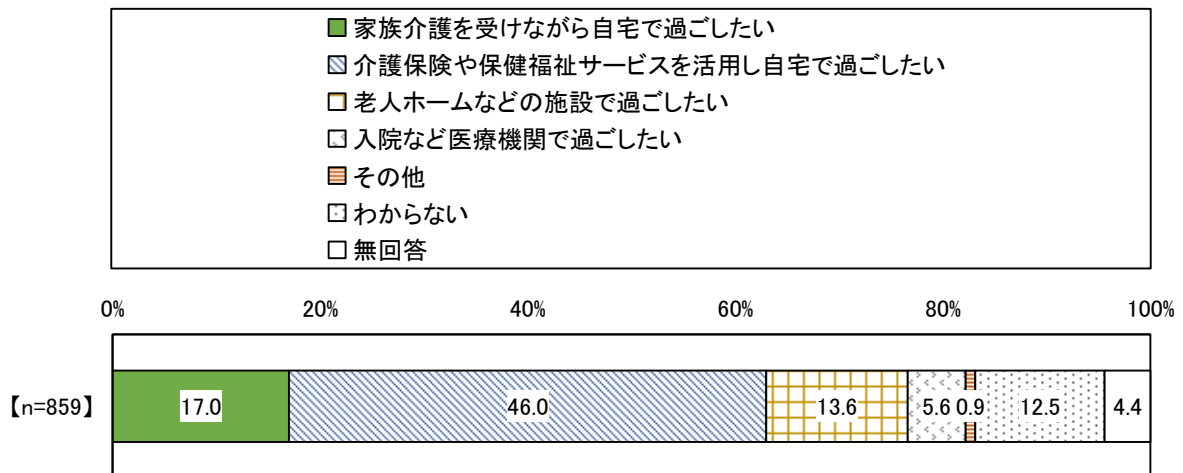
「身体機能や体力の低下」が44.1%で最も多く、以下「介護が必要になったときのこと」が38.9%、「病気になったときのこと」が33.1%などとなっています。



(3) 医療や介護が必要となった場合に過ごしたい場所

問13 医療や介護が必要となった場合に過ごしたい場所について伺います。(1つに○)

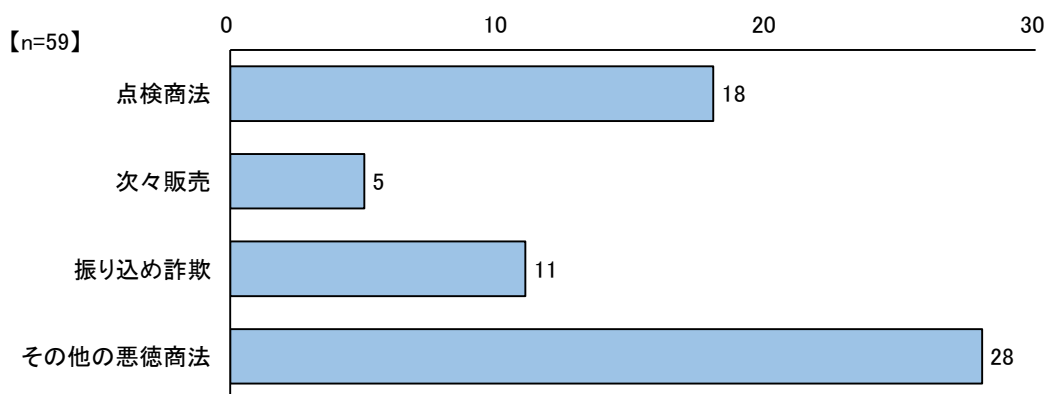
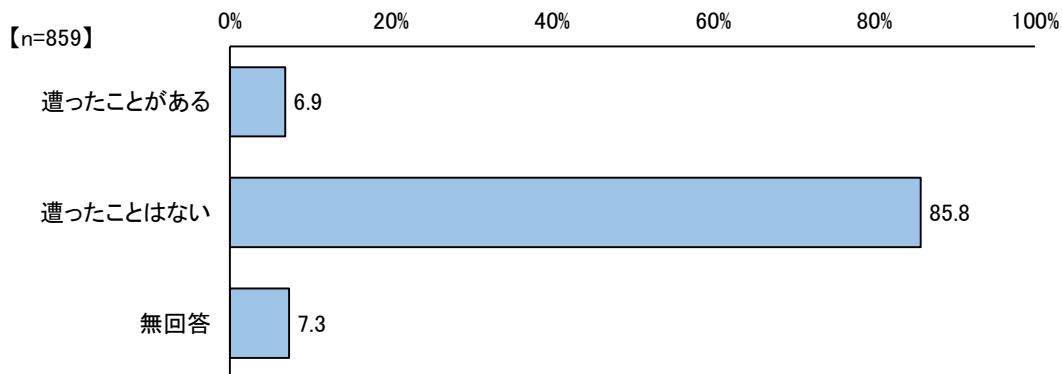
「介護保険や保健福祉サービスを活用し自宅で過ごしたい」が46.0%で最も多く、以下「家族介護を受けながら自宅で過ごしたい」が17.0%、「老人ホームなどの施設で過ごしたい」が13.6%、「わからない」が12.5%、「入院など医療機関で過ごしたい」が5.6%などとなっています。



(4) 悪質商法や振り込め詐欺の被害経験

問14-(1) 高齢者をねらった悪質商法や振り込め詐欺が増加していますが、被害に遭ったことはありますか。(いくつでも○)

「遭ったことはない」が85.8%で最も多く、「遭ったことがある」は6.9%で59名でした。被害内容では「その他の悪徳商法」が28件、「点検商法」が18件、「振り込め詐欺」が11件、「次々販売」が5件となっています。



*** 点検商法**

家屋や水道を無料・格安で点検すると、家に上がり込み「このままでは大変」と不安にさせ、改装工事や浄水器などの購入を勧めます

*** 次々販売**

自宅を訪問し言葉巧みに、布団等を次々販売します

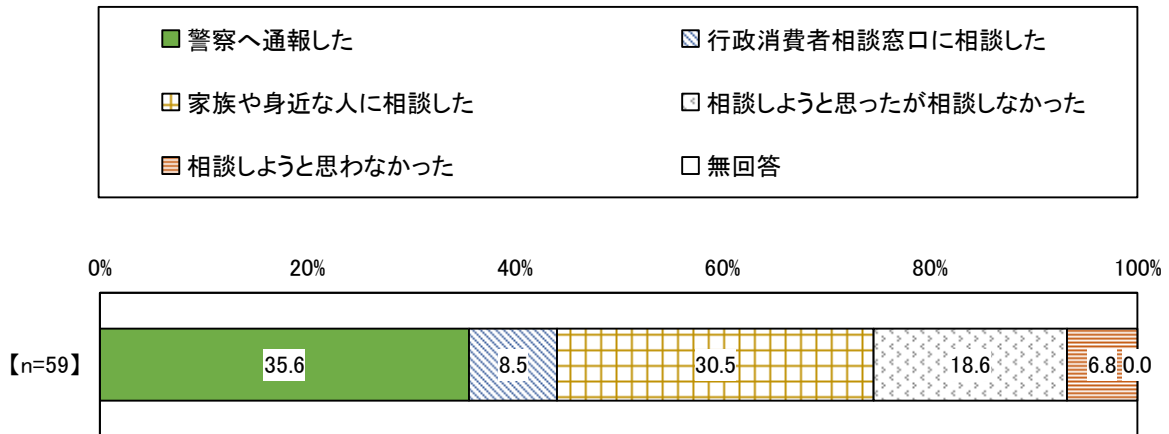
*** 振り込め詐欺**

「オレオレ詐欺」をはじめ、税務署や役所等をかたり、税金の還付等に必要手続きを装って被害者にATMを操作させ、現金を騙し取る「還付金等詐欺」も増加傾向にあります

(5) 対処方法

問14-(2) 問14-(1)において、「1～4」のいずれかを選択された方にお伺いします。
その時、どのように対処しましたか。(1つに○)

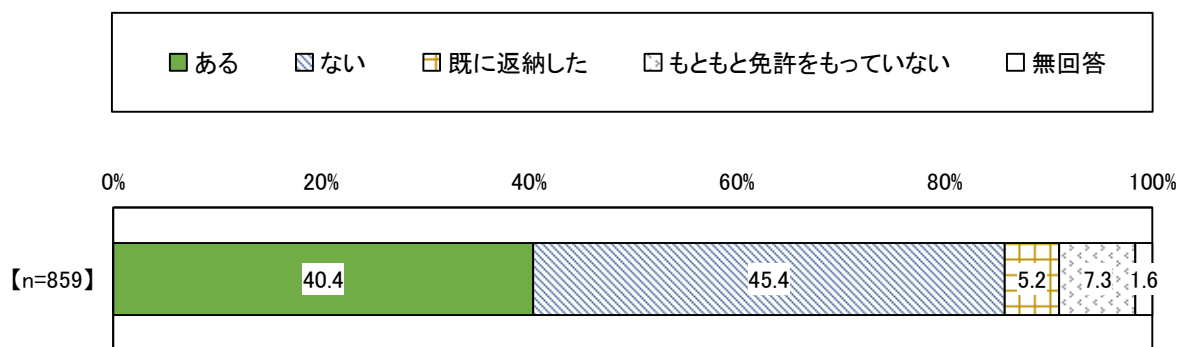
「警察へ通報した」が35.6%で最も多く、以下「家族や身近な人に相談した」が30.5%、「相談しようと思ったが相談しなかった」が18.6%となっています。



(6) 運転免許証の自主返納に対する考え

問15-(1) 高齢者による交通事故が増加していますが、運転免許証の自主返納について考えたことはありますか。(1つに○)

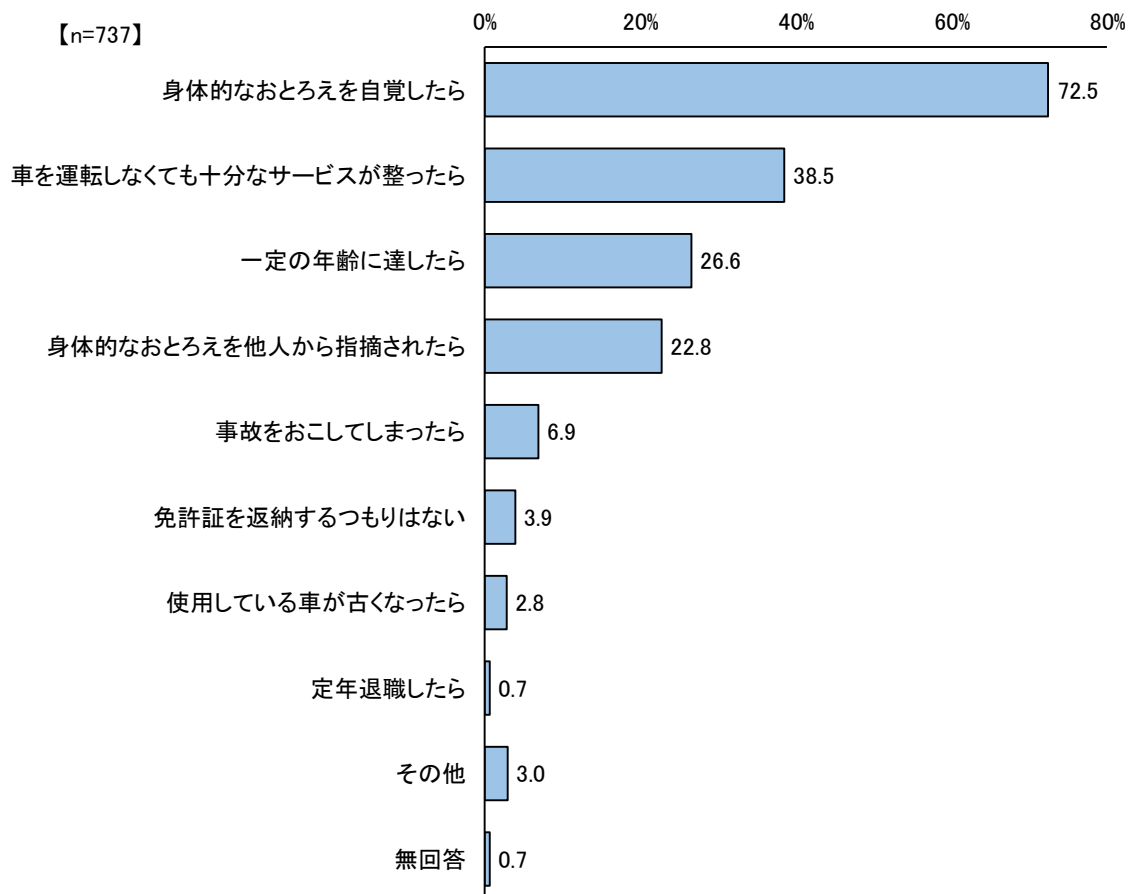
「ない」が45.4%で最も多く、以下「ある」が40.4%、「もともと免許をもっていない」が7.3%などとなっています。



(7) どのような状態になったら免許証を返納しようと思うか

問15-(2) 問15-(1)で「1 ある」もしくは「2 ない」と回答された方にお伺いします。どのような状態になったら、免許証を返納してよいとお考えですか。
(いくつでも○)

「身体的なおとろえを自覚したら」が72.5%で最も多く、以下「車を運転しなくても十分なサービスが整ったら」が38.5%、「一定の年齢に達したら」が26.6%などとなっています。

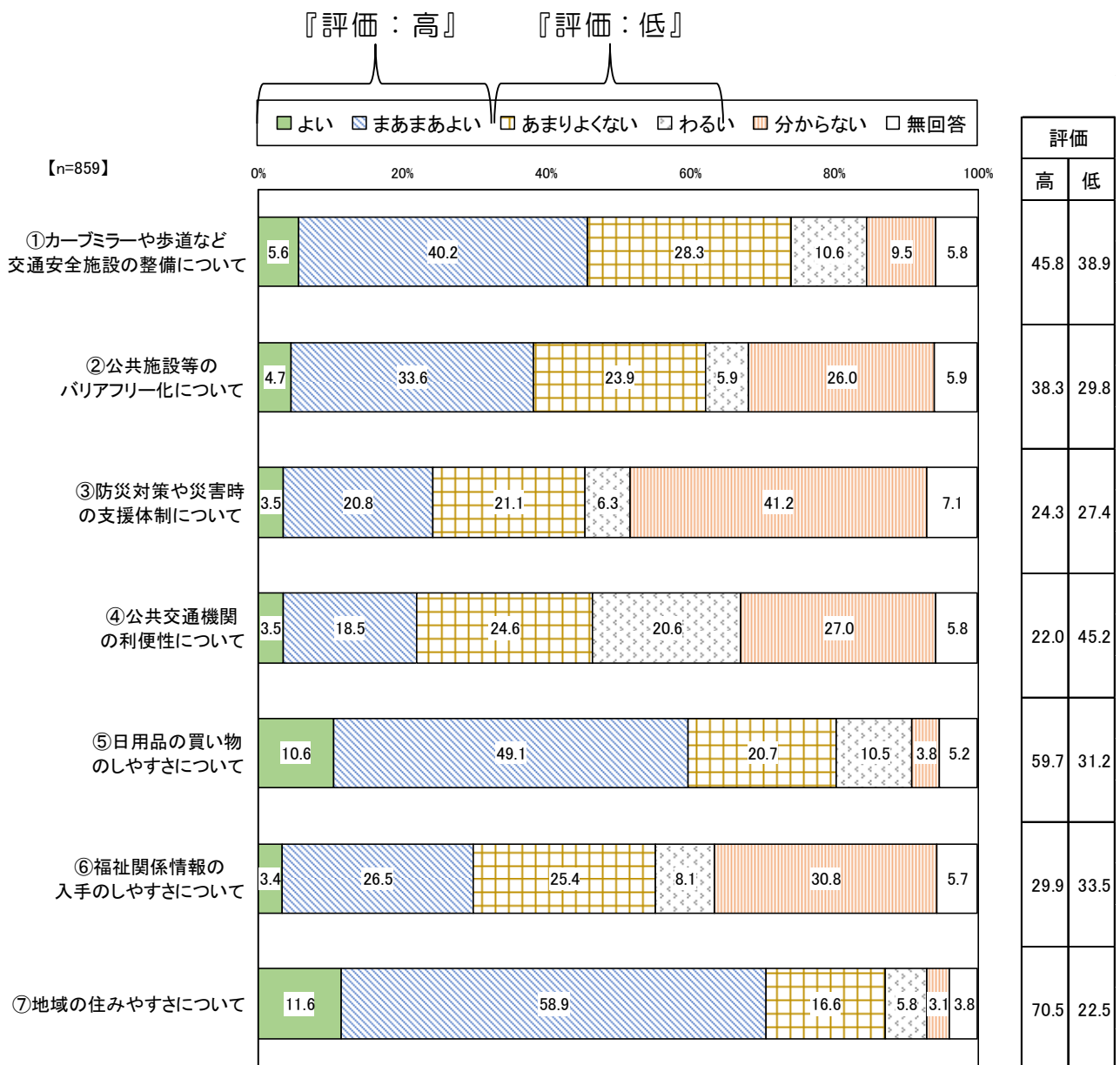


(8) まちの生活環境についての考え

問16 現在のまちの生活環境について、どのように考えますか。(①～⑦それぞれの1つに○)

「よい」と「まあまあよい」の回答を合わせた『評価：高』について「⑦地域の住みやすさについて」が70.5%と最も多く、次いで「⑤日用品の買い物しやすさについて」が59.7%、「①カーブミラーや歩道など交通安全施設の整備について」が45.8%となっています。

一方、「あまりよくない」と「わるい」の回答を合わせた『評価：低』について「④公共交通機関の利便性について」が45.2%と最も多く、次いで「①カーブミラーや歩道など交通安全施設の整備について」が38.9%、「⑥福祉関係情報の入手のしやすさについて」が33.5%となっています。

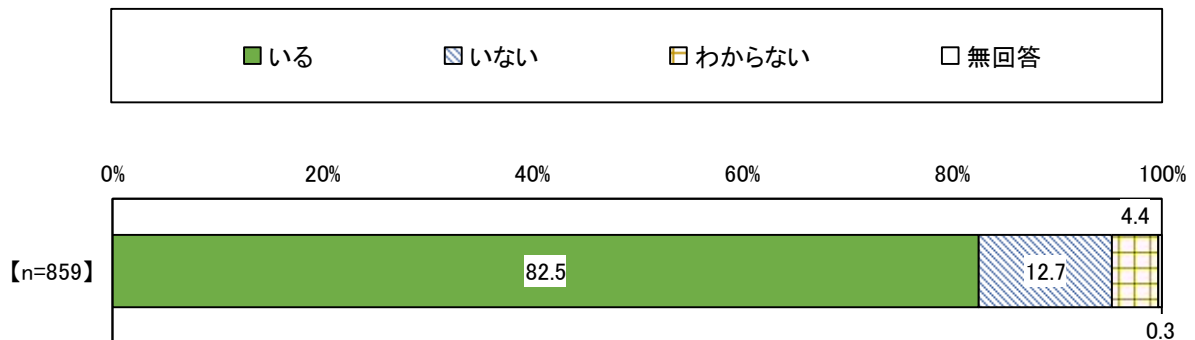


4. 緊急時の対応について

(1) 急な体調不良の際、看病やお世話をしてくれる人の有無

問17-(1) 急な体調不良の際、看病やお世話をしてくれる方はいますか。(1つに○)

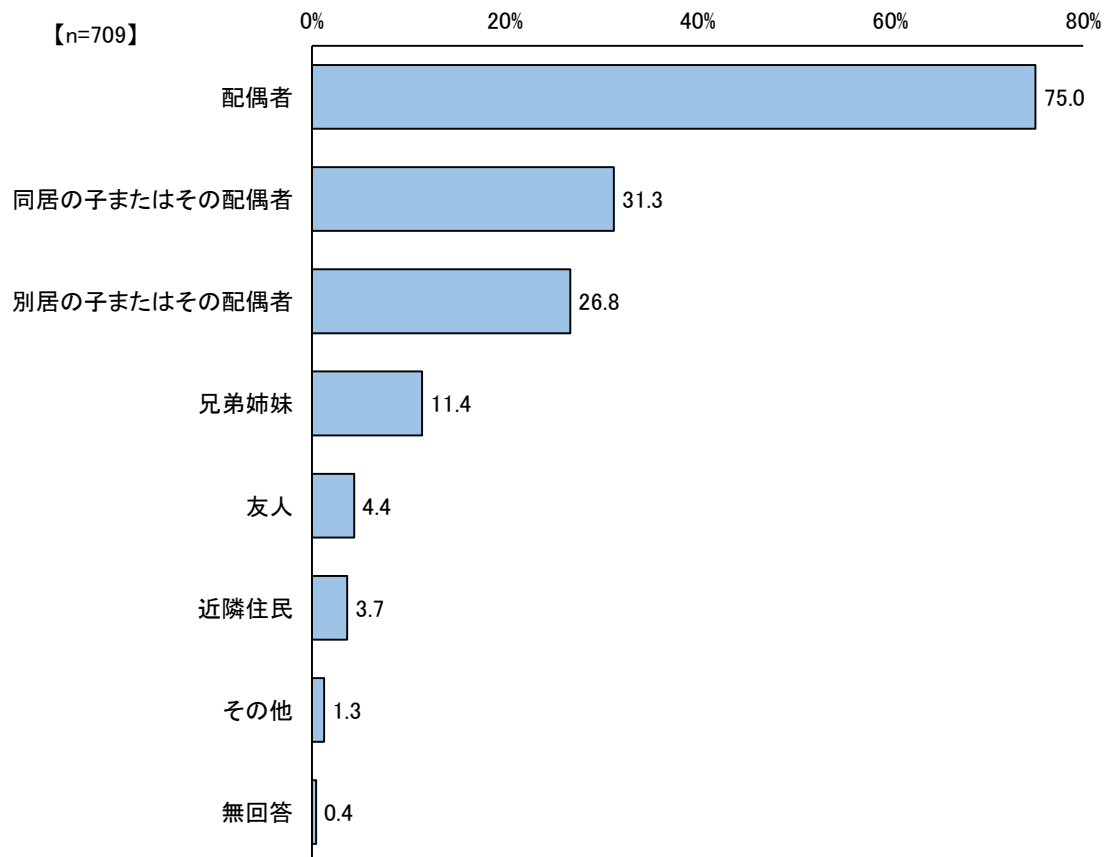
「いる」が82.5%で、「いない」が12.7%、「わからない」が4.4%となっています。



(2) 看病やお世話をしてくれる人との間柄

問17-(2) 問17-(1)で「1 いる」と回答された方にお伺いします。
それはどなたですか。(いくつでも○)

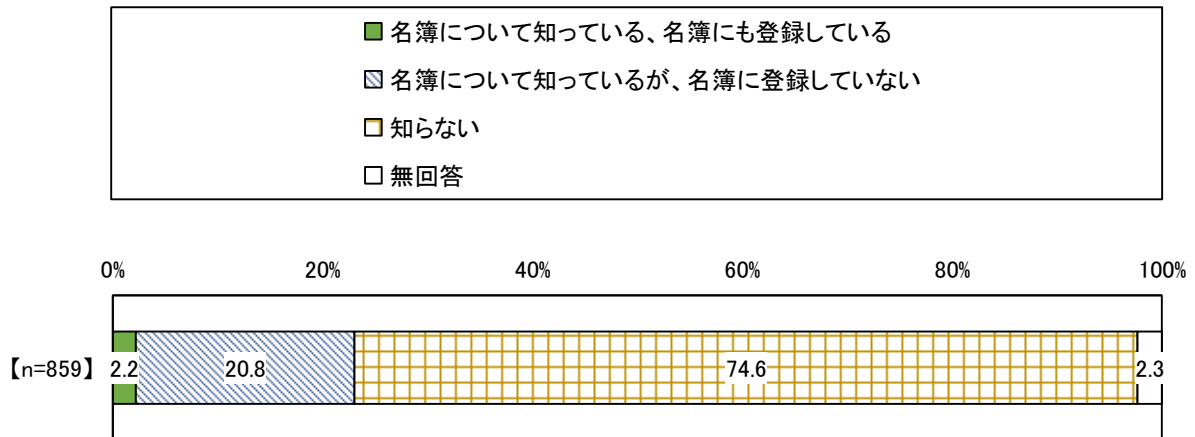
「配偶者」が75.0%で最も多く、以下「同居の子またはその配偶者」が31.3%、「別居の子またはその配偶者」が26.8%などとなっています。



(3) 災害時避難行動要支援者名簿の認知度

問18 あなたは災害時避難行動要支援者名簿を知っていますか。(1つに○)

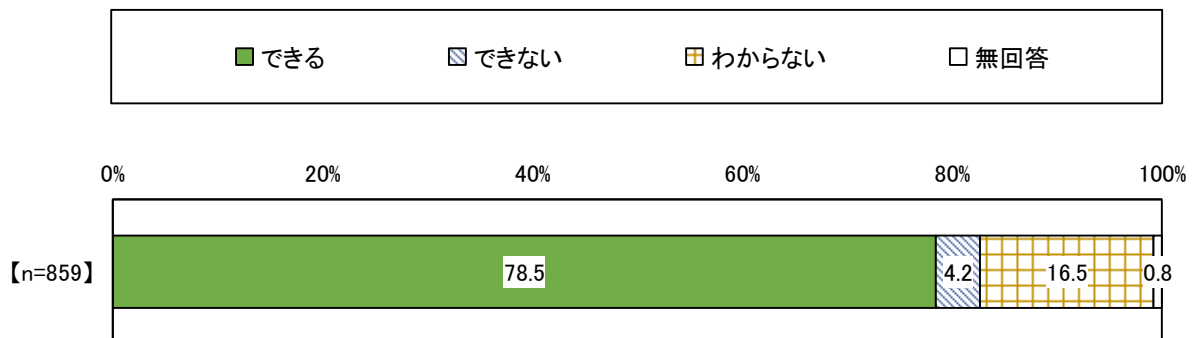
「知らない」が74.6%で最も多く、以下「名簿について知っているが、名簿に登録していない」が20.8%、「名簿について知っている、名簿にも登録している」が2.2%などとなっています。



(4) 火事や地震、台風等災害時に一人で避難することが可能か

問19 火事や地震、台風等災害時に一人で避難することができますか。(1つに○)

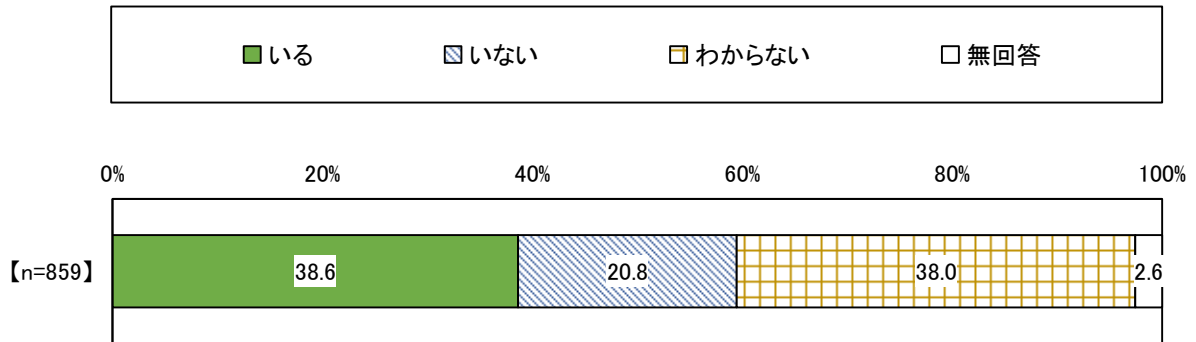
「できる」が78.5%、「わからない」が16.5%、「できない」が4.2%などとなっています。



(5) 災害時、家族が不在もしくは一人暮らしの場合に助けてくれる人の有無

問20 災害時の避難について、家族が不在もしくは一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人はいますか。(1つに○)

「いる」が38.6%、「わからない」が38.0%、「いない」が20.8%となっています。

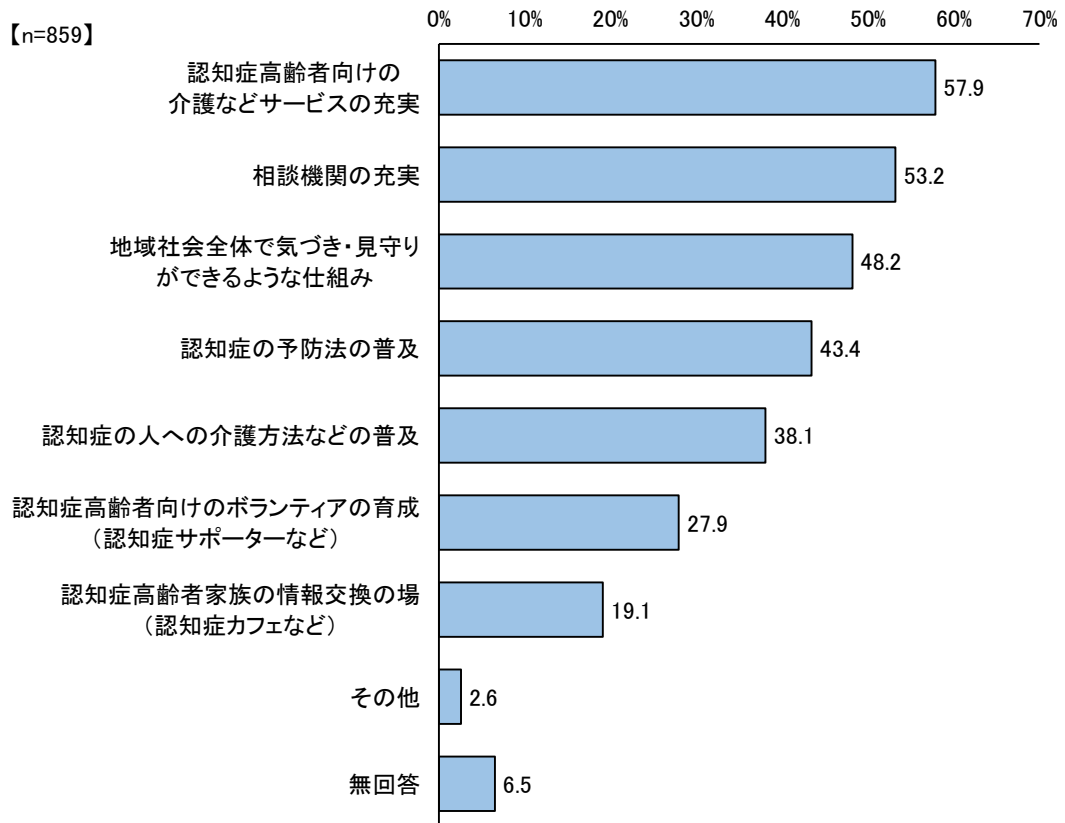


5. 認知症施策について

(1) 認知症に対する取組として必要だと思うこと

問21 認知症に対する取組として必要だと思うことは何ですか。(いくつでも○)

「認知症高齢者向けの介護などサービスの充実」が57.9%で最も多く、以下「相談機関の充実」が53.2%、「地域社会全体で気づき・見守りができるような仕組み」が48.2%などとなっています。

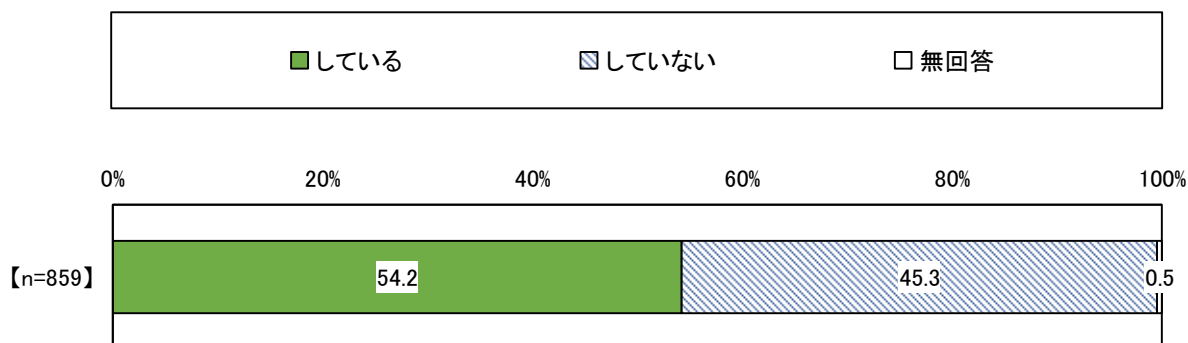


6. 交流や生きがいについて

(1) パソコンや携帯電話、スマートフォンを使ってインターネットから必要な情報を入手しているか

問22 あなたは、パソコンや携帯電話、スマートフォンなどを使ってインターネットから必要な情報を入手していますか。(1つに○)

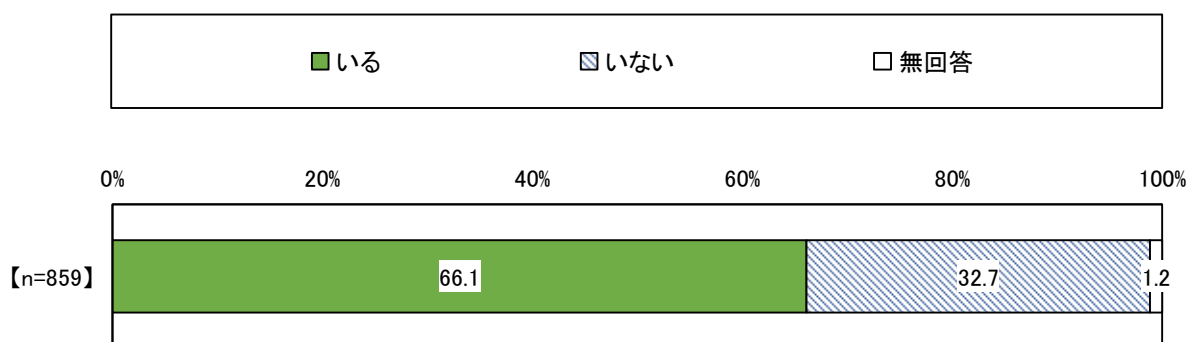
「している」が54.2%で、「していない」が45.3%となっています。



(2) 近所に気軽に話ができる友人の有無

問23 近所に気軽に話ができる友人はいますか。(1つに○)

「いる」が66.1%で、「いない」が32.7%となっています。

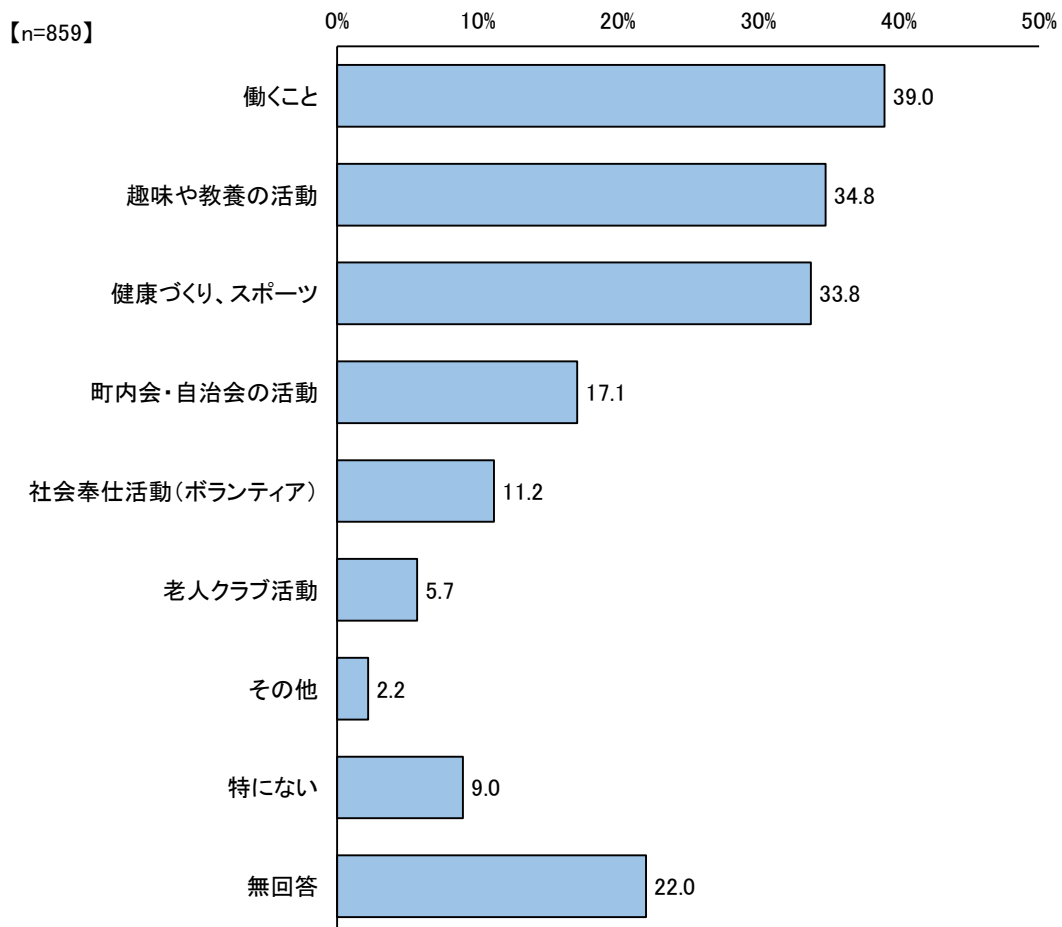


(3) 現在行っている主な活動

問24 あなたが、現在行っていることと、今後行いたいこと、または参加したいことはどんなことですか。(1)と(2)それぞれいくつでも○)

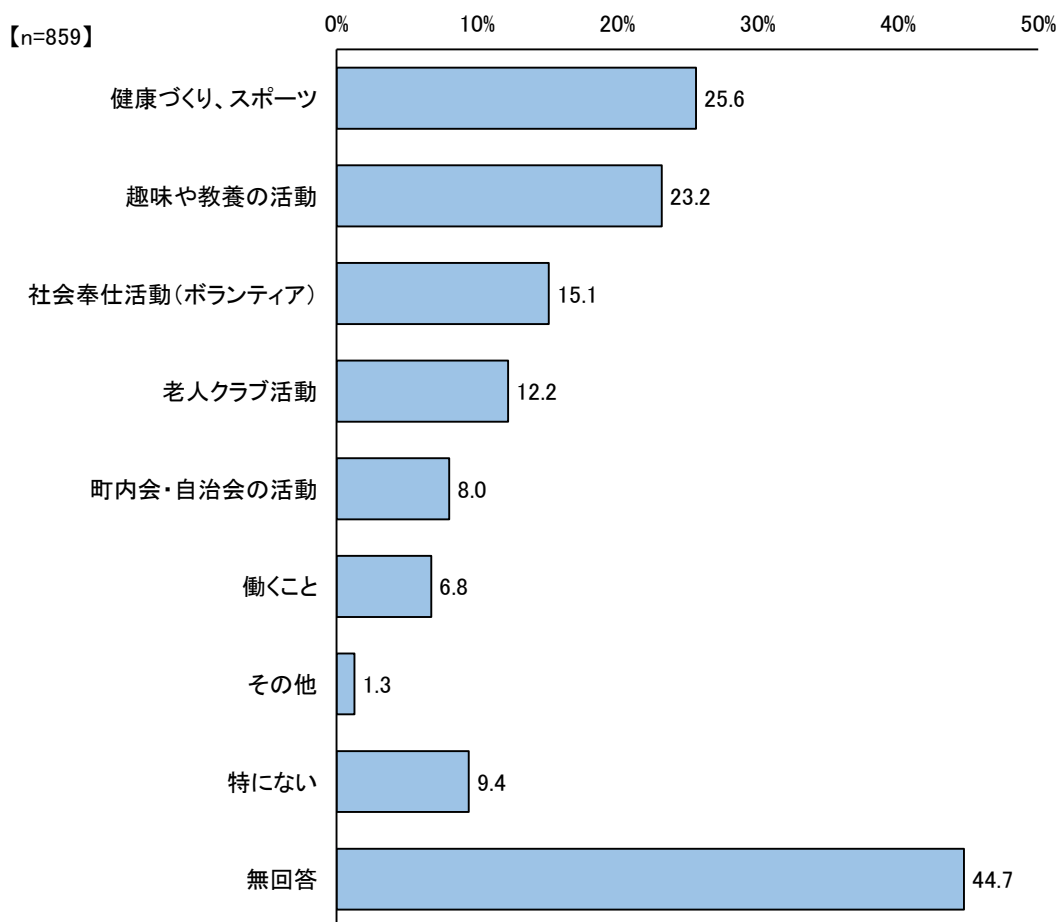
現在行っていること

「働くこと」が39.0%で最も多く、以下「趣味や教養の活動」が34.8%、「健康づくり、スポーツ」が33.8%などとなっています。



今後行いたいまたは参加したい主な活動

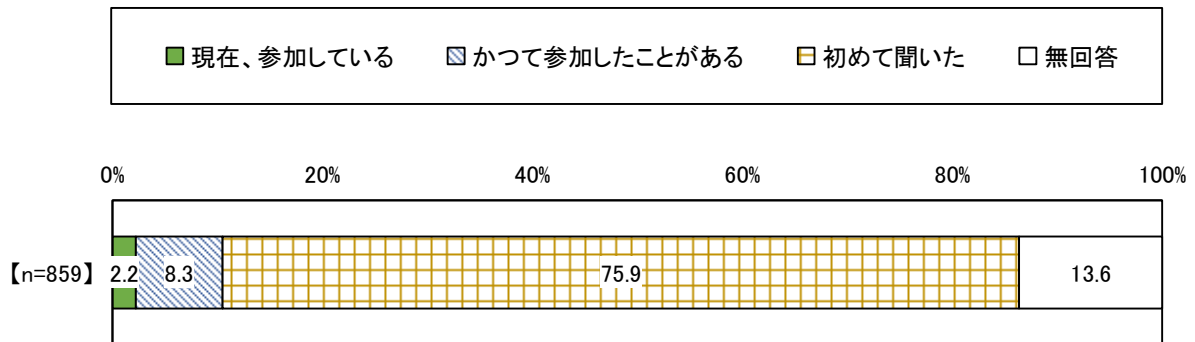
「健康づくり、スポーツ」が25.6%で最も多く、以下「趣味や教養の活動」が23.2%、「社会奉仕活動（ボランティア）」が15.1%などとなっています。



(4) 「いきいき百歳体操」への参加経験

問25 町で介護予防事業として行っている「いきいき百歳体操」についてお聞きします。
 (1)参加したことがありますか。(1つに○)

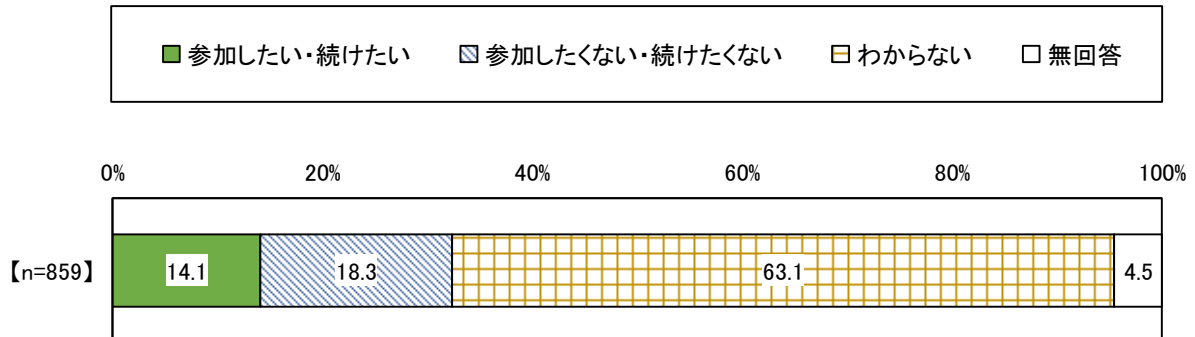
「初めて聞いた」が75.9%で最も多く、以下「かつて参加したことがある」が8.3%、「現在、参加している」が2.2%などとなっています。



(5) 「いきいき百歳体操」への参加意向

(2)今後、「いきいき百歳体操」に参加してみたいと思いますか。(1つに○)

「わからない」が63.1%で最も多く、以下「参加したくない・続けたくない」が18.3%、「参加したい・続けたい」が14.1%などとなっています。

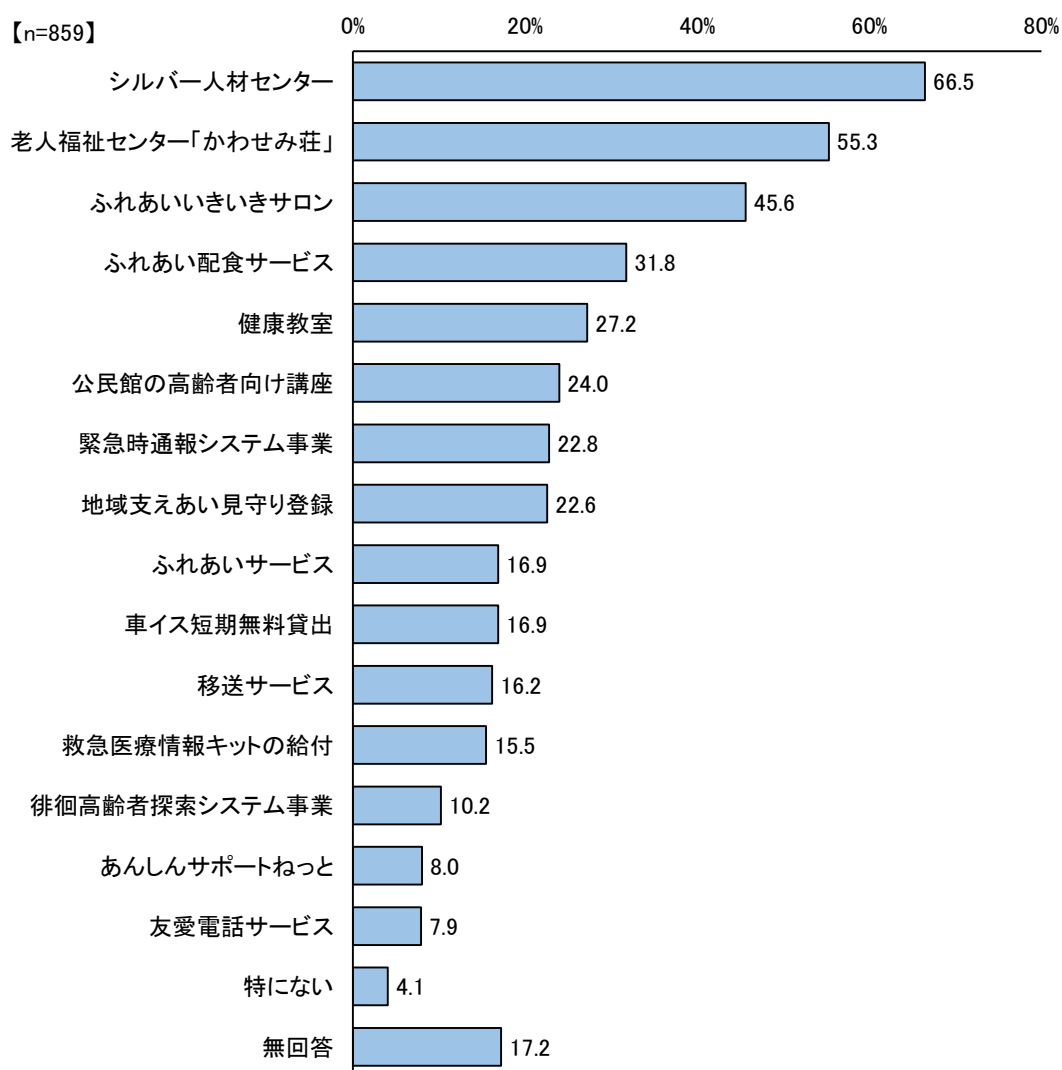


7. 福祉サービス等について

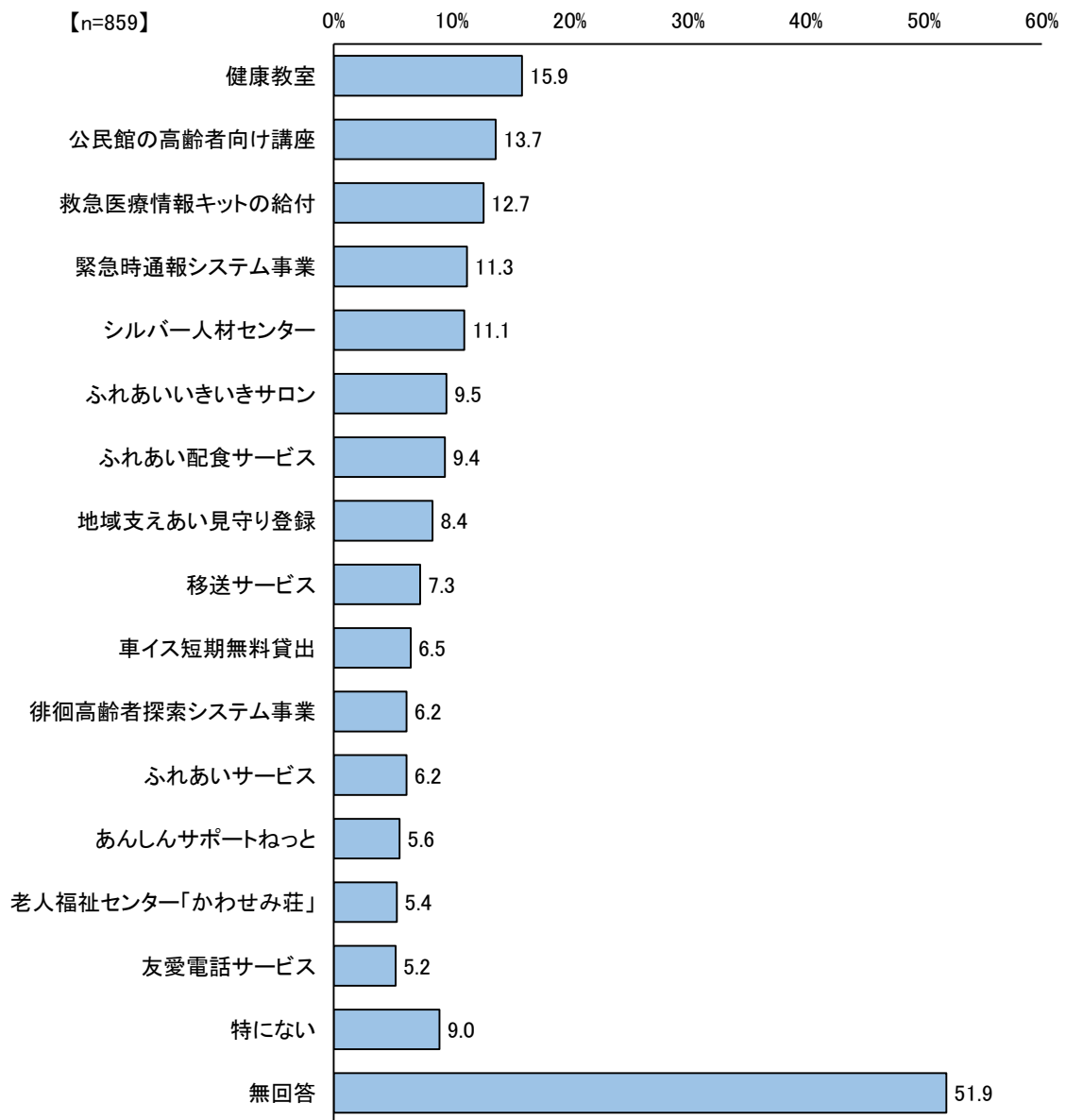
問26 町や社会福祉協議会などでは、生活の状況に応じて次のような福祉サービス等を実施していますが、ご存知ですか。また、利用したいと思うものはどれですか。
 ((1)と(2)それぞれいくつでも○)

(1) 福祉サービスについて知っているもの

「シルバー人材センター」が66.5%で最も多く、以下「老人福祉センター「かわせみ荘」」が55.3%、「ふれあいいいきサロン」が45.6%、「ふれあい配食サービス」が31.8%、「健康教室」が27.2%、「公民館の高齢者向け講座」が24.0%となっています。



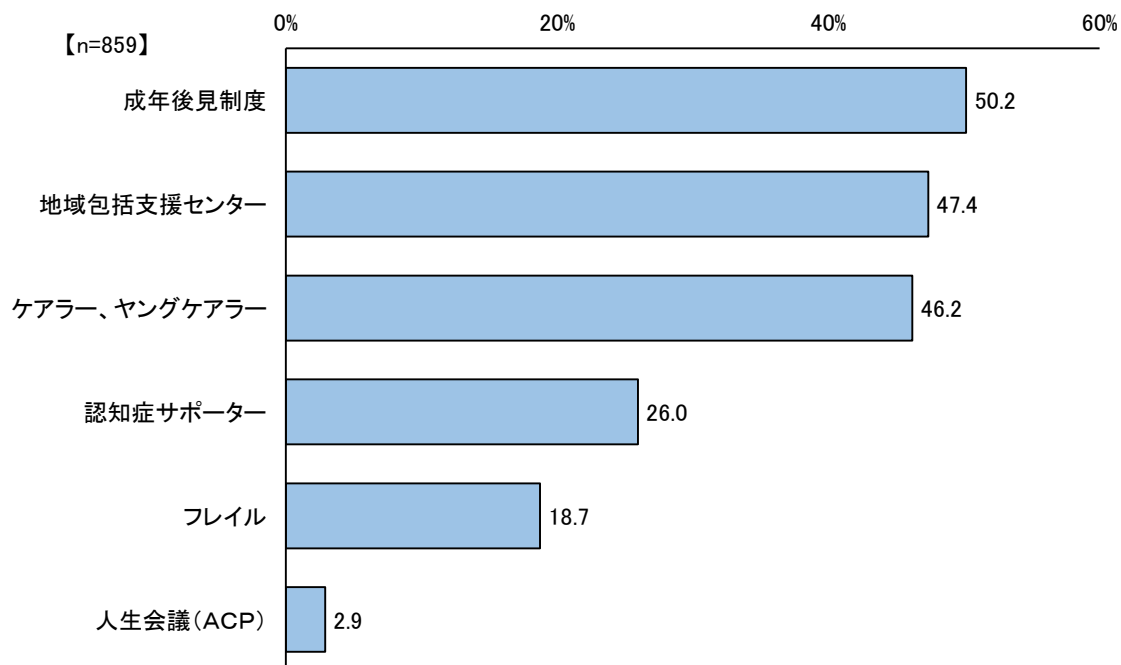
(2) 福祉サービスについて利用(参加)したいもの
「健康教室」が15.9%で最も多く、以下「公民館の高齢者向け講座」が13.7%、「救急医療情報キットの給付」が12.7%などとなっています。



(3) 用語の認知状況

問27 次の高齢者福祉に関わる制度や言葉の中で、知っていたもの（※「名称を聞いたことがある」も含む。）はありますか。（〇はいくつでも）

「成年後見制度」が50.2%で最も多く、以下「地域包括支援センター」が47.4%、「ケアラー、ヤングケアラー」が46.2%などとなっています。



8. 町への要望について

問28 最後に、健康で安心して暮らしていくため、町へ要望はありますか。ご自由にお書きください。

町への要望等を、自由記入方式でたずねました。236人（全体の27.5%）の回答者から計281件の意見があり、その内容を項目別にまとめると、以下のようになります。

（件）

バス等の運行（交通手段の確保）	65
<ul style="list-style-type: none"> ・人生100年時代。免許証返納した場合の交通の手段が全くない。寄居駅近辺が活性化してもそこまで行く脚がない。意味がない。どこにも循環バスが通るような町にして欲しい。そういうところに予算を多く使ってほしい。 ・現在外出時（買物、病院等）は全てタクシー移動ですが、相乗りが中々思う様利用しにくい。他県から来たので他の所みたいに6～8人のりの小型バスがあれば良いと常々思います。 ・デマンドタクシー等、とにかく高齢者の足となるものを確保して下さい。男衾地区にあって買物、ゴミ出し等このままでは出来なくなります。 	
行政に対して	29
<ul style="list-style-type: none"> ・人生会議を子供達としておきたいと思っておりますが、その前に自身の考えをまとめておきたいのですが、どこから考えたら良いのかがわかりません。何か講座みたいな事があったら有難いです。 ・町は高齢者の面倒を見すぎです。年寄は町に頼ってなにもしなくなる、町の責任です。体が不自由の人はしょうがないですけど。町に要望 年寄と別に生活保護をもらってパチンコしたり夜飲に行ったりそれが仕事のような人が鉢形にはたくさんいますので、町は考えた方がいいと思います。寄居町以外から来た人が町はあまいんですねといっています。 ・地元区長又三役に任せるだけでなく、町議と町民の意見交換の場を広くして本来の基本と目的を果たして頂きたい。高齢者社会において隣組の役は80才以上で辞退となっているが将来的には観光地を案内すると同じく隣組をつなぐボランティアが必要かも。 	
道路歩道の整備	20
<ul style="list-style-type: none"> ・私はウォーキングを楽しみにしていますが、道幅が狭い、歩道がない。高齢者もそうですが、子供達（通学路）にも危険です。 ・免許を返納した為買物など徒歩で出かけますが、歩道が凸凹していたり、雑草が多くて歩けない所があります。年寄り足がよわくなっていますので、安心して歩ける様に整備をお願いします。 ・道路、排水設備を定期的にメンテナンスをして欲しい。車イスを利用する場合、道路のサーフェイスが安定していないと利用が安全にできない。道路幅も十分にしたい。電車を鉢形駅でも車イスを利用出来るようにして下さい。 	
健康づくりの場・情報の提供	20
<ul style="list-style-type: none"> ・健康な体を維持するために、基礎体力づくりを実施したいが、スポーツジムの設備を利用すると、高額な利用料を支払わなければならない。町が町民の基礎体力づくりができる場所を作って欲しい。 ・現在、不安な事は「健康」と、パソコン、スマホ等がなかなか覚えられずに苦戦している事です。町で、これからも講座等で心、体の健康を維持できる様に、高齢者に寄り添った支援をしていただけると有難いと思います。 ・ユースで健康体操をはじめてほしいです。 	

高齢者福祉サービスの充実・周知	19
デマンドタクシーについて	15
安心して暮らせるまちづくり	14
地域活動について	9
経済的負担の軽減	8
防災対策の強化	8
地域医療体制の整備	8
移動販売・スーパーの設置	8
町や駅前の活性化	6
アンケートについて	6
将来への不安	5
町への感謝等	5
職員の対応	3
その他	33

2 計画策定の経緯

令和5年6月29日～ 7月21日	アンケート調査実施(町内在住の要支援・要介護認定者を除く在宅の65歳以上の高齢者から無作為に1,500人抽出)
令和5年8月25日	第1回 寄居町高齢者保健福祉計画及び寄居町障害者計画等策定庁内検討委員会開催 地域福祉計画等策定委員会委嘱式・ 第1回 地域福祉計画等策定委員会開催
令和5年9月27日	第2回 寄居町高齢者保健福祉計画及び寄居町障害者計画等策定庁内検討委員会開催
令和5年10月11日	政策会議(計画骨子案の協議)
令和5年11月2日	第2回 地域福祉計画等策定委員会開催
令和5年12月5日	寄居町議会全員協議会(計画骨子案の説明)
令和5年12月22日	寄居町議会全員協議会(計画骨子案に対する意見の聴取)
令和5年12月14日～ 令和6年1月12日	パブリック・コメント実施
令和6年1月11日	第3回 寄居町高齢者保健福祉計画及び寄居町障害者計画等策定庁内検討委員会開催
令和6年1月22日	政策会議(計画案の協議)
令和6年2月2日	第3回 地域福祉計画等策定委員会開催

3 用語の解説

【あ行】

あんしんサポートねっと

物忘れなどのある高齢者や知的障害者・精神障害者等が、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

大里広域市町村圏組合

市町村等が行う事務の一部を複数の市町村等が共同で行う目的で設立された組合で、熊谷市、深谷市、寄居町の介護保険事業保険者です。

オレンジカフェ（認知症カフェ）

認知症高齢者等や家族、地域住民、専門職等が参加できる集いの場を提供することで、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを支援する交流の場です。

【か行】

介護給付費

1年間の介護保険給付費の総額のこと。居宅介護サービス費・施設介護サービス費等の介護給付にかかる費用及び居宅支援サービス費等の予防給付に要する費用の合計のこと、半分を保険料、残り半分を公費でまかっています。

介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険事業）

要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者に対して体操教室等の介護予防を行う「一般介護予防事業」とで構成されています。省略して、「総合事業」と呼ばれることもあります。

介護老人保健施設

『介護保険法』で規定する介護保険施設の一つで、在宅復帰を目的として医師の医学的管理の下、入所する要介護者に対して福祉サービスに基づいたリハビリテーション、健康管理、入浴、排せつ、食事等の日常生活の介護、療養上の世話を行う施設のことをいいます。

協議体

市区町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有および連携強化の場として、中核となるネットワークをいいます。

救急医療情報キット

救急医療情報キットとは、かかりつけの医療機関や緊急連絡先等の情報を専用容器（プラスチック製）の中に入れ、自宅の冷蔵庫に保管することで、緊急時に駆け付けた救急隊等による迅速な救急医療活動に活かしていくものです。

ケアマネジメント（居宅介護支援）

要介護者認定者等に対して、心身の状態や生活背景等を踏まえながら、地域の様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行う手法のことです。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

在宅の高齢者介護に関する総合的な相談に応じ、各種保健福祉サービスの紹介や利用手続きの手伝いをするサービスに従事する専門職員のことです。

権利擁護

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人の権利の代弁・弁護を行い、安心して生活できるように支援することです。

高次脳機能障害

事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下等の症状が現れ、日常生活や社会生活に支障がおこる障害をいいます。

高齢化率

総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合のことをいいます。

高齢者（前期高齢者・後期高齢者）

65歳以上の方を高齢者とし、65歳～74歳の方を前期高齢者、75歳以上の方を後期高齢者といいます。

【さ行】

若年性認知症

65歳未満で発症する認知症の総称です。

生活困窮者自立支援制度

「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」など、さまざまな困難の中で生活に困窮している方に包括的な支援を行う制度です。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者をいいます。

成年後見制度

認知高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が十分でない人たちに対して家庭裁判所から認められた範囲で財産の管理や福祉サービス利用の身上監護を行い、権利を保護する制度です。

【た行】

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを、地域がひとつになって創っていく社会のことをいいます。

地域ケア会議

地域包括ケアシステムの実現のため、地域の実情にそって、地域資源をどのように構築していくべきか、課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出す会議です。

地域支援事業

要支援・要介護になる可能性のある高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを防止するためのサービスや、要介護状態になった場合でもできるだけ地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業です。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するためのしくみです。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援することを目的とする総合相談機関です。

デマンドタクシー

交通手段に不便をきたしている方に自宅などから目的地まで、乗り合いタクシーによる送迎サービスです。本町では、「愛のリタクシー」として運用されています。

【な行】

認知症簡易チェックシステム

日常のもの忘れなどが気になる方が質問に答えるだけで、認知症のリスクを確認できるサイトです。

認知症ケアパス

認知症高齢者等の生活機能障害の進行にあわせ、いつ・どこで・どのような医療や介護サービスを受ければよいか、地域の特性や、生活機能障害の進行など一人ひとりの状態に応じた適切なサービス提供の流れを示したものです。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、偏見をもつことなく認知症高齢者やその家族を見守り、相互扶助・連携に向けたネットワークの構築など、認知症高齢者等を地域で支えるまちづくりの支援を担う方をいいます。

認知症初期集中支援チーム

認知症またはその疑いがある高齢者等の居宅にチーム員（看護師や介護福祉士等の専門職）が訪問して、認知症サポート医や地域包括支援センターと協力しながら、認知症に関する情報の提供や医療機関への受診や介護サービスなどの利用につなげるための相談や支援を行うチームのことです。

認知症地域支援推進員

認知症高齢者等ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症高齢者等やその家族を支援する相談業務等を行う人をいいます。

認定率

被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合のこと。通常は第1号被保険者に対する第1号被保険者の要介護・要支援認定者の割合のことをいいます。

【は行】

バリアフリー

高齢者や障害者等の行動を妨げている建築的な障壁を取り除くことをいいます。最近では、高齢者や障害者等が社会的、心理的に受けている偏見や差別意識を取り除く「こころのバリアフリー」も含まれています。

避難行動要支援者

障害者、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のことをいいます。

被保険者

介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられます。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定者または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。また、第2号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病）が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。

福祉委員

福祉委員は小地域で地域住民と協力し、地域の見守りなどの福祉活動実践するボランティアの方々。

【ま行】

民生委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々であり、「児童委員」を兼ねています。

【ら行】

ロコモティブシンドローム

ロコモティブシンドロームとは、骨、筋肉、関節、神経などの運動器に障害が生じたことにより、歩行するための移動機能が低下した状態のことです。さらに症状が進行すると、要介護状態になる恐れがあります。

第Ⅱ部

寄居町障害者計画

第7期寄居町障害福祉計画

第3期寄居町障害児福祉計画

目 次

第1章 計画策定に当たって	II-1
1 計画策定の趣旨	II-2
2 計画の性格及び位置づけ	II-3
3 計画の期間	II-5
4 計画の策定体制	II-6
第2章 障害者を取り巻く現状と関連制度	II-9
1 人口・世帯等の状況	II-10
2 障害者の状況	II-11
3 「寄居町の障害福祉に関する町民アンケート調査」の結果	II-17
4 関連制度の動向	II-34
第3章 障害者計画の基本的な考え方	II-41
1 基本理念	II-42
2 施策の体系	II-43
第4章 障害者計画の施策展開	II-45
1 重点的な取り組み	II-46
基本目標1 保健の充実と早期支援	II-50
基本目標2 自立の促進	II-61
基本目標3 総合的な支援体制の確立	II-72
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画の施策展開	II-83
1 これまでの歩みと第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	II-84
2 障害福祉サービス利用者の見通し	II-85
第6章 令和8年度における数値目標等	II-87
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	II-88
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	II-89
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	II-90
4 福祉施設から一般就労への移行等	II-91
5 障害児支援の提供体制の整備等	II-93
6 相談支援体制の充実・強化等	II-94
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	II-95
第7章 障害福祉サービス等の見込み	II-97
1 障害者総合支援法等に基づくサービス内容の見込み	II-98
2 指定障害サービスの見込み	II-103
3 地域生活支援事業の見込み	II-111
第8章 計画の推進に向けて	II-117
1 進行状況の点検及び評価	II-118
2 推進体制	II-118
資料編	II-119

1	寄居町障害福祉に関する町民アンケート調査 調査結果	Ⅱ-120
2	計画策定の経緯	Ⅱ-154
3	用語の解説	Ⅱ-155

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

国は、現行の障害者基本計画において、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現」を理念に掲げながら、障害福祉サービスをはじめとする障害福祉施策に取り組んでいます。

「寄居町障害者計画・第6期寄居町障害福祉計画（第2期寄居町障害児福祉計画）」（以下、「前計画」という。）の期間内（令和3年度から令和5年度）においても、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の改正、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）の制定等の大きな動きが見られました。

国では、こうした動向を踏まえながら、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）を策定しました。

一方、福祉における総合的な流れとして、国は高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げています。

前計画においては、これまでの町の障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画を踏襲しながらも、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴う地域生活への支援や障害児への福祉サービスの提供体制の整備を盛り込み、計画を策定しています。進行する高齢化社会による老老介護や新型コロナウイルス感染症等といった社会情勢を加味した活動についても、新たに計画に組み込んでいます。また、「権利擁護の推進」を「重点的な取り組み」に取り上げました。これは成年後見制度や合理的配慮に関連する取り組みや障害者への虐待や差別の禁止に関する施策になります。

本計画は、こうした法改正の変遷や障害者を取りまく社会情勢等を鑑み、障害者が地域で安心して自立した生活を送り、個性を活かして交流・活動できる環境づくりを目指し、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「寄居町障害者計画・第7期寄居町障害福祉計画・第3期寄居町障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を一体的に策定するものです。

2 計画の性格及び位置づけ

「寄居町障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定された「障害のある人のための施策に関する基本的な計画」となる「町障害者計画」で、障害者の生活全般に係る施策の方向性を定める役割を担います。

「寄居町障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に規定された「障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」となる「町障害福祉計画」で、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

「寄居町障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「町障害児福祉計画」で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等を定めるものです。

障害者基本法

第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法

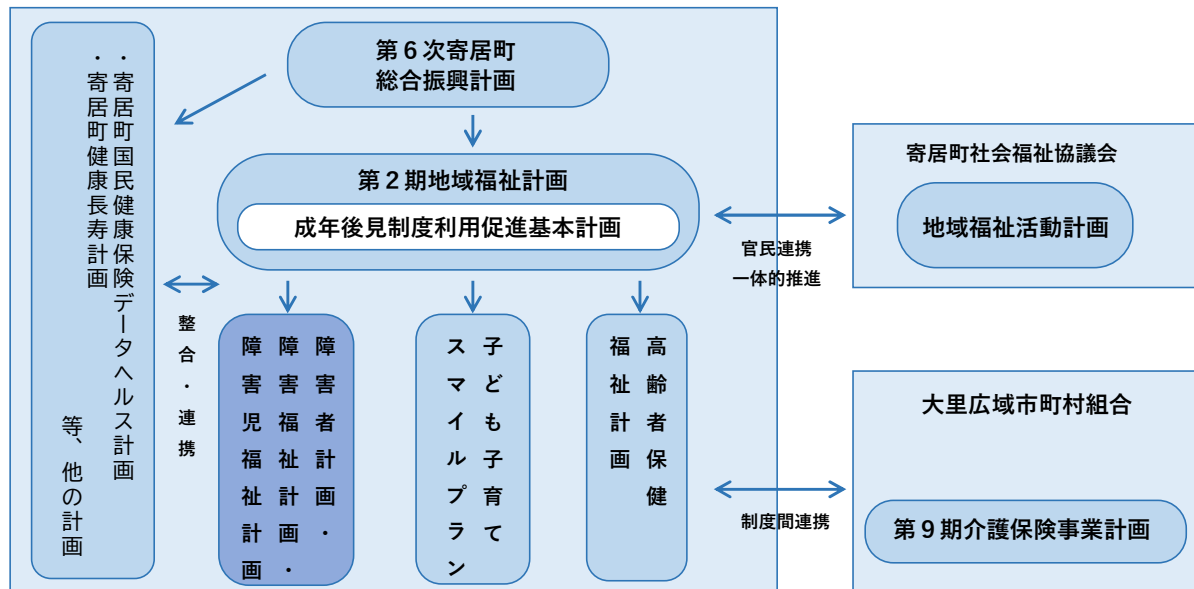
第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

また、国の「障害者基本計画」及び埼玉県「埼玉県障害者支援計画」、本町の最上位計画である「第6次寄居町総合振興計画」や福祉分野の上位計画である「第2期寄居町地域福祉計画」、その他の関連計画等との整合・連携を図りながら、障害者施策を総合的かつ計画的に推進します。

計画の位置づけ



埼玉県高齢者支援計画、埼玉県地域保健医療計画 等

3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度を初年度として、令和8年度までの3か年で、計画課題を解決するための目標を定め、その目標を実現する施策、事業の体系と事業量の数値目標を定めています。なお、ほかの計画との関係は以下のとおりです。

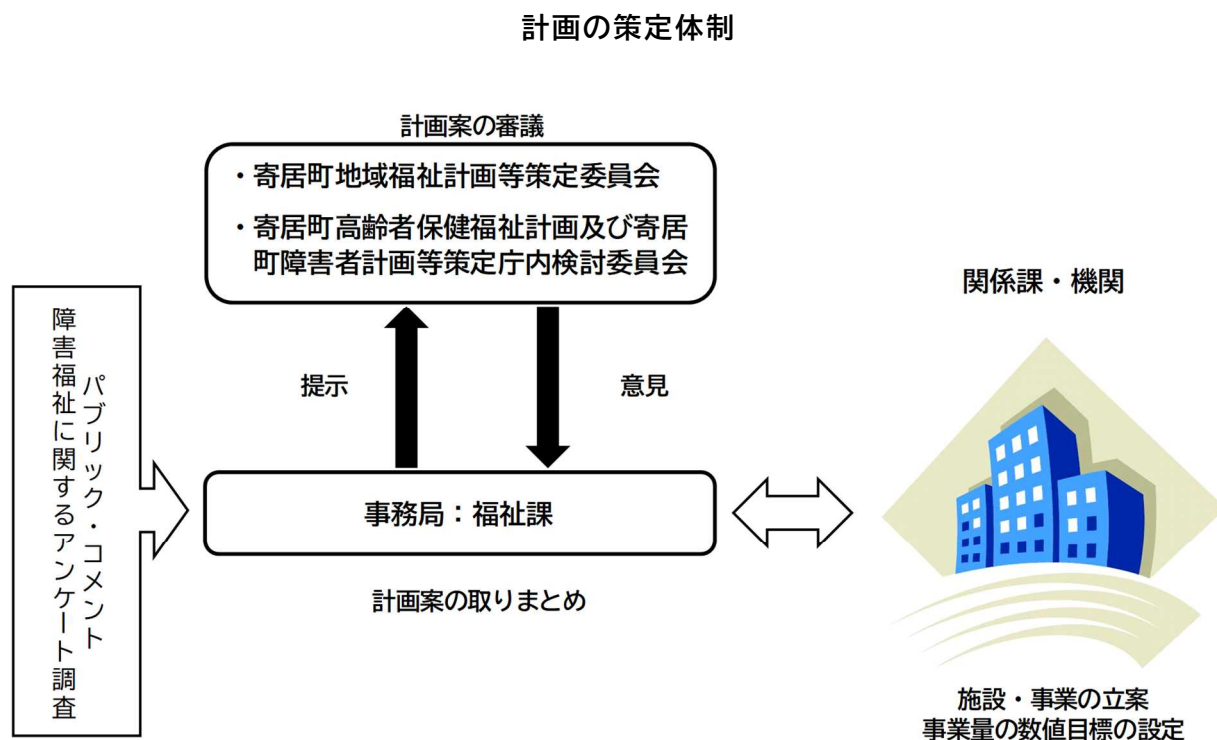
計画の期間

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第6次寄居町総合振興 計画	基本構想(平成29年度～令和8年度)				次期計画	
	後期基本計画(令和4年度～令和8年度)				次期計画	
寄居町地域福祉計画	(令和3年度～令和7年度)			次期計画		
寄居町障害者計画 寄居町障害福祉計画 寄居町障害児福祉計画	(令和6年度～令和8年度)			次期計画		
大里広域市町村圏組合 第9期介護保険事業計画	(令和6年度～令和8年度)			次期計画		
寄居町国民健康保険 データヘルス計画	(令和6年度～令和11年度)					
寄居町高齢者保健福祉計画	(令和6年度～令和8年度)			次期計画		
寄居町子ども・子育て スマイルプラン	(令和2年度～令和6年度)			次期計画		
寄居町健康長寿計画 (健康増進計画) (食育推進計画) (自殺対策計画)				(令和5年度～令和9年度)		
					次期計画	

4 計画の策定体制

(1) 審議の過程

本計画は、町民の参画と協働を基本とした計画策定の中心機関として「寄居町地域福祉計画等策定委員会」を、また、横断的連携を図るため庁内の関係各課の職員からなる「寄居町高齢者保健福祉計画及び寄居町障害者計画等策定庁内検討委員会」を設置し、計画策定を進めました。



(2) 障害福祉に関する町民アンケート調査の実施

「寄居町の障害福祉に関する町民アンケート調査」は、町内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の方を対象に実施し、生活の状況やサービスの利用状況、利用意向等を調査しました。

回収数は680人、有効回収率は39.9%となっています。

なお、本文及び図表内の数値の構成比は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。また、複数の手帳を所持している方がいるため、全体と各障害者数の合計は異なります。

調査の内容と方法

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者
調査の対象	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者
サンプル数	1,080人	316人	344人
有効配布数	1,704人(※1)		
調査方法	郵送配布・回収		
調査期間	令和5年6月29日(木)～7月21日(金)		
調査内容	1. 介助と介助者の状況について (問4～問7) 2. 障害の状況について (問8～問18) 3. 住まいや暮らしについて (問19～問24) 4. 日中活動や就労について (問25～問33) 5. 障害福祉サービス等の利用について (問34～問35) 6. 相談相手について (問36～問37) 7. 権利擁護について (問38～問45)		
有効回収数	485人	119人	105人
	680人(39.9%) (※2)		

※1 手帳重複者や転居等で郵送されなかった方(計36人分)を除いた配布数。

※2 手帳重複者を除いた回収数。

(3) パブリック・コメントの実施

計画素案を作成後、素案に対する町民の意見や要望等を収集するため、パブリック・コメントを実施しました。

パブリック・コメントの実施概要

意見募集案件	寄居町障害者計画・第7期寄居町障害福祉計画・第3期寄居町障害児福祉計画
実施期間	令和5(2023)年12月14日(木)～ 令和6(2024)年1月12日(金)
閲覧	町公式ホームページ、福祉課、男衾連絡所(※)、用土連絡所(※)
意見を提出できる方	町内に住所を有する者、町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、町内の事務所又は事業所に勤務する者、町内の学校に在学する者
意見提出方法	郵便又は信書便、ファクシミリ、電子メール、書面の持参
意見提出者数	1人
意見数	2件

※男衾連絡所及び用土連絡所における閲覧期間は令和5年12月14日(木)～令和5年12月28日(木)。

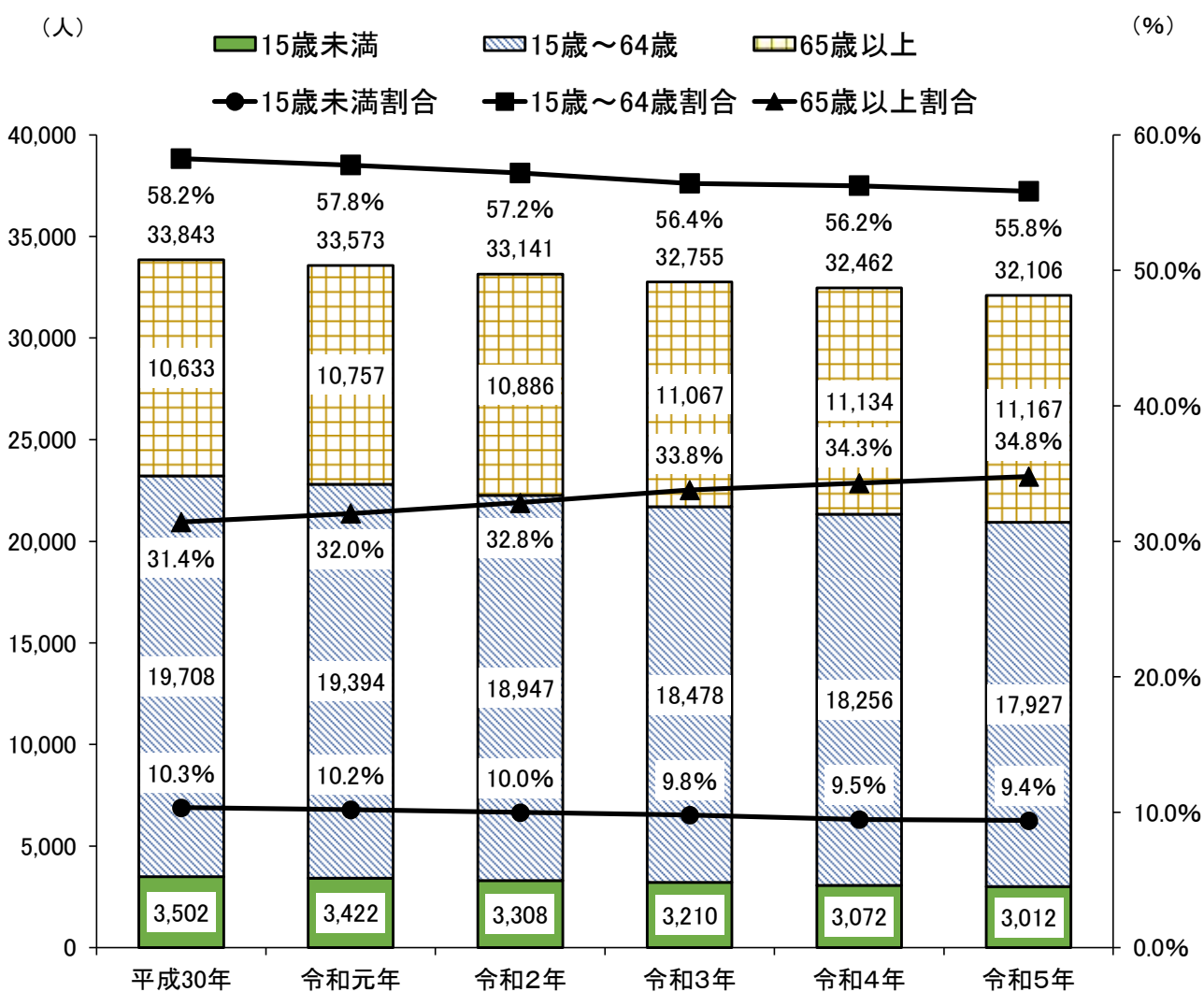
第2章 障害者を取り巻く現状と関連制度

1 人口・世帯等の状況

本町の総人口（外国人を含む。）は、年々減少傾向にあり、平成30年3月31日現在においては33,843人でしたが、令和5年3月31日現在の総人口は32,106人となっています。

年齢別の構成をみると、64歳以下の人口が減少し、65歳以上の高齢者の人口は増加しています。令和5年3月31日現在の高齢者の割合は、34.8%であり、平成30年度における割合31.4%より、3.4ポイント上昇しています。

人口の推移



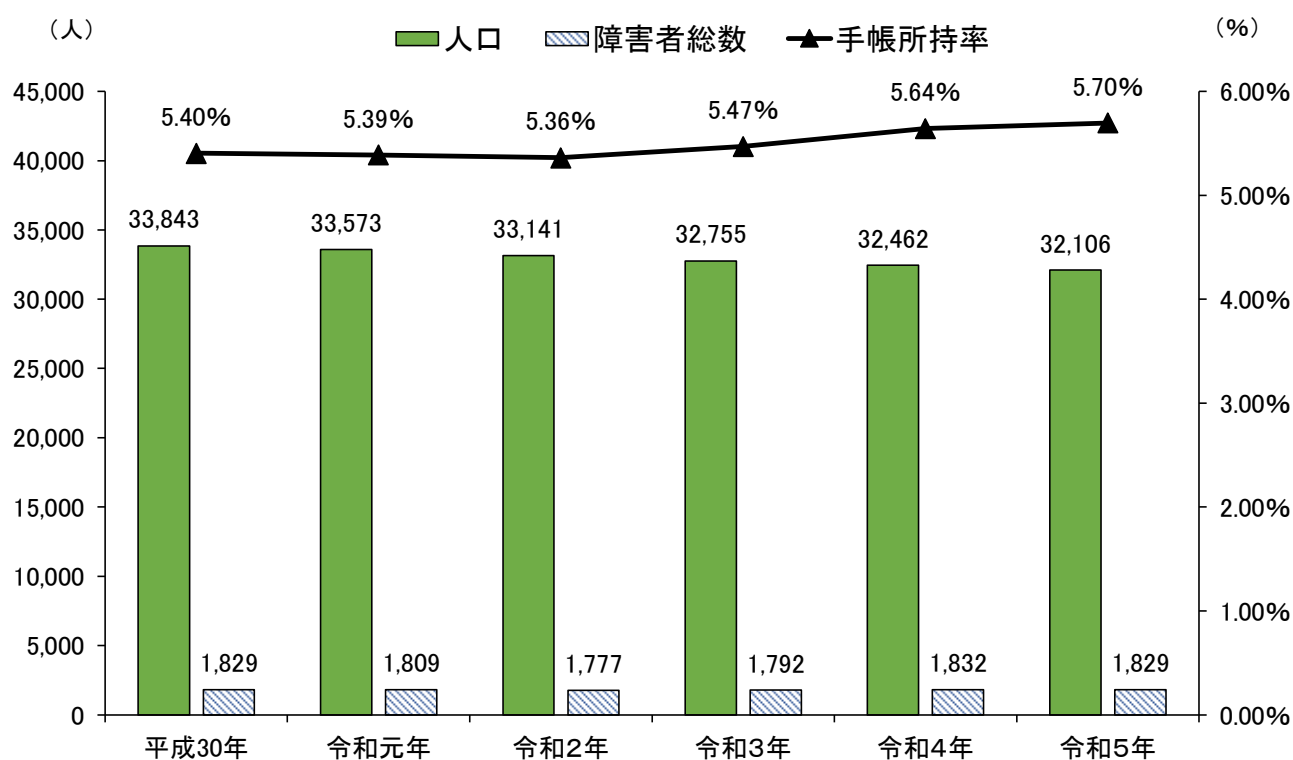
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者数

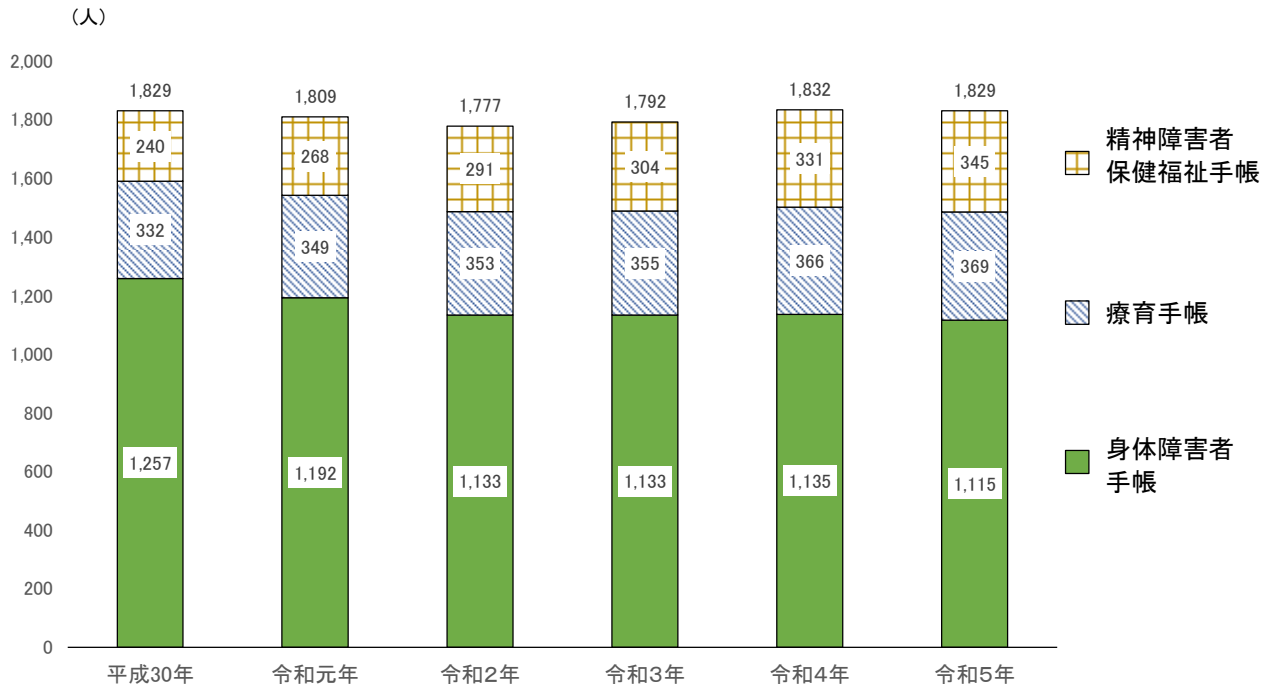
障害者手帳所持率は平成30年以降、微量ながら減少傾向にありましたが、令和2年から一転し、増加傾向となっています。障害種別の内訳をみると、平成30年以降、身体障害者は人数・割合ともに年々減少し、知的・精神障害者は人数・割合ともに年々増加となっています。令和5年度には精神障害者は知的障害者と同程度の構成比となっています。

障害者手帳の所持者の年次推移



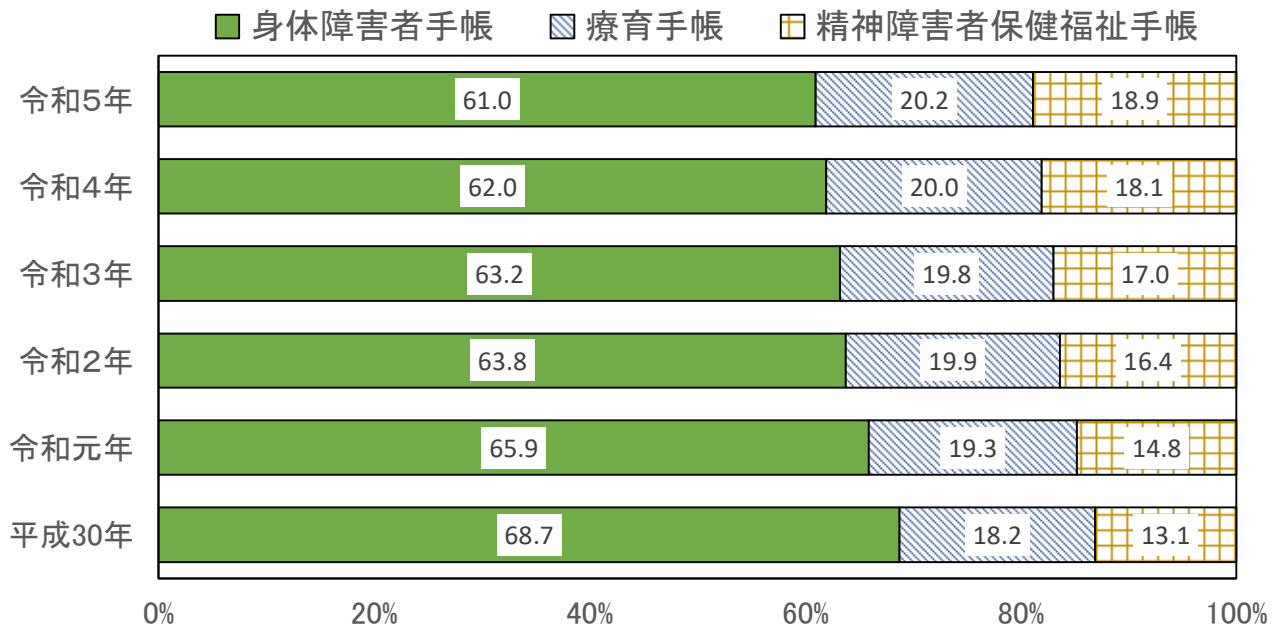
資料：寄居町 福祉課（各年3月31日現在）

障害者手帳別構成の推移（人数）



資料：寄居町 福祉課（各年3月31日現在）

障害者手帳別構成の推移（割合）



資料：寄居町 福祉課（各年3月31日現在）

(2) 身体障害者手帳の等級別所持者（令和5年3月31日現在）

身体障害者手帳の等級別交付状況の内訳をみると、1級が381人と最も多く34.2%となっています。重度障害者である1級・2級を合わせると、541人で48.5%となり、ほぼ半数となります。

年齢別交付状況をみると、18歳から64歳までが290人で26.0%、65歳以上は806人で72.3%となっており、65歳以上は前回よりも人数、構成比ともに減少しています。65歳以上で1級・2級の高齢重度障害者は372人となり33.4%となっています。

障害種類別交付状況をみると、肢体不自由が543人で48.7%、内部障害が387人で34.7%となっています。

65歳以上で肢体不自由の方は372人となり、身体障害者手帳所持者全体の33.4%、65歳以上で内部障害は305人で27.4%となっています。

身体障害者手帳の等級別所持者数（令和5年3月31日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数 (人)	構成比 (%)
65歳以上	271	101	143	205	35	51	806	72.3
18歳～64歳	103	52	45	56	23	11	290	26.0
18歳未満	7	7	2	1	2	0	19	1.7
総数(人)	381	160	190	262	60	62	1,115	100.0
構成比 (%)	34.2	14.3	17.0	23.5	5.4	5.6	100.0	

資料：寄居町 福祉課

身体障害者手帳の年齢別所持者数（経年比較）

区分	令和5年3月31日現在		令和2年3月31日現在	
	総数(人)	構成比 (%)	総数(人)	構成比 (%)
65歳以上	806	72.3	821	72.5
18歳～64歳	290	26.0	292	25.8
18歳未満	19	1.7	20	1.8
合計	1,115	100.0	1,133	100.0

資料：寄居町 福祉課

身体障害者手帳の障害種類別所持者数（令和5年3月31日現在）

区分	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・言 語・そしゃ く機能	肢体 不自由	内部	総数 (人)	構成比 (%)
65歳以上	48	66	15	372	305	806	72.3
18歳～64歳	22	19	4	155	90	290	26.0
18歳未満	0	1	0	16	2	19	1.7
総数(人)	70	86	19	543	387	1,115	100.0
構成比 (%)	6.3	7.7	1.7	48.7	34.7	100.0	

資料：寄居町 福祉課

(3) 療育手帳の等級別所持者（令和5年3月31日現在）

療育手帳の等級別交付状況の内訳をみると、B（中度）が122人と最も多く、次いでC（軽度）が98人となっています。

年齢別交付状況をみると、18歳から64歳が271人で73.4%、18歳未満が61人で16.5%となっています。前回結果と比べると18歳未満では、人数は変わらないものの構成比は減少し、そのほかの年齢層では人数、構成比ともに増加となっています。

療育手帳の等級別所持者数（令和5年3月31日現在）

	㊤（最重度）	A（重度）	B（中度）	C（軽度）	総数（人）	構成比（%）
65歳以上	2	10	24	1	37	10.0
18歳～64歳	54	58	88	71	271	73.4
18歳未満	7	18	10	26	61	16.5
総数（人）	63	86	122	98	369	100.0
構成比（%）	17.1	23.3	33.1	26.6	100.0	

資料：寄居町 福祉課

療育手帳の年齢別所持者数（経年比較）

区分	令和5年3月31日現在		令和2年3月31日現在	
	総数（人）	構成比（%）	総数（人）	構成比（%）
65歳以上	37	10.0	34	9.6
18歳～64歳	271	73.4	258	73.1
18歳未満	61	16.5	61	17.3
合計	369	100.0	353	100.0

資料：寄居町 福祉課

(4) 精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者（令和5年3月31日現在）

精神障害者保健福祉手帳の等級別交付状況の内訳をみると、2級が193人と最も多く、次いで3級が113人となっています。

年齢別交付状況をみると、18歳から64歳が299人で86.7%を占めています。

前回結果と比べると構成比が18歳から64歳で増加し、そのほかの年齢層では減少となっています。人数では18歳～64歳、65歳以上で増加、18歳未満では変化なしとなっています。

精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者数（令和5年3月31日現在）

区分	1級	2級	3級	総数（人）	構成比（%）
65歳以上	14	19	8	41	11.9
18歳～64歳	24	170	105	299	86.7
18歳未満	1	4	0	5	1.4
総数（人）	39	193	113	345	100.0
構成比（%）	11.3	55.9	32.8	100.0	

資料：寄居町 福祉課

精神障害者保健福祉手帳の年齢別所持者数（経年比較）

区分	令和5年3月31日現在		令和2年3月31日現在	
	総数（人）	構成比（%）	総数（人）	構成比（%）
65歳以上	41	11.9	36	12.4
18歳～64歳	299	86.7	250	85.9
18歳未満	5	1.4	5	1.7
合計	345	100.0	291	100.0

資料：寄居町 福祉課

**(5) 自立支援医療受給者証（精神通院医療）の受給者数
（令和5年3月31日現在）**

自立支援医療受給者証（精神通院医療）の年齢別受給者数をみると、18歳から64歳が495人で83.2%を占めています。

自立支援医療受給者証（精神通院医療）の受給者数（令和5年3月31日現在）

区分	精神通院医療	構成比（%）
65歳以上	96	16.1
18歳～64歳	495	83.2
18歳未満	4	0.7
総数(人)	595	100.0

資料：寄居町 福祉課

(6) 指定難病医療受給者証の受給者数（令和5年3月31日現在）

指定難病医療受給者証の受給者数をみると、65歳以上が128人で51.8%、18歳から64歳が119人で48.2%となっています。

指定難病医療受給者証の受給者数（令和5年3月31日現在）

区分	受給者数	構成比（%）
65歳以上	128	51.8
18歳～64歳	119	48.2
18歳未満	0	0.0
総数(人)	247	100.0

資料：熊谷保健所

(7) 小児慢性特定疾病医療受給者証の受給者数（令和5年3月31日現在）

小児慢性特定疾病医療受給者証の受給者数は22人となっています。

小児慢性特定疾病医療受給者証の受給者数（令和5年3月31日現在）

区分	受給者数
総数(人)	22

資料：熊谷保健所

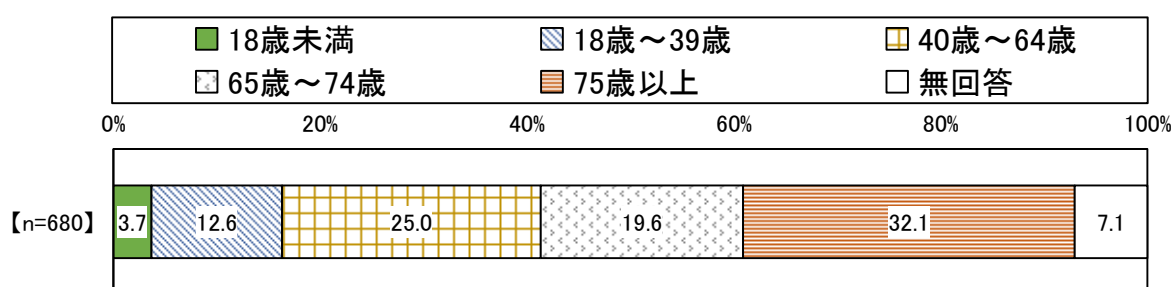
3 「寄居町の障害福祉に関する町民アンケート調査」の結果

アンケート調査を実施し、1,704人のうち680人の方から回答が得られました。

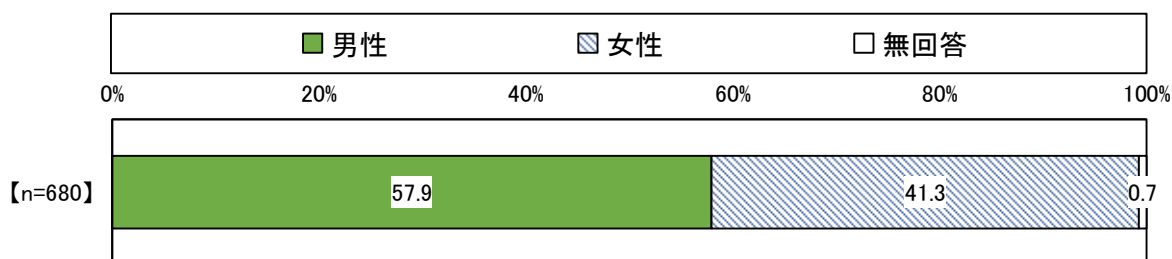
① 回答者

回答者の年齢は、「75歳以上」が32.1%で最も多く、「65歳～74歳」(19.6%)をあわせると、65歳以上の高齢者が半数以上を占めています。性別は、「男性」が57.9%で女性より多くなっています。

【SA】回答者の属性（年齢）



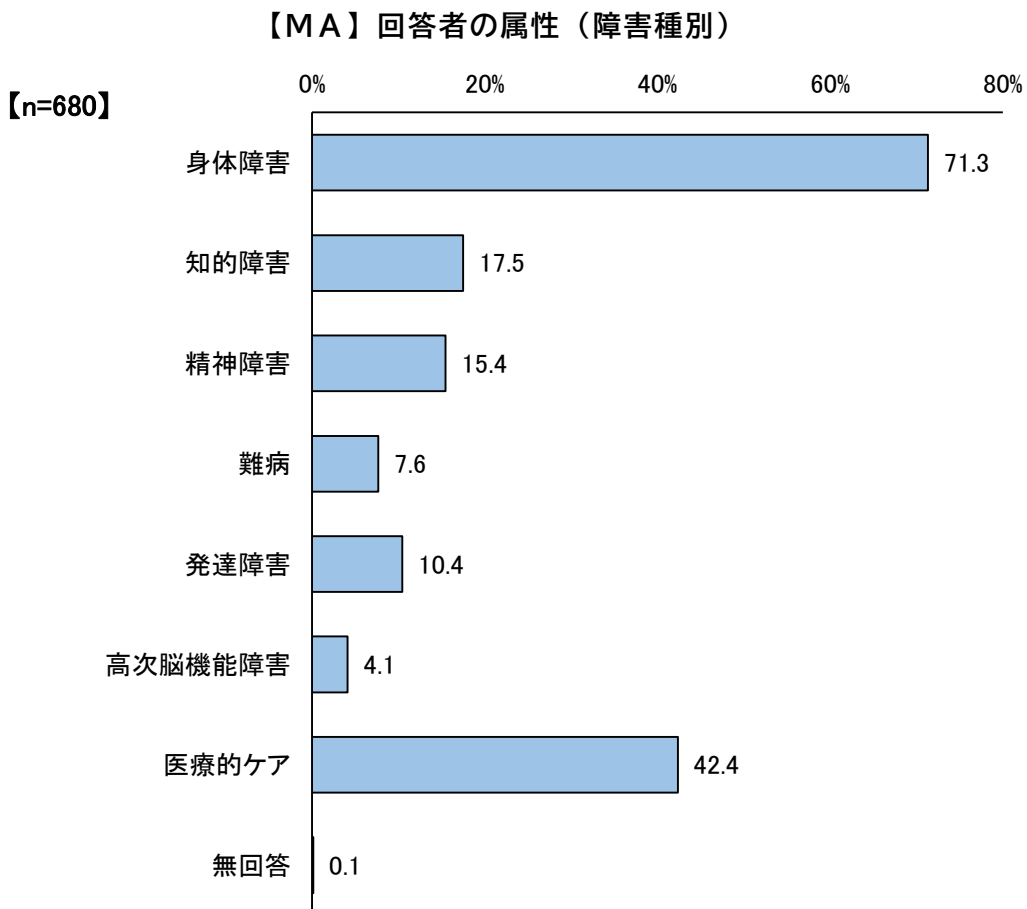
【SA】回答者の属性（性別）



アンケート調査結果について

- ・回答の割合は小数第2位を四捨五入し、記載しています。そのため、記載の割合の合計が計算と異なるほか、全回答の合計が100%にならない場合があります。
- ・アンケート調査では、回答の選択肢を一つ選ぶ質問（【SA】）と複数選ぶ質問（【MA】）があります。【MA】では各回答の割合を、回答者の全体数に対して算出するため、割合の合計が100%を超えます。

障害種別では、「身体障害」が71.3%で最も多く、次いで「医療的ケア」が42.4%で多くなっています。



以降の回答結果では障害種別ごとの結果を記載していますが、障害種別は複数回答が可能であるため、身体障害者・知的障害者・精神障害者の回答数の合計が回答者全体680人を超過することがあります。

②住まいや暮らし、家族の主な介助について

【現状】

現在の生活状況では、「家族と暮らしている」が69.6%で最も多く、以下、「一人で暮らしている」(13.7%)、「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」(7.9%)、「グループホームで暮らしている」(5.0%)となっています。

障害種別でみると、『施設で暮らしている』(「グループホームで暮らしている」と「福祉施設で暮らしている」の合計)については、知的障害者が35.3%で高くなっています。

前回の結果と比べてみると、3障害種別とも「家族と暮らしている」が減少し、身体障害者、精神障害者で「一人で暮らしている」、知的障害者で「グループホームで暮らしている」が最も増加しています。

また、65歳～74歳と75歳以上とでは回答の傾向は同様で、ともに「家族と暮らしている」が最も多くなっています。

【SA】現在の生活状況 障害種別・経年比較(人、%)

		合計	現在どのように暮らしているか						
			一人で暮らしている	家族と暮らしている	グループホームで暮らしている	福祉施設で暮らしている	病院に入院している	その他	無回答
令和5年度	全体	680	13.7	69.6	5.0	7.9	0.7	1.2	1.9
	身体障害者	485	15.9	73.0	2.7	5.6	0.2	0.6	2.1
	知的障害者	119	3.4	55.5	16.8	18.5	0.8	2.5	2.5
	精神障害者	105	16.2	69.5	6.7	4.8	2.9	0.0	0.0
令和2年度	全体	755	11.5	72.5	3.0	7.0	1.2	1.5	3.3
	身体障害者	541	12.4	74.9	1.3	5.2	1.1	1.8	2.1
	知的障害者	126	5.6	61.1	9.5	19.8	2.4	0.0	1.6
	精神障害者	123	13.0	74.8	4.1	3.3	3.3	0.0	1.6

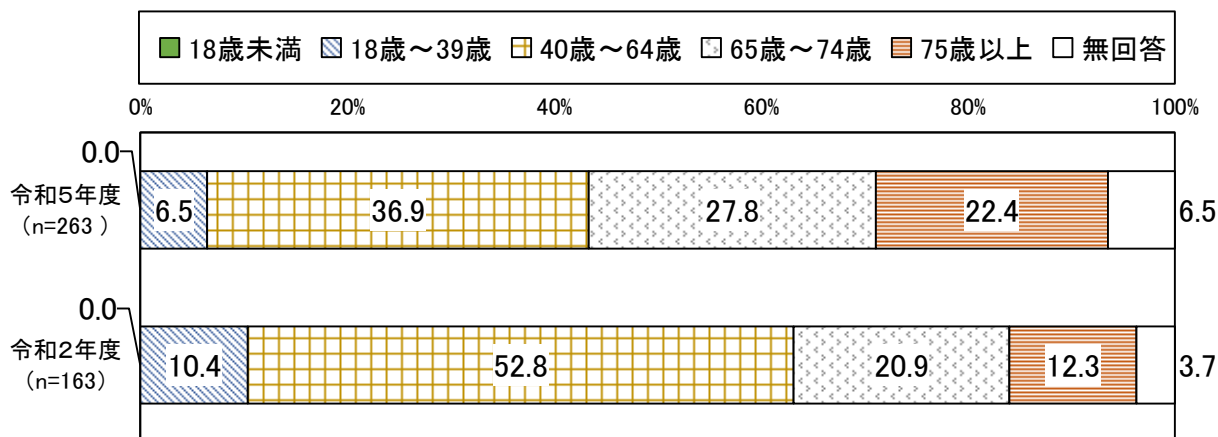
【SA】現在の生活状況 高齢者の回答(人、%)

		合計	現在どのように暮らしているか						
			一人で暮らしている	家族と暮らしている	グループホームで暮らしている	福祉施設で暮らしている	病院に入院している	その他	無回答
令和5年度									
全体		680	13.7	69.6	5.0	7.9	0.7	1.2	1.9
年齢	65歳～74歳	133	15.8	69.9	3.0	6.0	1.5	0.0	3.8
	75歳以上	218	16.5	68.3	1.8	9.6	0.0	1.4	2.3

主に介助を行う家族の年齢（5区分）では、「40歳～64歳」が36.9%で最も多く、以下、「65歳～74歳」（27.8%）、「75歳以上」（22.4%）、「18歳～39歳」（6.5%）となっています。

前回の結果と比べてみると、「40歳～64歳」が大きく減少し、「65歳～74歳」、「75歳以上」が増加しており、「75歳以上」では10ポイント以上増加しています。

【SA】主に介助を行う家族の年齢 経年比較（5区分）



※680人中417人はご家族の方からの介助を受けていないため、調査対象外。

将来、地域で生活したいかでは、「今のまま生活したい」が56.0%で最も多く、以下、「家族と一緒に生活したい」(25.4%)、「グループホームなどを利用したい」(7.1%)、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」(3.5%)となっています。

障害種別でみると、3障害とも「今のまま生活したい」、「家族と一緒に生活したい」が多くなっていますが、知的では「グループホームなどを利用したい」が他障害より多くなっています。

現在の生活状況別でみると、いずれも「今のまま生活したい」が最も多くなっています。また、現在、家族と暮らしている方は「家族と一緒に生活したい」、グループホームで暮らしている方は「グループホームなどを利用したい」も次いで多く、現在から大きく変わらない環境を望んでいる一方で、グループホームで暮らしている方の中には「一般の住宅で一人暮らしをしたい」方も一定数いる結果となっております。

【SA】将来、地域で生活したいか 障害種別・現在の生活状況別(人、%)

		合計	今のまま生活したい	グループホームなどを利用したい	家族と一緒に生活したい	一般の住宅で一人暮らしをしたい	その他	無回答
全体		680	56.0	7.1	25.4	3.5	3.4	4.6
障害種別	身体障害者	485	61.2	4.9	24.1	2.3	2.7	4.7
	知的障害者	119	37.0	17.6	27.7	5.9	6.7	5.0
	精神障害者	105	53.3	5.7	24.8	7.6	5.7	2.9
居住形態	一人で暮らしている	93	74.2	8.6	7.5	2.2	4.3	3.2
	家族と暮らしている	473	54.8	5.7	31.1	2.7	2.7	3.0
	グループホームで暮らしている	34	29.4	26.5	8.8	23.5	5.9	5.9
	福祉施設で暮らしている	54	55.6	5.6	18.5	1.9	3.7	14.8
	病院に入院している	5	60.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0
	その他	8	50.0	12.5	25.0	0.0	12.5	0.0

【課題と方向性】

現状として、家族と暮らしている方が約7割を占め、将来も家族と同居する生活を希望する人が多いことから、生活支援・充実を図ります。特に、主に介助を行う家族の年齢については、65歳以上が半数以上を占めています。今後も少子・高齢化に伴い、障害者の介助や支援に携わる方の年齢が高くなり、介護者・支援者の負担が増加することが予想されます。そのため、介護する家族の負担を軽減するための支援をしていきます。

また、グループホーム等の共同生活を望む声も一定数見られることから、入居のための支援を行っていきます。

③外出について

【現状】

1週間の外出頻度では、「1週間に数回外出する」が38.5%で最も多く、以下、「毎日外出する」(35.4%)、「めったに外出しない」(17.6%)、「まったく外出しない」(5.1%)となっています。

障害種別で見ると、「毎日外出する」については知的障害者が57.1%で高くなっています。一方、『外出をしない』(「めったに外出をしない」と「まったく外出をしない」の合計)については、身体障害者は2割以上となっているのに対し、知的障害者・精神障害者では2割未満に留まっています。

【SA】1週間の外出頻度 障害種別(人、%)

	合計	1週間にどの程度外出するか					
		毎日外出する	1週間に数回外出する	めったに外出しない	まったく外出しない	無回答	
全体	680	35.4	38.5	17.6	5.1	3.2	
障害種別	身体障害者	485	30.5	41.4	19.6	4.9	3.5
	知的障害者	119	57.1	23.5	13.4	3.4	2.5
	精神障害者	105	41.0	40.0	15.2	1.9	1.9

外出する際に困ることでは、「公共交通機関が少ない」が43.2%で最も多く、以下、「道路や駅に階段や段差が多い」(39.6%)、「困った時にどうすればいいのか心配」(35.4%)、「列車やバスの乗り降りが困難」(34.7%)となっています。

障害種別で見ると、身体障害者では「道路や駅に階段や段差が多い」(49.5%)、知的障害者では「困った時にどうすればいいのか心配」(60.3%)、精神障害者では「公共交通機関が少ない」(50.0%)が最も多くなっています。

【MA】外出する際に困ること 障害種別（人、％）

	全体	障害種別		
		身体障害者	知的障害者	精神障害者
合計	308	222	58	54
公共交通機関が少ない	43.2	43.7	31.0	50.0
列車やバスの乗り降りが困難	34.7	40.5	29.3	20.4
道路や駅に階段や段差が多い	39.6	49.5	25.9	18.5
切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	20.5	18.9	39.7	9.3
外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	32.1	38.3	24.1	13.0
介助者が確保できない	12.3	14.0	13.8	3.7
外出にお金がかかる	22.7	18.5	19.0	48.1
周囲の目が気になる	15.3	9.0	27.6	35.2
発作など突然の身体の変化が心配	20.8	18.0	17.2	38.9
困った時にどうすればいいのか心配	35.4	29.7	60.3	40.7
その他	8.4	6.3	10.3	13.0
無回答	3.6	4.1	5.2	0.0

【MA】外出する際に困ること 障害種別ごとの上位3項目

	1位	2位	3位
身体障害者	道路や駅に階段や段差が多い(49.5%)	公共交通機関が少ない(43.7%)	列車やバスの乗り降りが困難(40.5%)
知的障害者	困った時にどうすればいいのか心配(60.3%)	切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい(39.7%)	公共交通機関が少ない(31.0%)
精神障害者	公共交通機関が少ない(50.0%)	外出にお金がかかる(48.1%)	困った時にどうすればいいのか心配(40.7%)

※680人中372人は外出に困難を感じていないため、調査対象外。

【課題と方向性】

全体として7割以上の方が、毎日あるいは1週間に数回外出をしています。しかし、外出する際に困ることについては3障害で「公共交通機関が少ない」があげられており、町内の交通網の拡充が求められています。障害の特性に応じた支援は必要ですが、社会的障壁のない共生社会の実現のため、設備・施設等のハード面だけでなく、制度や情報提供体制等のソフト面も考慮にいたれた「ユニバーサルデザインの街づくり」が必要です。

④ 相談・情報提供体制について

【現状】

悩みや困り事の相談相手では、「家族や親せき」が74.0%で最も多く、「かかりつけの医師や看護師」(30.4%)、「友人・知人」(27.6%)、「施設の指導員など」(14.7%)と続きます。

障害種別でみると、「かかりつけの医師や看護師」については精神障害者が48.6%とほかの種別よりも高くなっています。また、「施設の指導員」や「サービス事業所の人や施設職員」では知的障害者が多く、それぞれ40.3%、31.1%となっています。

【MA】悩みや困り事の相談相手 障害種別 (人、%)

	全体	障害種別		
		身体障害者	知的障害者	精神障害者
合計	680	222	58	54
家族や親せき	74.0	75.9	65.5	72.4
友人・知人	27.6	29.9	19.3	30.5
近所の人	7.6	8.9	1.7	6.7
職場の上司や同僚	5.7	4.3	9.2	6.7
施設の指導員など	14.7	9.3	40.3	13.3
サービス事業所の人や施設職員	14.6	11.3	31.1	13.3
障害者団体や家族会	1.9	1.9	2.5	5.7
かかりつけの医師や看護師	30.4	29.7	21.0	48.6
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	9.1	10.1	2.5	13.3
民生委員・児童委員	4.3	4.9	1.7	3.8
通所施設や保育所、幼稚園、学校の先生	3.1	1.2	12.6	3.8
相談支援事業所などの民間の相談窓口	4.6	1.9	13.4	8.6
行政機関の相談窓口	7.8	7.2	7.6	13.3
その他	3.7	2.7	5.0	7.6
無回答	7.8	8.5	6.7	4.8

障害のことや福祉サービスの情報の入手先では、「家族や親せき、友人・知人」が34.3%で最も多く、以下、「行政機関の広報誌・ホームページ」(33.1%)、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(28.5%)、「かかりつけの医師や看護師」(26.3%)となっています。

障害種別でみると、身体障害者では「行政機関の広報誌・ホームページ」、知的障害者では「サービス事業所の人や施設職員」、「通所施設や保育所、幼稚園、学校の先生」のほか「相談支援事業所などの民間の相談窓口」、「行政機関の相談窓口」が多く、精神障害者は「かかりつけの医師や看護師」、「インターネット」で多くなっています。

【MA】障害のことや福祉サービスの情報の入手先 障害種別（人、％）

	全体	障害種別		
		身体障害者	知的障害者	精神障害者
合計	680	222	58	54
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	28.5	31.5	18.5	27.6
行政機関の広報誌・ホームページ	33.1	38.4	16.0	27.6
インターネット	20.7	19.4	11.8	35.2
家族や親せき、友人・知人	34.3	35.5	26.9	31.4
サービス事業所の人や施設職員	17.6	13.8	39.5	17.1
障害者団体や家族会(団体の機関誌など)	3.1	2.7	4.2	3.8
かかりつけの医師や看護師	26.3	24.9	21.0	45.7
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	13.7	15.3	8.4	13.3
民生委員・児童委員	5.3	6.4	2.5	4.8
通所施設や保育所、幼稚園、学校の先生	4.3	2.3	16.8	2.9
相談支援事業所などの民間の相談窓口	5.6	2.3	22.7	5.7
行政機関の相談窓口	10.6	8.7	17.6	12.4
その他	2.5	1.2	4.2	4.8
無回答	11.3	11.1	14.3	7.6

【課題と方向性】

相談相手と情報の入手先のいずれにおいても、「行政機関の相談窓口」と回答した人は1割程度であり、相談・情報提供機関としての行政の認知度は高くはありません。重層的支援体制の構築を見据え、相談窓口の体制の整備と周知を図る必要があります。

また、障害種別ごとの相談先や情報の入手先に違いが見られるように、障害の特性に応じた対応が必要となることから、専門的な相談支援体制の整備のほかに、年齢や障害種別等により、情報取得に制限が出ないように、複数の手段による情報提供体制を継続していきます。

⑤ 就労状況について

【現状】

平日の日中の過ごし方において、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」（＝「収入のある仕事をしている」）と回答した人は、全体で18.1%でした。

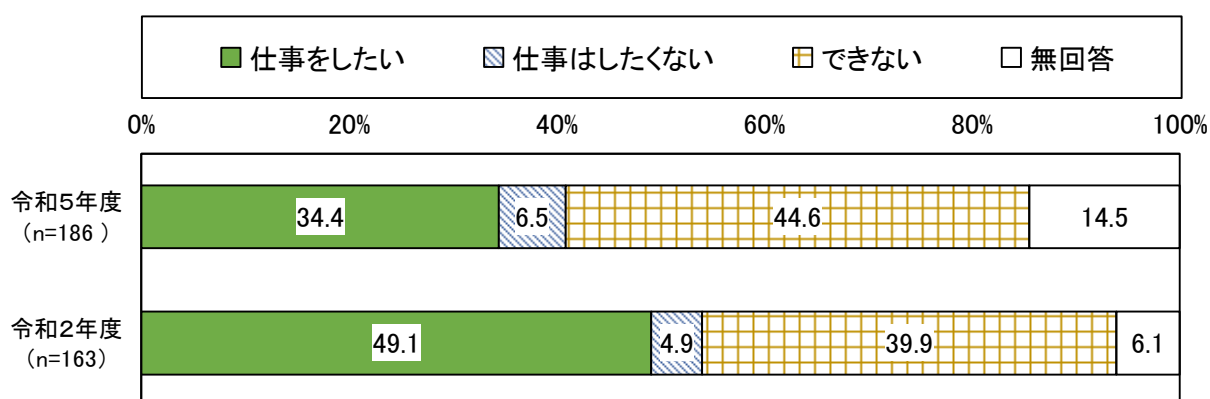
年齢別で見ると、18～39歳と40～64歳がいずれも約3割となっています。

【SA】就労状況 年齢別（人、%）

		合計	収入のある仕事をしている	収入のある仕事をしていない	無回答
全体		680	18.1	74.1	7.8
年齢	18歳未満	25	0.0	100.0	0.0
	18歳～39歳	86	34.9	57.0	8.1
	40歳～64歳	170	31.8	62.4	5.9
	65歳～74歳	133	12.0	80.5	7.5
	75歳以上	218	7.3	85.3	7.3

また、年齢が18～64歳で、「収入のある仕事をしていない」人に対し、今後収入のある仕事をしたいかについて聞いたところ、「仕事をしたい」と回答した人は、全体で34.4%でした。前回の結果と比べてみると、前回では、「仕事をしたい」が「仕事はしたくない」、「できない」を上回っていましたが、今回は「仕事をしたい」が減少しています。

【SA】就労意向 経年比較



※調査対象者である18～64歳の回答者256人中、収入のある仕事をしていない人は186人。

障害者の就労支援として必要だと思うことでは、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が39.1%で最も多く、以下、「通勤手段の確保」(29.0%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(28.8%)が続きます。

現在収入のある仕事をしている人と、今後収入のある仕事をしたい人でも、同様の傾向が見られ、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の構成比はどちらも6割以上で最も多くなっています。

【MA】障害者の就労支援として必要だと思うこと（人、％）

	全体	仕事をしている	仕事をしたい
合計	680	123	64
通勤手段の確保	29.0	35.0	42.2
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	16.5	19.5	15.6
仕事をするための職業訓練	19.9	19.5	40.6
短時間勤務や勤務日数等の配慮	28.8	39.8	56.3
在宅勤務の拡充	16.5	17.9	37.5
職場の上司や同僚に障害の理解があること	39.1	63.4	62.5
職場で介助や援助等が受けられること	21.2	14.6	37.5
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	21.0	27.6	46.9
企業ニーズに合った就労訓練	13.1	15.4	25.0
仕事についての職場外での相談対応、支援	19.0	26.0	39.1
その他	4.4	0.8	6.3
無回答	39.6	14.6	7.8

【課題と方向性】

18歳～64歳で、収入のある仕事をしている人や、今後就労を希望する人は3割半ばとなっています。

障害者の社会進出に向けては、それぞれ職場において、周囲が障害に理解を示すことが最も重要となるため、雇用促進に向けた啓発や仕組みづくり等の取り組みを行っていきます。また、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」や「仕事をするための職業訓練」等、就労前後における継続的な支援に努めます。

⑥ 障害者に対する差別・権利擁護について

【現状】

差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかでは、「ある」が15.9%、「少しある」が19.0%、「ない」が54.3%となっています。

障害種別でみると、『ある』（「ある」と「少しある」の合計）については、知的障害者が58.9%、精神障害者が44.8%で高くなっています。

【SA】差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか 障害種別（人、%）

		合計	ある	少しある	ない	無回答
全体		680	15.9	19.0	54.3	10.9
障害種別	身体障害者	485	11.8	17.1	60.2	10.9
	知的障害者	119	32.8	26.1	31.1	10.1
	精神障害者	105	23.8	21.0	42.9	12.4

また、どのような場所で差別や嫌な思いをしたかでは、「外出先」が43.5%で最も多く、「学校・仕事場」が40.5%、「住んでいる地域」が21.1%、「病院などの医療機関」が18.1%と続きます。

障害種別でみると、「学校・仕事場」が知的障害者と精神障害者で多く、それぞれ52.9%、51.1%となっています。一方、「外出先」では身体障害者と知的障害者が多く、それぞれ45.7%、54.3%となっています。「仕事を探すとき」については精神障害者が31.9%と高くなっています。

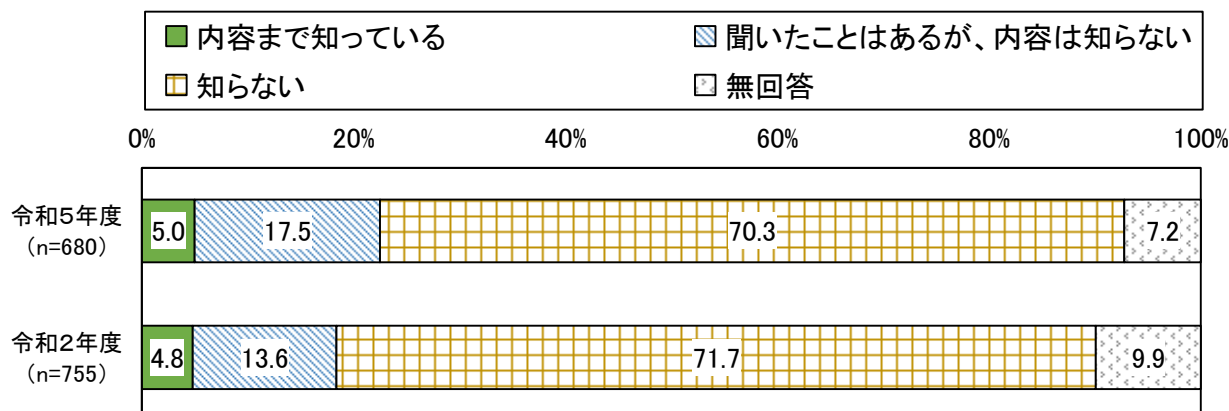
【MA】どのような場所で差別や嫌な思いをしたか 障害種別（人、%）

	全体	障害種別		
		身体障害者	知的障害者	精神障害者
合計	237	222	58	54
学校・仕事場	40.5	30.0	52.9	51.1
仕事を探すとき	16.9	13.6	12.9	31.9
外出先	43.5	45.7	54.3	21.3
余暇を楽しむとき	14.8	16.4	18.6	4.3
病院などの医療機関	18.1	20.7	14.3	17.0
住んでいる地域	21.1	21.4	24.3	17.0
その他	7.6	7.1	8.6	6.4
無回答	2.1	2.9	1.4	4.3

※680人中443人は嫌な思いをしたことがないため、調査対象外。

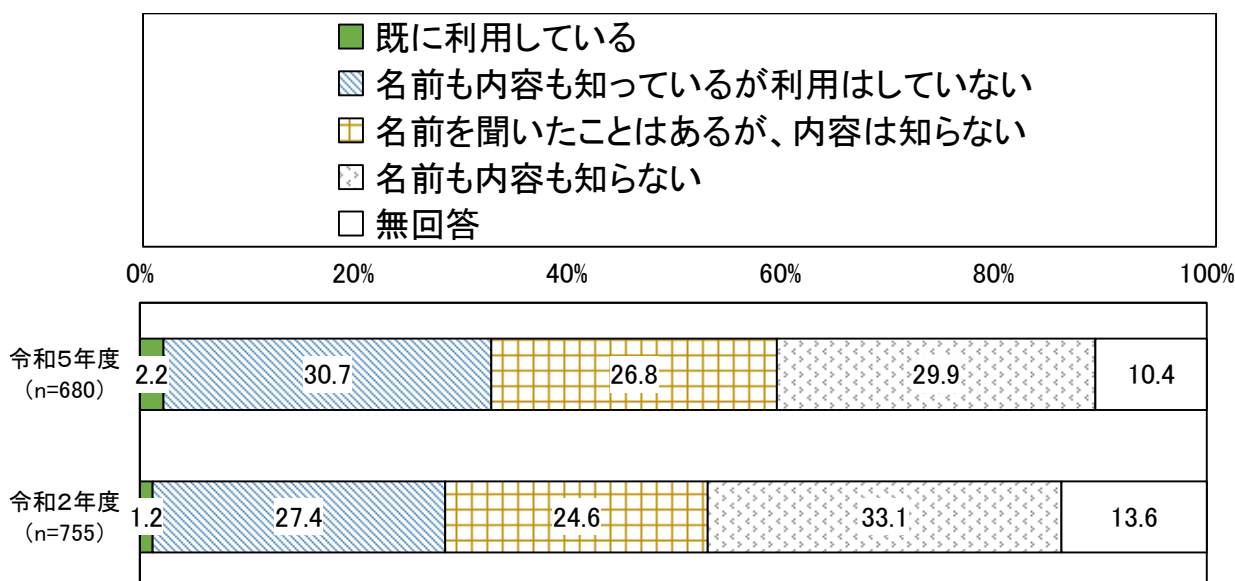
合理的配慮の認知度では、「内容まで知っている」が5.0%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が17.5%、「知らない」が70.3%となっています。

【SA】合理的配慮の認知度 経年比較



成年後見制度について知っているかでは、「既に利用している」が2.2%、「名前も内容も知っているが利用はしていない」が30.7%、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が26.8%、「名前も内容も知らない」が29.9%となっています。

【SA】成年後見制度の認知度 経年比較



【課題と方向性】

地域生活において、障害者の3人に1人が、「外出先」や「学校・仕事場」等を中心に、差別や嫌な思いをする（した）ことがあります。このことから、差別や偏見の解消のため、障害への正しい知識の取得や理解の促進に向けた啓発活動を引き続き推進します。また、障害者自身においても合理的配慮について内容まで認知している人は1割未満、成年後見制度の内容まで認知している人は3割程度でした。障害者に対しての理解促進、権利擁護に向け、啓発活動を継続する必要があります。

⑦災害時について

【現状】

一人で暮らしている、又は家族と暮らしている人のうち、災害時、自宅から避難する際に、誰かの支援が必要かでは、「支援が必要だと思う」が42.6%、「現状、支援は必要ないと思う」が43.3%、「わからない」が11.5%でした。

障害種別でみると、「支援が必要だと思う」については知的障害者が62.9%で高くなっています。

【SA】災害時、自宅から避難する際に、誰かの支援が必要か 障害種別（人、%）

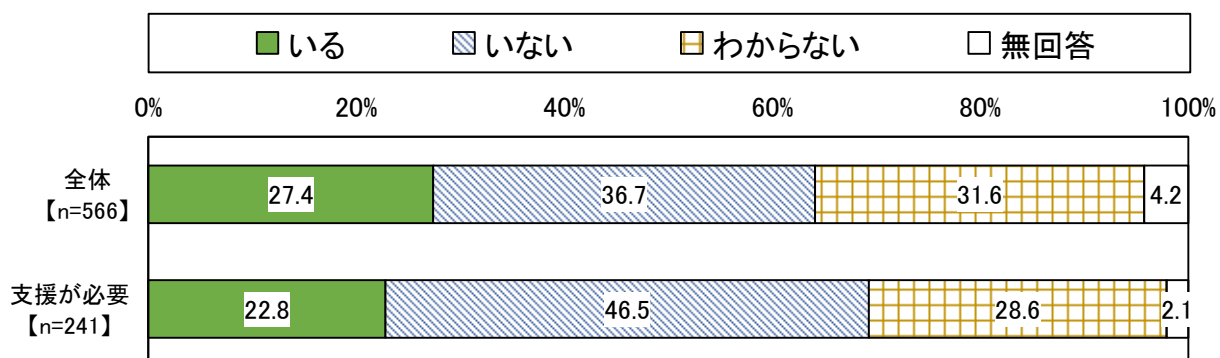
		合計	支援が必要 だと思う	現状、支援 は必要ない と思う	わからない	無回答
全体		566	42.6	43.3	11.5	2.7
障害 種別	身体障害者	431	41.3	47.1	9.3	2.3
	知的障害者	70	62.9	17.1	18.6	1.4
	精神障害者	90	34.4	43.3	18.9	3.3

※680人中114人はグループホームや病院等、自宅以外で暮らしているため、調査対象外。

また、家族が不在等の場合に近所にあなたを助けてくれる人がいるかでは、「いる」が27.4%、「いない」が36.7%、「わからない」が31.6%となっています。

災害時、自宅から避難する際に、誰かの「支援が必要だと思う」と回答した人に絞ってみると、「いる」が22.8%、「いない」が46.5%、「わからない」が28.6%となっています。

【SA】家族が不在等の場合に近所に助けてくれる人がいるか 支援が必要だと思う場合

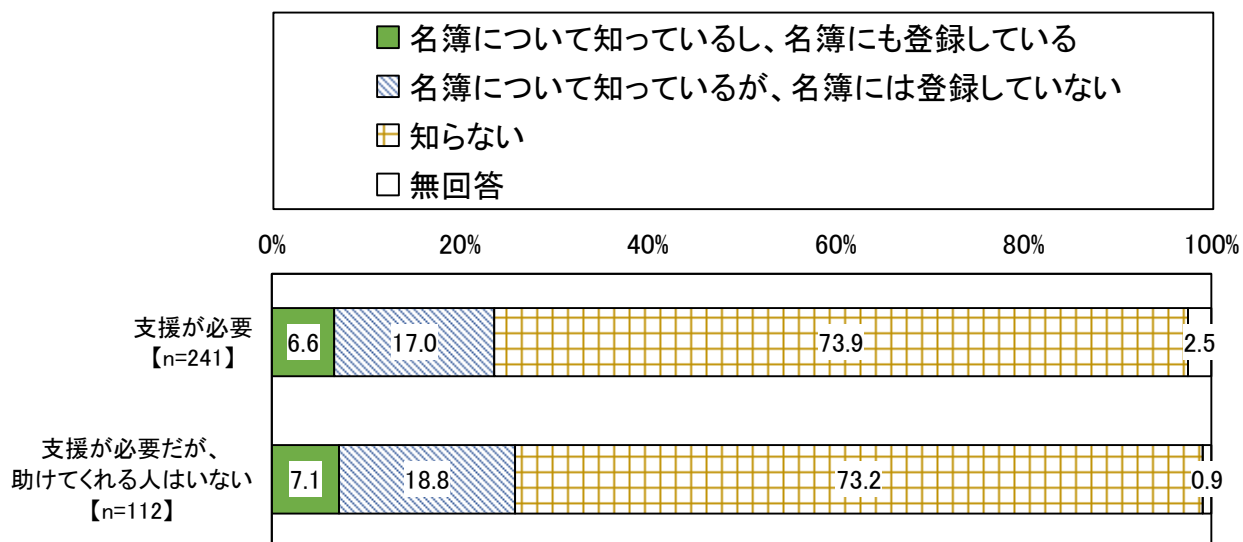


※自宅で暮らしており、避難時に支援が必要な方は241人。

災害時避難行動要支援者名簿の認知度では、「名簿について知っているし、名簿にも登録している」が6.6%、「名簿について知っているが、名簿には登録していない」が17.0%、「知らない」が73.9%でした。

特に、災害時、自宅から避難する際に、誰かの「支援が必要だと思う」と回答し、なおかつ近所に助けてくれる人が「いない」と回答した人に絞ってみると、避難行動要支援者名簿を「知らない」と回答した人は73.2%でした。

【SA】災害時避難行動要支援者名簿の認知度



※避難時に支援が必要な方で、近所で助けてくれる人がいないと回答した方は112人。

火事や地震等の災害時に困ることでは、「投薬や治療が受けられない」が52.7%で最も多く、以下、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（49.1%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（47.9%）、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」（26.0%）となっています。

障害種別でみると、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」は3障害に共通して高くなっています。身体障害者と精神障害者の上位項目は全て共通していますが、構成比では精神障害者の方が投薬や治療に対する不安が多くなっています。知的障害者では「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」が2位となっています。

【MA】火事や地震等の災害時に困ること 障害種別（人、%）

	全体	障害種別		
		身体障害者	知的障害者	精神障害者
合計	566	222	58	54
投薬や治療が受けられない	52.7	52.7	40.0	60.0
補装具の使用が困難になる	10.6	13.5	0.0	2.2
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	11.7	13.7	5.7	4.4
救助を求めることができない	21.4	17.9	51.4	17.8
安全なところまで、迅速に避難することができない	47.9	47.8	71.4	32.2
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	26.0	21.1	65.7	24.4
周囲とコミュニケーションがとれない	21.4	15.5	55.7	30.0
避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	49.1	49.2	61.4	38.9
その他	6.7	5.3	12.9	13.3
特になし	14.3	15.3	8.6	15.6
無回答	4.6	4.6	1.4	5.6

【MA】火事や地震等の災害時に困ること 障害種別ごとの上位3項目

	1位	2位	3位
身体障害者	投薬や治療が受けられない（52.7%）	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安（49.2%）	安全なところまで、迅速に避難することができない（47.8%）
知的障害者	安全なところまで、迅速に避難することができない（71.4%）	被害状況、避難場所などの情報が入手できない（65.7%）	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安（61.4%）
精神障害者	投薬や治療が受けられない（60.0%）	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安（38.9%）	安全なところまで、迅速に避難することができない（32.2%）

※680人中114人はグループホームや病院等、自宅以外で暮らしているため、調査対象外。

【課題と方向性】

災害時、自宅から避難する際に、誰かの支援を必要とする人は、知的障害者を中心に全体で4割程度となっています。災害時避難行動要支援者名簿を活用することで、災害時に自力での避難が困難な人の避難支援や安否確認等を円滑に行うことができます。災害時避難行動要支援者名簿に登録していただくことで、その情報を消防署や警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等と共有することができるため、登録を推進しています。支援が必要で、近所に助けてくれる人がいないと回答した人でも、名簿の認知度は2割半ば程度にとどまっており、3障害で上位項目に「安全なところまで、迅速に避難することができない」があげられているため、名簿を周知する必要があります。

また、火事や地震等の災害時に困ることのほかの項目には、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」や「投薬や治療が受けられない」等設備・備えに関する課題や、知的障害者では「周囲とコミュニケーションがとれない」等の避難生活のソフト面の課題があげられています。そのため、災害時における障害特性による困りごとの違いについて、研修会で周知する等の支援の充実に努めます。



4 関連制度の動向

(1) 国の動向

我が国の障害者施策は、昭和56年の「国際障害者年」を契機として、その推進が図られてきました。昭和57年には現在の各種障害者計画の前身となる「障害者対策に関する長期計画」が策定されました。以来、我が国では、障害のある人の自立と社会参加に関する施策について計画を策定し、これに基づき、その総合的かつ計画的な実現を図るという取り組みが進められています。

今日に至るまでの主要な動向として、平成15年に、福祉サービス利用の仕組みを、措置から契約への変換を図った支援費制度が始まり、障害者福祉施策は大きな変革の時を迎えました。平成16年には「障害者基本法」が改正され、「障害を理由とする差別の禁止」が明記されると同時に、都道府県及び区市町村における障害者計画の策定が義務づけられました（区市町村は平成19年4月から施行）。また、同年には、発達障害のある人の社会参加を支援するため「発達障害者支援法」が制定されています。

平成17年には「障害者自立支援法」が制定され、身体障害・知的障害・精神障害の3障害に関するサービスを一元化するとともに、施設体系を再編し、総合的かつ計画的なサービス提供体制の確保を区市町村の責務としました。

また、国際的な動向として、平成18年の「障害者権利条約」の採択があります。この条約は、障害者の人権や基本的自由を確保し、障害者への尊重を促進することを目的に作成され、日本も平成26年にこの条約を締結しました。

平成23年8月には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する」という理念のもと、障害者基本法の一部が改正され、精神障害に発達障害を含むことが明らかにされ、障害者の範囲も拡大しています。そして、差別の禁止や、国及び地方公共団体が、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するように努めなければならないとされました。その後、平成24年6月には、障害者自立支援法が「障害者総合支援法」に改められ、難病患者等が障害福祉サービスの給付対象に含まれました。また、差別の禁止に関しては、平成25年に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立（平成28年施行）し、障害を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止と、合理的配慮の提供義務が定められました。また、平成28年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障害のある人が望む地域生活への支援や障害のある児童の支援に関する多様なニーズに対応するためのサービスの新設、障害のある児童のサービスに関わる提供体制の計画的な構築を推進することを目的とした障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

そして平成30年には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「ユニバーサル社会実現推進法」の成立、障害者の社会参加が促進され、令和元年には「読書バリアフリー法」の成立や「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正に始まり、「バリアフリー法」の一部改正（令和2年5月成立、令和3年4月施行）、「電話リレーサービス法」（令和2年6月成立、施行）など障害者施策が充実するだけでなく、重層的支援体制整備事業の創設を目的に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立（令和2年6月成立、令和3年4月施行）するなど地域共生社会の実現に向け、大きく動き出しました。

前計画の計画期間内においては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催され、社会的障壁のない共生社会の実現に向けた機運が高まる中、この機運を一過性で終わらせないため、国が令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）を策定しました。

「障害者基本計画（第5次）」では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めています。

これらに加え、「障害者差別解消法」、「児童福祉法」、「障害者総合支援法」の改正、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定等の大きな動きが見られるなど国内の障害者を取りまく状況は大きく変化しています。

障害福祉に関連する制度の最近の主な動向

「障害者差別解消法」の一部改正 （令和3年5月成立、令和6年4月施行）	正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。これまで民間事業者に求められていた合理的配慮の提供を努力義務から法的義務に変更。
「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立 （令和4年5月成立・施行）	正式名称「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」。障害でない者と同一内容の情報を同一時点で得られるよう情報通信技術を活用し、情報取得の手段を選択できるようにすることを規定。
「児童福祉法」の一部改正 （令和4年6月成立、令和6年4月施行）	児童虐待の相談件数の増加などを背景に子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化などを実施。併せて児童発達支援センターの機能強化や類型（福祉型・医療型）の一元化を実施。障害児入所施設からの円滑な移行体制の構築と22歳までの利用継続を規定。

<p>「障害者総合支援法」等の一部改正 (令和4年12月成立、令和6年4月施行)</p>	<p>正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害者の地域生活の支援体制の充実や障害者雇用と就労支援の推進等の措置を規定。</p>
<p>国「障害者基本計画（第5次）」の策定 (令和5年3月)</p>	<p>計画期間は令和5年度～令和9年度。第4次計画の考え方を引き継ぎながら、東京パラリンピックの開催により、進展した「心のバリアフリー」、「ユニバーサルデザインの街づくり」を継続し、社会的障壁のない共生社会の実現を推進することを提示。</p>



◎第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る国が示す基本指針

(令和5年5月)

【主なポイント】

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- 発達障害者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- 地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- 障害者等に対する虐待の防止
 - ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- 障害福祉サービスの質の確保
 - ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- 障害福祉人材の確保・定着
 - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
 - ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

- 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- その他：地方分権提案に対する対応
 - ・計画期間の柔軟化
 - ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

(2) 県の動向

埼玉県では、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期埼玉県障害者支援計画」を策定し、障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。この計画は、「共生社会」の実現を目標として定め、「共生社会」を障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人が社会の構成員として、障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活躍できる社会としています。埼玉県は令和2年3月に全国で初となる「ケアラー支援条例」を制定しており、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的に基本理念等を定め、「第6期埼玉県障害者支援計画」にも記載しています。

今日に至るまでの主要な動向として、令和5年3月の「埼玉県福祉のまちづくり条例」の一部改正に伴い、「埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）」の導入をしています。パーキング・パーミット制度とは、障害のある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設に設けた「車椅子利用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

(3) 地域共生社会

令和2年に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」で社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定され、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備を進め、地域共生社会の実現を図っています。

「地域共生社会」とは高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる包摂的な社会を指します。

「地域共生社会」とは



出典：厚生労働省

(4) 重層的支援体制

重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

また、より効果的な事業の推進を図るために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」が定められています。

◇重層的支援体制整備事業

事業	基本的な考え方
包括的相談支援事業 社会福祉法 第106条の4 第2項第1号	<ul style="list-style-type: none"> ●属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ●支援機関のネットワークで対応する ●複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 社会福祉法 第106条の4 第2項第2号	<ul style="list-style-type: none"> ●社会とのつながりを作るための支援を行う ●利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ●本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 社会福祉法 第106条の4 第2項第3号	<ul style="list-style-type: none"> ●世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ●交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ●地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 社会福祉法 第106条の4 第2項第4号	<ul style="list-style-type: none"> ●支援が届いていない人に支援を届ける ●会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ●本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 社会福祉法 第106条の4 第2項第5号	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ●重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ●支援関係機関の役割分担を図る

第3章 障害者計画の基本的な考え方

1 基本理念

「障害者基本法」では、全ての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障害の有無にかかわらず、一人ひとりを大切にする社会をつくるために、自立や社会参加の支援等のための施策を推進することを目的にしています。

また、国では、福祉の総合的な流れとして、地域共生社会という、制度や分野の枠や「支える」「支えられる」という従来を超えて、人と人、人と社会とのつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って、助けあいながら暮らしていくことができる地域や社会を創ることを理念として掲げています。

本町では、前計画期間から町民が相互に役割を持ち、安心していきいきとした生活を送ることができる地域づくりや障害のある方のニーズに合わせたきめ細やかなサービスを提供し、自分らしく活躍できる環境整備を進めています。

本計画は、現行の障害者福祉を軸としたうえで、今後の充実を図るため、計画目標（基本理念）は「すべての人が支えあう、地域共生のまち よろい」を継承することとします。

【計画目標（基本理念）】

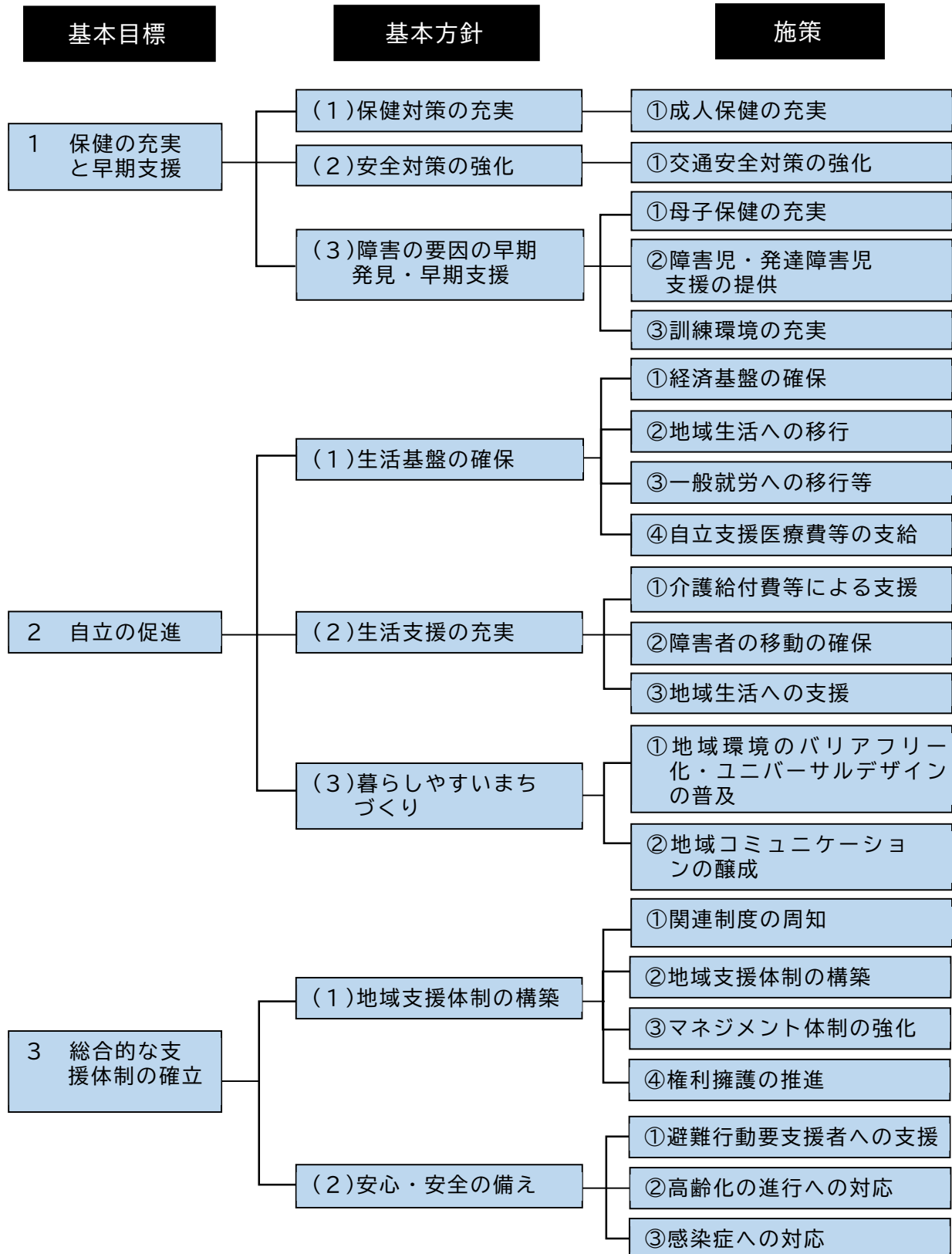
すべての人が支えあう、地域共生のまち よろい

【基本目標】

基本目標1	保健の充実と早期支援
基本目標2	自立の促進
基本目標3	総合的な支援体制の確立

2 施策の体系

本計画目標を実現するために、国や県の動向、本町の現状、課題を踏まえて、3つの基本目標を柱とした各施策を展開していきます。本計画では、障害者支援のさらなる充実を図り、相互に人格と個性を尊重しあいながら地域共生社会の実現を目指します。



第4章 障害者計画の施策展開

1 重点的な取り組み

本計画では、「基本方針」にのっとり、5つの重点的な取り組みを積極的に推進していきます。

・障害児の健やかな育成のための発達支援体制の整備の充実 (基本目標1 保健の充実と早期支援)

令和4年の「児童福祉法」の改正により、児童発達支援センターの機能強化や入所施設への円滑な移行体制の構築などが規定されました。

町では今まで各種福祉サービスのほかに、児童の発達の段階の節目における健康診査の各種実施や発達支援として、日常生活での基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を実施するため、保育所、その他の施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他の便宜を供与するなどの支援体制の充実を図ってきました。

また、令和4年に新たに「にじいろ発達相談室」事業を開始し、発達に関する相談窓口を設けました。これは従来の「うんどうの相談室」と「こどもの発達相談」を統合したもので、発達相談に関する総合的な窓口が設置されました。ニーズが増えている「ことばの相談室」は今後も事業継続を行うなど、適切な支援を提供できるよう障害の疑いのある段階からの伴走的な支援の提供を図る体制構築を目指しています。また、母子保健事業と障害児福祉の連携を図ることで、障害の早期発見、早期支援に努めます。

・地域共生社会の実現のための社会参加・交流支援の促進 (基本目標2 自立の促進)

国の「第5次障害者基本計画」では、障害者施策の基本的な方向として、「障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため」と記載しています。令和3年の「障害者差別解消法」での合理的配慮の事業者への提供の義務化や令和4年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では情報提供の方法等に多様性を持たせ、障害者であっても障害がない人と同一時点で同一情報を得られるように規定するなど、障害者の社会参加への障壁を積極的に取り除いています。

本町では障害者の社会参加に向けた取り組みとして障害者の就労支援などを行ってきました。寄居町障害者基幹相談支援センターでは、寄居町障害者就労支援センター、ハローワーク熊谷等の就労支援機関と連携し、企業・事業所、生産者等への情報提供・働きかけを行い、障害者の一般就労機会の創出に努めてきました。

アンケート調査の結果によると、前回と比べ、就労意向が低下していますが、必要だと思う就労支援において、就労者と就労希望者の意向に大きな違いは見られません。引き続き就労支援を行っていくことで、就労者への就労継続の支援とともに、就労者の増加、就労意向の上昇が見込めます。

就労以外にも寄居町障害者基幹相談支援センターで障害者の地域活動・交流等の支援を行い、障害者の相互支援や活躍の機会の提供を図ってきたほか、手話を必要とする人に手話通訳者の派遣等の地域コミュニケーション支援事業を行ってきました。また、手話言語条例を制定することについての請願が議会で可決されたことから、今後も安心して生活できる共生社会に向けた取り組みを推進していきます。

こうした取り組みを引き続き推進し、地域づくりの「支え手」になる素養を培うことで、地域のあらゆる主体が「支え手」にもなる地域づくりを目指し、支援の「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる主体が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合う地域共生社会の構築を目指します。また、福祉施策についても、「思いやり駐車場」の設置や医療費の現物給付制度に柔道整復等が新たに対象となるなど、充実に取り組んできました。移動支援の整備やピアサポートの実施に向けた体制の構築など、町内のニーズを基に引き続き支援の充実に努めます。

・総合的な相談支援体制の充実 (基本目標3 総合的な支援体制の確立)

本町では、令和2年度に寄居町障害者基幹相談支援センターを開設し、障害者が地域で安心して自立した生活を継続できるよう相談支援体制の整備を進めてきました。

寄居町障害者基幹相談支援センターでは、「断らない相談」のもと、障害者や家族等の安心や利便性の向上のため、全ての相談を一旦受け止め、障害の種類を問わない、各種相談支援、情報提供を行うことで、総合的な相談支援を推進してきました。引き続き総合的な相談支援体制がより効果的に機能するよう、寄居町障害者基幹相談支援センターの周知とともに、関係機関や専門職等との連携強化、相談支援専門員のスキルアップ等を図り、必要なサービス・支援の提供体制の整備を着実に進めます。

近年、ヤングケアラーをはじめとした福祉における課題の複合化が問題となる中で、国は重層的支援体制の整備を推進しています。本町でも重層的支援体制の整備に向けて、福祉総合相談支援体制を構築するための基準を令和5年4月に決めました。福祉総合相談支援では障害のみにかかわらず、障害・高齢・児童・生活困窮、DV被害等の分野ごとの相談支援では対応困難な課題や各制度から外れてしまうような狭間の状態となっている事例を包括的かつ総合的に支援するための制度です。

この制度では福祉課、健康づくり課、子育て支援課、教育指導課、人権推進課の関係課から支援の中心となる課を定め、その課を筆頭に複合課題等を調整するチームを作り、相談支援体制を構築するよう定められています。この制度を契機として、本町での総合的な相談体制の充実に進めます。

・権利擁護の強化

(基本目標3 総合的な支援体制の確立)

本町では権利擁護の取り組みとして「成年後見制度の利用促進」、「虐待の防止」、「差別の解消」に取り組んできました。

成年後見制度は判断能力が不十分な人の契約行為や財産管理等の支援を行う制度です。平成29年度に寄居町成年後見支援センターを開設し、令和2年度に中核機関に位置付けられるとともに、寄居町成年後見制度利用促進基本計画を策定し、障害等によって判断能力が不十分であっても不利益を被ることなく、安心して暮らせるような地域づくりを推進しています。

障害者や家族の高齢化に伴って、暮らしの中の契約行為や財産管理等に支援が必要となる人が増えると見込まれることから、寄居町成年後見支援センターでは、成年後見制度の普及啓発のほかに、相談支援及び利用支援体制整備、市民後見人の育成など制度を必要とする人が円滑に制度を活用できるよう、体制の強化を推進します。また、成年後見支援センター運営委員会での専門職団体や家庭裁判所等との連携を図るとともに、制度利用促進に向けたネットワーク構築を推進していきます。

また、「虐待の防止」「差別の解消」では寄居町障害者虐待防止センター、寄居町障害者基幹相談支援センターを設置し、相談支援を行ってきました。令和3年度に障害者差別解消法が改正され、事業者にも合理的配慮の提供が義務化されたことで、地域に対する啓発の重要性が増しています。ほかにも障害者虐待防止法に規定される虐待防止の責務や通報義務、障害者雇用促進法に規定される事業活動等や雇用における障害者差別の禁止に関わる相談を受け付けています。

このような社会情勢や制度の動向のみでなく、権利擁護に関するアンケート調査の結果では、3人に1人が、障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあると回答しており、合理的配慮については約7割の方が知らないと回答しているほか、成年後見制度について、名前も知らない方は約3割、内容を知らない方まで合わせると5割を超えているなど、制度や理念の普及啓発の必要があることがうかがえます。

そこで、引き続き、地域に対して啓発を図るとともに、相談支援体制を強化し、問題の早期発見・原因究明、早期対応に当たり、虐待や障害を理由とする不当な差別的取り扱い等を防止し、引き続き障害者の権利擁護を強化します。

・互助による地域生活の継続支援

(基本目標3 総合的な支援体制の確立)

本町の福祉政策は「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の4つの役割に基づいて運営されています。自らで行う健康維持や備え等の「自助」や行政機関が中心に行う「共助」、「公助」に対して、住民同士の地域での助け合いや団体・ボランティア等との連携などが「互助」に当たります。

近年では毎年のように甚大な被害を出す自然災害が生じ、災害時の避難の遅れ等が問題となっています。また、新型コロナウイルス感染症は一時期の莫大な影響は過ぎ去ったものの、いまだ感染症の影響は無視できないものとなっています。こうした社会的リスクはその頻度や発生の仕方などから行政機関による支援のみで全てを対応することが難しいことから、住民同士の助け合いや団体・ボランティア等との連携など「互助」の重要性が非常に高まっています。

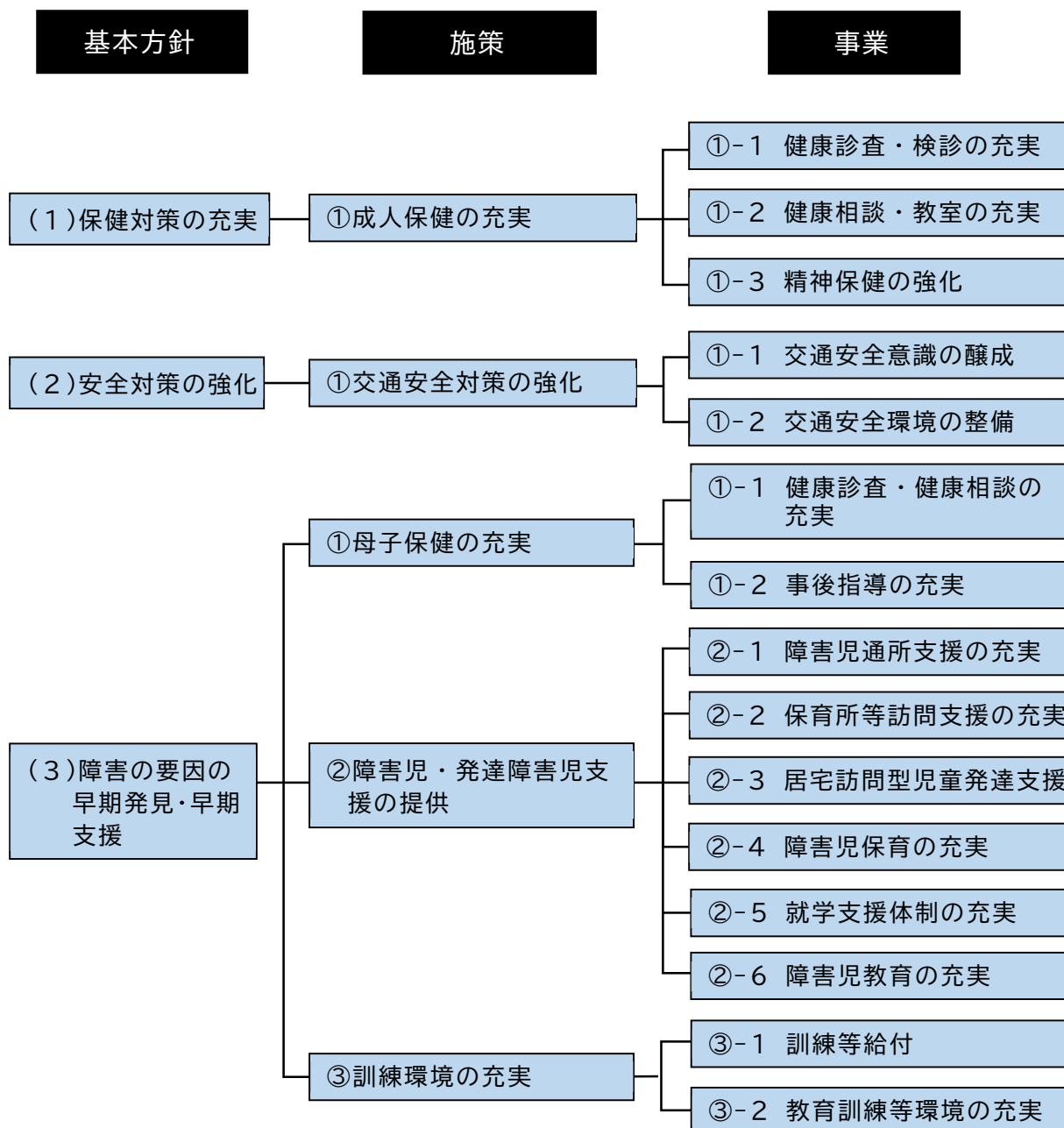
災害時や緊急時における緊急通報体制を充実させ、民生委員・児童委員と連携し、あらかじめ避難行動要支援者の把握を行うなど、「互助」の地域力の向上にも取り組んできました。

現在、本町では、避難行動要支援のそれぞれの個別避難計画を作成するなど「互助」の地域力のさらなる強化を図っています。



基本目標1 保健の充実と早期支援

基本目標「保健の充実と早期支援」を実現するための施策及び事業の体系は、次のとおりとします。



(1) 保健対策の充実

障害の要因となる疾病の早期発見や重症化予防とともに、生活習慣病予防の推進に努めます。また、ストレス社会の中で増加する精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）の発生に対しては、早期の発見・診断・治療と社会復帰などを促進するための相談事業等を展開し、精神保健に関する情報の提供に努めます。

①成人保健の充実

事業名	①-1 健康診査・検診の充実					
事業内容	事業主体	町	担当課	町民課、健康づくり課		
	<p>◎健康診査や検診等を通して、疾病の早期発見や重症化予防へつなげることに努めます。</p> <p>【特定健康診査・特定保健指導】40歳以上の国民健康保険被保険者に対し実施します。また、未受診者に対し積極的な受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。</p> <p>【歯科検診】国民健康保険被保険者に対し実施します。</p> <p>【健康診査】確実な受診と健康意識の向上を図ります。</p> <p>【各種検診】がん検診の充実と、受診率の向上を図ります。</p>					
事業展開	活動		(見込み)	(目標指標)		
			5年度	6年度	7年度	8年度
	特定健康診査 (町民課)	受診率	47.0%	50.0%	52.0%	54.0%
	特定保健指導 (町民課)	実施率	18.0%	20.0%	25.0%	35.0%
	歯科検診(町民課)		1回	1回	1回	1回
	健康診査(健康づくり課)		43回	43回	43回	43回
各種検診(がん検診、肝炎ウイルス検診、結核検診) (健康づくり課)		68回	70回	71回	71回	

事業名		①-2 健康相談・教室の充実			
事業内容	事業主体	町	担当課	健康づくり課	
	<p>◎生活習慣病を予防するため、拠点方式による健診結果相談会と健康教室を実施します。</p> <p>【健診結果相談会】健診結果を活用し、生活習慣改善のため、健診事後健康相談を中心に、具体的な運動・栄養の相談に対応します。</p> <p>【健康教室】健康寿命の延伸とフレイル予防を目的に、様々な事業機会を活用し生活習慣病予防の健康教育を実施します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	健診結果相談会	8回	10回	10回	12回
	健康教室	27回	35回	40回	45回

事業名		①-3 精神保健の強化			
事業内容	事業主体	町	担当課	健康づくり課	
	<p>◎精神保健福祉普及週間にあわせて、広報誌で「心の健康」を啓発するとともに、月1回、保健師による健康相談を実施します。</p> <p>【心の健康に対する啓発】精神保健福祉普及週間に合わせた「心の健康」を啓発します。</p> <p>【心の健康相談】月1回、保健師が心の健康相談を実施します。</p> <p>また、関係機関との連携を図り、相談支援を行います。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	心の健康に対する啓発 (広報誌に掲載)	2回	1回	1回	1回
	心の健康相談	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月

(2) 安全対策の強化

交通事故による障害の発生を予防するため、町民の交通安全意識を高めるとともに、道路環境の交通安全対策を強化します。

①交通安全対策の強化

事業名	①-1 交通安全意識の醸成		
事業内容	事業主体	町	教育指導課 生活環境エコタウン課 生涯学習課 子育て支援課
	<p>◎交通安全意識を高めるため、ライフステージに応じた各種交通安全教室や、まちぐるみで交通安全運動を実施します。</p> <p>【保育所交通安全教室】保育所で交通安全教室を開催します。</p> <p>【小学校新入生交通安全教室、小学校3年生自転車安全教室、中学生交通安全教室、入学式・始業式等交通安全指導、教師・保護者による立哨指導、交通安全ポスターの作成、交通安全作文の作成、児童の安全委員会による活動、二輪車安全教室】小学校での通学班登校などで、低学年の交通事故防止に努めます。また、日常の指導の充実を図り、中学生の自転車事故に対する意識を向上させます。</p> <p>【新成人交通安全キャンペーン】啓発リーフレットを作成し、二十歳式で新成人に配布します。</p> <p>【高齢者の交通安全啓発、交通安全街頭キャンペーン、交通安全教室の実施、シートベルト等着用キャンペーン】高齢者の交通安全意識の啓発をはじめ、継続的に町民の交通安全意識を高めます。</p>		

事業名		①-1 交通安全意識の醸成（続き）			
事業展開	活動	（見込み） 5年度	（目標指標）		
			6年度	7年度	8年度
	保育所交通安全教室（子育て支援課）	1回	1回	1回	1回
	小学校新入生交通安全教室（教育指導課）	1回	1回	1回	1回
	小学校3年生自転車安全教室（生活環境エコタウン課）	1回	1回	1回	1回
	中学生交通安全教室（スケアードストリート）※3年に1度実施（教育指導課）	0回	1回	0回	0回
	入学式・始業式等交通安全指導（教育指導課）	7回	7回	7回	7回
	教師・保護者による立哨指導（教育指導課）	2回	2回	2回	2回
	交通安全ポスターの作成（生活環境エコタウン課）	1回	1回	1回	1回
	交通安全作文の作成（生活環境エコタウン課）	1回	1回	1回	1回
	児童の安全委員会による活動（教育指導課）	1回	1回	1回	1回
	二輪車安全教室（教育指導課）	1回	1回	1回	1回
	新成人交通安全キャンペーン（生涯学習課）	1回	1回	1回	1回
	高齢者の交通安全啓発（生活環境エコタウン課）	2回	2回	2回	2回
	交通安全街頭キャンペーン（生活環境エコタウン課）	4回	4回	4回	4回
	交通安全教室の実施（生活環境エコタウン課）	9回	9回	9回	9回
	シートベルト等着用キャンペーン（生活環境エコタウン課）	1回	1回	1回	1回

事業名		①-2 交通安全環境の整備			
事業内容	事業主体	町	担当課	建設課	
		◎カーブミラー等の交通安全施設の整備とともに、歩行者の安全を守る歩車道分離を拡大します。 【交通安全施設】地区の要望を受け、カーブミラー等の交通安全施設の整備に努めます。 【歩車道分離延長】歩道整備を行うことで歩道と車道の分離を図ります。			
事業展開	活動	（見込み） 5年度	（目標指標）		
			6年度	7年度	8年度
	交通安全施設	7か所	7か所	7か所	7か所
	歩車道分離延長	0m	0m	0m	30m

(3) 障害の要因の早期発見・早期支援

乳幼児期の障害を早期発見・治療するため、母子保健と障害児保育の充実を図り、健やかに成長できるよう環境づくりを進めます。障害児教育については、インクルージョンの理念のもとに、保護者の障害に対する理解を深めるとともに、児童・生徒一人ひとりの障害の特性に応じた効果的な指導を進めます。成年期では「障害者総合支援法」による訓練等給付や地域生活支援事業の充実に努めます。

また、これらを取り巻く教育訓練体制については、国・県の機関との連携を強化し充実に努めます。

①母子保健の充実

事業名	①-1 健康診査・健康相談の充実				
事業内容	事業主体	町	担当課	健康づくり課	
	◎発達段階の節目で、乳幼児の異常の早期発見に努めるため各種健康診査を充実します。 【4～5か月健康診査、健康相談、1歳6か月健康診査、3歳児健康診査、すくすく相談（乳幼児健康相談）】発達段階の節目で各種健康診査を実施します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	4～5か月健康診査	6回	6回	6回	6回
	健康相談	6回	6回	6回	6回
	1歳6か月健康診査	6回	6回	6回	6回
	3歳児健康診査	12回	12回	12回	12回
すくすく相談 (乳幼児健康相談)	6回	6回	6回	6回	

事業名		①-2 事後指導の充実			
事業内容	事業主体	町	担当課	健康づくり課	
	<p>◎経過観察が必要な乳幼児や育児に不安をもつ保護者に対し、個別・集団的な指導を実施します。</p> <p>【にじいろ発達相談室・ことばの相談室】にじいろ発達相談室では、乳幼児の運動や情緒面の発達について気になる保護者からの相談を、ことばの相談室では、ことばやコミュニケーションに関する相談をそれぞれ専門のスタッフが個別に受け付ける事業を実施します。</p> <p>【母子通園教室（チューリップ教室）】チューリップ教室の実施期間を短縮することで、教室の開催頻度を上げ、小集団での遊びの教室を通じ、集団生活に馴染みやすい環境を整え、就園に向けた支援を行います。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	にじいろ発達相談室	6回	6回	6回	6回
	ことばの相談室	20回	20回	20回	20回
	母子通園教室 (チューリップ教室)	13回	13回	13回	13回

②障害児・発達障害児支援の提供

事業名		②-1 障害児通所支援の充実			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎障害児通所支援として、障害児を対象に日常生活での基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練を実施します。</p> <p>【児童発達支援、放課後等デイサービス】第3期障害児福祉計画に規定される事業に該当します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	児童発達支援	9人 56人日/月	10人 60人日/月	11人 66人日/月	12人 72人日/月
	放課後等デイサービス	57人 756人日/月	62人 806人日/月	67人 871人日/月	72人 936人日/月

事業名		②-2 保育所等訪問支援の充実			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎保育所その他の施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。 【保育所等訪問支援】第3期障害児福祉計画に規定される事業に該当します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	保育所等訪問支援	1人 1人日/月	1人 1人日/月	1人 1人日/月	1人 1人日/月

事業名		②-3 居宅訪問型児童発達支援			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎障害児支援の専門家が自宅等を巡回し、障害の早期発見・早期対応のための助言等を実施します。 【居宅訪問型児童発達支援】第3期障害児福祉計画に規定される事業に該当します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	居宅訪問型児童発達支援	0人 0人日/月	0人 0人日/月	0人 0人日/月	1人 1人日/月



事業名		②-4 障害児保育の充実			
事業内容	事業主体	町	担当課	子育て支援課	
	<p>◎保育所・保育園で障害児保育を行うとともに、放課後児童クラブ等における障害児保育の支援を行います。また、障害児保育の質の向上のため、保育士の研修等を行います。</p> <p>【障害児保育】保育所・保育園で障害児保育を実施します。</p> <p>【保育士の研修】障害の状況に適切に対応するための保育士の資質の向上を図ります。</p> <p>【放課後児童クラブ】学校とも家庭とも異なる社会性や自立心を育む第三の場である放課後児童クラブ活動においても障害児の受け入れを実施します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	障害児保育	保育所 2か所 保育園 5か所	随時	随時	随時
	保育士の研修	3回	3回	3回	3回
	放課後児童クラブ	随時	随時	随時	随時

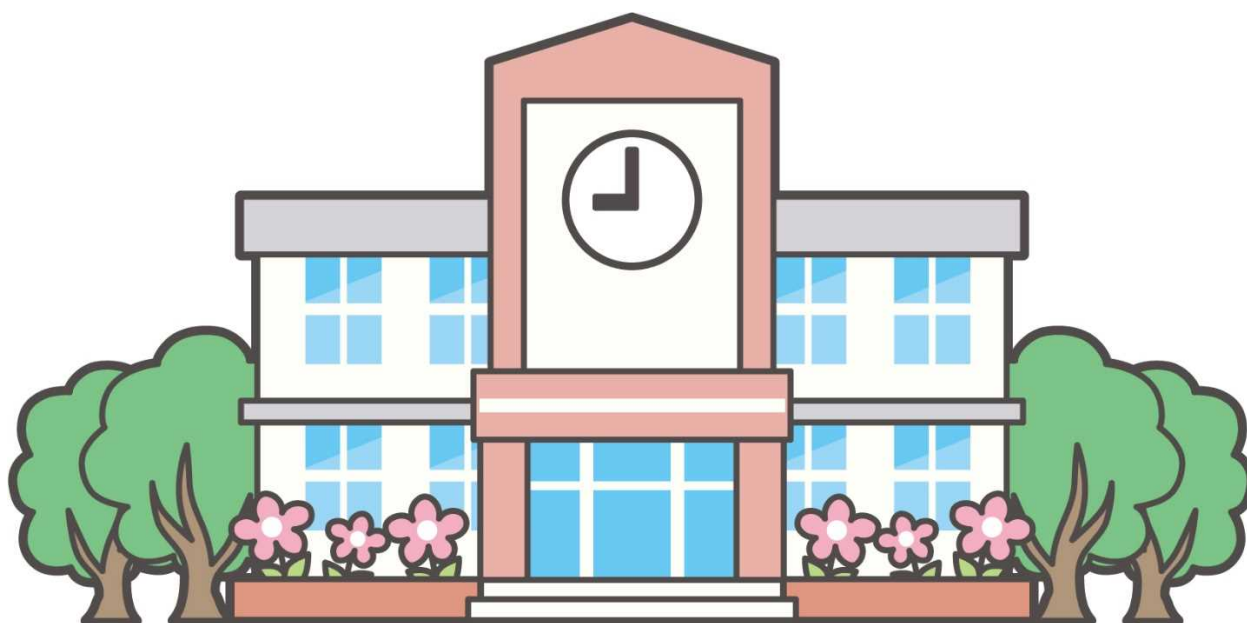
事業名		②-5 就学支援体制の充実			
事業内容	事業主体	町	担当課	教育指導課	
	<p>◎保護者の障害に対する理解を深め、就学支援の適正化を図ります。</p> <p>【特別支援学級見学・相談】事業を安定的に継続します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	特別支援学級見学・相談	随時	随時	随時	随時

事業名		②-6 障害児教育の充実				
事業内容	事業主体	町	担当課	教育指導課		
	<p>◎特別支援学級の再配置を進め、専門チーム結成による教育内容の充実を図ります。</p> <p>◎障害児一人ひとりに対するきめ細かい学校教育を進めるため、個別指導計画に基づく実践と課題の解決を図るとともに、インクルーシブ教育を推進します。</p> <p>【小学校特別支援学級、中学校特別支援学級、専任教員の配置、学校サポーター、就学前情報の共有、保健・福祉の連携強化】今後も児童一人ひとりに最適な学習支援をするため、指導計画を作成して指導を進めます。</p>					
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)			
			6年度	7年度	8年度	
	小学校特別支援学級	6校	6校	6校	6校	
	中学校特別支援学級	3校	3校	3校	3校	
	専任教員の配置 (コーディネーター)	各小・中学校1人配置	各小・中学校1人	各小・中学校1人	各小・中学校1人	
	学校サポーター	学習支援	30人	30人	30人	30人
		介助	17人	17人	17人	17人
就学前情報の共有 (幼保小連携連絡会議実施)	各小学校1回	各小学校1回	各小学校1回	各小学校1回		
保健・福祉の連携強化 (専門チーム結成、療育機関との連携強化)	療育機関と連携強化	随時	随時	随時		

③訓練環境の充実

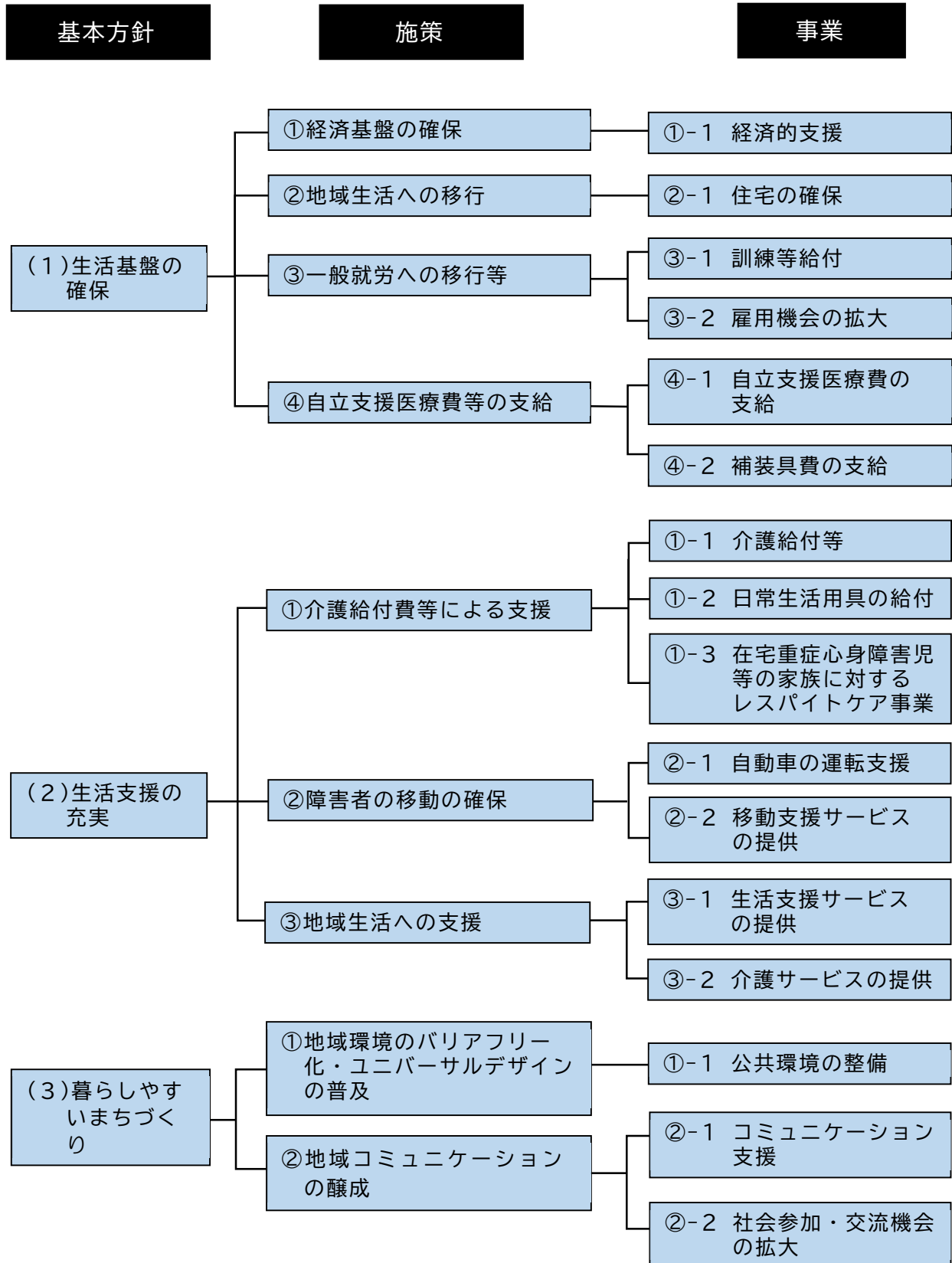
事業名		③-1 訓練等給付（自立支援給付）			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎自立支援給付の日中活動支援として、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練を実施します（有期のプログラムによる身体機能や生活能力向上のための訓練）。</p> <p>【機能訓練、生活訓練】第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	機能訓練	0人 0人日/月	1人 22人日/月	1人 22人日/月	1人 22人日/月
生活訓練	5人 110人日/月	6人 132人日/月	7人 154人日/月	8人 176人日/月	

事業名		③-2 教育訓練等環境の充実			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課、教育指導課	
	<p>◎教育訓練体制を充実するため、特別支援学校、埼玉県発達障害総合支援センター、発達障害者支援センターまほろば、埼玉県総合リハビリテーションセンターとの連携強化を図ります。</p> <p>【特別支援学校】特別支援学校コーディネーターによる各小学校への巡回支援により、指導の充実を図ります。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	「特別支援学校」との連携強化（福祉課）	連携強化	連携強化	連携強化	連携強化
	「埼玉県総合リハビリテーションセンター」との連携強化（福祉課）	連携強化	連携強化	連携強化	連携強化
	「埼玉県発達障害総合支援センター」との連携強化（福祉課）	連携強化	連携強化	連携強化	連携強化
特別支援学校（教育指導課）	6校	6校	6校	6校	



基本目標2 自立の促進

基本目標「自立の促進」を実現するための施策及び事業の体系は、次のとおりとします。



(1) 生活基盤の確保

障害者にとっての就労は、経済的な自立への第一歩であるとともに、「社会参加」として重要な要素の一つです。障害者雇用を促進するため、訓練等給付を支給するとともに、雇用機会の創出、就労支援体制の充実に努めます。また、安定した生活基盤が確保できるよう、自立支援医療費等の支給など経済的支援をはじめ、家庭での介助ができなくなったときの対応や住宅面での支援を行います。

①経済基盤の確保

事業名		①-1 経済的支援			
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	町民課、子育て支援課 福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>◎安定した暮らしが営めるよう、障害基礎年金や各種手当での受付・支給とともに、各種資金の貸付を実施します。併せて税制上の優遇措置、公共料金の割引などの制度の利用促進を図ります。</p> <p>【障害基礎年金支給、特別児童扶養手当支給、特別障害者手当支給、障害児福祉手当支給、在宅重度心身障害者手当支給、埼玉県生活福祉資金貸付、寄居町福祉資金貸付】安定した生活を営むために引き続き、支援を行います。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	障害基礎年金受給者数 (町民課)	(拠出制) 170人	(拠出制) 170人	(拠出制) 175人	(拠出制) 175人
		(無拠出制) 370人	(無拠出制) 370人	(無拠出制) 375人	(無拠出制) 375人
	特別児童扶養手当支給 (子育て支援課)	57人	57人	57人	57人
	特別障害者手当支給 (福祉課)	50人	50人	50人	50人
	障害児福祉手当支給 (福祉課)	18人	19人	19人	19人
	在宅重度心身障害者手当 支給(福祉課)	315人	310人	300人	290人
埼玉県生活福祉資金貸付 (社会福祉協議会)	1人	2人	2人	2人	
寄居町福祉資金貸付 (社会福祉協議会)	20人	2人	2人	2人	

②地域生活への移行

事業名		②-1 住宅の確保			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎地域生活への移行や定着を促進するため、グループホーム等の入居の支援を行います。</p> <p>【グループホーム】今後もグループホームのニーズは高まることから、事業者にはニーズの情報提供を行うとともに、寄居町障害者基幹相談支援センターと連携し、希望者に空き状況等の情報提供、相談支援を行います。</p>				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	グループホーム	7か所	8か所	8か所	9か所

③一般就労への移行等

事業名		③-1 訓練等給付			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎就労に必要な知識・能力の向上を図るための自立支援給付による就労移行支援を実施します（有期のプログラムによる職場実習などの訓練）。また、一般就労の定着に向けた就労定着支援の一環で就労支援センターによる会社訪問を行います。</p> <p>◎通常の事業者には雇用されることが困難な障害者を対象とする就労継続支援を実施します（就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練）。</p> <p>【就労選択支援】支援者が本人と協同で強みや課題、就労に必要な配慮等について整理します（就労アセスメント）。アセスメント結果を踏まえ、選択肢を提示し、本人の希望を尊重したうえで、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスへと繋げます。</p> <p>【就労選択支援、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。</p>				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	就労選択支援	—	0人	1人	2人
	就労移行支援	8人 118人日/月	9人 198人日/月	10人 220人日/月	11人 242人日/月
	就労定着支援	1人	1人	2人	3人
	就労継続支援A型	4人 62人日/月	4人 88人日/月	5人 110人日/月	6人 132人日/月
就労継続支援B型	101人 1,823人日/月	106人 2,332人日/月	111人 2,442人日/月	116人 2,552人日/月	

事業名		③-2 雇用機会の拡大			
事業内容	事業主体	町	担当課	産業振興企業誘致課 プロモーション戦略課 福祉課	
	<p>◎障害者の一般雇用に対する企業等の理解を深めるとともに、法定雇用率の達成を要請し、障害者雇用に関する情報提供や啓発を行います。</p> <p>◎雇用機会を拡大する事業の創出に努めます。障害者施設への業務委託、企業・事業所、生産者への情報提供・働きかけ等を行います。</p> <p>◎地域生活支援事業の一環として、地域活動支援センターによる就労機会の提供を促進するとともに、知的障害者の就労移行や施設入所者の就職支援を実施します。</p> <p>【障害者雇用の要請】今後も、障害者の雇用を促進するため、広報紙等によりいジョブセンターの周知を図ります。</p> <p>【雇用機会の拡大】障害者施設への観光トイレ等清掃委託を行うほか、農福連携等の情報提供・働きかけ等を行い、福祉分野を越えた連携等による雇用拡大に努めます。</p> <p>【地域活動支援センター（地域生活支援事業）、知的障害者職親委託（地域生活支援事業）】今後も、自立支援協議会の就労部会や障害者就労支援センターやジョブセンターと連携を図りながら、就労支援を行います。第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	障害者雇用の要請	随時	随時	随時	随時
	障害者雇用の要請（障害者施設への清掃委託） （プロモーション戦略課）	実施 （※1）	実施 （※1）	実施 （※1）	実施 （※1）
	障害者雇用の要請（障害者施設への清掃委託） （福祉課）	実施 （※2）	実施 （※2）	実施 （※2）	実施 （※2）
	地域活動支援センター （地域生活支援事業） （福祉課）	2か所	2か所	2か所	2か所
	知的障害者職親委託 （地域生活支援事業） （福祉課）	0人	0人	0人	1人
	障害者就労支援センター登録 就労者数（福祉課）	84人	89人	94人	100人

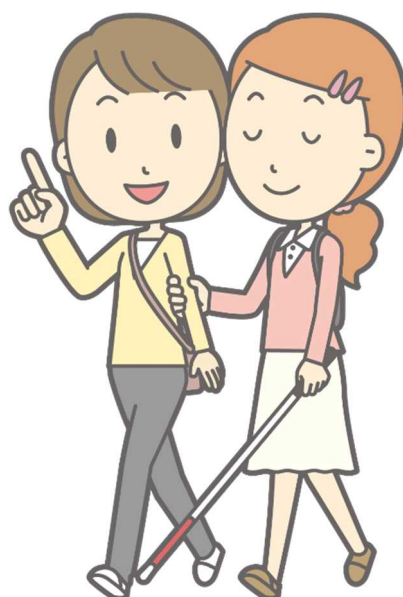
※1 玉淀観光トイレ、波久礼駅観光トイレ、少林寺観光トイレ、善導寺観光トイレ、浄福寺観光トイレ、日本の里第二駐車場観光トイレ

※2 障害者交流センター

④ 自立支援医療費等の支給

事業名		④-1 自立支援医療費の支給（自立支援給付）			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎「障害者総合支援法」による精神通院医療、更生医療、育成医療の支給を行います。 【精神通院医療の支給（国・県）、更生医療の支給、育成医療の支給】適正な支給を行います。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	精神通院医療の支給（国・県）	650人	6年度	7年度	8年度
	更生医療の支給		660人	670人	680人
	育成医療の支給				

事業名		④-2 補装具費の支給（自立支援給付）			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎申請により、その必要性が認められた人を対象に補装具費（義足、装具、車いすなどの購入・修理・借受け）を支給します。 【補装具費の支給（自立支援給付）】適正な支給を行います。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	補装具費の支給 （自立支援給付）	50件	6年度 50件	7年度 50件	8年度 50件



(2) 生活支援の充実

住み慣れた地域で生活ができるよう、日中活動の場と住まいの場の両面で、「障害者総合支援法」に基づき、介護給付等の自立支援給付及び地域生活支援事業によるサービスを提供します。なお、65歳以上の高齢障害者に対しては、介護保険によるサービスを提供します。

①介護給付費等による支援

事業名	①-1 介護給付等				
	事業主体	町	担当課	福祉課	
事業内容	◎自立支援給付により、居宅介護などの在宅サービス、生活・療養介護など日中活動の場のサービス、共同生活援助など住まいの場のサービスを提供します。 ◎障害者に必要な支援を行います。 ◎障害により援助を必要とする親族に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話、その他の援助を提供する者(ケアラー)の支援を行います。 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、療養介護、短期入所(福祉型)、短期入所(医療型)、自立生活援助、共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援】第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。				
	事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)	
			6年度	7年度	8年度
居宅介護 (自立支援給付)		51人 862時間	53人 795時間	55人 825時間	57人 855時間
重度訪問介護(※) (自立支援給付)		1人 638時間	1人 253時間	1人 253時間	2人 506時間
同行援護 (自立支援給付)		4人 24時間	5人 30時間	6人 36時間	7人 42時間
行動援護 (自立支援給付)		3人 8時間	4人 20時間	5人 25時間	6人 30時間
重度障害者等包括支援 (自立支援給付)	0人 0時間	1人 418時間	1人 418時間	1人 418時間	

※目標指標は埼玉県が示す方法で算出した値で、自治体が確保しなくてはならないサービスの提供時間となっています。令和5年度の利用見込が目標指標を超過していますが、実績が目標を上回ることは問題ありません。

①介護給付費等による支援

事業名		①-1 介護給付等（続き）			
事業 展 開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	生活介護 (自立支援給付)	111人 2,194人日/月	115人 2,530人日/月	118人 2,596人日/月	121人 2,662人日/月
	療養介護 (自立支援給付)	10人	10人	10人	10人
	短期入所（福祉型） (自立支援給付)	13人 129人日/月	14人 140人日/月	15人 150人日/月	16人 160人日/月
	短期入所（医療型） (自立支援給付)	0人 0人日/月	1人 10人日/月	1人 10人日/月	1人 10人日/月
	自立生活援助 (自立支援給付)	0人	1人	1人	1人
	共同生活援助 (グループホーム) (自立支援給付)	78人	81人	84人	87人
	施設入所支援 (自立支援給付)	48人	48人	48人	48人

事業名		①-2 日常生活用具の給付（地域生活支援事業）			
事業 内 容	事業主体	町	担当課	福祉課	
		◎日常生活を便利、容易にするための用具の給付を行います。 【日常生活用具給付（地域生活支援事業）】第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。			
事業 展 開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	日常生活用具給付 (地域生活支援事業)	810件	820件	830件	840件

事業名		①-3 在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業			
事業 内 容	事業主体	町	担当課	福祉課	
		◎医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児等を介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図るための支援を行います。			

②障害者の移動の確保

事業名		②-1 自動車の運転支援				
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課		
	<p>◎障害者の自動車運転の支援として、自動車の免許取得、自動車の改造、燃料費の補助を行います。</p> <p>【自動車運転免許取得費補助金（地域生活支援事業）】障害者手帳所持者を対象に自動車運転免許を取得する場合、12万円を限度に3分の2を補助します。</p> <p>【自動車改造費補助金（地域生活支援事業）】身体障害者手帳所持者を対象に自家用車を改造する費用として、10万円を限度に補助します。第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。</p> <p>【障害者自動車燃料費補助金】重度身体障害者が自ら運転する自動車の燃料費として、1か月2,500円を限度に補助します。</p>					
事業展開	活動		(見込み) 5年度	(目標指標)		
				6年度	7年度	8年度
	自動車運転免許取得費補助金（地域生活支援事業）		1人	2人	2人	2人
	自動車改造費補助金（地域生活支援事業）		1人	1人	1人	1人
障害者自動車燃料費補助金		9人	10人	10人	10人	

事業名		②-2 移動支援サービスの提供				
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）		
	<p>◎自動車を運転しない障害者の外出の支援として、移動支援やタクシー運賃の補助を行います。移動支援のニーズは増加傾向にあることから、ニーズに合わせて支援の提供体制の整備に努めます。</p> <p>【移動支援（地域生活支援事業）】社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を実施します。本町では、福祉有償運送制度による外出介助・送迎サービス、リフト付き自動車運行事業を推進しており、今後とも継続的に実施します。第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。</p> <p>【福祉タクシー利用料補助】重度心身障害者（身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳^ア・A）がタクシーを利用した場合一部運賃を補助します。</p>					
事業展開	活動		(見込み) 5年度	(目標指標)		
				6年度	7年度	8年度
	移動支援（地域生活支援事業）	利用者	3人	4人	4人	4人
		利用時間	80時間	90時間	90時間	90時間
福祉タクシー利用料補助		230枚/月	230枚/月	230枚/月	230枚/月	

③地域生活への支援

事業名		③-1 生活支援サービスの提供			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎地域生活支援事業の一環として、訪問入浴サービスや日中一時支援などを実施します。</p> <p>◎買い物に出かけるのが困難な障害者の食料・生活物資等の調達や買い物の楽しみを支えるとともに、新型コロナウイルス感染症等に留意しながら、町内事業者と連携し、各地区のサロン等へ専門職（薬剤師）とオンラインによる健康相談等ができる機能を有する移動販売を実施します。</p> <p>【訪問入浴サービス、日中一時支援】第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	訪問入浴サービス (地域生活支援事業)	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
	日中一時支援 (地域生活支援事業)	3人/月	4人/月	4人/月	4人/月
	移動販売実施地区数	2地区	40地区	50地区	50地区
	移動販売実施回数	16回	70回	250回	250回

事業名		③-2 介護サービスの提供			
事業内容	事業主体	町、大里広域市町村圏組合、 地域包括支援センター	担当課	福祉課	
	<p>◎65歳以上の高齢障害者に対しては介護保険法に基づき、介護保険サービスを提供します（保険者は大里広域市町村圏組合）。</p> <p>◎地域包括支援センターによる総合相談・権利擁護事業などを実施します。</p> <p>◎特定疾病により介護が必要な状態となった第2号被保険者への切れ目のない支援のため、介護保険担当、障害福祉担当、関係機関との連携を強化します。</p> <p>【地域包括支援センター】埼玉よりい病院、寄居町社会福祉協議会の2か所に設置しており、自立支援、総合相談、権利擁護、ケアマネジメント支援等の業務を行います。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	地域包括支援センター	2か所	2か所	2か所	2か所

(3) 暮らしやすいまちづくり

地域で安全に暮らせるよう、多くの人が集まる公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインを進め、外出しやすい環境に整備します。また、誰もがふれあいを通して楽しく暮らせるように、障害者と地域の人々との相互理解、コミュニケーション・交流機会の拡大に努め、地域共生社会の実現を進めます。

①地域環境のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの普及

事業名	①-1 公共環境の整備				
事業内容	事業主体	町	担当課	都市計画課、福祉課	
	◎地域で安全に暮らせるよう、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、県と連携して、多くの人が集まる公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、既存歩道の拡幅や段差解消等外出しやすいユニバーサルデザイン化を推進します。【地域福祉計画より抜粋】 ◎社会的障壁のない共生社会の実現のため、制度や情報提供体制を整えます。				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	公共施設や道路等のバリアフリー化（都市計画課）	適宜	適宜	適宜	適宜



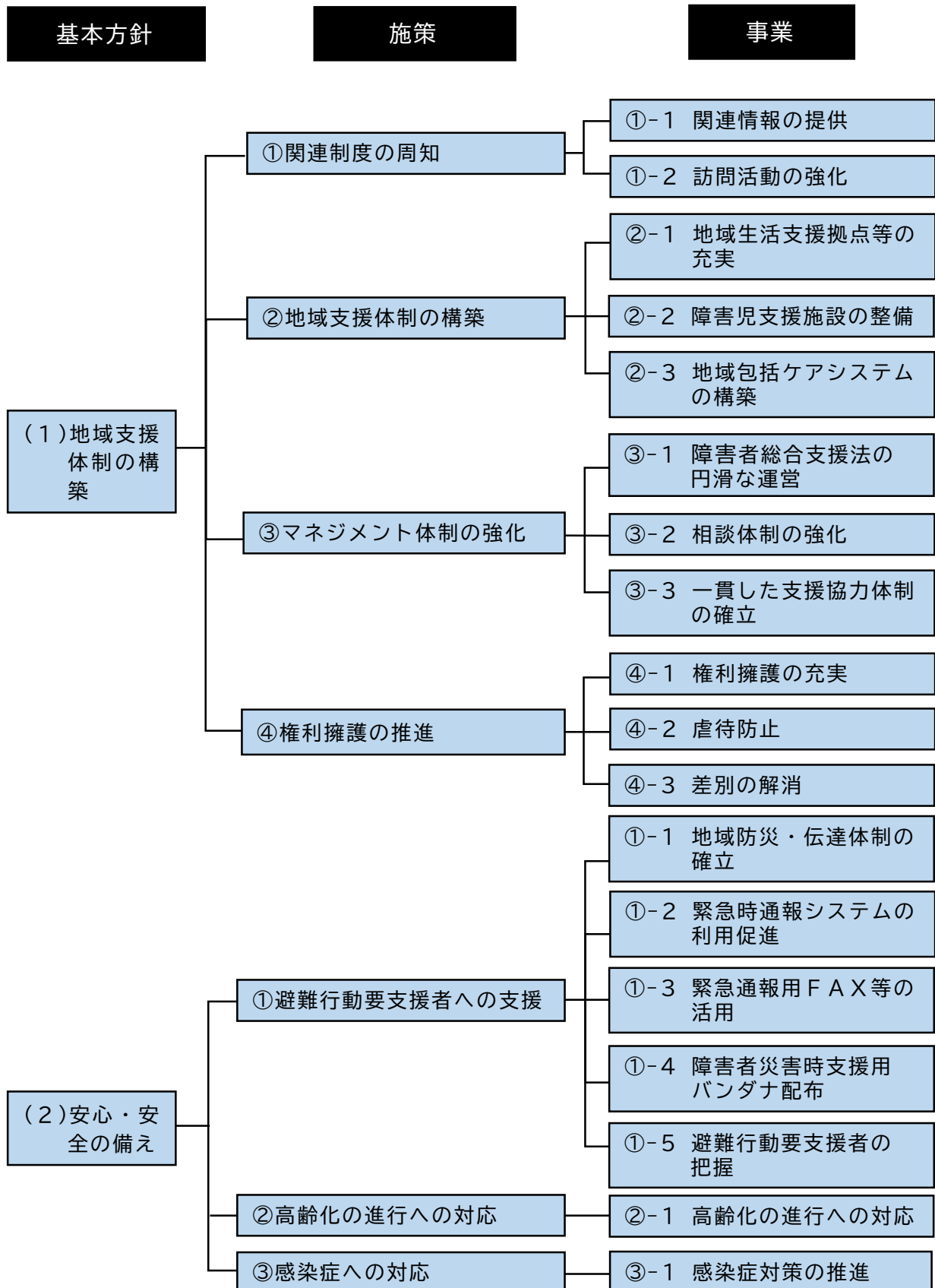
②地域コミュニケーションの醸成

事業名		②-1 コミュニケーション支援				
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）、生涯学習課		
	<p>◎地域生活支援事業の一環として実施し、手話通訳者の派遣などを行います。 【意思疎通支援（地域生活支援事業）】第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。</p> <p>◎福祉の心を醸成するため、引き続きハンディキャップ体験学習などを実施します。 【ハンディキャップ体験学習】地域共生社会の実現のため、障害のある状態の疑似体験等を通じて、障害者の理解、福祉意識の向上を促進する体験学習を行います。 【啓発活動】障害者や福祉の理解促進に向けて広く啓発を行います。合理的配慮の点からも、主催事業への派遣などをして、必要な場面で手話通訳などを活用します。</p>					
事業展開	活動		(見込み) 5年度	(目標指標)		
				6年度	7年度	8年度
	意思疎通支援（地域生活支援事業）（福祉課）	利用者	4人	5人	5人	5人
		延べ派遣件数	40件	43件	43件	43件
	ハンディキャップ体験学習（社会福祉協議会）	一般	13回	15回	15回	15回
児童						
交流						
啓発活動（生涯学習課）		1回	1回	1回	1回	

事業名		②-2 社会参加・交流機会の拡大				
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）		
	<p>◎地域の交流を深めるため、「ふれあい広場」等を開催します。 【障害者交流センターサロン開設】障害者交流センターにサロンを開設し、障害者の交流機会の拡大を図ります。 【ふれあい広場の開催】障害者をはじめ広く住民の社会参加を促進し、相互の理解を深めるふれあい広場を隔年で開催します。</p>					
事業展開	活動		(見込み) 5年度	(目標指標)		
				6年度	7年度	8年度
	障害者交流センターサロン開設（福祉課）		12回	12回	12回	12回
ふれあい広場の開催（社会福祉協議会）		-	3,500人	-	3,500人	

基本目標3 総合的な支援体制の確立

基本目標「総合的な支援体制の確立」を実現するための施策及び事業の体系は、次のとおりとします。



(1) 地域支援体制の構築

障害者やその家族が抱える生活の不安や問題の早期解決を促進するため、気軽に相談・助言が受けられるよう、寄居町障害者基幹相談支援センターを中心として相談窓口体制を充実し、併せて関連制度の周知に努めます。

また、障害者一人ひとりの個性が社会で発揮できるよう、「障害者総合支援法」の円滑な運営を進めるとともに、保健・医療・福祉・教育などが連携し、生涯を通して本人を応援できるマネジメント体制を整備します。

さらに、障害者が地域で安心して生活ができるように、地域包括ケアシステムの構築など地域支援体制の充実を図り、成年後見制度や合理的配慮の提供といった権利擁護の取り組みを推進します。

① 関連制度の周知

事業名		①-1 関連情報の提供			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎障害者のための制度、サービス、施設を解説したガイドを配布します。また、障害者の日常生活・社会生活における障壁をなくし、利便性を高めるICT・IOT等に関する情報の収集・提供を図ります。 【障害者福祉ガイド】ガイドの更新の際には、障害者総合支援法や近年の法制度を反映します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	障害者福祉ガイド(配布)	新規手帳 交付者	新規手帳 交付者	新規手帳 交付者	新規手帳 交付者

事業名		①-2 訪問活動の強化			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎民生委員・児童委員の訪問活動を通して、生活困窮障害者の問題解決を図るべく関係機関との連携体制を強化します。 【民生委員・児童委員とのケース検討会議の開催】一人ひとりの課題に沿って適切な支援方法等を検討するケース会議を開催します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	民生委員・児童委員とのケース検討会議の開催	1回	3回	3回	3回

② 地域支援体制の構築

事業名		②-1 地域生活支援拠点等の充実			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた拠点等の充実を図ります。切れ目のない支援ができるよう、人材育成を図るため研修会を開催し、地域の支援体制を強化します。</p> <p>【地域生活支援拠点等の充実】近隣自治体と連携を図りながら進めます。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	地域生活支援拠点等の充実	7か所	6年度 8か所	7年度 9か所	8年度 10か所

事業名		②-2 障害児支援施設の整備			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎児童発達支援センターとの連携及び保育所等訪問支援の充実を図ります。</p> <p>◎主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保します。</p> <p>◎医療的ケア児支援のための実態把握・ニーズ把握を行うとともに、コーディネーターを配置し、関係機関による協議の場を設置します。</p> <p>【児童発達支援センターの設置】圏域内に1か所設置されており、利用促進に向けて周知を図るとともに、より身近なところで相談できる支援体制整備に努めます。</p>				

事業名		②-3 地域包括ケアシステムの構築			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎精神障害者の地域移行の推進に向け、地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を開催します。</p> <p>【保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置】協議の場を開催し、実効性のある協議運営に努めます。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催	3回	6年度 3回	7年度 3回	8年度 3回

③ マネジメント体制の強化

事業名		③-1 障害者総合支援法の円滑な運営（自立支援給付）			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎「障害者総合支援法」を円滑に運営するため、自立支援給付等の利用手続体制の充実を図ります。</p> <p>【障害支援区分判定】定期的に審査会を開催します。</p> <p>【計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援】第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。</p> <p>【支給決定】適正な支給を行います。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	障害支援区分判定	12回	12回	12回	12回
	計画相談支援	75人	78人	81人	84人
	地域移行支援	0人	1人	1人	1人
	地域定着支援	0人	1人	1人	1人
支給決定	370人	373人	376人	379人	



事業名		③-2 相談体制の強化（地域生活支援事業）			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎福祉課、寄居町障害者基幹相談支援センター、社会福祉協議会と相談支援事業所の連携強化を図ります。</p> <p>◎身体・知的・精神（発達障害、高次脳機能障害）障害者に対する相談、助言、情報提供などの相談支援体制の充実に努めるほか、関係機関との連携を図ります。状況が複雑なケースに対しても相談支援が行えるよう、主任相談支援専門員を配置します。</p> <p>◎重層的な支援を行うために関係機関との連携体制を構築し、高齢・障害・児童・生活困窮・DV被害等の包括的な支援を行う総合相談支援体制の強化を図ります。</p> <p>【相談窓口（地域生活支援事業）、障害者生活支援センター】断らない相談に努めるとともに、身近な地域で相談支援を行います。</p> <p>【ケース会議の開催】一人ひとりの課題にあった適切な支援に向けて総合的な支援を行うため、関係機関によるケース会議を行います。</p>				
	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
事業展開	相談窓口（地域生活支援事業）	10か所	10か所	10か所	10か所
	障害者生活支援センター	2か所	2か所	2か所	2か所
	ケース会議の開催	18回	20回	20回	20回

事業名		③-3 一貫した支援協力体制の確立			
事業内容	事業主体	町	担当課	教育指導課、福祉課	
	<p>◎障害者一人ひとりの個性が社会で発揮できるよう、障害者への対応が人生の節目（入学・卒業・就職）で分断されることなく、一貫した支援体制を整備します。</p> <p>【就学・進路指導、就学・進路先との打合せ】切れ目のない支援を行うため、人生の節目における連携の機会を確保します。</p> <p>【チームケアの推進】専門職がチームを組むことで、総合的に支援に当たります。</p>				
	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
事業展開	就学・進路指導、就学・進路先との打合せ	随時	随時	随時	随時
	チームケアの推進	随時	随時	随時	随時

④権利擁護の推進

事業名		④-1 権利擁護の充実			
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>◎親亡き後等家庭で介助できなくなったとき、判断能力が不十分な障害者の生活を支援するため、成年後見制度、あんしんサポートねっと（サービス利用の援助）の周知を図り、利用を促進します。</p> <p>【成年後見制度の利用促進（地域生活支援事業）】判断能力が不十分な障害者の契約行為や財産管理等の支援のため、成年後見制度を利用しやすい環境整備を行います。</p> <p>【成年後見制度の普及啓発（講演会開催）（地域生活支援事業）】成年後見制度の理解に向け、周知・普及啓発を行います。成年後見支援センター事業として、成年後見制度の普及啓発を推進するための講演会等を開催します。また、市民後見人に関する知識を学び、理解を深めるための市民後見人養成講座を開催します。</p> <p>【あんしんサポートねっとの実施（手帳所持者分）】知的・精神障害のある障害者が安心して生活が送れるよう、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。</p>				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	成年後見制度の利用促進(地域生活支援事業) (福祉課)	1件	1件	1件	1件
	成年後見制度の普及啓発(講演会開催)(地域生活支援事業) (福祉課)	1回	1回	1回	1回
	あんしんサポートねっとの実施(手帳所持者分) (社会福祉協議会)	15人	15人	15人	15人

事業名	④-2 虐待防止			
事業 内 容	事業主体	町	担当課	福祉課
	<p>◎障害者虐待を防止し、養護者に対する支援を行うことにより、障害者の権利・利益の擁護を図ります。</p> <p>障害者虐待防止センターの機能を福祉課内に、基幹相談支援センターを社会福祉協議会内に設置し、虐待の通報・届出の受理、専門職による相談支援を実施します。</p>			

事業名	④-3 差別の解消				
事業 内 容	事業主体	町	担当課	総務課、福祉課	
	<p>◎障害を理由とした不当な差別的扱いをなくし、合理的配慮の提供を促進するため、本町の施設・事業において合理的配慮の提供に努めるとともに、広く普及・啓発を行います。</p> <p>【本町の施設・事業における合理的配慮の提供】本町の障害を持つ職員に合理的配慮を提供するほか、職員の理解の向上を図り、可能な限り改善に努めます。</p> <p>【差別の禁止、合理的配慮の提供に向けた広報・啓発】町民、事業所等に対して広報・啓発を行います。</p>				
事業 展 開	活 動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	本町の施設・事業における合理的配慮の提供	随時	随時	随時	随時
	差別の禁止、合理的配慮の提供に向けた広報・啓発	随時	随時	随時	随時

(2) 安心・安全の備え

障害者が地域で安心して生活を送ることができるよう、災害時の安全確保や防犯のため、緊急通報体制の整備や、地域の防災・避難行動支援体制の整備を図ります。また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対して、医療機関と連携し、予防・まん延防止に努めます。

障害者・家族の高齢化や、「親亡き後」への備えとして、緊急時の受け入れ先の確保や見守り等の体制整備に努めます。

①避難行動要支援者への支援

事業名	①-1 地域防災・伝達体制の確立				
事業内容	事業主体	町	担当課	自治防災課、福祉課	
	◎災害時に障害者を避難・誘導する手順を確立するため、自主防災組織を育成します。 【自主防災組織の育成】自主防災組織の育成・強化を図り、活動の促進を図ります。 ◎災害情報の周知を徹底するため、聴覚障害者に対してはFAXを普及します。 【聴覚障害者用FAXの普及】事業を安定的に継続します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	町主催の研修会への参加 (自治防災課)	57 地区	67 地区	67 地区	67 地区
	聴覚障害者用FAXの普及 (福祉課)	0 人	1 人	1 人	1 人

事業名	①-2 緊急時通報システムの利用促進				
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎ひとり暮らしの重度身体障害者の急病や事故等の緊急事態に備えて、緊急通報システムの利用を促進します。 【緊急時通報システムの設置】事業を安定的に継続します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	緊急時通報システムの設置	2 人	3 人	3 人	3 人

事業名		①-3 緊急通報用FAX等の活用			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎聴覚・音声・言語機能に障害がある人への緊急時の連絡のため、障害者の福祉ガイドを使用し、警察・消防署に設置されているFAXの周知・啓発を図ります。また、深谷市消防本部が実施するNET119緊急通報システムなど緊急通報に係る情報の提供を行います。 【緊急通報用FAXの啓発】事業を安定的に継続します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	緊急通報用FAXの啓発	1件	6年度 1件	7年度 1件	8年度 1件

事業名		①-4 障害者災害時支援用バンダナ配布			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎障害者等が災害時に必要な支援を受けられるよう、障害者手帳所持者等を対象に、災害時支援バンダナを無料で配布します。 【障害者災害時支援用バンダナ配布】新規に障害者手帳を交付した方に配布します。また、バンダナについての周知を図ります。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	障害者災害時支援用バンダナ配布	新規手帳 交付者	6年度 新規手帳 交付者	7年度 新規手帳 交付者	8年度 新規手帳 交付者



事業名		①-5 避難行動要支援者の把握			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎民生委員・児童委員による年1回の社会調査時に、避難行動要支援者の把握を行い、災害時の安全確保に努めます。</p> <p>◎対象者（高齢者を含む）に申請案内を送付し、避難行動要支援者名簿の周知を行うとともに、本人・家族の意向により災害時避難行動要支援者名簿への登録を行います。また、名簿を消防署や警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織に配布します。災害時には関係機関と情報共有し、安否確認や避難行動支援に名簿を活用します。</p> <p>避難行動要支援者名簿の認知度上昇のため広報誌等により周知を行います。</p> <p>【避難行動要支援者の把握】事業を安定的に継続します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	避難行動要支援者の把握	継続	継続	継続	継続
	災害時避難行動要支援者名簿登録者数（高齢者含む）	1,500人	1,500人	1,550人	1,600人
	広報誌掲載	2回	2回	2回	2回

②高齢化の進行への対応

事業名		②-1 高齢化の進行への対応			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎障害者や家族の高齢化、親亡き後に備えるため、高齢の障害者、高齢の親の介助を受ける障害者のライフプランの作成に努めるとともに、地域生活の居住支援として、緊急時の受け入れ先の確保に向けた施設、事業者等との事前調整に努めます。また、緊急時に対応できるように日常の見守り体制の整備に努めます。</p> <p>【緊急時の受け入れ先の調整・確保】確保に向け調整に努めます。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	緊急時の受け入れ先の調整・確保	継続	継続	継続	継続

③感染症への対応

事業名		③-1 感染症対策の推進			
事業内容	事業主体	町	担当課	健康づくり課	
	<p>◎寄居町新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、医療機関、保健所等関係機関をはじめ、団体・事業者等と連携し、感染症に関する情報共有を図り、消毒等の予防対策の徹底、予防・まん延防止対策を推進します。</p> <p>◎新型コロナウイルス感染症に対しては、感染症対策本部会議を感染状況に応じて実施し、医療機関等の関係機関と連携を図り、ワクチン接種等の予防・まん延防止対策を推進します。</p> <p>【感染症に関する情報共有体制の維持】新型コロナウイルス感染症の対応で情報連携した関係機関の体制を保持し、継続して感染症のまん延防止に対する情報共有を推進します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	感染症に関する情報共有体制の維持	継続	6年度 継続	7年度 継続	8年度 継続

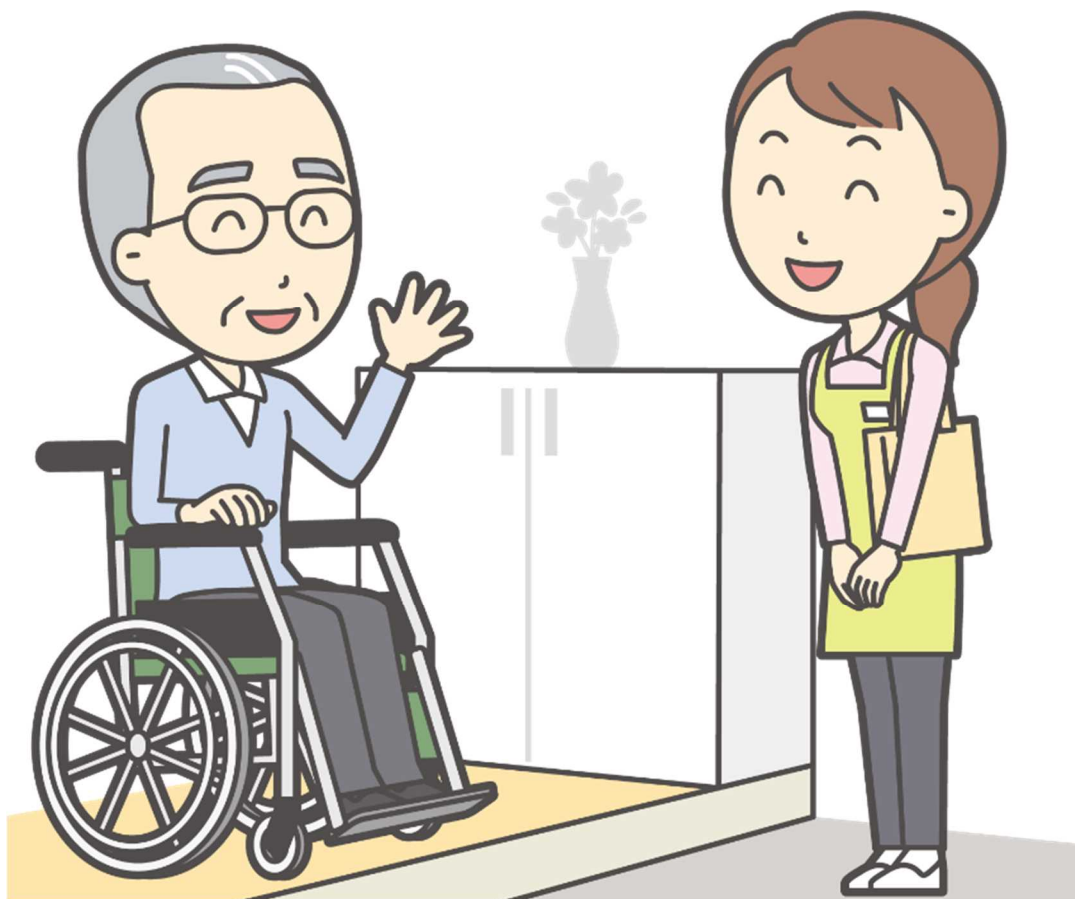


第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画の施策展開

1 これまでの歩みと第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

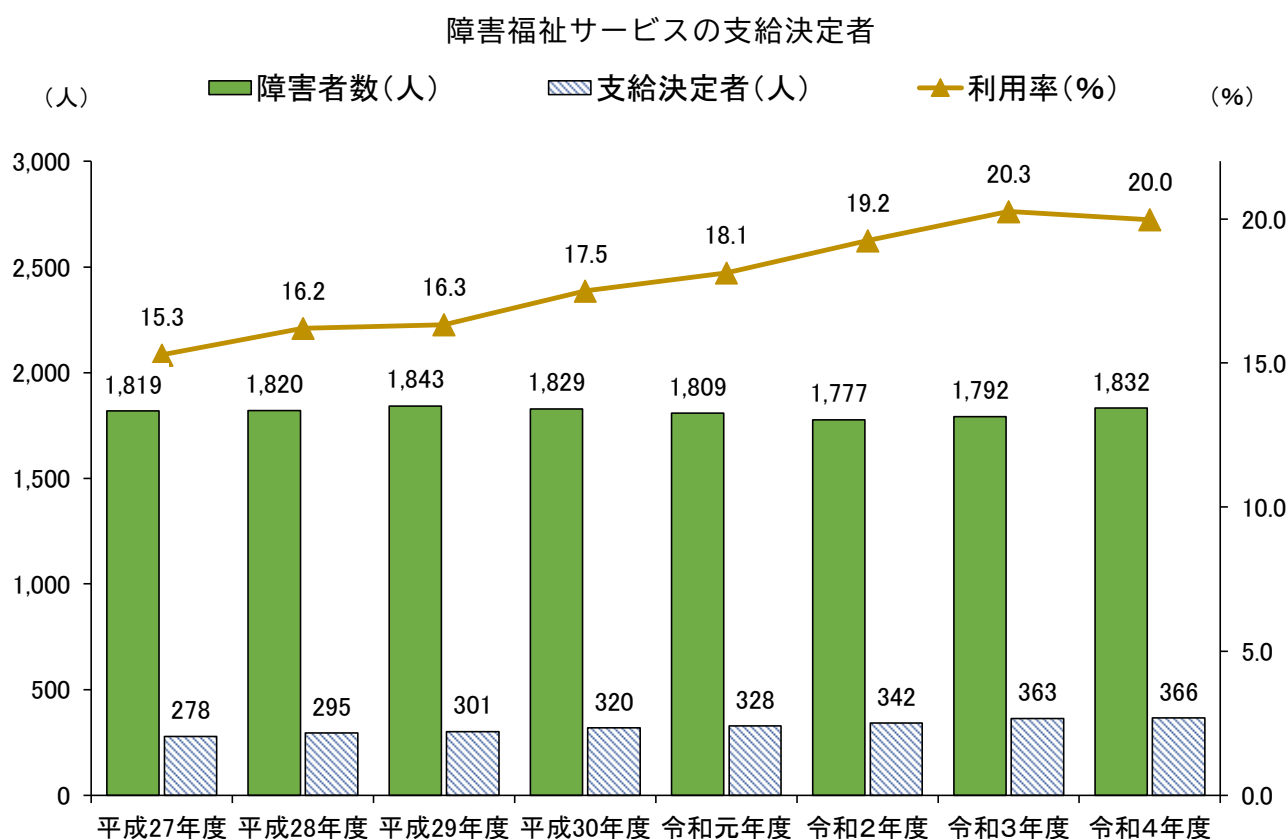
障害者総合支援法では、市町村は国の基本指針に即して障害福祉計画を定めることが義務付けられています。本町では、平成18年度から平成20年度までの3年間を計画期間とした第1期障害福祉計画を平成18年3月に策定しました。以降、3年ごとに見直しを行い、障害福祉計画を策定してきました。

令和3年3月には、児童福祉法の改正を踏まえ、障害児福祉計画と一体化して第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）を策定しました。第7期障害福祉計画においても、第6期に引き続き、障害児福祉計画と一体として策定します。第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、自立支援給付及び地域生活支援事業等の各サービスの提供体制の整備に向け、本町における実績及び動向をもとに、令和6年度から令和8年度までの3年間の見込み量を定めます。



2 障害福祉サービス利用者の見通し

障害者数は平成27年度から令和4年度まで、1,800人前後で推移しています。福祉サービスの利用率については平成27年度から平成29年度までは微増の傾向でしたが、平成29年度以降では利用率の上昇が大きくなっています。平成29年度の指定障害福祉サービス利用者は、手帳所持者の16.3%に当たる301人で、令和4年度では手帳所持者の20.0%に当たる366人となっています。利用料負担の軽減措置をはじめ、障害福祉サービスの充実が進められ、利用率も高まりました。今後も利用者の増加が見込まれます。



	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
障害者数 (人)	1,819	1,820	1,843	1,829	1,809	1,777	1,792	1,832
支給決定者 (人)	278	295	301	320	328	342	363	366
利用率 (%)	15.3	16.2	16.3	17.5	18.1	19.2	20.3	20.0

資料：福祉課（各年度末現在）

第6章 令和8年度における数値目標等

国及び県における市町村障害福祉計画策定の基本的な指針では、障害者等の自立支援の観点から、「地域生活への移行」や「就労支援」といった課題に対応するために、数値目標を設定することが求められています。本町のこれまでの実績や地域の実情に応じた数値目標を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、そのうえで令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定するものです。

国の基本指針においては、「令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5.0%以上削減することを基本とする」とされています。

本計画の策定にあたっては、第6期障害福祉計画に引き続き、国の基本指針及び県の考え方を踏まえるとともに、他方で、施設入所を必要としている人や入所待機者が多く存在すること、また、待機者の状況や障害の重度化の状況等も考慮し、地域生活移行者数の数値目標値を7.5%（4人）として取り組みます。

項目	数値	備考
令和4年度末時点の入所者数	53人	令和5年3月31日の施設入所者数
令和8年度末時点の入所者数	—	設定しない
【目標値】地域生活移行者数	4人	施設入所からグループホーム等への移行者数
【目標値】地域生活への移行割合	7.5%	国の基本指針では6%以上
【目標値】施設入所者の削減数	—	設定しない
【目標値】施設入所者の削減割合	—	設定しない

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者（精神病床への入院後1年以内に退院した人）の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する目標値を設定するものです。

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、地域における保健・医療・福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築が必要とされています。本町は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、圏域全体で取り組みます。

項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度における精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日以上	埼玉県で設定
【目標値】 令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者	3,325人	埼玉県で設定
【目標値】 令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者	2,024人	埼玉県で設定
【目標値】 入院後3か月時点の退院率	68.9%以上	埼玉県で設定
【目標値】 入院後6か月時点の退院率	84.5%以上	埼玉県で設定
【目標値】 入院後1年時点の退院率	91.0%以上	埼玉県で設定

3 地域生活支援拠点等有する機能の充実

地域生活への移行、継続に向けて、多様な相談支援体制の整備、サービス提供体制の整備、拠点整備やコーディネーターの配置等、総合的な体制づくりを行う機能が求められています。このような機能を担う地域生活支援拠点等には、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた強化も求められています。

地域生活支援拠点等について、国の基本指針では、「令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする」とされており、地域生活支援拠点等とその機能の検証・検討実施に関する目標値を設定するものです。

また、同指針では「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする」とも示されています。町では支援ニーズの把握に努めるとともに、関係機関との連携を図りつつ、支援体制の充実を図ります。

項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度末までに、地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有	
【目標値】 令和8年度末までに、運用状況の検証・検討実施回数	1回	年度間の実施回数
【目標値】 強度行動障害を有する者に関し、支援体制の整備	有	

4 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定するものです。

国及び県の基本指針においては、「令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする」としています。

本町の令和3年度の一般就労の実績は2人でした。今後はさらに就労支援事業を強化して就労移行者の増加を目指すこととし、5人（2.50倍）を目標とします。

また、国及び県の考え方では、福祉施設から一般就労への移行者の増加の達成に向けて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業のそれぞれについても、令和8年度中の一般就労への移行者の目標値を併せて定めることとしています。各目標値は令和3年度の実績に対し、就労移行支援事業が1.31倍以上、また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とするほか、就労継続支援A型事業が1.29倍以上、就労継続支援B型事業が1.28倍以上とされており、本町では国の基本指針を踏まえるとともに近年の実績をもとに各目標値を設定します。

項目	数値	備考
令和3年度一般就労移行者数	2人	令和3年度における一般就労移行者数
就労移行支援事業	2人	
就労継続支援A型事業	0人	
就労継続支援B型事業	0人	
【目標値】 令和8年度一般就労移行者数	5人	
就労移行支援事業	3人	
就労継続支援A型事業	1人	
就労継続支援B型事業	1人	
【目標値】 一般就労移行の増加割合	2.50倍	国の基本指針では1.28倍以上
就労移行支援事業	1.50倍	国の基本指針では1.31倍以上
就労継続支援A型事業	—	国の基本指針では1.29倍以上
就労継続支援B型事業	—	国の基本指針では1.28倍以上
令和8年度就労移行支援事業所数	1か所	
【目標値】 一般就労へ移行した者の割合が 5割以上の事業所の割合	100.0%	国の基本指針では5割以上 (該当事業所数：1か所)

②一般就労への定着

就労定着支援事業利用者のうち、就労の定着に関する目標を設定するものです。具体的には、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去6年間の就労定着支援の総利用者のうち、雇用された事業所に3年以上6年未満継続して就労しているまたはしていた人の割合）に関する目標値を定めることとされています。国の指針では就労定着支援事業を利用する人を令和3年度の実績に対し、1.41倍以上とすることを基本としています。また、就労定着率については、就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすることを基本としています。

項目	数値	備考
令和8年度の就労定着支援事業所数	1か所	
【目標値】 一般就労へ移行した者の割合が7割以上の事業所の割合	100.0%	国の基本指針では2割5分以上 (該当事業所数：1か所)
令和3年度の就労定着支援事業利用者数	0人	
令和8年度の就労定着支援事業利用者数	1人	
【目標値】 就労定着支援事業利用者数の増加割合	—	国の基本指針では1.41倍以上

5 障害児支援の提供体制の整備等

すべての子どもが健やかに成長するように支援するため、障害児支援の提供体制の確保にあたっては、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生型社会の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的支援を提供することが重要です。そのため、地域における支援体制の構築、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携した支援、地域社会への参加・包容の推進、医療的ケア児等特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の充実、障害児相談支援の提供体制の確保が求められています。

これらの体制整備の推進に向けて、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実に関する目標、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置に関する目標について定めます。

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実		
項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度末までに、児童発達支援センターの設置数	1	圏域で設置済み
【目標値】 令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	有	
難聴児支援のための計画の策定及び中核的機能を有する体制の確保	有	埼玉県で設定

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		
項目	数値	備考
令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1	圏域で設置
令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1	圏域で設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置		
項目	数値	備考
令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	有	
令和8年度末までに、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	有	

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため目標を定めるものです。令和8年度末までに、「総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする」とされています。

また、「地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする」とされています。

項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度末までに、基幹相談支援センターの設置	有	基幹相談支援センターを中心とした連携強化で実施する。
【目標値】 協議会における個別事例検討の実施の体制の確保	有	

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うための目標を定めるものです。

市町村は障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取り組みを行うとともに、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要な障害福祉サービス等を提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとされています。国の基本指針を踏まえ、県の方針に基づくとともに、本町の体制の実態を踏まえて目標を設定します。

項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	有	国の基本指針を踏まえ、県の方針に基づく。



第7章 障害福祉サービス等の見込み

1 障害者総合支援法等に基づくサービス内容の見込み

『障害者総合支援法』に基づき提供されているサービスは大きく分けて、①全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と、②地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体を実施する「地域生活支援事業」の2つがあります。また、自立支援給付は「障害福祉サービス」「自立支援医療」「補装具費」に分けられます。

障害者のニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、計画的なサービス提供体制の充実を図ります。

<自立支援給付>

区分	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者・知的障害者・精神障害者で常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助、外出時の移動の補助を行うサービスです。
	同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動する時必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。
	短期入所(ショートステイ) (福祉型、医療型)	在宅の障害者(児)を介護する方が病気の場合などで施設に短期間入所した障害者(児)の方に、入浴、排せつ、食事、着替え等の介助などを行うサービスです。
	療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
	施設入所支援	主として夜間や休日、施設に入所する人に対し、入浴、排せつ、食事、着替え等の介助および生活等に関する相談、助言、健康管理などの支援を行うサービスです。

<自立支援給付> (つづき)

区分	サービス名	サービス内容
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間に身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。
	就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定の期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
	就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
	就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。
	自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などの課題、公共料金や家賃の滞納、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
相談支援事業	計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。また、サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証(モニタリング)し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設等を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
自立支援医療	更生医療	障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します(18歳以上)。
	育成医療	生活能力を得るために必要な医療を給付します(18歳未満)。
	精神通院医療	精神疾患に対する通院医療を給付します。
補装具費		義肢や車椅子などの購入等に際し、補装具費(購入、修理、借受け)の支給をします。

< 障害児通所支援・入所支援・相談支援等 >

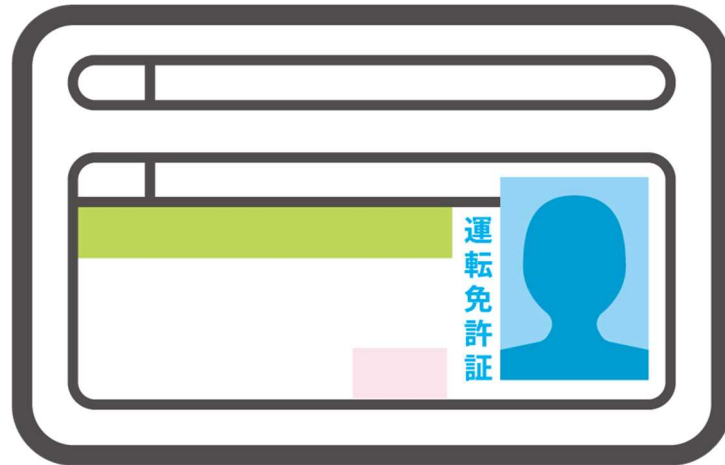
区分	サービス名	サービス内容
通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。
	放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や社会交流の促進などの支援を行うサービスです。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害で外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能、その他必要な支援を行うサービスです。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
入所支援	福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービスです。
	医療型障害児入所施設	障害児入所施設や指定医療機関に入所する等をする障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行うサービスです。
相談支援	障害児相談支援	障害児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービスです。
医療的ケア児的	医療的ケア児の支援の体制整備	医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備を行います。

<地域生活支援事業>

区分	サービス名	サービス内容
必須事業	相談支援事業	自立した日常生活・社会生活の支援として、基幹相談支援センター等で、障害者、保護者、介護者などの相談支援にあたり、情報提供や権利擁護等を行います。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的・精神障害者に対し、制度利用を支援し権利擁護を図ります。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する等、障害者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす用具を給付します。
	手話奉仕員養成研修事業	町民の障害に対する理解を深めるため、また、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。
	地域活動支援センター機能強化事業	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
任意事業	訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。
	生活訓練等事業	通所により日常生活上必要な訓練・指導等を行う事業です。
	日中一時支援事業	障害者には日中の活動の場を提供し、介助している家族には一時的な休息を提供します。
	巡回支援専門員整備事業	発達障害児等の福祉の向上を図るため、有識者が町内の保育所等を巡回し、障害が気になる子の早期発見・早期対応のための支援を行います。
	成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行い、障害者の権利擁護を図ります。

<地域生活支援事業> (つづき)

区分	サービス名	サービス内容
任意事業	自動車運転免許取得費補助事業	障害者の社会参加と自立を促進するため、自動車運転免許を取得する場合にその費用を助成します。
	自動車改造費補助事業	障害者の社会復帰の促進を図るため、自動車に必要な改造をするための費用を助成します。
	更生訓練費支給事業	就労移行支援事業、自立訓練事業等を利用している人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とした事業です。
	就職支度金支給	就労移行支援事業、就労継続支援事業等を利用して就職等により自立する人に対し、就職支度金を支給し社会復帰の促進を図ることを目的とした事業です。
	知的障害者職親委託	知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を職親に預け、生活指導・技能習得訓練等を行います。



2 指定障害サービスの見込み

(1) 訪問系サービス

サービス	実績		見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	1,076 時間	1,032 時間	862 時間	795 時間	825 時間	855 時間
	56 人	55 人	51 人	53 人	55 人	57 人
重度訪問介護	0 時間	126 時間	638 時間	253 時間	253 時間	506 時間
	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人	2 人
同行援護	25 時間	33 時間	24 時間	30 時間	36 時間	42 時間
	4 人	5 人	4 人	5 人	6 人	7 人
行動援護	5 時間	5 時間	8 時間	20 時間	25 時間	30 時間
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
重度障害者等 包括支援	0 時間	0 時間	0 時間	418 時間	418 時間	418 時間
	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

本計画では上記の5事業の実績と見込みをそれぞれ記載します。

現に利用している者の数、障害者等のニーズなどから利用者数の伸び分を加えたものを推計し算出された利用人員に、平均利用時間を乗じたものを見込量としています。

各サービスの見込みは埼玉県が示す方法で算出した値で、自治体が確保しなくてはならないサービスの提供時間となっています。居宅介護や重度訪問介護において、令和5年度の利用見込が目標指標を超過していますが、実績が目標を上回ることは問題ありません。

各サービスについては、上記のニーズの増加を踏まえながら、サービスの充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス	実績		見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	2,178 人日/月	2,352 人日/月	2,194 人日/月 (2,750 人日分)	2,530 人日/月	2,596 人日/月	2,662 人日/月
	111 人	105 人	111 人 (125 人)	115 人	118 人	121 人
うち、重度障害者の利用者数	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
自立訓練 (機能訓練)	0 人日分	0 人日分	0 人日分 (44 人日分)	22 人日分	22 人日分	22 人日分
	0 人	0 人	0 人 (2 人)	1 人	1 人	1 人
自立訓練 (生活訓練)	54 人日分	83 人日分	98 人日分 (44 人日分)	132 人日分	154 人日分	176 人日分
	3 人	4 人	5 人 (2 人)	6 人	7 人	8 人
就労選択支援	—	—	—	0 人	1 人	2 人
就労移行支援	153 人日/月	109 人日/月	118 人日/月 (220 人日分)	198 人日/月	220 人日/月	242 人日/月
	10 人	7 人	8 人 (10 人)	9 人	10 人	11 人
就労継続支援A型	48 人日/月	56 人日/月	62 人日/月 (134 人日分)	88 人日/月	110 人日/月	132 人日/月
	3 人	3 人	4 人 (6 人)	4 人	5 人	6 人
就労継続支援B型	1,636 人日/月	1,798 人日/月	1,823 人日/月 (2,706 人日分)	2,332 人日/月	2,442 人日/月	2,552 人日/月
	96 人	100 人	101 人 (123 人)	106 人	111 人	116 人
就労定着支援	1 人	1 人	1 人 (3 人)	1 人	2 人	3 人
療養介護	9 人	10 人	10 人 (9 人)	10 人	10 人	10 人
短期入所 (福祉型)	123 人日/月	140 人日/月	129 人日/月 (180 人日分)	140 人日/月	150 人日/月	160 人日/月
	10 人	11 人	13 人 (18 人)	14 人	15 人	16 人
うち、重度障害者の利用者数	—	—	6 人	6 人	6 人	6 人
短期入所 (医療型)	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月 (10 人日分)	10 人日/月	10 人日/月	10 人日/月
	0 人	0 人	0 人 (1 人)	1 人	1 人	1 人
うち、重度障害者の利用者数	—	—	0 人	0 人	0 人	0 人

現利用者数、ニーズ等を勘案して見込量を算定することとされています。

自立訓練については、地域移行分等を加味し、就労移行支援と就労継続支援A型は新卒者等新規分を加味することとされています。就労継続支援B型は増加傾向にあり、今後も増加が続くと見込みます。

就労移行支援を除き、日中活動系サービスは横ばいから微増の傾向にあるため、今後もこの傾向が続くとして、サービス量を見込みます。就労移行支援は就労選択支援とともに今後、増加していくと見込みます。

(3) 居住系サービス等

サービス	実績		見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	0人	0人	0人 (3人)	1人	1人	1人
共同生活援助 (グループホーム)	60人	71人	78人 (69人)	81人	84人	87人
うち、重度障害者の利用者数	0人	0人	3人	4人	5人	6人
施設入所支援	48人	53人	48人 (49人)	48人	48人	48人
地域生活支援拠点等の設置数	4か所	6か所	7か所 (1か所)	8か所	9か所	10か所
地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	—	—	—	2人	2人	2人
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	0回	2回	6回 (1回)	6回	6回	6回

共同生活援助(グループホーム)は、施設から地域移行の目標達成を見込み、新卒者等も考慮することとされています。近年の実績は増加傾向にあることから、現利用者を基に、今後も増加を見込みました。

また、施設入所支援は、真に必要と判断される人数を見込むこととされているため現利用者を基に見込みました。

地域生活支援拠点等については、実績から今後も増加していくと見込みます。

(4) 相談支援

サービス	実績		見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援 (人/月)	59人	69人	75人 (59人)	78人	81人	84人
地域移行支援 (人/月)	0人	0人	0人 (3人)	1人	1人	1人
地域定着支援 (人/月)	0人	0人	0人 (3人)	1人	1人	1人

計画相談支援は、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。近年、増加傾向にあることから、今後も増加が続くと想定し、令和8年度には84人/月の利用者を見込むこととします。

地域移行支援は、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとされています。

地域定着支援は、地域における単身の障害者や家庭の状況等により、同居している家族による支援を受けられない障害者の人数、地域生活への移行者等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとされています。

(5) 障害児関係

サービス	実績		見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	6人 43人日/月	8人 53人日/月	9人 56人日/月 (20人)	10人 60人日/月	11人 66人日/月	12人 72人日/月
放課後等 デイサービス	42人 526人日/月	52人 680人日/月	57人 756人日/月 (38人)	62人 806人日/月	67人 871人日/月	72人 936人日/月
保育所等訪問支援	0人 0人日/月	0人 0人日/月	0人 0人日/月 (1人)	1人 1人日/月	1人 1人日/月	1人 1人日/月
居宅訪問型児童発達 支援	0人 0人日/月	0人 0人日/月	0人 0人日/月 (1人)	0人 0人日/月	0人 0人日/月	1人 1人日/月
障害児相談支援	10人	9人	15人 (14人)	15人	15人	15人
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネ ーターの配置人数	1人	2人	3人 (1人)	4人	5人	6人

児童発達支援・放課後等デイサービス等については、近年の実績から増加傾向にあるため、サービスの周知・充実を図ることで増加を見込みます。様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられるよう利用の促進に努めます。ほかのサービスについても、周知に伴い、潜在的なニーズが顕在化することを想定し、利用の増加を見込みます。

(6) 発達障害者関係

サービス	実績		見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	0人 (1人)	0人	0人	5人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	0人	0人	0人	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人 (1人)	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	0人 (5人)	0人	0人	5人

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数については、プログラムの実施状況及び発達障害者等の数を勘案して見込むこととされています。本町においては実績がないことから、令和8年度までに実施体制を整備し、令和8年度の受講者数を5人と見込みます。ピアサポートについても同様に当面は実施に向けた整備を進め、令和8年度の参加者数を5人と見込みます。

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

サービス	実績		見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	－	3回	3回 (3回)	3回	3回	3回
協議の場への関係者の参加者数	－	65人	65人 (25人)	65人	65人	65人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	－	有	有	有	有	有
	－	3回	3回	3回	3回	3回
精神障害者の地域移行支援	0人	0人	0人 (3人)	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援	0人	0人	0人 (3人)	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助	17人	19人	24人 (16人)	29人	34人	39人
精神障害者の自立生活援助	0人	0人	0人 (3人)	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	4人	6人	6人	7人	8人	9人

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、協議の場の開催回数、協議の場への関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数は大里地域自立支援協議会全体で見込みます。精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）については寄居町単独で見込みます。

(8) 相談支援体制の充実・強化等

サービス	実績		見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センターによる相談支援事業所に対する指導・助言件数	0件	0件	6件	6件	6件	6件
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数	2件	3件	6件	6件	6件	6件
基幹相談支援センターによる連携強化の取組の実施回数	0回	1回	3回	2回	2回	2回
基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数	10回	22回	20回	20回	20回	20回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	—	—	—	1人	2人	2人
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善						
相談支援事業参画による事例検討実施回数、参加事業者数・機関数	0回	0回	2回	6回	6回	6回
	0事業者数	0事業者数	6事業者数	6事業者数	6事業者数	6事業者数
専門部会の設置数、実施回数	3部会数	3部会数	3部会数	3部会数	3部会数	3部会数
	6回	6回	6回	6回	6回	6回

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。基幹相談支援センターを中心とし、各種相談事業所に対する指導・助言、人材育成への支援、連携強化への取組や個別事例の検討を行い、総合的・専門的な相談支援の推進を図ります。また、協議会にて相談支援事業者も交えた個別事例の検討会や専門部会を開催します。

(9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

サービス	実績		見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への参加人数	2人	2人	2人	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	無	無	無	無	無	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	0回	0回	0回	0回	0回	1回

障害福祉サービスの質を向上させるために、県が実施する研修に参加するほか、障害福祉サービスについての請求の過誤の減少や適正な運営を行っている事業所の経営の適正化や職員の作業負担の軽減のため、令和8年度に障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の確保を目指します。



3 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業の必要量を見込むに当たっては、利用実績に基づきながら、事業の実施見込みや新規利用者予測などにより算定しています。

(1) 相談支援事業

サービス	実績		見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所 (3か所)	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	1か所	1か所	1か所 (1か所)	1か所	1か所	1か所
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所 (1か所)	1か所	1か所	1か所

本町では相談支援事業として、身体及び知的障害に関する寄居町障害者生活支援センター「とも」、精神障害に関する地域生活支援センター向陽へ委託し実施してきました。また、令和2年度に寄居町障害者基幹相談支援センターを開設し、基幹相談支援センターで総合相談を推進しています。今後も身近な相談機関として充実を図り、利用者本位の相談支援事業を継続していきます。

地域自立支援協議会については、熊谷市、深谷市と共同設置した「大里地域自立支援協議会」において、地域における障害者等への支援体制及び地域の実情に応じた体制の整備についての協議、関係機関との連携など、障害のある方が地域において安心して暮らせるように努めます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

サービス	実績		見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	1人	1人	2人 (1人)	1人	1人	1人

知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な成年者の財産や権利を守り、地域で安心して暮らせるようにするため、成年後見制度による支援を必要とする障害のある人に対し、その利用の促進を図ります。本町では、寄居町成年後見制度利用促進基本計画を策定し、環境整備を進めており、適切な支援の提供に努めます。

(3) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス	実績		見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
専門家による 相談支援	3件	4件	4件 (1件)	4件	4件	4件

平成29年度に社会福祉協議会へ設置した成年後見支援センターにおいて、制度の普及啓発を行うとともに、社会福祉協議会が行う法人後見業務を支援しています。

(4) 意思疎通支援事業

サービス	実績		見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業 【利用件数】	7人 【72件】	8人 【75件】	4人 【40件】 (57件)	5人 【43件】	5人 【43件】	5人 【43件】

利用件数は、年度によりばらつきがありますが、意思の疎通が困難な方に手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の仲介をするために今後も利用促進を図ります。

(5) 日常生活用具給付等事業

サービス	実績		見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護・訓練支援用具 (件/年)	0件	1件	0件 (1件)	1件	1件	1件
②自立生活支援用具 (件/年)	1件	2件	1件 (8件)	2件	2件	2件
③在宅療養等支援用具 (件/年)	6件	3件	4件 (2件)	3件	3件	3件
④情報・意思疎通支援用具 (件/年)	3件	6件	4件 (4件)	5件	5件	5件
⑤排せつ管理支援用具 (件/年)	758件	793件	810件 (972件)	808件	818件	828件
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) (件/年)	1件	0件	0件 (1件)	1件	1件	1件
延べ件数	769件	805件	819件 (988件)	820件	830件	840件

日常生活用具給付は横ばいで推移しています。第6期障害福祉計画における日常生活用具給付等事業全体としての計画値（延べ件数）は988件ですが、現状の実績値を鑑み、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では計画値を840件とし、引き続き制度の周知を図り適切に利用促進を図ります。

（6）手話奉仕員養成研修事業

サービス	実績		見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	0人	0人	0人 (2人)	2人	2人	2人

埼玉県が実施する手話奉仕員養成研修に受講希望者を派遣します。

（7）移動支援事業

サービス	実績		見込み				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
移動支援事業	利用者数	3人	2人	3人 (6人)	4人	4人	4人
	延べ利用時間	59時間	74時間	80時間 (109時間)	90時間	90時間	90時間

利用者数は概ね横ばいですが、今後は微増すると見込み、4人とします。それに伴って利用時間も増加を見込みます。社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加の外出の確保のため、サービスの提供に努めます。

（8）地域活動支援センター機能強化事業

サービス	実績		見込み				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域活動支援センター	設置数	2か所	2か所	2か所 (2か所)	2か所	2か所	2か所
	利用者数 (人/月)	14人	11人	12人 (15人)	12人	12人	12人

地域活動支援センターマルベリー、地域活動支援センターの機能をもっている地域生活支援センター向陽では、創作や交流等の活動を支援しています。2施設で1か月あたり12人が利用しており、引き続き、12人の利用を見込みます。

(9) 日常生活支援事業（任意事業）

サービス		実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	利用者数	0人	0人	0人 (1人)	0人	0人	1人
	延べ利用回数	0回/週	0回/週	0回/週 (1回/週)	0回/週	0回/週	12回/週
生活訓練等事業利用者数(人)		3人	3人	3人 (2人)	3人	3人	3人
日中一時支援事業利用者数(人)		2人/月	2人/月	2人/月 (8人/月)	4人/月	4人/月	4人/月

本町での訪問入浴サービスは、1週あたり1回となっています。対象者が限られているため、利用者数は、現利用者数を基に見込みます。生活訓練等事業については安定的に推移しており、今後も同様の傾向と見込み、日中一時支援事業については、これまでの実績も踏まえ、4人とします。

今後も、制度の周知を図り利用拡大に努めます。

(10) 巡回支援専門員整備事業（任意事業）

サービス		実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
巡回支援専門員	配置保育所数	8か所	8か所	8か所 (9か所)	8か所	8か所	8か所
	延べ訪問回数	16回	16回	16回 (18回)	16回	16回	16回

巡回支援専門員整備事業により、発達障害等に関する知識を有する専門員が町内の保育所を巡回し、障害が気になる子どもの早期発見・早期対応のための支援を行っています。町内保育所（園）等を年2回訪問しています。

(11) 成年後見制度普及啓発事業（任意事業）

サービス	実績		見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講演会開催等	2回	5回	3回 (1回)	3回	3回	3回

講演会等を毎年1回開催しています。研修等の要望がある場合は随時対応します。

(12) 社会参加支援事業（任意事業）

サービス	実績		見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費補助金	1人	0人	1人 (2人)	2人	2人	2人
自動車改造費補助金	0人	1人	1人 (2人)	1人	1人	1人

障害者の自動車運転免許取得や自動車改造にかかる費用の一部を補助しています。近年の実績を踏まえて、今後の支援件数を見込みます。

(13) 就業・就労支援事業（任意事業）

サービス	実績		見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練費	0人	0人	0人 (2人)	0人	0人	1人
就職支度金	0人	0人	0人 (2人)	0人	0人	1人
知的障害者職親委託	0人	0人	0人 (1人)	0人	0人	1人

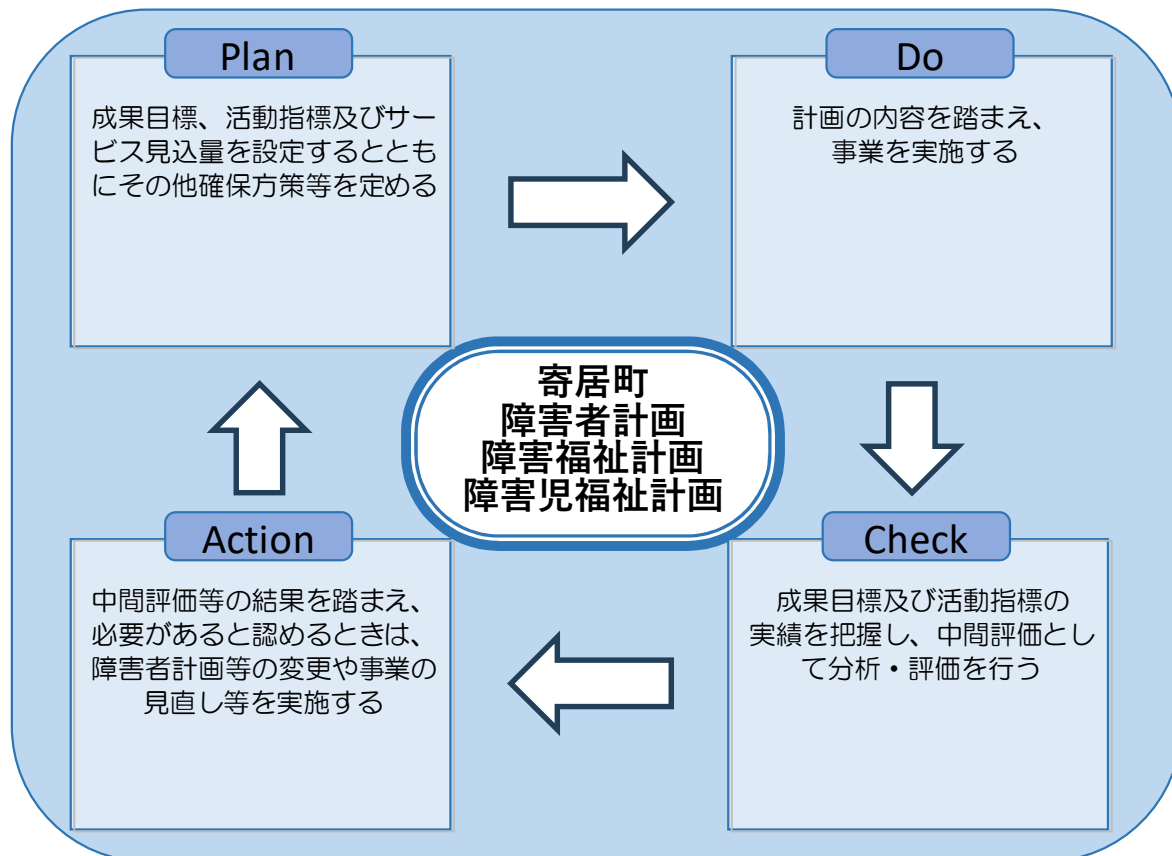
一般就労への移行支援として、更生訓練費、就職支度金を支給しており、また、知的障害者職親委託を行っています。近年の実績を踏まえて、今後の支援件数を見込みます。

第8章 計画の推進に向けて

1 進行状況の点検及び評価

本計画の実現に向けては、進捗状況・目標指標に対する定期的な点検・評価を実施し、それらを踏まえた課題への対応を行うなど、P D C Aサイクルの適切な運用を図ります。

計画実現に向けたP D C Aサイクル



2 推進体制

計画の推進にあたっては、庁内関係各課との情報共有及び連携を強化するとともに、町民・事業者・ボランティア・NPO・埼玉県など、関係機関・関係団体等との連携・協働のもと、効果的・効率的な取り組みを推進していきます。

資料編

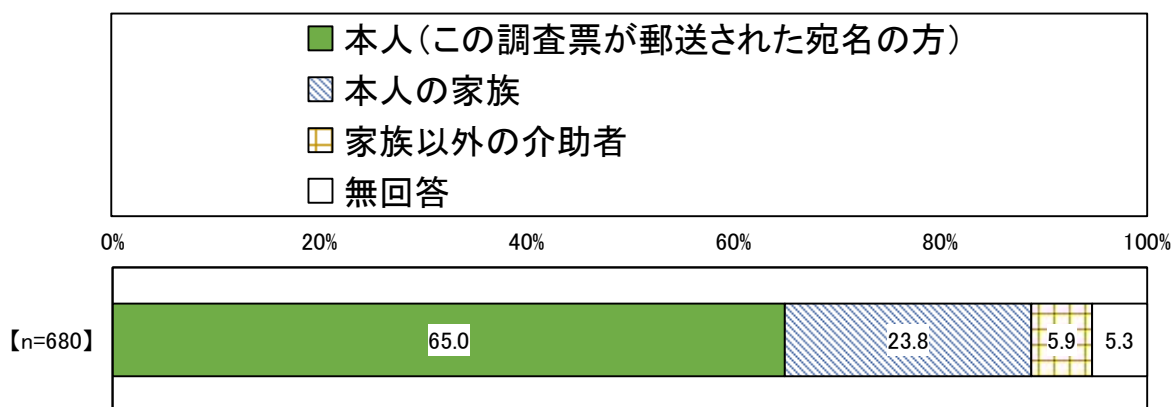
1 寄居町障害福祉に関する町民アンケート調査 調査結果

【回答者について】

1. 回答者の基本属性

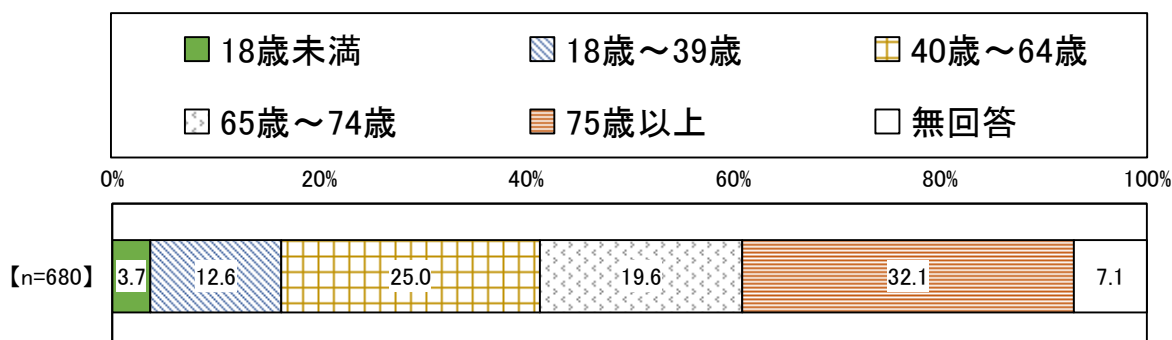
(1) 回答者

「本人（この調査票が郵送された宛名の方）」が65.0%で、「本人の家族」が23.8%、「家族以外の介助者」が5.9%となっています。



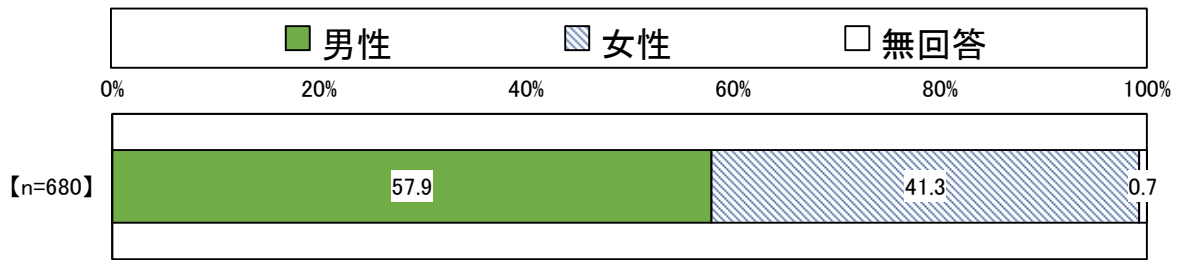
(2) 年齢

「75歳以上」が32.1%で最も多く、以下「40歳～64歳」が25.0%、「65歳～74歳」が19.6%などとなっています。



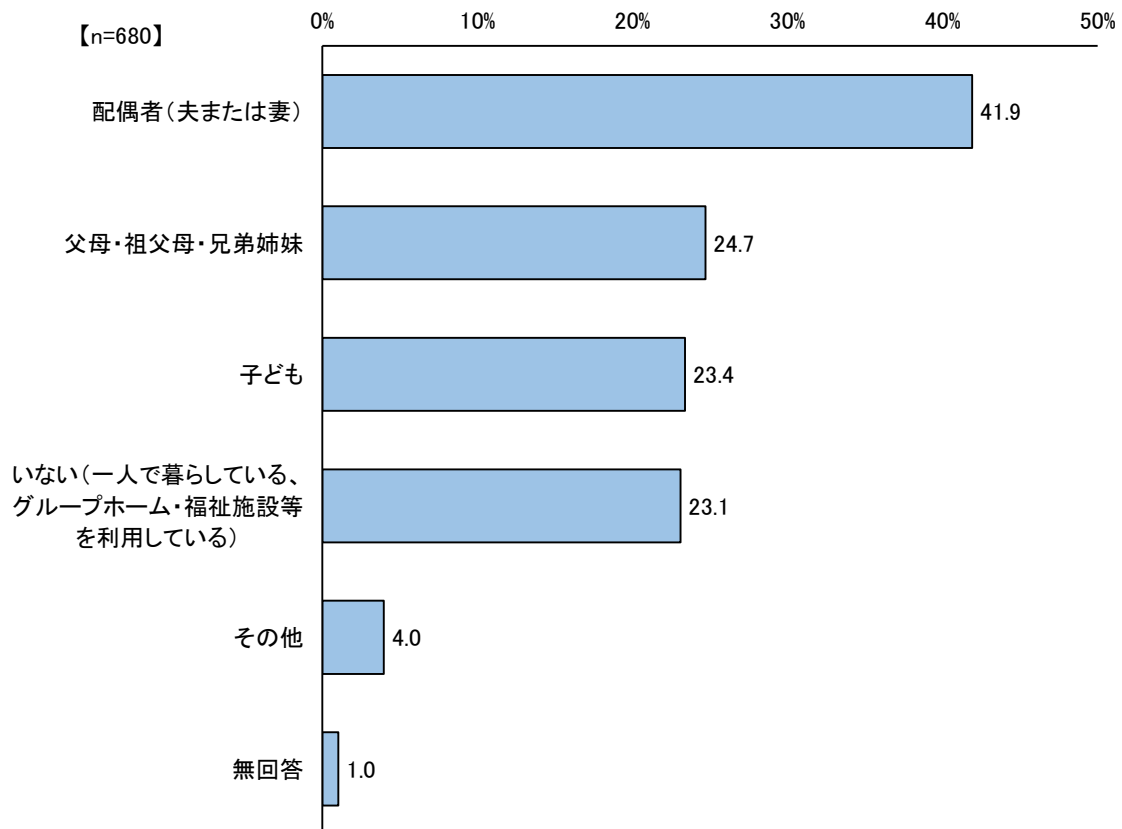
(3) 性別

「男性」が57.9%で、「女性」が41.3%となっています。



(4) 障害種別

「身体」が71.3%で最も多く、以下「医療的ケア」が42.4%、「療育」が17.5%などとなっています。



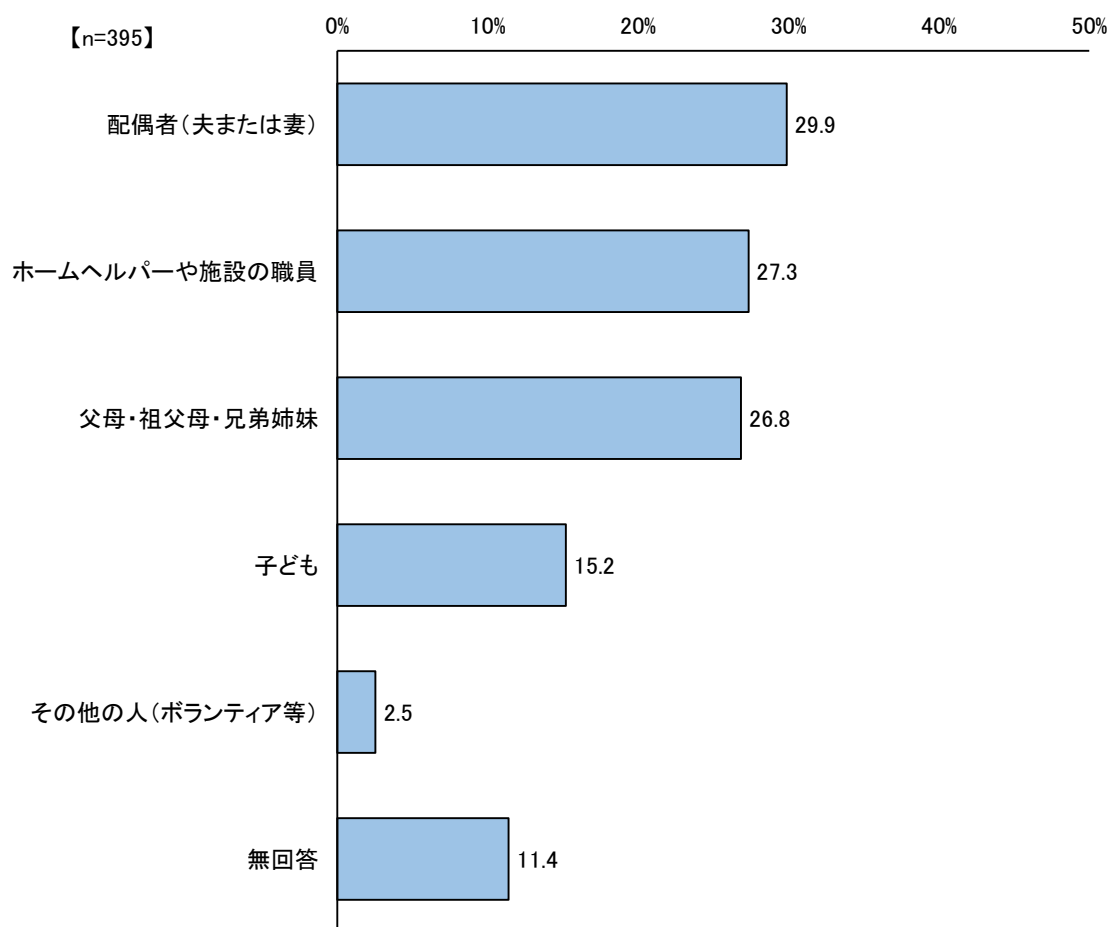
【各設問の回答結果】

1. 介助と介助者の状況について

(1) 一緒に暮らしている人

問4 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(あてはまるものすべてに○)

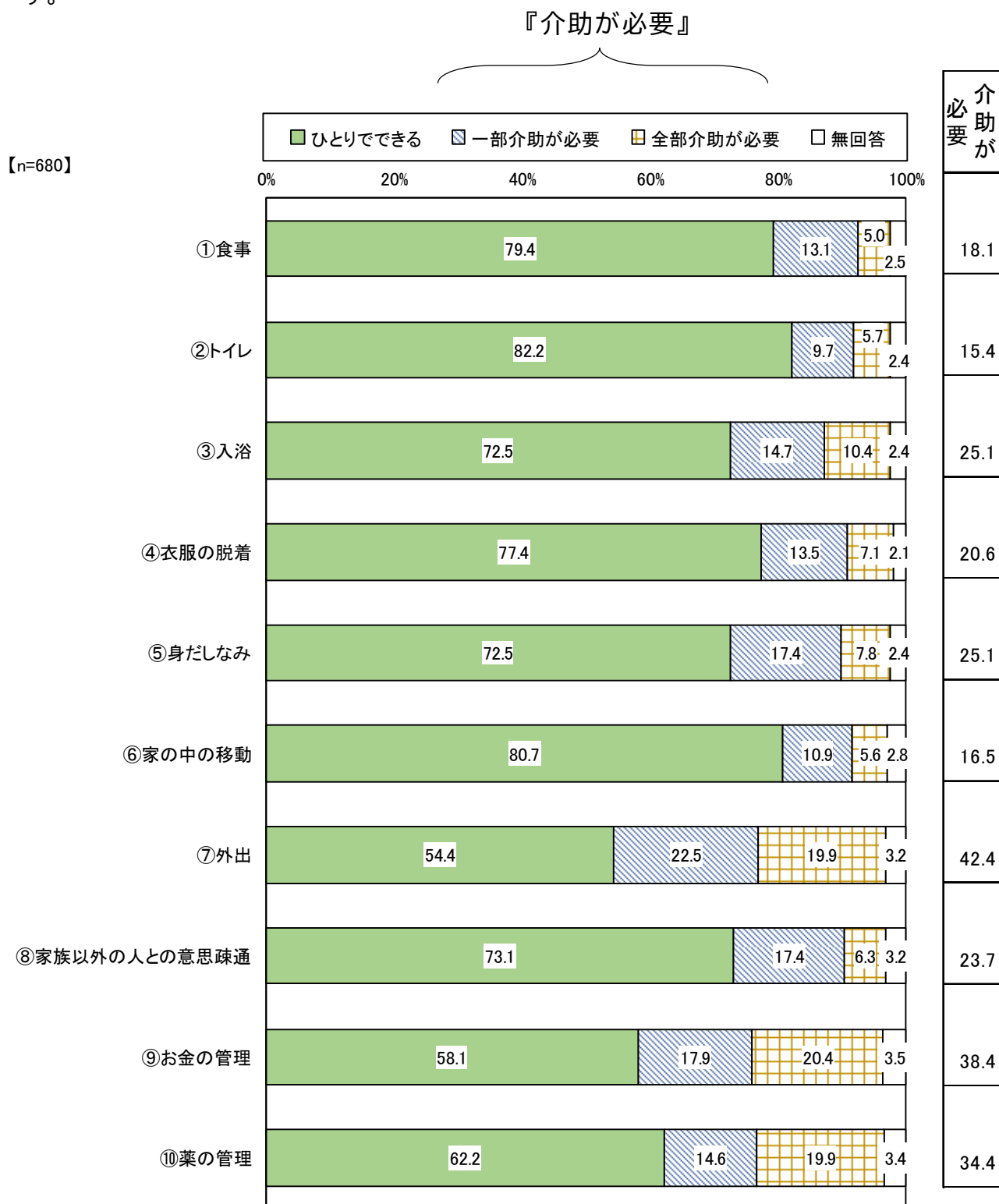
「配偶者(夫または妻)」が41.9%で最も多く、以下「父母・祖父母・兄弟姉妹」が24.7%、「子ども」が23.4%、「いない(一人で暮らしている、グループホーム・福祉施設等を利用している)」が23.1%となっています。



(2) 日常生活での介助の必要性

問5 日常生活で次のことに介助が必要ですか。①から⑩のそれぞれにお答えください。(①から⑩それぞれに○を1つ)

「一部介助が必要」と「全部介助が必要」を合わせた『介助が必要』は、「⑦外出」が42.4%で最も多く、次いで「⑨お金の管理」が38.4%、「⑩薬の管理」が34.4%などとなっています。ほかの項目では約7割の方が、「ひとりでできる」と回答しています。

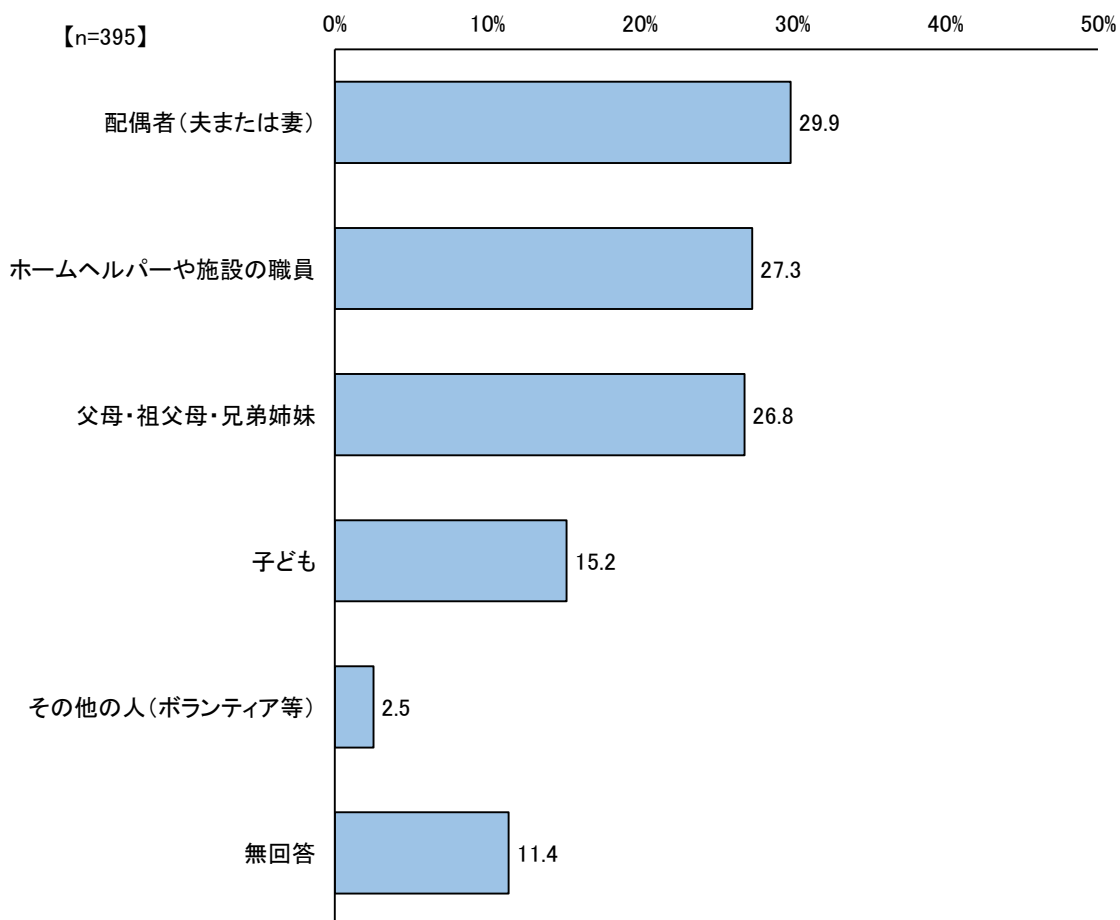


【問5のいずれかで「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と答えた方にお伺いします。】

(3) 介助をしてくれる人

問6 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

「配偶者(夫または妻)」が29.9%で最も多く、以下「ホームヘルパーや施設の職員」が27.3%、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が26.8%などとなっています。



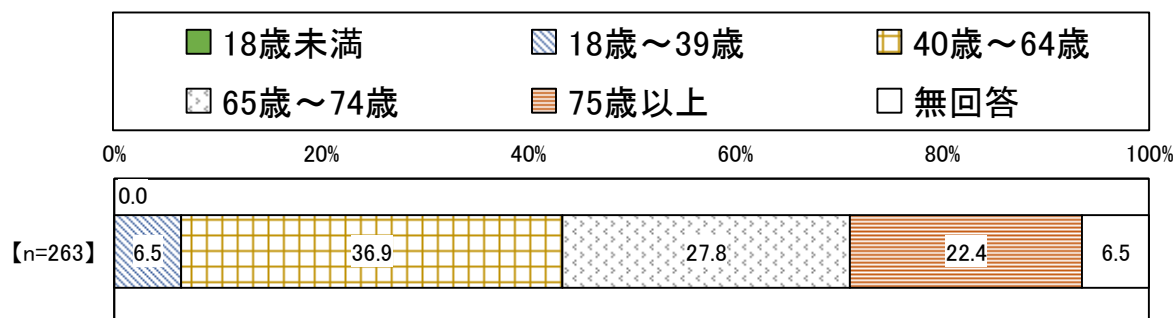
【問6で「父母・祖父母・兄弟姉妹」「配偶者（夫または妻）」「子ども」と答えた方にお伺いします。】

(4) 介助の中心となる介助者の年齢、性別、健康状態

問7 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

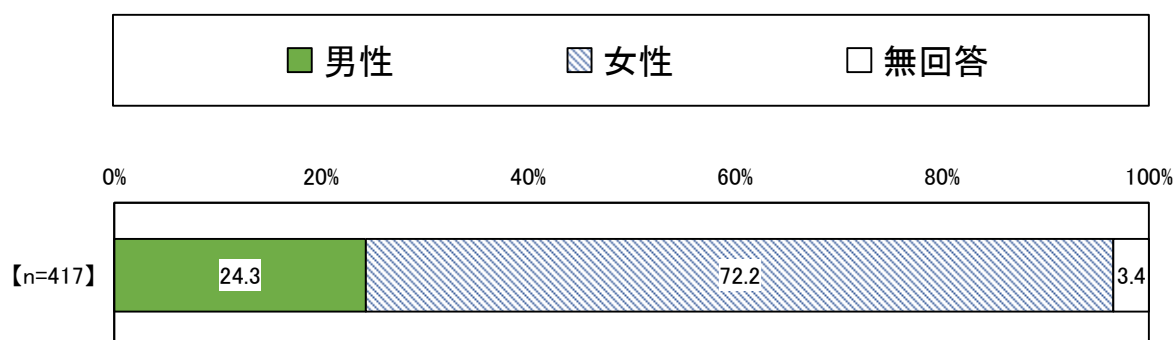
① 年齢

「40歳～64歳」が36.9%で最も多く、以下「65歳～74歳」が27.8%、
「75歳以上」が22.4%などとなっています。



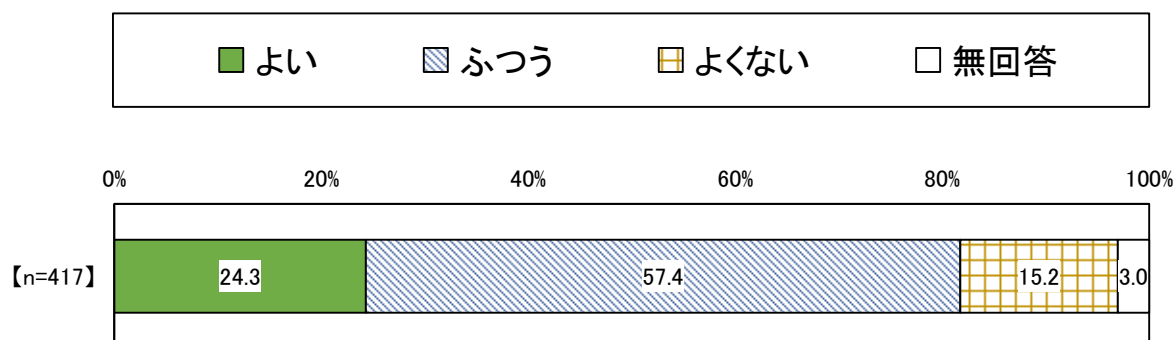
② 性別

「女性」が72.2%で、「男性」が24.3%となっています。



③ 健康状態

「ふつう」が57.4%で最も多く、以下「よい」が24.3%、「よくない」が15.2%などとなっています。

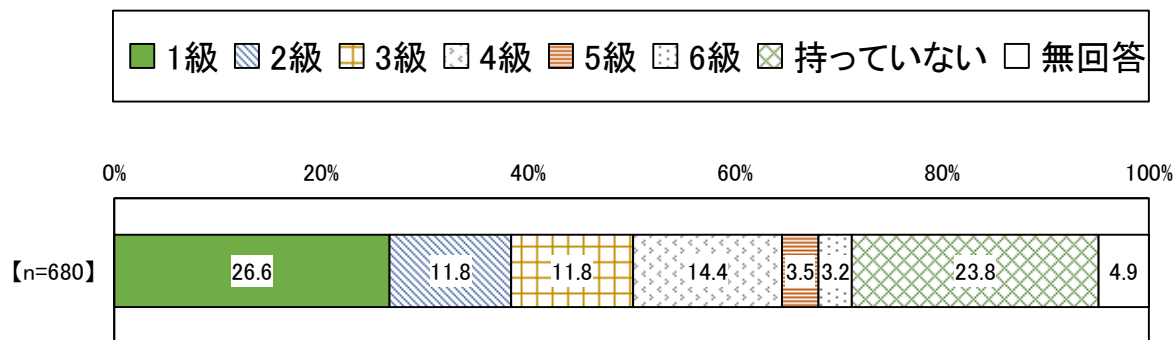


2. 障害の状況について

(1) 身体障害者手帳の等級

問8 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

「1級」が26.6%で最も多く、以下「持っていない」が23.8%、「4級」が14.4%などとなっています。

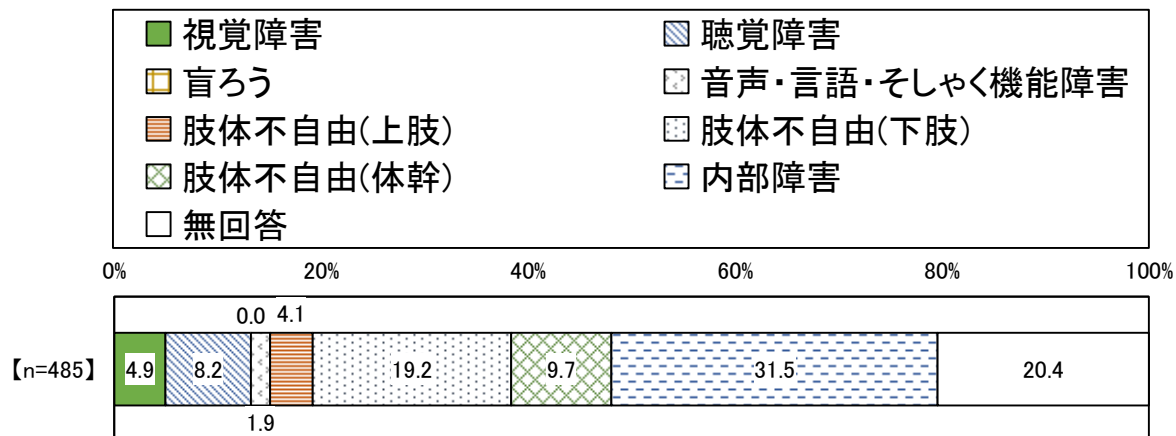


【身体障害者手帳をお持ちの方にお伺いします。】

(2) 主たる障害

問9 主たる障害をお答えください。(○は1つだけ)

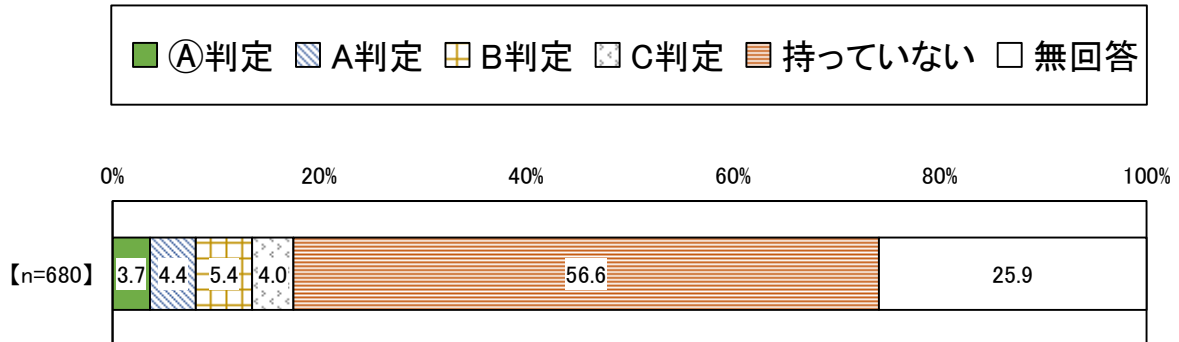
「内部障害」が31.5%で最も多く、以下「肢体不自由(下肢)」が19.2%、「肢体不自由(体幹)」が9.7%などとなっています。



(3) 療育手帳の有無

問10 あなたは療育手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

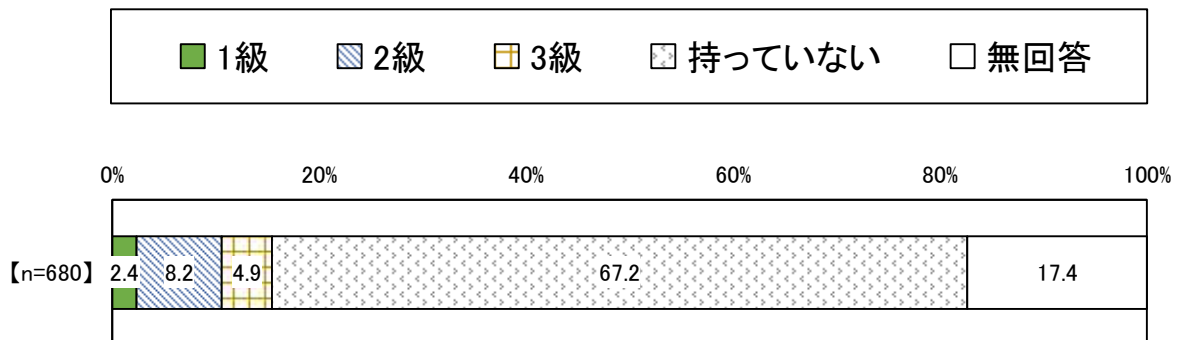
「持っていない」が56.6%で最も多く、以下「B判定」が5.4%、「A判定」が4.4%などとなっています。



(4) 精神障害者保健福祉手帳の等級

問11 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

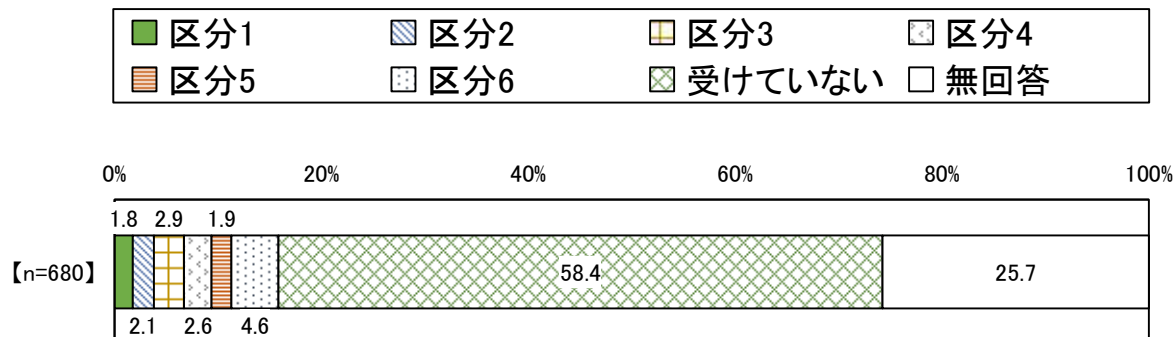
「持っていない」が67.2%で最も多く、以下「2級」が8.2%、「3級」が4.9%などとなっています。



(5) 障害支援区分の認定

問12 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

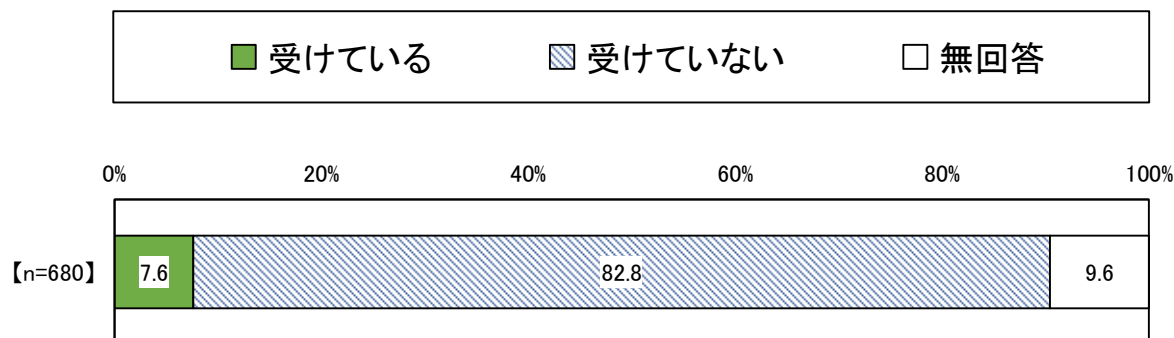
「受けていない」が58.4%で最も多く、以下「区分6」が4.6%、「区分3」が2.9%などとなっています。



(6) 難病（特定疾患）の認定を受けているか

問13 あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

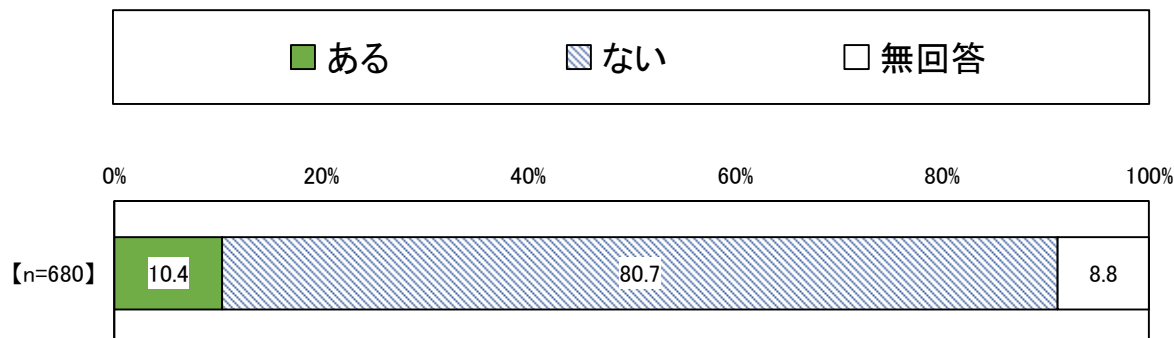
「受けていない」が82.8%で、「受けている」が7.6%となっています。



(7) 発達障害としての診断

問14 あなたは発達障害として診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

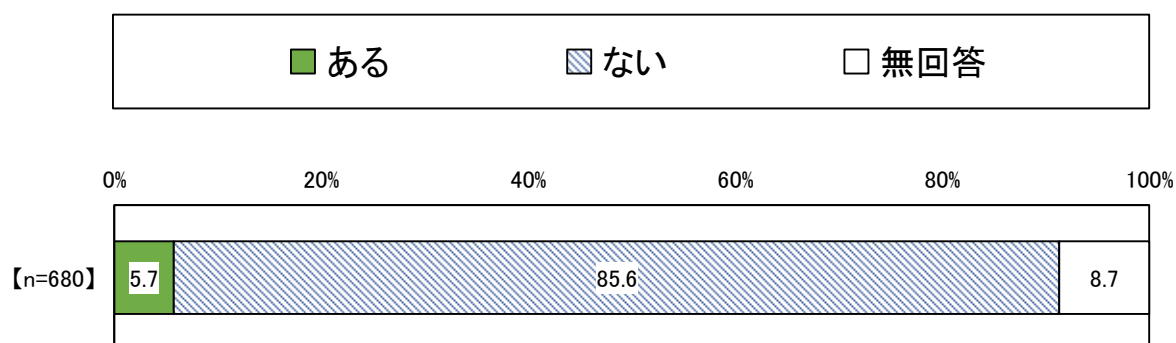
「ない」が80.7%で、「ある」が10.4%となっています。



(8) 強度行動障害としての指摘

問15 あなたは強度行動障害があると言われたことはありますか。(○は1つだけ)

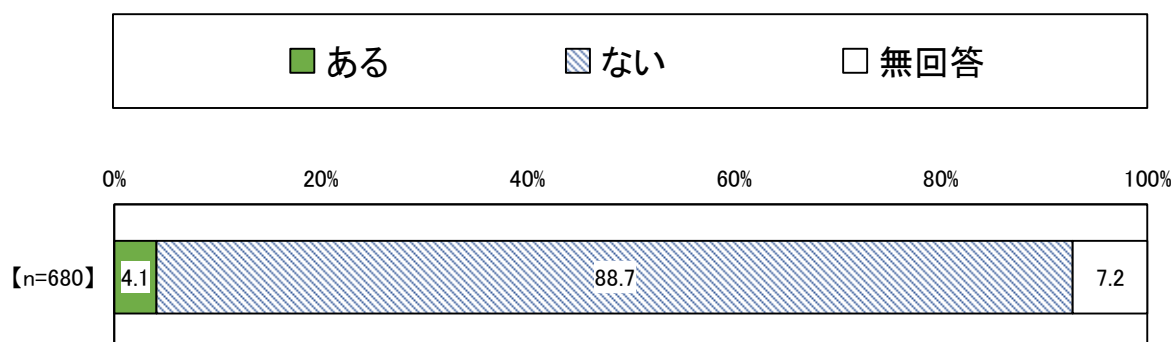
「ない」が85.6%で、「ある」が5.7%となっています。



(9) 高次脳機能障害としての診断

問16 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

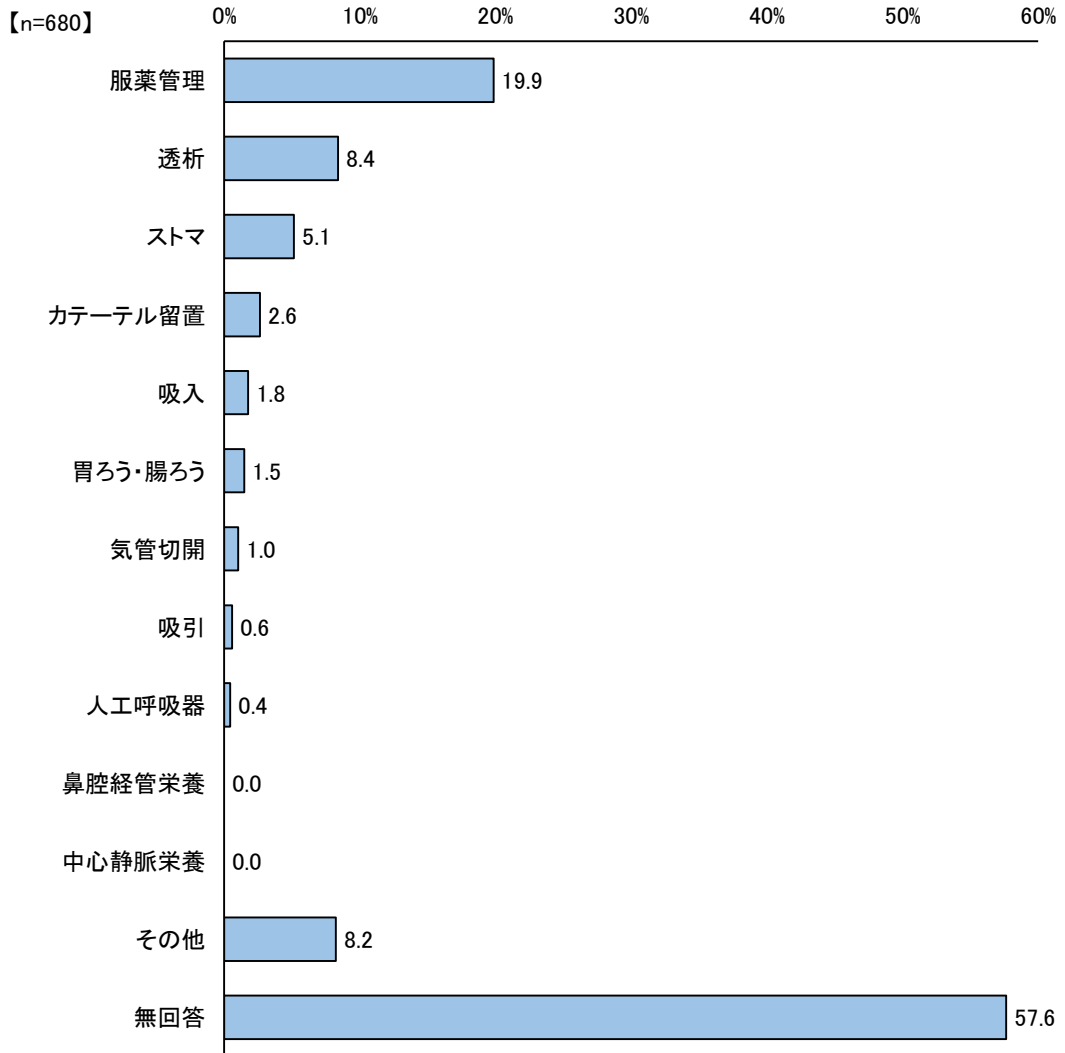
「ない」が88.7%で、「ある」が4.1%となっています。



(10) 現在受けている医療的ケア

問17 あなたが現在受けている医療的ケアをご回答ください。(あてはまるものすべてに○)

「服薬管理」が19.9%で最も多く、以下「透析」が8.4%、「その他」が8.2%、「ストマ」が5.1%などとなっています。

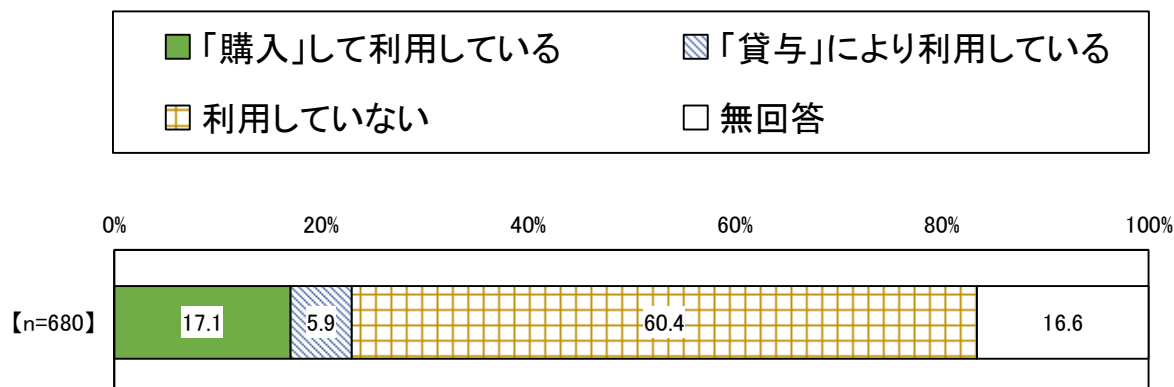


(11) 補装具の利用状況

問18 補装具の利用についてご回答ください。

①現在、補装具は利用していますか。(〇は1つだけ)

「利用していない」が60.4%で、「購入」して利用している」が17.1%、「貸与」により利用している」が5.9%となっています。



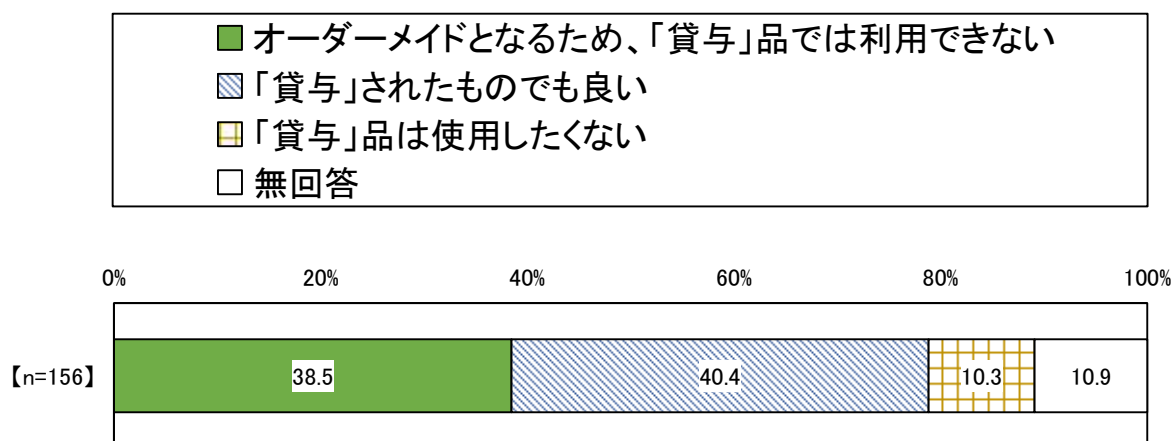
【補装具を利用している方にお伺いします。】

(12) 補装具は貸与されたものでも良いか

問18 補装具の利用についてご回答ください。

②補装具は貸与されたものでも良いですか。(〇は1つだけ)

「貸与」されたものでも良い」が40.4%で最も多く、以下「オーダーメイドとなるため、「貸与」品では利用できない」が38.5%、「貸与」品では利用できない」が38.5%、「貸与」品は使用したくない」が10.3%となっています。



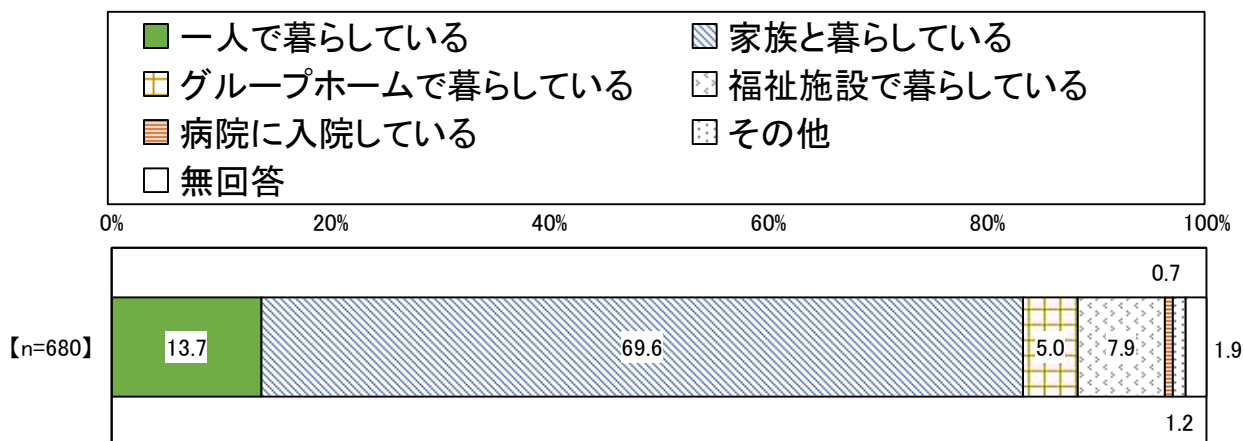
3. 住まいや暮らしについて

(1) 現在の生活状況

問19 あなたは現在どのように暮らしていますか。(〇は1つだけ)

「家族と暮らしている」が69.6%で最も多く、以下「一人で暮らしている」が13.7%、「福祉施設で暮らしている」が7.9%、「グループホームで暮らしている」が5.0%などとなっています。

年齢・性別では大きな違いはみられませんが、障害別にみると、知的の方では「グループホームで暮らしている」、「福祉施設で暮らしている」が多くなっています。



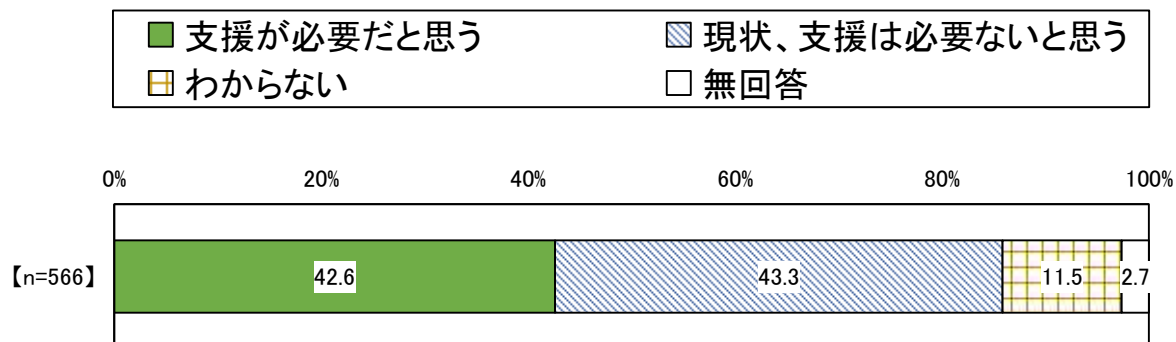
		合計	一人で暮らしている	家族と暮らしている	グループホームで暮らしている	福祉施設で暮らしている	病院に入院している	その他	無回答
全体		680	13.7	69.6	5.0	7.9	0.7	1.2	1.9
年齢	18歳未満	25	0.0	84.0	0.0	4.0	0.0	8.0	4.0
	18歳～39歳	86	3.5	73.3	10.5	9.3	0.0	2.3	1.2
	40歳～64歳	170	14.1	67.6	7.1	8.2	1.8	0.6	0.6
	65歳～74歳	133	15.8	69.9	3.0	6.0	1.5	0.0	3.8
	75歳以上	218	16.5	68.3	1.8	9.6	0.0	1.4	2.3
性別	男性	394	13.2	71.8	4.6	7.4	1.0	1.0	1.0
	女性	281	14.2	66.2	5.7	8.9	0.4	1.4	3.2
障害種別	身体	485	15.9	73.0	2.7	5.6	0.2	0.6	2.1
	知的	119	3.4	55.5	16.8	18.5	0.8	2.5	2.5
	精神	105	16.2	69.5	6.7	4.8	2.9	0.0	0.0

【問19で、「一人で暮らしている」又は「家族と暮らしている」と回答された方にお伺いします。】

(2) 災害時自宅から避難する際、誰かの支援が必要か

問20 あなたは災害時にご自宅から避難する場合、どなたかの支援を必要としますか。

「現状、支援は必要ないと思う」が43.3%で、「支援が必要だと思う」が42.6%、「わからない」が11.5%となっています。

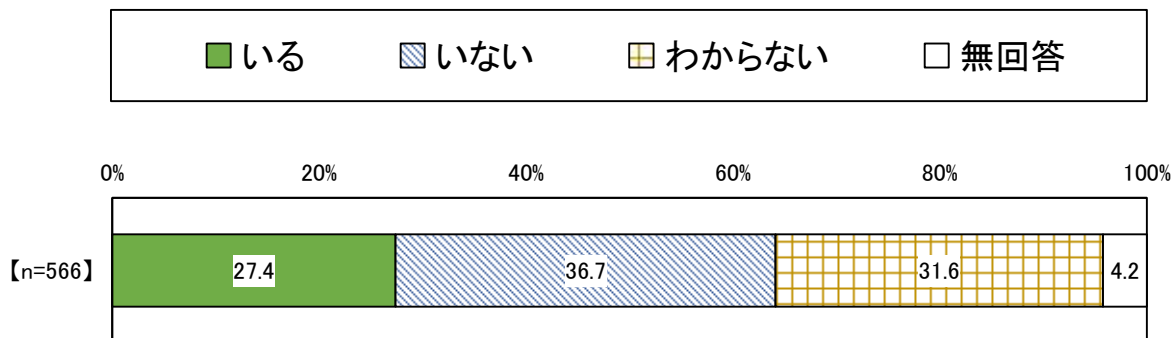


		合計	支援が必要 だと思う	現状、支援 は必要ない と思う	わからない	無回答
全体		566	42.6	43.3	11.5	2.7
年齢	18歳未満	21	81.0	4.8	14.3	0.0
	18歳～39歳	66	56.1	27.3	13.6	3.0
	40歳～64歳	139	33.1	48.2	16.5	2.2
	65歳～74歳	114	33.3	51.8	9.6	5.3
	75歳以上	185	48.1	43.8	5.9	2.2
性別	男性	335	40.3	48.4	8.7	2.7
	女性	226	46.5	35.0	15.9	2.7
障害種別	身体	431	41.3	47.1	9.3	2.3
	知的	70	62.9	17.1	18.6	1.4
	精神	90	34.4	43.3	18.9	3.3

(3) 近所にあなただを助けてくれる人はいるか

問21 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただを助けてくれる人はいますか。(○は1つだけ)

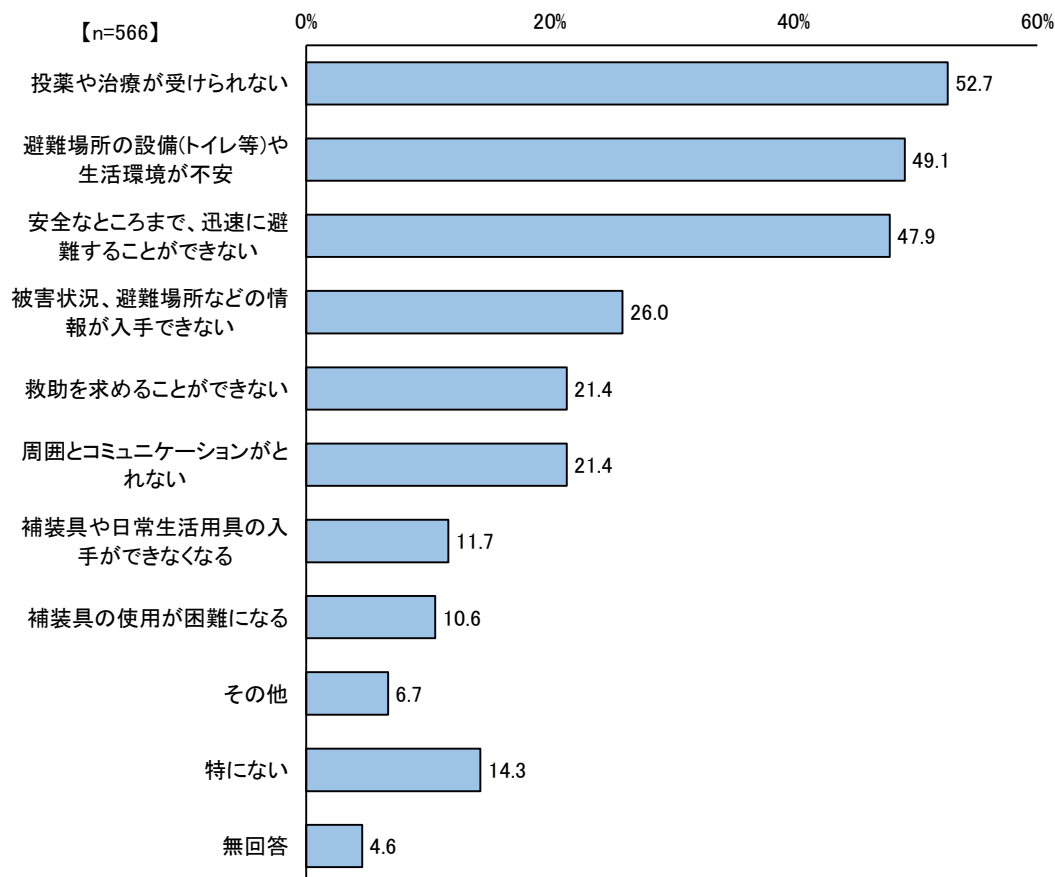
「いない」が36.7%で最も多く、以下「わからない」が31.6%、「いる」が27.4%となっています。



(4) 火事や地震等の災害時に困ること

問22 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

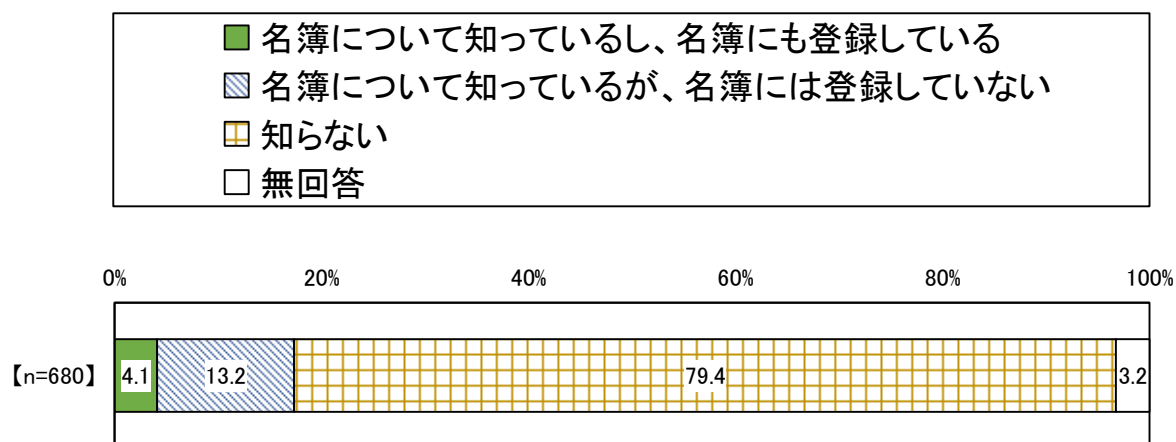
「投薬や治療が受けられない」が52.7%で最も多く、以下「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が49.1%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が47.9%などとなっています。



(5) 災害時避難行動要支援者名簿を知っているか

問23 あなたは災害時避難行動要支援者名簿を知っていますか。(○は1つだけ)

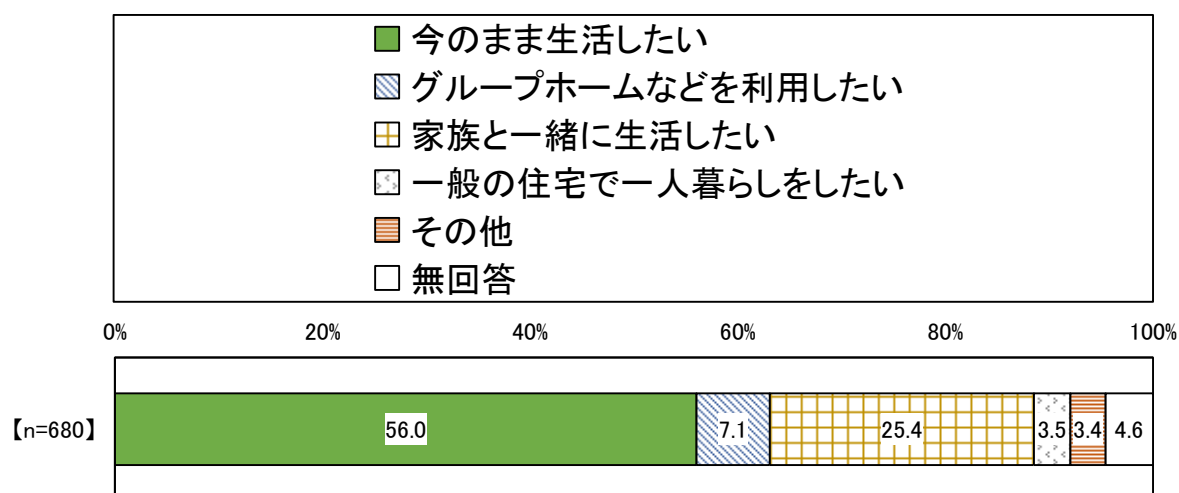
「知らない」が79.4%で、「名簿について知っているが、名簿には登録していない」が13.2%、「名簿について知っているし、名簿にも登録している」が4.1%となっています。



(6) 将来、地域で生活したいか

問24 あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。(○は1つだけ)

「今のまま生活したい」が56.0%で最も多く、以下「家族と一緒に生活したい」が25.4%、「グループホームなどを利用したい」が7.1%などとなっています。

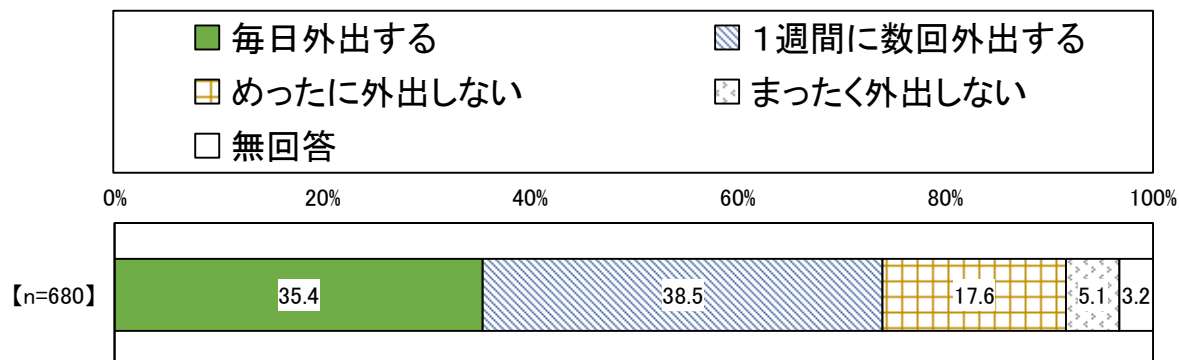


4. 日中活動や就労について

(1) 1週間の外出頻度

問25 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)

「1週間に数回外出する」が38.5%で最も多く、以下「毎日外出する」が35.4%、「めったに外出しない」が17.6%などとなっています。

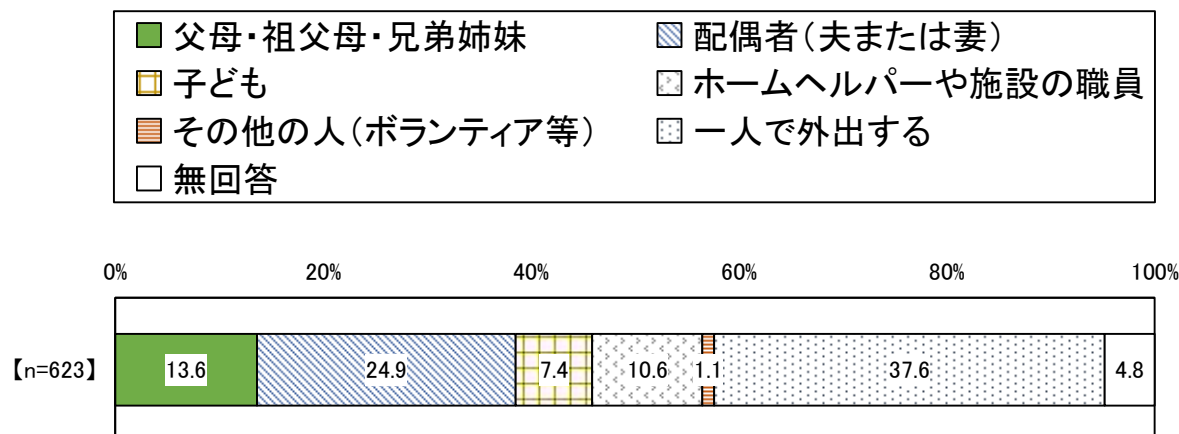


【問25で「毎日外出する」、「1週間に数回外出する」「めったに外出しない」のいずれかを選択した方にお伺いします。】

(2) 外出する際の同伴者

問26 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)

「一人で外出する」が37.6%で最も多く、以下「配偶者(夫または妻)」が24.9%、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が13.6%などとなっています。

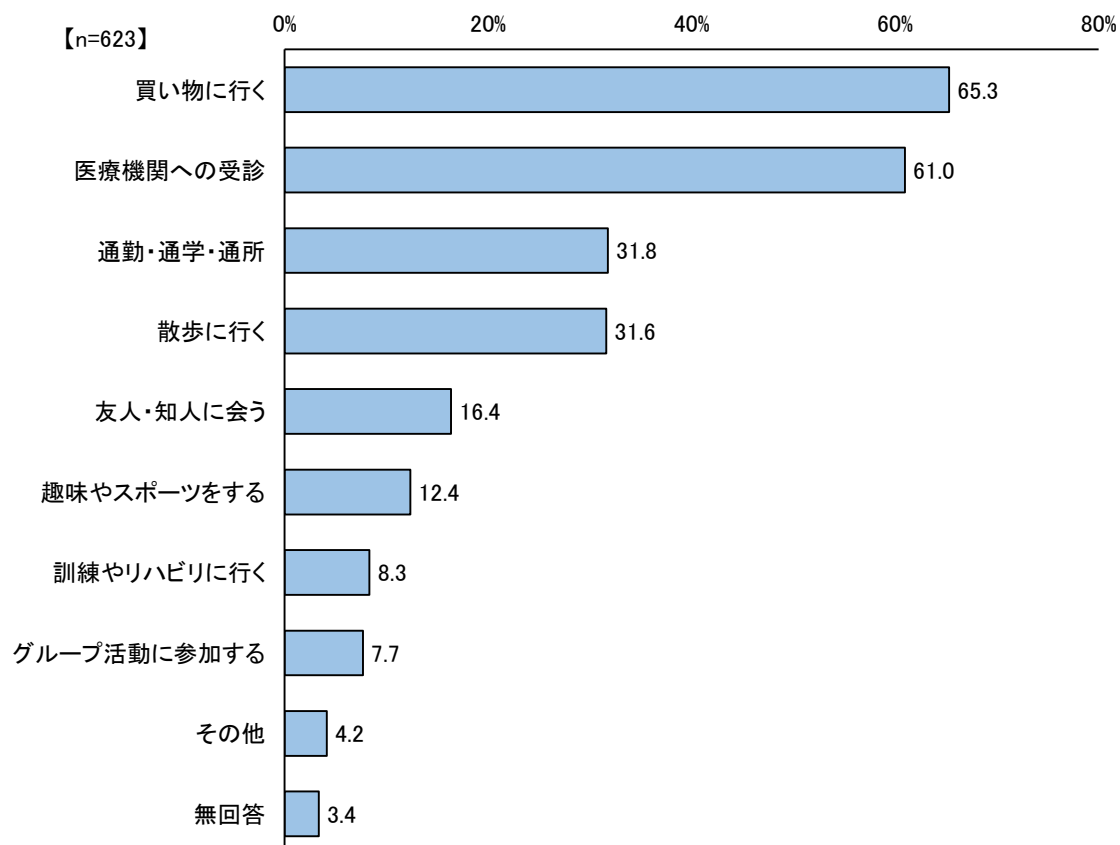


【問25で「毎日外出する」、「1週間に数回外出する」「めったに外出しない」のいずれかを選択した方にお伺いします。】

(3) 外出する際の目的

問27 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

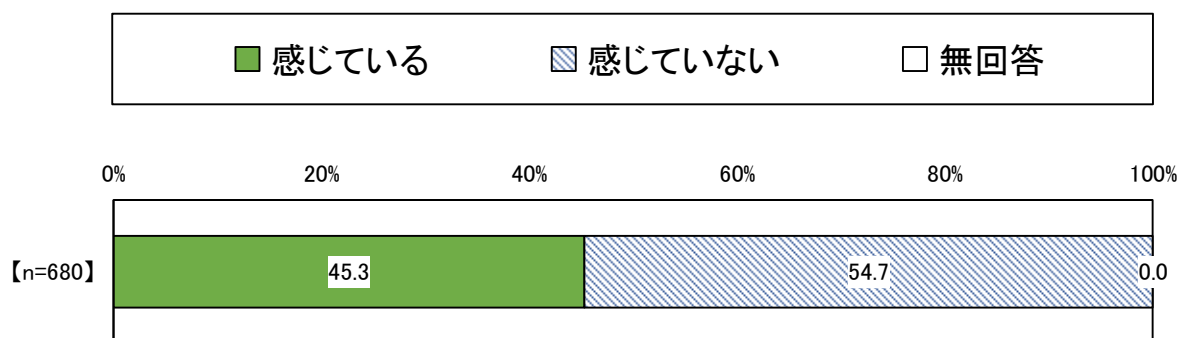
「買い物に行く」が65.3%で最も多く、以下「医療機関への受診」が61.0%、「通勤・通学・通所」が31.8%などとなっています。



(4) 外出する際に不便や困難を感じているか

問28 あなたは、外出する際に不便や困難を感じていますか。(○は1つだけ)

「感じていない」が54.7%で最も多く、以下「感じている」が45.3%などとなっています。

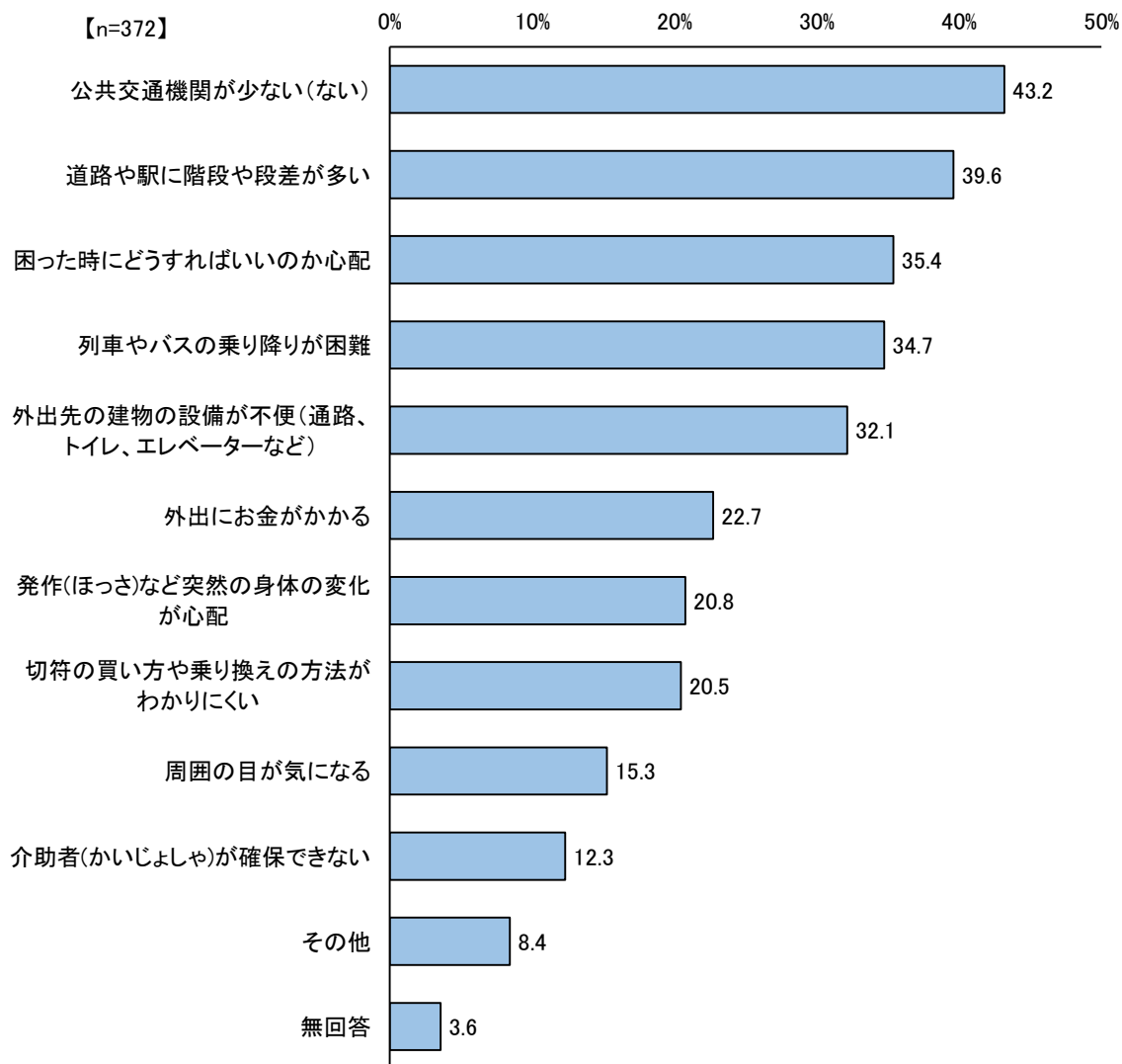


【問28で「感じている」を選択した方のみにお伺いします。】

(5) 外出する際に困ること

問29 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

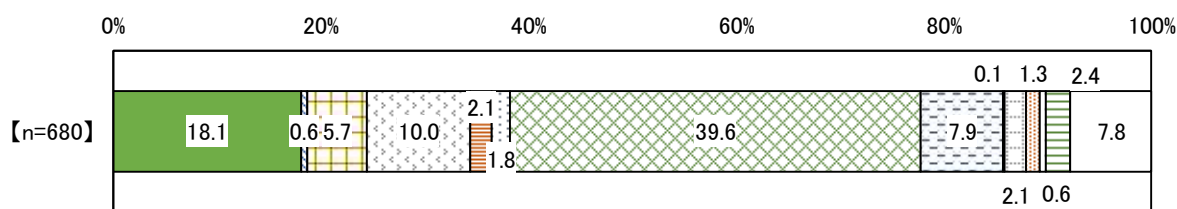
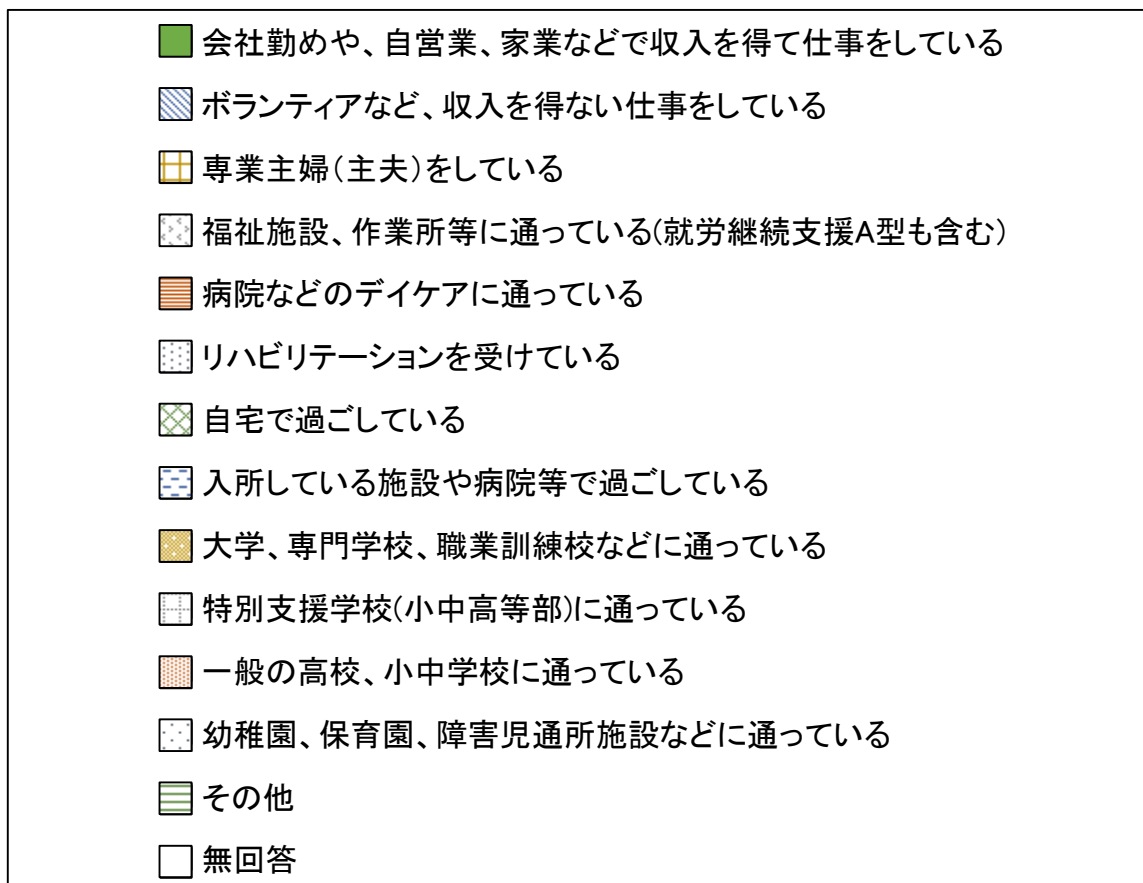
「公共交通機関が少ない(ない)」が43.2%で最も多く、以下「道路や駅に階段や段差が多い」が39.6%、「困った時にどうすればいいのか心配」が35.4%などとなっています。



(6) 平日の日中の過ごし方

問30 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(〇は1つだけ)

「自宅で過ごしている」が39.6%で最も多く、以下「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が18.1%、「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)」が10.0%などとなっています。

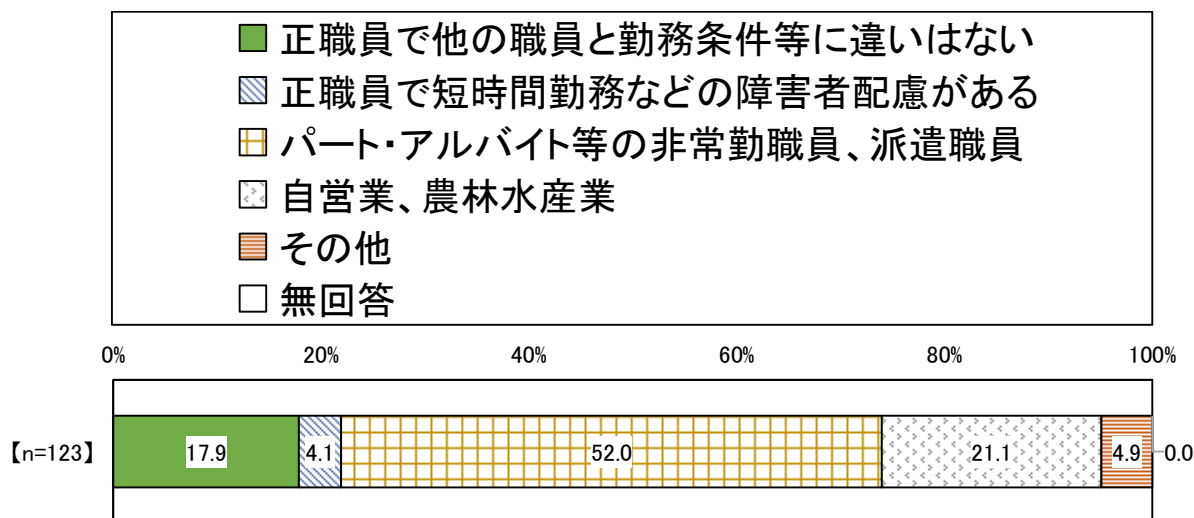


【問30で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」を選択した方にお伺いします。】

(7) 勤務形態

問31 どのような勤務形態で働いていますか。(〇は1つだけ)

「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が52.0%で最も多く、以下「自営業、農林水産業」が21.1%、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が17.9%などとなっています。

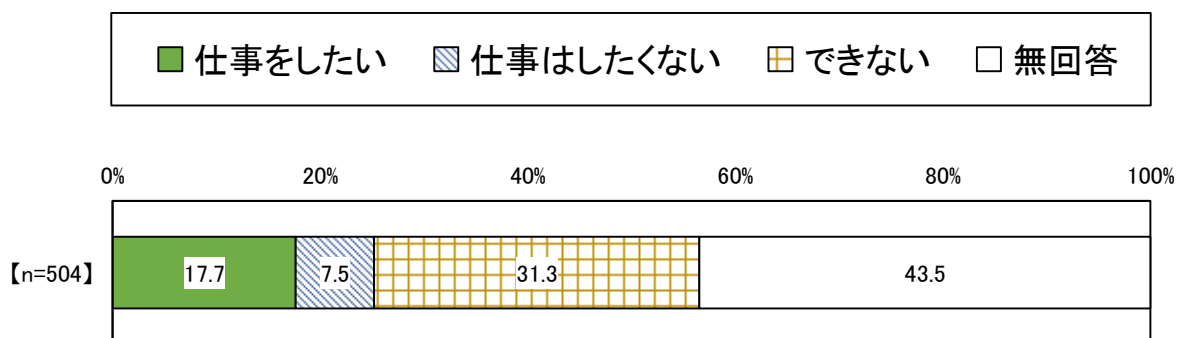


【問30で、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外を選択した18～64歳の方にお伺いします。】

(8) 今後、収入を得る仕事をしたいと思うか

問32 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(〇は1つだけ)

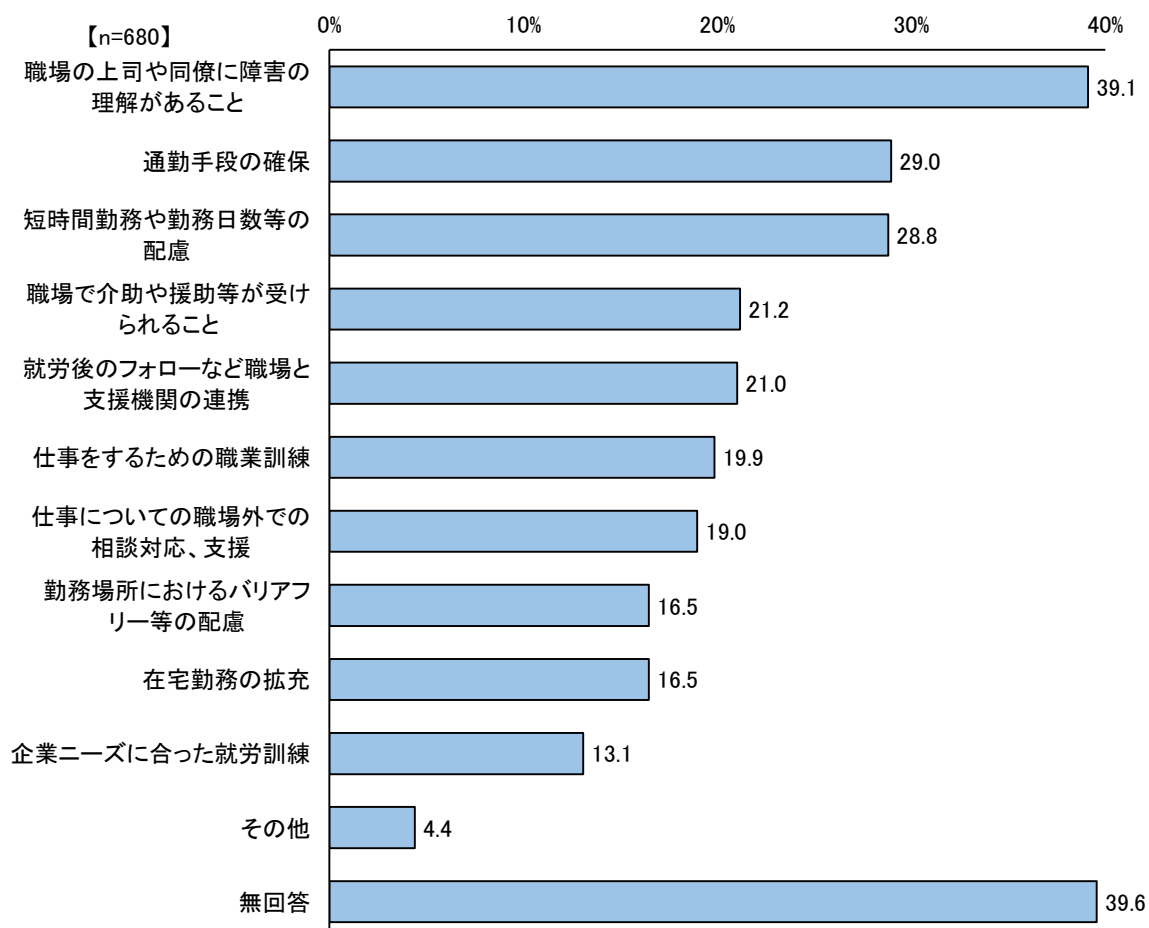
「できない」が31.3%で、「仕事はしたくない」が7.5%、「仕事はしたくない」が7.5%などとなっています。



(9) 障害者の就労支援として必要だと思うこと

問33 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が39.1%で最も多く、以下「通勤手段の確保」が29.0%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が28.8%などとなっています。

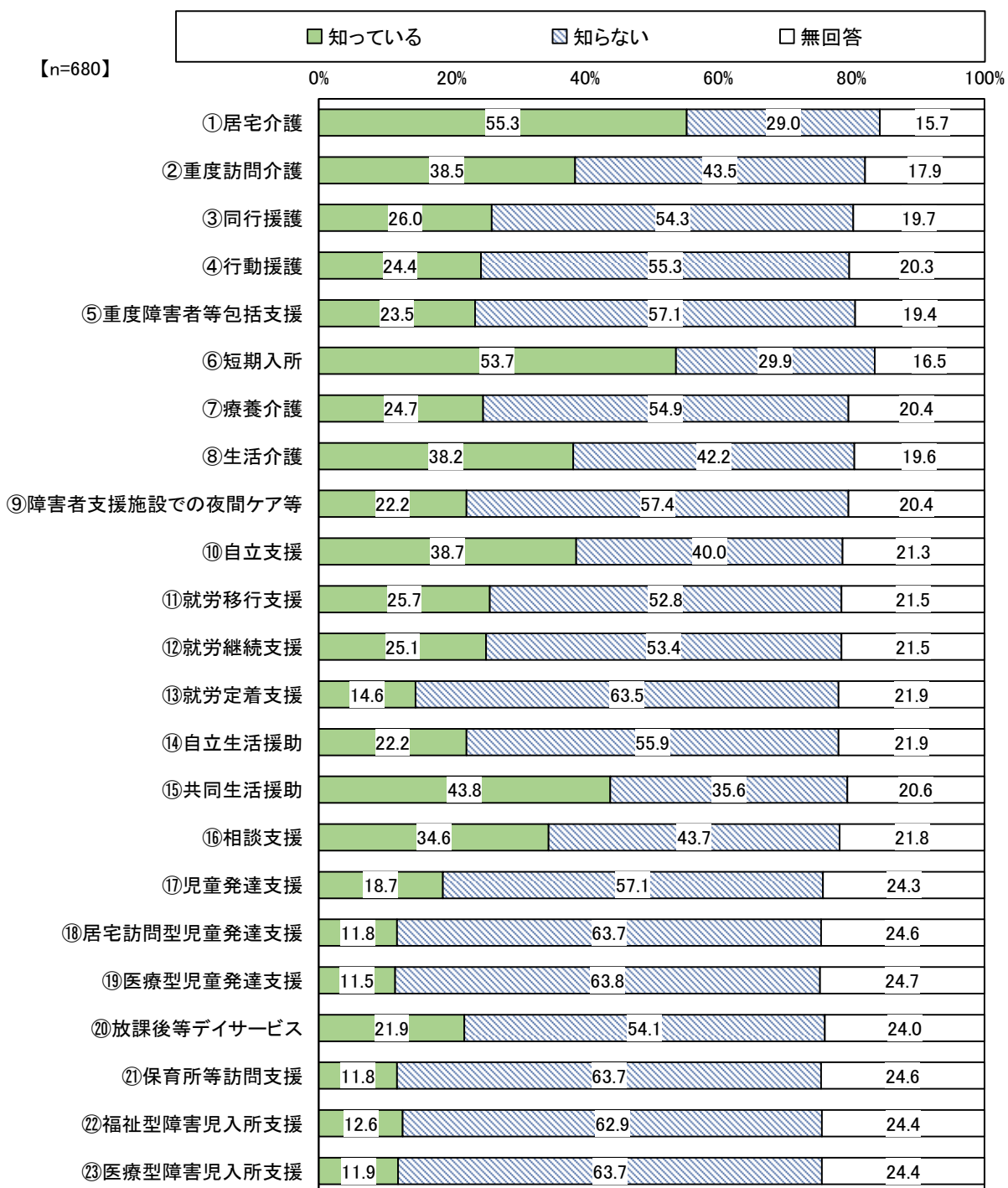


5. 障害福祉サービス等の利用について

問34 あなたは次のサービスをご存じですか。このサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。
 (それぞれについて、「知っていますか」、「現在利用していますか」と「今後利用したいですか」のそれぞれに回答し○をしてください)

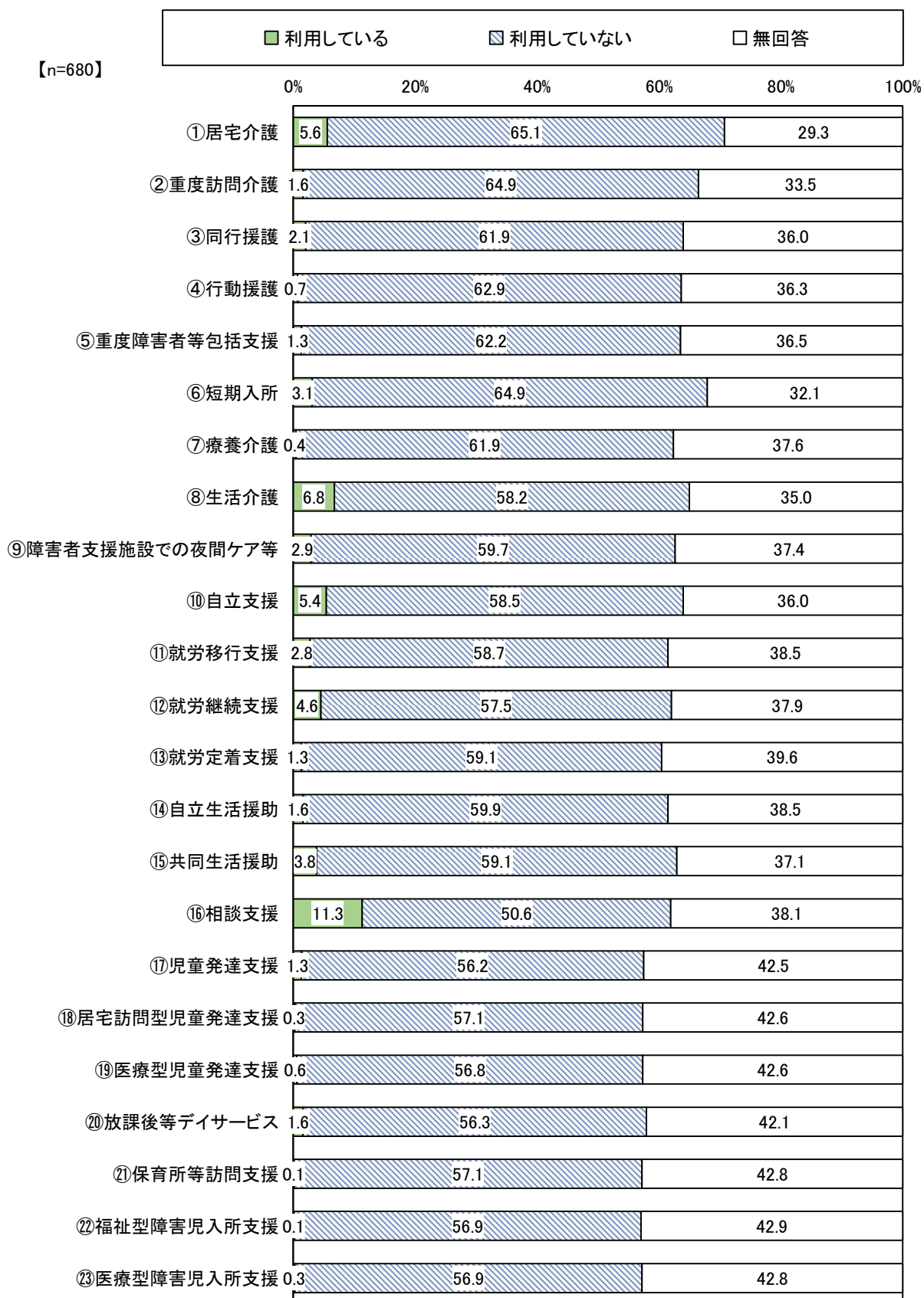
(1) 認知度

障害福祉サービスの認知度について、「知っている」との回答は「①居宅介護」が55.3%と最も多く、次いで「⑥短期入所」が53.7%、「⑮共同生活援助」が43.8%などとなっています。



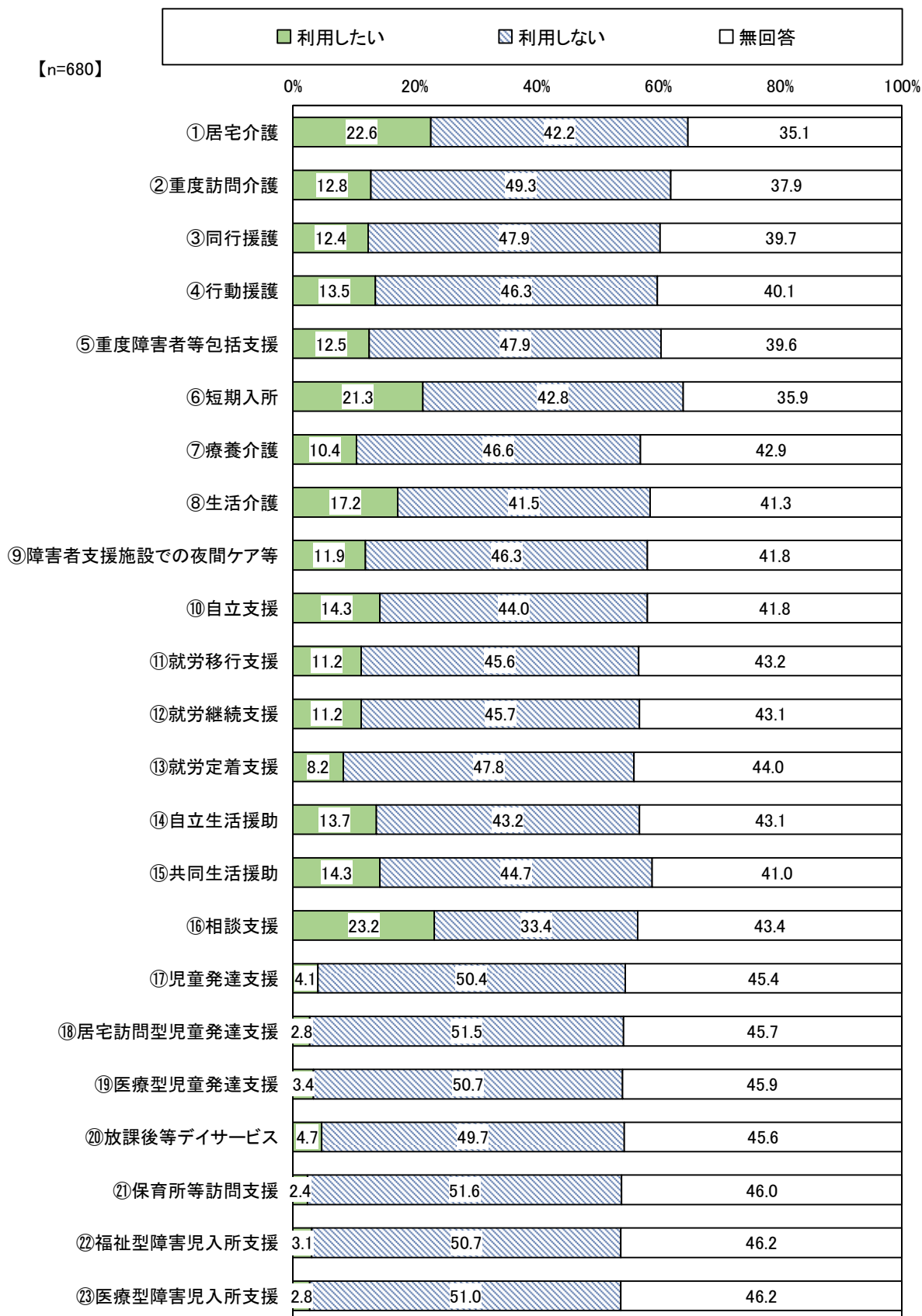
(2) 利用状況

障害福祉サービスの利用状況について、「利用している」との回答は「⑯相談支援」が11.3%と最も多く、次いで「⑧生活介護」が6.8%、「①居宅介護」が5.6%などとなっています。



(3) 利用意向

障害福祉サービスの利用意向について、「利用したい」との回答は「⑩相談支援」が23.2%と最も多く、次いで「①居宅介護」が22.6%、「⑥短期入所」が21.3%などとなっています。



(4) 必要なその他のサービスについて

問35 あなたは、その他にどのようなサービスが必要だと思いますか。(ご自由に記入をしてください)

ほかに必要なサービスとして意見等を、自由記入方式でたずねました。64人(全体の9.4%)の回答者から計72件の意見があり、その内容を項目別にまとめると、以下のようになります。

(件)

福祉サービスに関すること	20
<ul style="list-style-type: none"> ・どのようなサービスがあるか教えてくれるサービス。買い物代行。 ・会話が不自由なので、電話だけのサービスだと不便である。ネットや電話代行サービスが必要な時が多い。 ・障害福祉サービスという名目であるのなら、身体・精神で区別せず、同様のサービスが受けられるようにする事が必要だと思います。 	
外出に関すること	14
<ul style="list-style-type: none"> ・気管切開者の送迎問題。頻繁な吸引が不必要の場合、送迎バスに乗れたり、送迎支援があるとありがたい。 ・車に乗せて移動してくれるサービス。 ・乗りあいタクシーの当日の予約を可能にしてほしい。当日にならないと、体調の波がありすぎて、外出できるかわからない。キャンセルをして迷惑をかけるのがこわくて、利用出来ません。 	
日中の活動・就労に関すること	7
<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者の生活力の向上が図れる機器が多く開発されています。その機器の有効性を理解していただき、現在の社会の動向に合わせた日常生活用具の給付事業を推し進めていただきたく思います。とくに、その機器がどこで取り扱われているかについて知識を得ていただけましたらと思います。 ・障害をクローズ就労した者を会社に支援・配慮してほしいという呼びかけ。 ・学校卒業後、作業所ではなく、一般就労の道が少なく、しかたなく作業所へ行っている人もいます。せっかく働く意志があるのに、サポートが少しでもあれば就労できる、たとえばそのために保護者やサポーターなどに手当などあれば、その意志が現実となり、社会に参加できる。 	
困った事が起きた時に関すること	5
町の障害福祉行政に関すること	4
相談や福祉の情報に関すること	3
その他	19

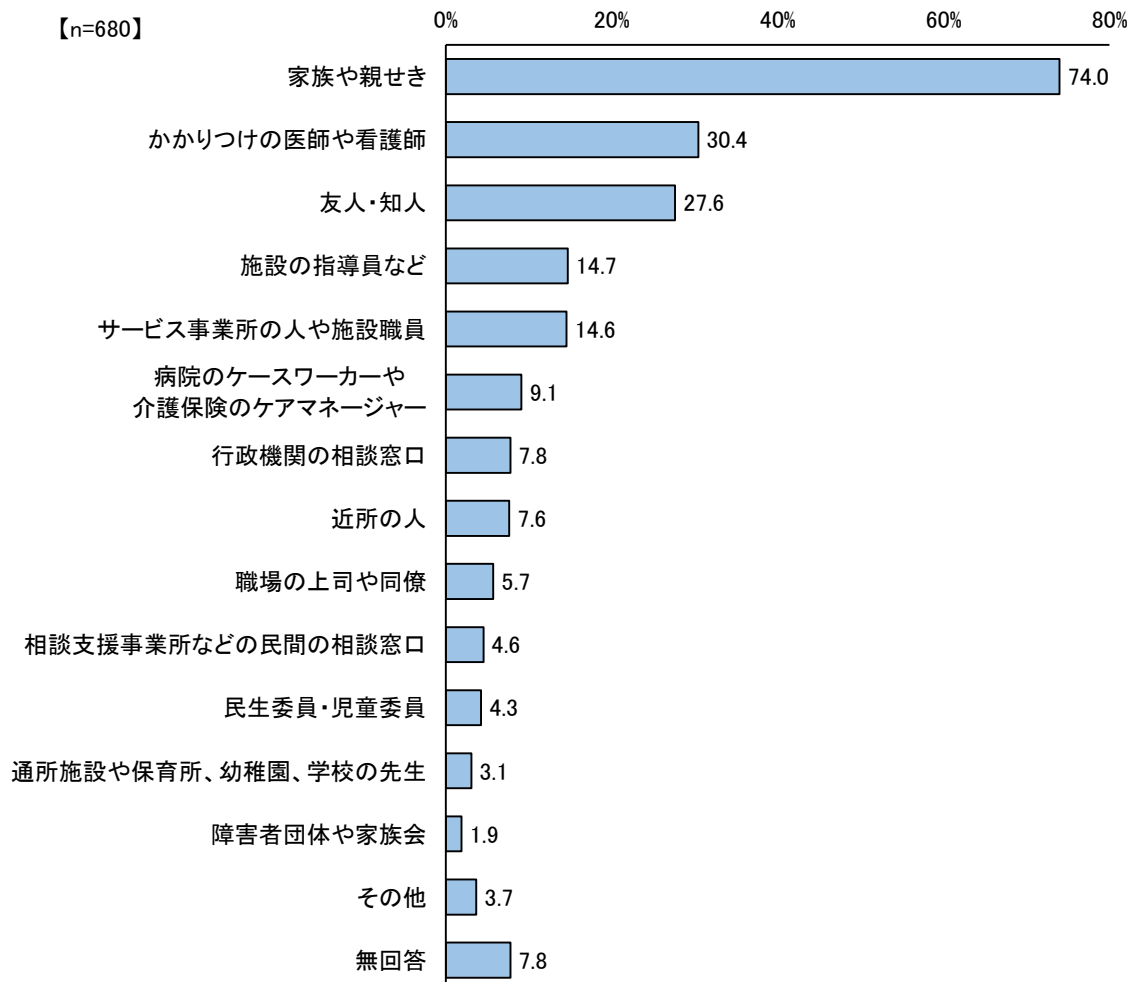
6. 相談相手について

(1) 悩みや困り事の相談相手

問36 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

(あてはまるものすべてに○)

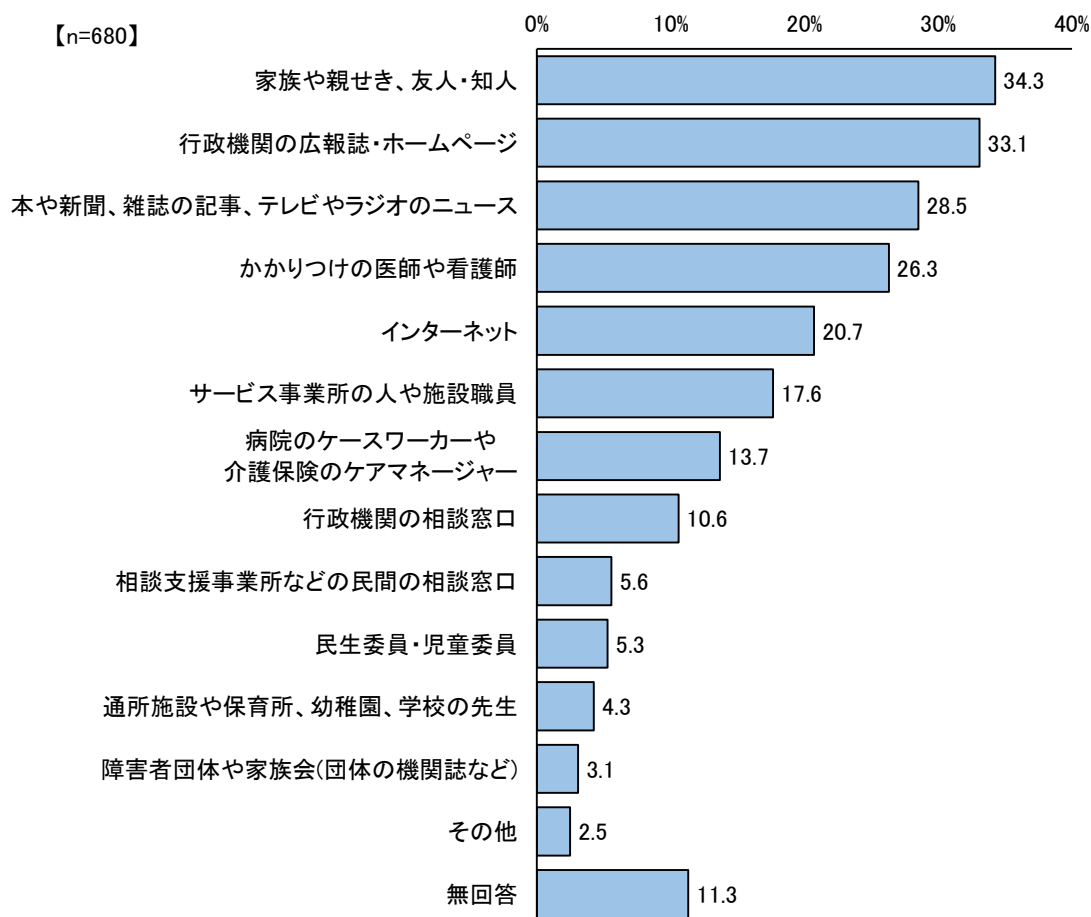
「家族や親せき」が74.0%で最も多く、以下「かかりつけの医師や看護師」が30.4%、「友人・知人」が27.6%などとなっています。



(2) 障害のことや福祉サービスの情報の入手先

問37 あなたは、障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

「家族や親せき、友人・知人」が34.3%で最も多く、以下「行政機関の広報誌・ホームページ」が33.1%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が28.5%などとなっています。

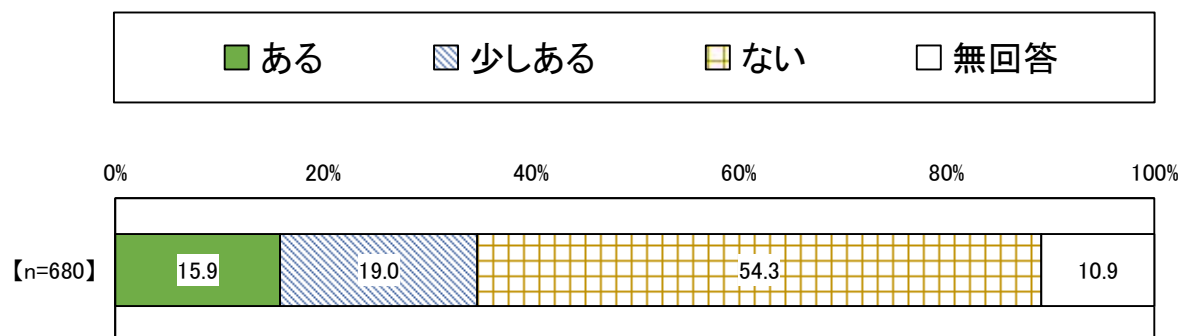


7. 権利擁護について

(1) 差別や嫌な思いをする(した)ことがあるか

問38 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(〇は1つだけ)

「ない」が54.3%で、「少しある」が19.0%、「ある」が15.9%となっています。

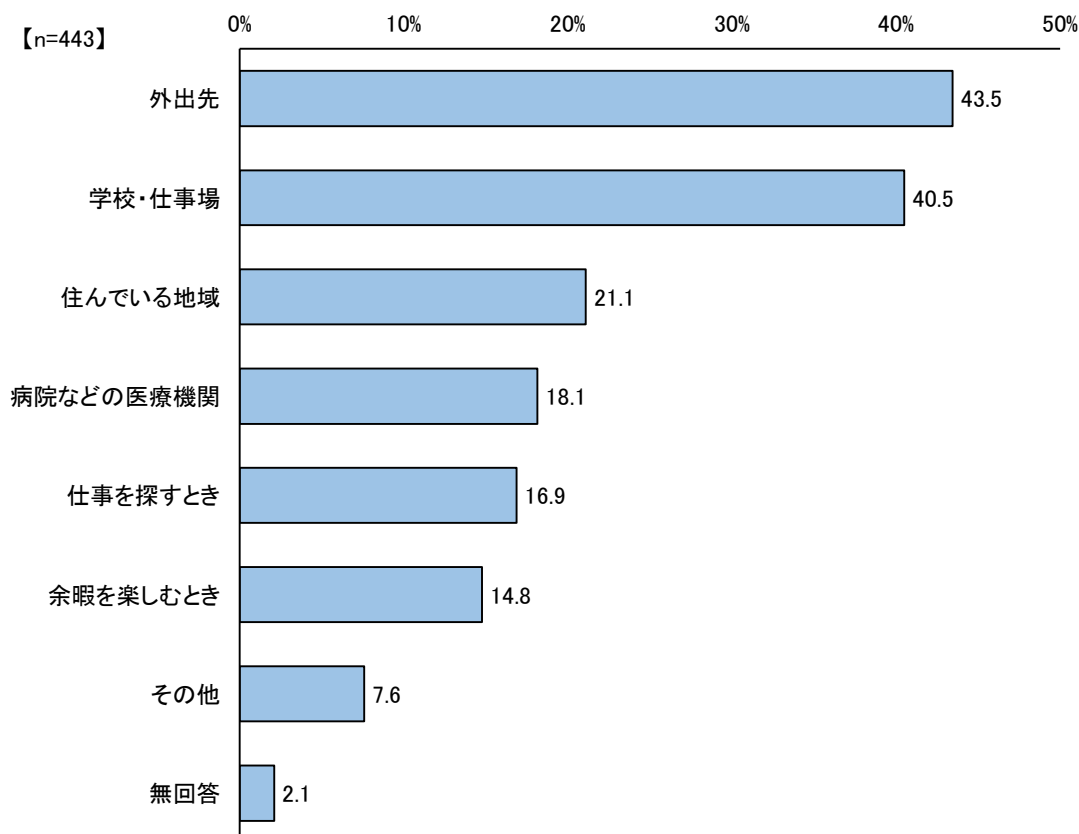


【問38で「ある」又は「少しある」と回答された方にお伺いします。】

(2) どのような場所で差別や嫌な思いをしたか

問39 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに〇)

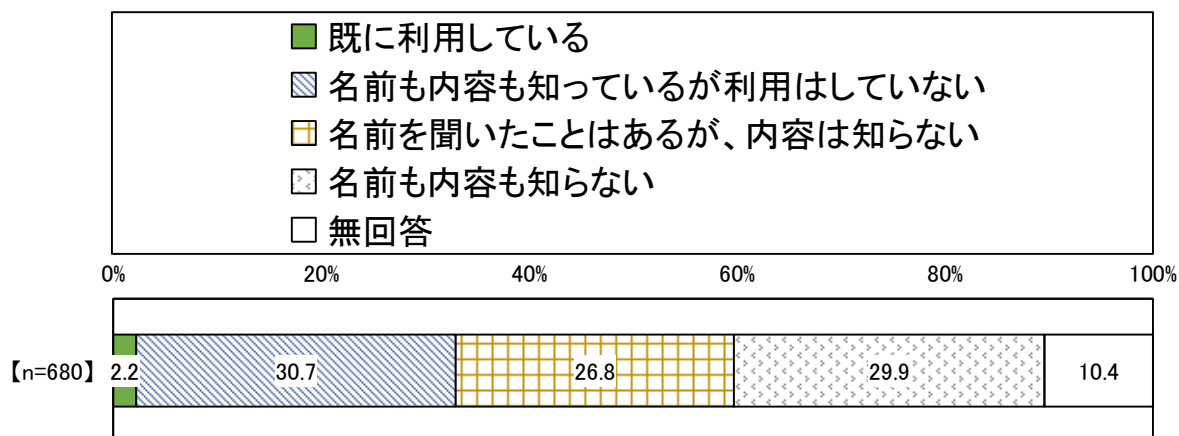
「外出先」が43.5%で最も多く、以下「学校・仕事場」が40.5%、「住んでいる地域」が21.1%、などとなっています。



(3) 成年後見制度について知っているか

問40 成年後見制度についてご存じですか。(○は1つだけ)

「名前も内容も知っているが利用はしていない」が30.7%で最も多く、以下「名前も内容も知らない」が29.9%、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が26.8%などとなっています。

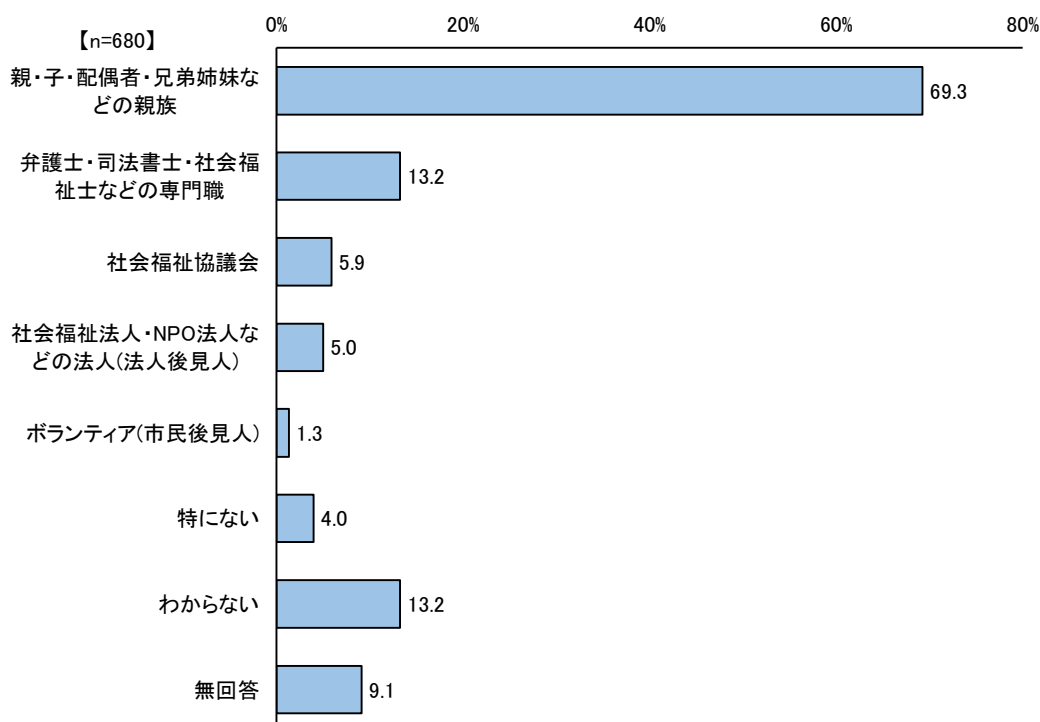


(4) 後見人になってもらいたい人

【仮に将来、あなたが「成年後見制度」を利用する場合についてお伺いします。】

問41 後見人(あなたに代わってあなたの財産・金銭管理、契約等を行う人)は誰になってもらいたいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

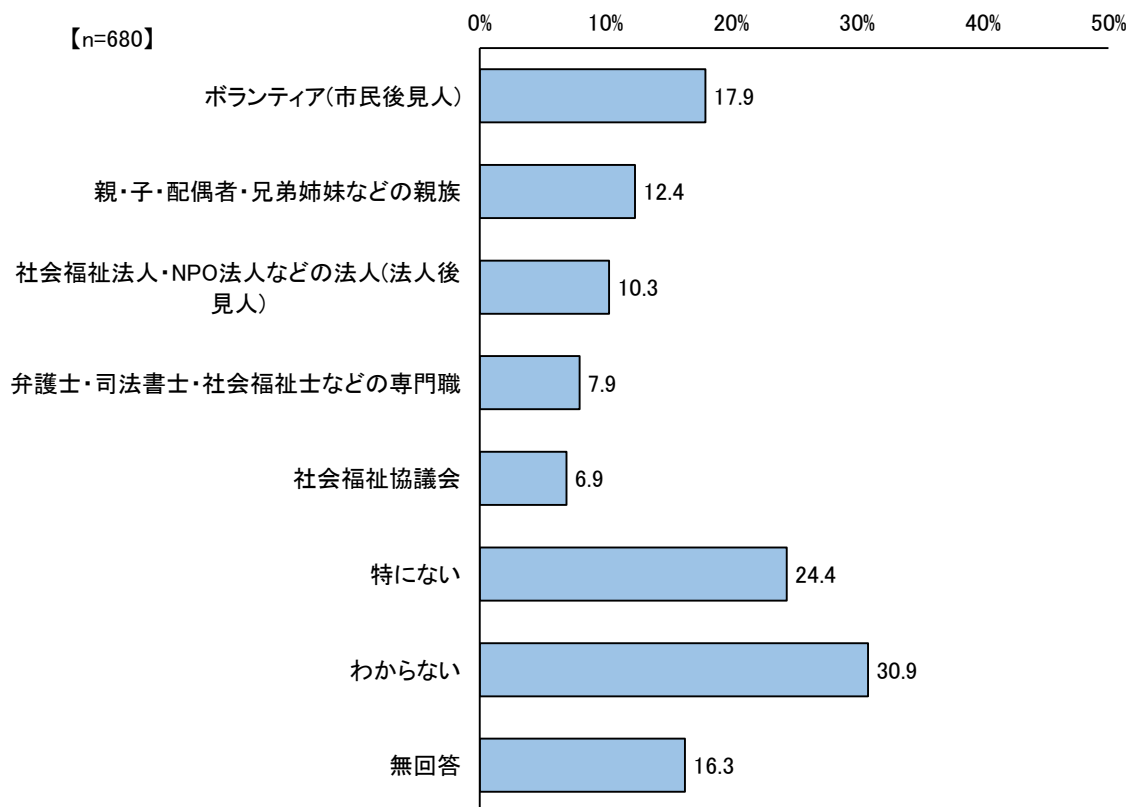
「親・子・配偶者・兄弟姉妹などの親族」が69.3%で最も多く、以下「弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職」が13.2%、「わからない」が13.2%などとなっています。



(5) 後見人になってもらうのに不安や抵抗感がある人・機関

問42 後見人になってもらうのに不安や抵抗感がある人・機関はありますか。
(あてはまるものすべてに○)

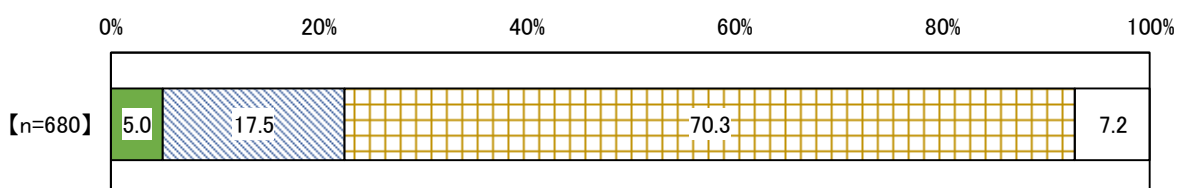
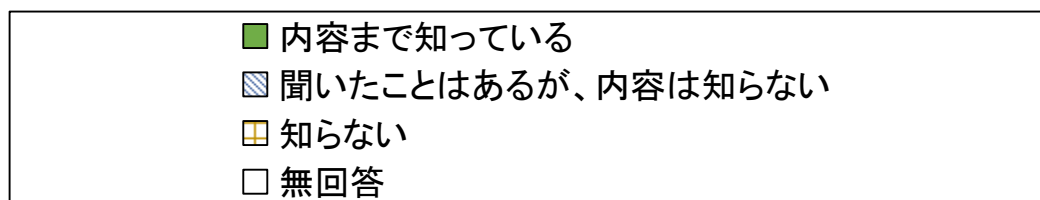
「わからない」が30.9%で最も多く、以下「特にない」が24.4%、「ボランティア(市民後見人)」が17.9%などとなっています。



(6) 「合理的配慮」について知っているか

問43 あなたは平成28年4月1日に施行された「障害者差別解消法」で規定されている「合理的配慮」について知っていますか。(○は1つだけ)

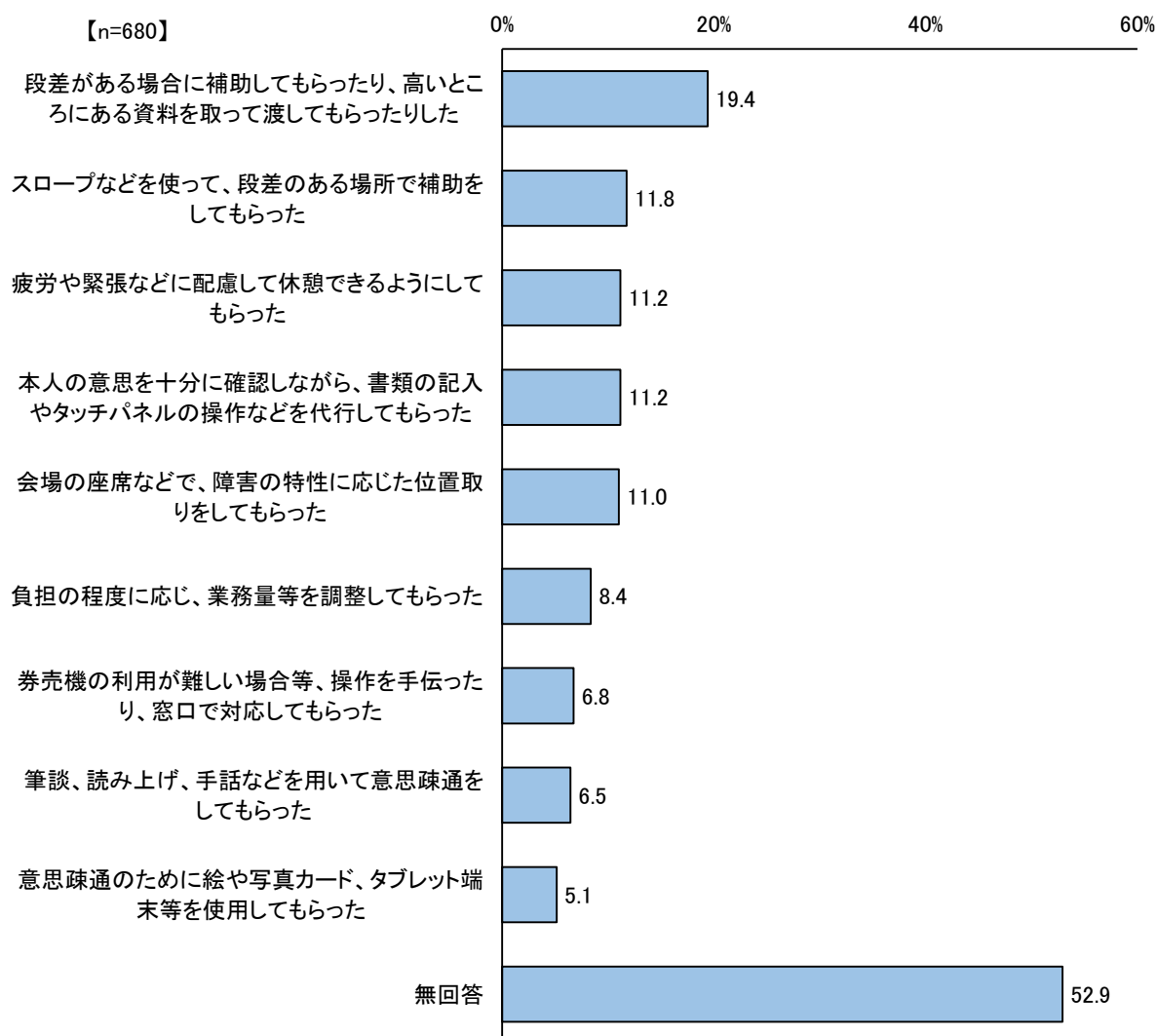
「知らない」が70.3%で、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が17.5%、「内容まで知っている」が5.0%などとなっています。



(7) 配慮されたこと

問44 あなたは次のような配慮をされたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

「段差がある場合に補助してもらったり、高いところにある資料を取って渡してもらったりした」が19.4%で最も多く、以下「スロープなどを使って、段差のある場所で補助をもらった」が11.8%、「疲労や緊張などに配慮して休憩できるようにしてもらった」が11.2%などとなっています。



(8) ほかに必要な配慮

問45 上記のほかにどのような配慮(はいりょ)が必要だと思いますか。(ご自由に記入をして下さい)

現在困っていることや心配事について、自由記入方式でたずねました。60人(全体の8.8%)の回答者から計62件の意見があり、その内容を項目別にまとめると、以下ようになります。

(件)

障害に対する理解について	14
<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業が障害者に対し一層の理解を深め、出来る仕事を与えて頂ける様、門戸を広く開けて頂ける様な社会が出来ればと思います。人間だれしも平等で有り生きる権利がありますので障害者等にも優しい社会になれば良いのですが…!! ・精神疾患は人によりだいぶ違いがあると思うので、職場での理解が必要だと思いますがなかなか理解されにくい。 ・目に見えない障害(又は特性)があることを知ってほしい。強い光が苦手、大きな音が苦手、匂いに敏感すぎて頭痛になる。独りで外に出られない人がいることを知ってほしい。決して、何もしないだらしのない人ではありません。外で何かしたくても、緊張がひどく、出られないのです。 	
障害を理由とする差別等に関すること	7
<ul style="list-style-type: none"> ・思いやり、優しさ。困っている人への対応が冷たい。自分より弱い人間に対して攻撃します。 ・マスコミ、社会がうるさいために逆差別になっている。 ・声による伝達が理解しにくいいため、メモ等で示してほしい。無言でのコミュニケーションが出来ないので、声又はメモで言ってほしい。小バカにして笑わないでほしい。無視しないでほしい。情報を私にも伝えてほしい。一方的に悪者にしないでほしい。 	
日中の活動・就労について	7
<ul style="list-style-type: none"> ・自力でできることであれば時間をかけてでも自分でやってみたいと思うことがある。また、自分でもできそうなことがあれば、介助されながらも挑戦できればと願う。 ・職場の上司に一度、厚労省の就労パスポートをよんでもらう。 ・職場等で定期的(月1回)に上司や専門の相談員等、相談を行う機会がある。普段から相談がしやすい雰囲気がある。業務の進め方について、他の人と違うやり方でも、大きく問題がなければ許容する(もちろん上長と相談してからなど)など、当事者のやりやすい方法を尊重していく(例、メモをとった内容を復唱して確認、手書き入力をPC入力でも可とする)←を職場全体に周知する。 	
市の福祉行政に関すること	6
困り事・心配事について	5
外出に関すること	4
福祉サービスに関すること	2
その他	17

8. 自由意見について

問46 あなたが現在困っていることや心配ごとについて、何かありましたら、この枠にご自由にご記入ください。

現在困っていることや心配事について、自由記入方式でたずねました。133人(全体の19.6%)の回答者から計153件の意見があり、その内容を項目別にまとめると、以下のようになります。

(件)

生活の不安・将来の不安について	51
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の診断、通院、手帳の保有のこと、すべて隠して生きているのがつらいです。とにかく将来のことが不安です。毎日おびえて生活しています。町は私みたいに障害を隠して生きている人のことをわかってほしいです。アルバイト生活17年もしています。金がたまりません。親亡き後の生活を恐れています。就職活動をあきらめかけています。 ・障害福祉サービスに関する情報の集め方、利用の仕方。本当に福祉に関する事を相談して良いのか。学校卒業後の生活のしかた。1人で言われれば出来るが、言われないと何もしない、行動が出来ないので伝えてくれる人が必要。 ・介助者である夫に自分ができないことを頼っている為、勤務形態の大きな変更があったりすると、買い物はおろか、通院もできなくなり、又、生活もできなくなるのではないかと心配。同様に、夫が病になったら、助けてくれる人がいないので心配。 	
外出に関する事	18
<ul style="list-style-type: none"> ・聴力障がい者の高齢者は、一般の高齢者との交流が難しく参加できない。コミュニケーションは手話を使いますが筆談だと書くのが大変な為一般の様な色々交流・イベントの参加難しいです。 ・1日おきに人工透析に通っているが、年をとって車で通院出来なくなったら自家から通うのに不便になるから、その時は病院の近くに引越するかまよっている。 ・ガソリン費の補助をして下さい。タクシー利用券のみでは不便です。よろしくお願いします。 	
福祉サービスに関する事	16
<ul style="list-style-type: none"> ・ストマ(膀胱)の助成を受けているが、大変ありがたい。財政大変な中で、今後共続けてほしい。 ・何年か先、運転免許証の返納についてはデマンドタクシーの使い勝手が大きく影響すると思う。 ・申請等の簡素化。本人以外の申請等、更新の自動化。このアンケート等が障がい者に大変。 	
日中の活動・就労について	14
町の障害福祉行政に関する事	12
相談や福祉の情報に関する事	9
住まいの場に関する事	9
障害に対する理解について	5
災害の備えに関する事	4
その他	15

2 計画策定の経緯

令和5年6月29日～ 7月21日	アンケート調査実施(町内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の方)
令和5年8月25日	第1回 寄居町高齢者保健福祉計画及び寄居町障害者計画等策定庁内検討委員会開催 地域福祉計画等策定委員会委嘱式・ 第1回 地域福祉計画等策定委員会開催
令和5年9月27日	第2回 寄居町高齢者保健福祉計画及び寄居町障害者計画等策定庁内検討委員会開催
令和5年10月11日	政策会議（計画骨子案の協議）
令和5年11月2日	第2回 地域福祉計画等策定委員会開催
令和5年12月5日	寄居町議会全員協議会（計画骨子案の説明）
令和5年12月22日	寄居町議会全員協議会（計画骨子案に対する意見の聴取）
令和5年12月14日～ 令和6年1月12日	パブリック・コメント実施
令和6年1月11日	第3回 寄居町高齢者保健福祉計画及び寄居町障害者計画等策定庁内検討委員会開催
令和6年1月22日	政策会議（計画案の協議）
令和6年2月2日	第3回 地域福祉計画等策定委員会開催

3 用語の解説

【A～Z】

I O T

Internet of Things（インターネット・オブ・シングス）の略で、様々な物がインターネットにつながることを指しています。例えば、センサー付きのオムツで呼吸と尿漏れの異常を感知し、インターネットで異常を送信すれば、早急に対応しやすくなり、家族、介護者、保育士等の負担軽減にもつながります。

I C T

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表します。I C Tは、携帯電話、パソコン、タブレットP C、電子黒板などをはじめ、身近な生活にあふれています。障害特性や発達段階等に応じて活用することで、障害者の日常生活、地域生活の障壁を低くしたり、利便性の向上を図ることが可能です。

N P O

広義では非営利団体のことをいいます。狭義では非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことをいいます。最狭義では特定非営利活動促進法により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のことを指します。

【あ行】

一般就労

障害者の就労の形態で、民間企業などで雇用関係に基づき働くことをいいます。一方、就労継続支援事業所などで就労することを福祉的就労といえます。

医療的ケア

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引のほか、カテーテルや透析といったその他の医療行為をいいます。

医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童をいいます。

インクルーシブ教育

障害者が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みで、障害のある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。

インクルージョン

「包摂」「包容」や「包み込むこと」を意味します。教育及び福祉においては、障害の有無にかかわらず、多様性を認めあい一人一人を学校や地域社会が包み込んで共生していく考え方で用いられます。

【か行】

グループホーム

障害者が地域で自立した生活を進めるための住まいの場で、日常生活の相談が必要な人に世話人を配置し、家事支援、日常生活の相談などを行います。

ケアラー、ヤングケアラー

高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話、その他の援助を提供する人をケアラーといいます。中でも18歳未満のケアラーをヤングケアラーといいます。

高次脳機能障害

事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下等の症状が現れ、日常生活や社会生活に支障がおこる障害をいいます。

合理的配慮

障害者がほかの人と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であり、特定の場合において必要とされるもので、かつ、均衡を失くした又は過度の負担を課さないものをいいます。(障害者権利条約第2条)

【さ行】

埼玉県総合リハビリテーションセンター

上尾市に設置されている障害者に対するリハビリテーション活動の埼玉県の中核施設で、相談・判定から医療・職業訓練・社会復帰までの総合的なリハビリテーションを実施するとともに、リハビリテーションの技術向上を図るための研究・研修事業を実施しています。

埼玉県発達障害総合支援センター

発達障害のある18歳以下の児童や保護者の方が日常生活に必要な支援が受けられるように、発達障害の支援ができる人材の育成や、親への支援、地域の支援機関への助言、県民からの相談を行っています。

児童委員

『児童福祉法』に基づき町の各区域に配置されている民間の奉仕者のことをいいます。児童委員は民生委員を兼ねることとなっています。

社会福祉協議会

地域福祉及びその技術の普及推進と、民間福祉事業やボランティア活動の推進、支援を目的としている民間団体のことをいいます。民間団体ではありますが、社会福祉法に定められており、国、都道府県、特別区、政令指定都市（行政区＝地区）、市町村単位で組織されています。社会福祉法人格を持ち、「公私共同」「半官半民」で運営されており、民間と公的機関・組織の両面のメリットを生かした事業を展開しています。

重層的支援体制

地域住民の複合・複雑化したニーズに対応する断らない包括的な支援を提供するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する体制です。地域における重層的支援体制の整備に向けて、重層的支援体制整備事業が創設されました。

就労継続支援A型

企業などに就労することが困難な障害者に対し、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスのことをいいます。

就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害者に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスのことをいいます。

手話奉仕員

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術の習得者です。

障害支援区分

障害者総合支援法では、公平なサービス利用を実現するために、障害者一人ひとりへのサービスの必要性を明確に判断するための「障害支援区分」を設けています。障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表しており、6段階に区分されています(区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い)。

障害者基幹相談支援センター

障害のある方に対する町の中心的な相談事業所として、障害福祉事業所などと連携し、障害のある方が安心して暮らしていただけるように相談支援を行います。

障害者基本法

障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策に関して、基本理念を定め、国や地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的とする法律です。

障害者就労支援センター

障害者本人や家族からの就労に関する相談を受ける機関です。寄居町障害者就労支援センター（福祉課内）では、町内に在住の方が利用できます。

障害者総合支援法

正式名称は『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』といい、障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律です。

自立支援医療

障害者総合支援法に基づく医療給付で、原則として90%の医療費を医療保険と公費で負担し、10%を自己負担としています。

自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉サービスに関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村が設置する協議会のことをいいます。中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関との連携強化、社会資源の開発・改善などが主な機能として挙げられます。なお、現在、障害者総合支援法上は、単に「協議会」という名称になっています。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が十分でない人たちの判断能力を補い、権利を保護する制度です。

【た行】

地域活動支援センター

障害者総合支援法に定められている、障害によって働くことが困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設のことをいいます。その目的によってⅠ型（精神保健福祉士などの専門職員を配置し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う事業）、Ⅱ型（入浴や食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、レクリエーションなどを行う事業）、Ⅲ型（旧小規模作業所）に分かれます。

地域包括ケアシステム

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のことです。地域包括ケアシステムは、それぞれの地域の実状に合わせて医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指しています。

特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とした学校のことをいいます。

【は行】

発達障害

自閉症スペクトラム・アスペルガー症候群（ASD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）の大きく3つに分けられる脳機能の障害をいいます。

発達障害者支援センターまほろば

発達障害のある19歳以上の方や支援機関に発達障害やその支援に関しての相談支援、人材育成のための研修会や普及啓発活動を行っています。

バリアフリー

高齢者や障害者等の行動を妨げている建築的な障壁を取り除くことをいいます。最近では、高齢者や障害者等が社会的、心理的に受けている偏見や差別意識を取り除く「こころのバリアフリー」も含まれています。

ハローワーク

公共職業安定所のことをいいます。国民に安定した雇用機会を確保することを目的として国（厚生労働省）が設置する行政機関です。

ピアサポート

ピアとは、「仲間、同輩、対等者」という意味で、生きづらさを感じる課題や環境を同じくする当事者や経験者が互いを支え合う活動をいいます。互いで支え合うことで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られると評価され始めています。

避難行動要支援者

障害者、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のことをいいます。

ペアレントトレーニング

軽度発達障害の子ども達はそれぞれに特徴的な困難をかかえています。その特徴的な困難を踏まえ、「してほしくない行動」や「してほしい行動」といった子どもの行動に焦点をあて、具体的にどのような対応ができるかを学習していくプログラムです。

ペアレントプログラム

子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信をつけることを目的としたグループ・プログラムです。地域での普及を図るために開発されたプログラムで、発達障害の有無に関わらず有効とされています。

【ま行】

民生委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々であり、「児童委員」を兼ねています。

【や行】

要約筆記者

所定の講習を受けて要約筆記の技術を取得し、聴覚障害者のために要約筆記をする人のことをいいます。

【ら行】

リハビリテーション

障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的プログラムにとどまらず、障害者のライフステージの全ての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指すという考え方の中で、障害者施策の重要な理念の一つです。また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もあります。

レスパイトケア

在宅の障害者や障害児を介助する家族に一時的な休息を行うための援助を行うことをいいます。

寄居町高齢者保健福祉計画
寄居町障害者計画
第7期寄居町障害福祉計画
第3期寄居町障害児福祉計画

令和6年3月

発行：寄居町福祉課

〒369-1292

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

TEL 048-581-2121

<https://www.town.yorii.saitama.jp/>

